

平成 31 年

第 2 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 31 年 3 月 4 日

閉 会 平成 31 年 3 月 18 日

大 津 町 議 会

平成31年第2回大津町議会定例会 会期日程

| 月 日 | 曜 | 開 議 時 刻 | 区 分 | 日 程 | 備 考 |
|-------|---|------------|-----|---|--------------------|
| 3月 4日 | 月 | 午前10時 | 本会議 | 開会、提案理由の説明 | |
| 3月 5日 | 火 | 午前10時 | 本会議 | ・先議議案第2号から議案第10号まで質疑、討論、表決 ・議案第11号から議案第25号まで質疑、委員会付託 | 一般質問締切日 正午まで |
| 3月 6日 | 水 | 午前10時 | 委員会 | 各常任委員会 | 午前9時 議運 一般質問順番等 |
| 3月 7日 | 木 | 午前10時 | 委員会 | 各常任委員会 | |
| 3月 8日 | 金 | 午前10時 | 委員会 | 各常任委員会 | |
| 3月 9日 | 土 | | 休 会 | 議案等検討 | 各中学校卒業式 |
| 3月10日 | 日 | | 休 会 | 議案等検討 | |
| 3月11日 | 月 | 午前10時 | 委員会 | 各常任委員会 | |
| 3月12日 | 火 | | 休 会 | 議案等整理 | |
| 3月13日 | 水 | 午前10時 | 本会議 | 一般質問 | |
| 3月14日 | 木 | 午前10時 | 本会議 | 一般質問 | |
| 3月15日 | 金 | | 休 会 | 議案等整理 | |
| 3月16日 | 土 | | 休 会 | 議案等整理 | |
| 3月17日 | 日 | | 休 会 | 議案等整理 | |
| 3月18日 | 月 | 午前10時 | 本会議 | 委員長報告、質疑、討論、表決、閉会 | |
| 会 期 | | | | 15 日 間 | |

本 会 議

提 案 理 由 説 明

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 大津町議会議場執行部席の変更について
- 議長行事報告
- 専決処分の報告について（2件）
- 陳情書（3件）
- 平成30年度定期監査報告書
- 平成30年12月例月出納検査の結果について
- 平成31年1月例月出納検査の結果について
- 平成31年2月例月出納検査の結果について

平成31年第2回大津町議会定例会会議録

平成31年第2回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第1日)

平成31年3月4日(月曜日)

| | |
|-----------------------------------|--|
| 出席議員 | 1番 三宮美香 2番 山部良二 3番 山本富二夫 4番 金田英樹 5番 豊瀬和久 6番 佐藤真二 7番 本田省生 8番 府内隆博 9番 源川貞夫 10番 大塚龍一郎 11番 坂本典光 12番 手嶋靖隆 13番 永田和彦 14番 津田桂伸 15番 荒木俊彦 16番 桐原則雄 |
| 欠席議員 | |
| 職務のため出席した事務局職員 | 局長 矢野好一 書記 大塚知里 |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町長 家入勲 会計管理課長 坂本一正 副町長 田中令児 兼 会計課長 総務部長 本郷邦之 総務部総務課主幹 伊東正道 兼 行政係長 住民福祉部長 藤本聖二 総務部財政係長 本司貴大 兼 財政課長 兼 財政推進係長 経済部長 古庄啓起 教育長 吉良智恵美 土木部長 大田黒哲郎 兼 教育係長 兼 工業用水道課長 兼 教育係長 市原紀幸 総務部総務課長 羽熊幸治 兼 選挙管理委員会書記長 兼 農業委員会事務局長 荒牧修二 総務部財政課長 白石浩範 |

会 議 に 付 し た 事 件

| | |
|---------|---|
| 議案第 2 号 | 大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 議案第 3 号 | 平成30年度大津町一般会計補正予算（第6号）について |
| 議案第 4 号 | 平成30年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 議案第 5 号 | 平成30年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）について |
| 議案第 6 号 | 平成30年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）について |
| 議案第 7 号 | 平成30年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）について |
| 議案第 8 号 | 平成30年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について |
| 議案第 9 号 | 平成30年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について |
| 議案第10号 | 平成30年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 議案第11号 | 大津町重度心身障害者医療助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第12号 | 大津町農村地域工業導入促進審議会条例の一部を改正する条例について |
| 議案第13号 | 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第14号 | 大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第15号 | 大津町学童保育施設条例の一部を改正する条例について |
| 議案第16号 | 町道の路線廃止について |
| 議案第17号 | 町道の路線認定について |
| 議案第18号 | 平成31年度大津町一般会計予算について |
| 議案第19号 | 平成31年度大津町国民健康保険特別会計予算について |
| 議案第20号 | 平成31年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算について |
| 議案第21号 | 平成31年度大津町公共下水道特別会計予算について |
| 議案第22号 | 平成31年度大津町介護保険特別会計予算について |
| 議案第23号 | 平成31年度大津町農業集落排水特別会計予算について |
| 議案第24号 | 平成31年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 議案第25号 | 平成31年度大津町工業用水道事業会計予算について |

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 3 1 年 3 月 4 日 (月) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 2 号 大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例について
- 日程第 5 議案第 3 号 平成 3 0 年度大津町一般会計補正予算 (第 6 号) について
- 日程第 6 議案第 4 号 平成 3 0 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3
号) について
- 日程第 7 議案第 5 号 平成 3 0 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託
特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 8 議案第 6 号 平成 3 0 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 4 号)
について
- 日程第 9 議案第 7 号 平成 3 0 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) に
ついて
- 日程第 1 0 議案第 8 号 平成 3 0 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 3
号) について
- 日程第 1 1 議案第 9 号 平成 3 0 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3
号) について
- 日程第 1 2 議案第 1 0 号 平成 3 0 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号)
について
- 日程第 1 3 議案第 1 1 号 大津町重度心身障害者医療助成に関する条例の一部を改正す
る条例について
- 日程第 1 4 議案第 1 2 号 大津町農村地域工業導入促進審議会条例の一部を改正する条
例について
- 日程第 1 5 議案第 1 3 号 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 議案第 1 4 号 大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号 大津町学童保育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 町道の路線廃止について
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 町道の路線認定について
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 平成 3 1 年度大津町一般会計予算について

- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 平成 3 1 年度大津町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 平成 3 1 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 平成 3 1 年度大津町公共下水道特別会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 平成 3 1 年度大津町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 平成 3 1 年度大津町農業集落排水特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 平成 3 1 年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 平成 3 1 年度大津町工業用水道事業会計予算について
一括上程、提案理由の説明

午前 1 0 時 0 0 分 開会

開議

○議 長（桐原則雄君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、ご報告があります。

大津町議会の議会だよりが、熊本県町村議会広報コンクールのグランプリにつづき、全国町村議長会主催第 3 3 回町村議会広報コンクールにおいて、2 7 6 市町村の参加の中で奨励賞、企画・構成部門を受賞しました。全国コンクールでの表彰は、誠に名誉なことであります。

よって、受賞の報告を、議会広報編集特別委員会の 5 名の皆様、並びに代表をいたしまして、委員長の豊瀬和久君が行います。

豊瀬和久君外委員の方、前の方にどうぞ。

○5 番（豊瀬和久君） 皆様、おはようございます。このたび、大津町の議会だよりが広報全国コンクールにおきまして、企画・構成部門におきまして奨励賞をいただきさせていただきました。これは一重に、議員の皆様と執行部の皆様のご協力により、全員の力で作りあげた議会だよりだからであったのではないかと考えております。

そして、このような本会議の席上でご紹介をしていただき、大変にありがとうございました。これからも引き続き、住民の皆様に親しまれる議会だよりを広報委員 5 人全員で力を合わせてつくってまいりますので、引き続き、皆様のご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、大変にありがとうございました。

〔拍 手〕

○議 長（桐原則雄君） おめでとうございました。では、ご着席をお願いします。

ただいまから、平成 3 1 年第 2 回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（桐原則雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番佐藤真二君、7番本田省生君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（桐原則雄君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸君） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会において、審議と経過と結果について報告いたします。

当委員会は、2月25日午前10時から町民交流施設集会室において、永田議員、坂本議員が欠席でしたので、議会運営委員4名出席で、また、桐原議長に出席を願ひまして、平成31年第2回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案について執行部から説明を求め、取り扱いについて協議いたしました。また、議事日程、会期日程、その他の議会運営全般について協議いたしました。

なお、町長提出議案について、議案第2号から議案第10号までの9議案については、先に議決すべき案件でありますので、5日の本会議において質疑、討論のあと、表決とすることに決しました。

一般質問については、本日の町長の施政方針を聞いたあと、5日の正午までの提出といたしました。したがって、6日の午前9時から議会運営委員会を開催し、一般質問の順番を決することになりました。

会期日程については、議席に配付のとおりです。本日から3月18日までの15日間といたしました。なお、最終日に変更契約案件が追加提出される予定です。以上、桐原議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から3月18日までの15日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの15日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（桐原則雄君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 議案第2号から日程第27 議案第25号まで一括上程・提案理由の説明

○議 長（桐原則雄君） 日程第4 議案第2号、大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第27 議案第25号、平成31年度大津町工業用水道事業会計予算についてまでの24件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の定例会に提案しております議案の説明に先立ちまして、町政の基本姿勢について、所信の一端を述べさせていただきたいと思えます。

大津町はもとより、県内各地に甚大な被害をもたらしました熊本震災の発生から丸3年を迎えようとしています。この間、被災された方々の1日も早い生活再建と、町の復旧・復興を目指すため、国や県の支援もいただきながら、そして何よりも町民の皆さんや地域の力により確実に大津町は元気を取り戻しつつあります。

しかし、いまだ地震の影響により、生活の再建途中の方々も多くいらっしゃる状況にあります。引き続き、町民の皆さんとともに、復旧・復興をさらに加速させていく所存でございます。

昨年3月に策定いたしました、第6次大津町振興総合計画に則り、「夢と希望がかなう元気大津」を町の将来ビジョンとして掲げ、持続可能なまちづくりを目指し、各種施策を実施してまいります。

その中で、平成30年度から新たな振興総合計画に基づき、実施計画を策定し、具体的な施策に取り組みを始めました。

まず、熊本地震からの復旧・復興についてでございます。

熊本震災の被災者の生活再建と自立・見守り・相談支援といった総合的な生活支援を行うため、引き続き地域支え合い事業、その他被災者支援事業を推進してまいります。また、復興基金創意工夫分を活用した被災者見守り活動も実施いたします。

併せて、平成30年度から建設が始まった、4カ所の災害公営住宅ですが、町としても、被災された方が安心して暮らせる住まいを確保することはもちろんですが、併せて、入居後の生活において、スムーズにコミュニケーションが図られ、ひいては、地域に住む人全員が支え合う、共助のまちづくりができるよう、関係課が一体となって支援をしてまいります。

また、宅地耐震化推進に関する事業や被災住宅地復旧支援事業といった、熊本震災後の復旧・復興に関わる事業も展開してまいります。

次に、復旧・復興と同時に重要な、災害時にいかに命を守り、災害に強いまちづくりをどう作り上げていくかについてでございます。

日本では、近年、毎年のように各地で大きな被害が発生しています。そのたびに、いかに自分の身を守り、命を守り、自助・共助・公助を実現することが大事なのか思い知らされます。

熊本震災から丸3年と申しましたが、決して風化されてはなりません。日ごろからの訓練や備えとして、町では4月のシンポジウムの開催、そして10月には実際の災害時対応を想定した、消防団や防災士連絡協議会等とも連携し、総合訓練に取り組むことで、町民の皆さんが普段から防災を意識した生活を送る一助となるよう引き続き取り組んでまいります。

防災拠点の整備も、計画性をもって毎年進めているところでございますが、災害時の司令塔であり、防災拠点として位置づけられる庁舎の建設が本格的に始まる予定です。町民にとって身近に感じられる庁舎、そして、災害時には防災機能も果たす、安心安全な拠り所となる場所を目指してまいります。

また、町民の皆さんの普段の生活における多様なニーズに対しても対応していくことが求められていますが、的確に把握すること、その時期・時代に応じた対応策を検討すること、しかも将来に向けても持続可能なまちづくりにつながることも踏まえ、町民の皆さんとともに、実現していくことが大切であると強く認識しているところでございます。

それでは、個別の分野での私の考え方と方針を述べさせていただきます。

まず、産業の分野でございます。これまでも豊かな自然と農林業の振興、他方で生活の糧となる働く場の確保として進められてきた企業誘致を通じての多くの企業立地、そして商工業の発展に伴い、人口増や税収増につながってきましたが、引き続き、農工商併進のまちづくりを進めてまいります。

農業分野では、熊本地震により被災した農地、農業用施設を復旧し、農業用施設機能を維持管理し、効率的な農作業による農業生産性の向上をはじめ、ハード面の整備と、農地を保全し農業を行う人や農業を支える人、また組織への支援を通じて農業生産性の向上やブランド化を目指す、ソフト面の両方の充実を図ってまいります。また、林業では、計画的な森林整備はもちろんのこと、自然の維持や地下水涵養、地球温暖化対策も視野に入れて事業を推進してまいります。

次に、商工業の振興ですが、従来からの企業誘致により、多くの働く場所の確保ができてきましたが、今後とも日本経済や世界経済も視野に入れつつ、企業の動向にも注視しながら、働く場の確保に努めることで、地元高校や企業とも連携し、地域で生まれ育った若い世代が地元で働き、生活の拠点を引き続き地元置き、地域での消費生活による経済活性化、将来の大津町を担う人材の育成も視野にいれた取り組みを進めていきます。

また、世界かんがい施設遺産に登録された白川水系の歴史文化遺産を生かし、町内外にアピールしていくかが重要と考えております。また、大津町には、町内外に誇れるサッカー場や陸上競技場、多目的グラウンドを有する大津町総合運動公園、そして町内に多数立地するホテルがございます。そこで、スポーツと観光を結び付け、スポーツ文化コミッションを推進してまいります。関係機関と連携し、どのように展開していくかが大きな課題でございますが、スポーツ大会の誘致や開催を通じて大津町の魅力を情報発信し、外国の方や様々な世代の多くの方にお越しいただくことで、町の経済活性化はもちろんのこと、町民の地域スポーツ参加への関心を高めること、さらには、町民の健康維持につながるなど、一石二鳥にはとどまらない、大きな相乗効果があるかと期待しております。

続きまして、福祉や保健、教育の分野でございます。今後、本格的な少子高齢化社会が到来します。大津町では、人口増の中、子どもの比率は比較的高く、高齢者率は低い状況ですが、地域によっては少子高齢化が見られます。そこで、各世代や各地域の実情に応じた、きめ細やかな行政サービスや地域活動の支援が必要となります。

一方、増大する福祉・健康分野でのニーズに対して、すべてを行政が担うことは、人的にも財源的にも厳しい状況です。そこで、住民が主体的に地域課題に対応し、非常時の助け合う体制づくり、地

域人材の育成も含めた、地域福祉の実現を引き続き取り組んでまいります。

町民一人一人が生活を送る上で、その年代に応じて必要な医療、福祉サービスのニーズがあります。私たちは、今の町を支えていると同時に、次世代を担う子どもたちに責任をもってバトンタッチしていく責務がございます。行政は、それぞれの段階で時代に合った行政サービスを展開する必要がございます。

次世代を担う子どもたちへの支援については、妊婦健診のほかに、新たに実施予定の特定不妊治療費助成事業をはじめ、出産前後の助成や健診、予防接種、地域子育て支援体制、育児等の相談体制といった子育てで必要とされる各種サポート体制の充実を進めていきます。そして、地域の宝である子どもを安心して育てる体制整備として、就学前の保育体制と就学後の学童保育の充実を図ってまいります。

教育においては、幼児教育の充実、子どもたちの基本的な生活習慣の形成、安全で快適な環境で教育を受けられるための施設整備、基礎学力向上のための学校への支援等を実施してまいります。特に、議会からもご指摘いただいております、小中学校の施設の増築や改修、備品の整備については、計画的に実施してまいります。そして、学習支援指導員の配置による基礎学力向上や、支援を要する児童生徒の学習・生活支援を行う特別支援・学校生活支援補助員の配置により、支援を要する児童生徒の学習・生活支援の充実を図ります。

日々の生活を送り、年齢を重ねる中、病気や介護という課題に直面します。そこで、「住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域社会の形成」を目指し、介護や医療の連携のもと、「地域包括ケアシステム」を構築するとともに、年と重ねても健康で生き生きと充実した人生を送るために、健診や健診結果に応じた指導、その他健康増進事業の充実を図ります。その際、いかに健診を受けていただき、病気予防につながるか、生活習慣病の抑制につながるか、引き続き啓発活動を行うとともに、増大しつつある医療費の抑制に努めてまいります。

障がいのある人についても、地域で生活し、活躍できる社会にすべく、居宅介護、生活介護、就労移行支援、障がい児通所支援といった各種障がい福祉サービス事業や相談支援体制の充実を図ること、教育や保育、医療などと連携した療育体制の整備を図ってまいります。

また、住民生活の利便性の向上を図るため、新たな取り組みとして、町民の皆さんにお支払いいただく税金について、従来の窓口支払いや口座振替に加え、コンビニでも支払いできるよう準備を進めてまいります。そして、住民票のコンビニ交付の準備も進めてまいります。

続きまして、生活環境基盤の整備でございます。このたび、都市計画マスタープランを改定しました。町の振興総合計画に基づき、まちづくりの方向性を示し、土地利用や都市施設の整備などの方針を定めるものでございます。今後は、計画に基づき、地域ごとに将来の大津町の活性化に向けて、持続可能で、地域に応じた計画的な土地利用の推進を行っていく予定で、まず31年度から用途地域の見直しを実施する予定です。

大津町は、北部・中部・南部と地域の特性により区分されます。中部地区は、住宅開発が進み人口が増えています。一方、北部と南部は、人口減の地域が多い実情です。平成28年度より5カ年間の

都市再生整備計画に基づき、北部地区と南部地区の地域の活性化に取り組んでおります。

生活環境基盤の個々の事業としては、子どもたちや地域住民が安心して地域の憩いの場として利用する公園についても、老朽化による改修等の実施、花と緑あふれる親しみのある公園管理に努めます。

町では、多くの町営住宅を管理していますが、熊本震災後、住宅確保に困難な方を対象として、町営住宅の提供や災害公営住宅建設の推進と維持管理に努めてまいります。

環境保全については、4市町で新環境工場の整備を推進するとともに、町民1人1人が意識してごみの減量化、資源の再利用、省資源化、省エネを实践できるよう、引き続き啓発に努めてまいります。

下水道事業については、安全な下水道処理を行い、河川の水質保全に寄与するにあたり、下水道処理場の長寿命化工事を30年度に引き続き新年度でも実施予定でございます。併せて、下水管の維持管理や住宅地増に伴う下水管及び関連施設の増設や改築工事を中長期計画に基づき推進してまいります。

続きまして、生活の移動手段として欠かせない道路と公共交通でございます。

まず、道路でございますが、幹線インフラである国道57号やJR豊肥本線は、大津町の復興や熊本全体の観光面も含めた、なくてはならないインフラであり、1日でも早い復旧が望まれます。現代人の生活エリアは一地域で完結せず、広域的なエリアであることから、地域同士を結ぶ交通インフラの復旧・復興に対して、従来以上に関係機関に要望してまいります。

また、町内の道路については、利用状況や損傷の具合を踏まえ、計画を立て、道路改良と維持に取り組むことで、町民の快適な生活環境の整備に努めます。

次に、公共交通でございますが、町周辺地域での人口減少と高齢化という現状の中、利便性と経済性を兼ねた公共交通のあり方を引き続き検討してまいります。今回、産交バス内牧環状線の廃止と合わせた交通空白地域への乗合タクシー導入により、交通利便性の向上を図ることなどを予定しております。

一方、阿蘇くまもと空港へのアクセス鉄道の整備の問題についてでございますが、町としましても、今後も豊肥本線利用者の利便性の維持向上はもちろんでございますが、熊本震災後に不通となっている肥後大津・阿蘇間の早期復旧などの要望を引き続き行いながら、豊肥本線の沿線自治体として、都市計画マスタープランに基づく土地利用の見直しなどによる地域振興に取り組んでまいります。

このように、様々な施策を展開していく予定でございますが、その根本は、私たち一人一人がいかにかに安心安全で、良質な地域コミュニティが形成され、自助・共助が展開される環境であるかどうかでございます。

そこで、施策としては、地域住民の皆さんが地域のリーダーとして活躍いただけるように、人材育成のための支援も本年度に引き続き、実施してまいります。そして、地域住民の皆様と語り合い、地域の課題の解決策をともに知恵を出し合い、地域に寄り添い、連携して対応できることがあるべき姿であり、地方創生につながる姿と思っております。

併せて、安心安全に過ごせるための防犯対策、交通安全対策はもちろん、年代を超えて楽しみなが

ら学習できる場としての生涯学習、図書館の充実、集会所等地域コミュニティ施設の再建支援、健康づくりも含めた生涯スポーツ活動の充実を図ってまいります。

また、町施設については、公共施設等総合管理計画の改訂や個別施設計画の策定を進め、適切かつ計画的な維持管理に努めてまいります。

人権尊重のまちづくりでは、お互いが人権を尊重する心豊かな住みよい町となるよう、人権啓発福祉センターを拠点として、引き続き様々な事業を行っていくとともに、LGBTへの対応など、近年の新たな人権課題にも対応してまいります。

以上、町政全般の運営に関する基本的な考えと、今後のまちづくりにおける私の考えの一端を申し上げましたが、引き続き、議会また町民の皆さんのご協力をいただき、「夢と希望がかなう元気大津」の実現を目指して、皆さんとともに、全力をあげてまちづくりに取り組んでまいります。

議会をはじめ、町民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、平成31年度の当初予算編成につきまして述べさせていただきます。

平成31年度の当初予算におきましては、引き続き、震災関連の事業を最優先しながら、その他の事業につきましても、優先度の高いものを選択し、予算編成を行っております。

一般会計については、前年の当初予算と比較しますと、熊本震災に係る、宅地耐震化推進事業や新庁舎建設事業などの増額により、約20億1千400万円の増額となっております。

基金につきましては、平成30年度末、残高見込みは、総額54億1千400万円となり、うち財政調整基金は25億7千万円となる見込みであります。

なお、平成31年度の当初予算編成時において、9億4千万円の財政調整基金繰入を予定しておりますので、繰入後の財政調整基金は16億8千万円となる見込みです。

また、平成30年度末、起債残高は、大規模盛土造成地滑動崩落事業など、熊本震災に係る繰越事業の地方債発行が影響し、171億9千356万円となる見込みです。前年度比12億812万円の増となっております。

熊本地震関連の事業費は落ち着きつつあるものの、新庁舎建設事業の本格化、さらには人口増に伴う行政需要への対応、公共施設の老朽化に係る更新費用の増加などへの対応もごございますので、より一層の経費節減を行うとともに、引き続き、効率的な行財政運営をしていかなければならないと考えています。

続きまして、予算関係の提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号、「平成30年度大津町一般会計補正予算（第6号）について」から議案第10号、「平成30年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について」までの8議案の各会計の補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

主なものとしては、国の補正予算成立に伴う、社会資本整備総合交付金事業の都市防災推進事業として、運動公園防災倉庫建設事業、また、企業誘致において、立地協定に伴う工業等振興奨励補助金の増額補正や、平成30年度の人事院勧告及び県人事委員会勧告に伴う給料改定の補正などでございます。そのほか、各事業の確定に伴う補正を計上しております。

平成30年度の一般会計補正予算及び各特別会計合わせて、補正予算として、歳入歳出予算総額に10億9千990万1千円を減額補正するものであり、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第18号、「平成31年度大津町一般会計予算について」から、議案第25号、「平成31年度大津町工業用水道事業会計について」までの8議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案しております予算の総額は、各特別会計合わせて229億7千745万4千円で、前年度比8.8%の増（前年度当初予算額は211億2千267万4千円）となっておりますので、その内、一般会計は155億5千6万7千円で、14.9%の増となっております。

一般会計の主な財源の構成比は、町税が31.2%、地方交付税11.4%、国・県支出金が23.9%、町債が12.8%となっております。

歳出で主なものは、熊本地震関連では、新庁舎建設事業（16億7千744万3千円）、宅地耐震化推進事業（2億4千400万円）、熊本地震復興基金事業など、また、新規事業としまして、災害公営住宅等の見守り支援事業などを計上しております。その他、地震以外では、学童保育施設の新設や、幼児教育無償化に伴う待機児童対策、また、学校施設の雨漏り修理や、今後の生徒数の増加に伴う校舎の増築関係、さらには、行政サービス向上を目的とした、コンビニ交付及びコンビニ収納に関する経費などを計上しております。

このほか、お手元に一般会計の他、各特別会計予算等の概要を配付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

平成31年度の一般会計予算、155億5千6万7千円、各特別会計予算案及び事業会計予算案、74億2千738万7千円を、地方自治第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

続きまして、そのほかの案件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号、「大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じて、職員の給与を改正することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第11号、「大津町重度心身障害者医療助成に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、児童福祉法の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第12号、「大津町農村地域工業導入促進審議会条例の一部を改正する条例について」ですが、農村地域工業等導入促進法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第13号、「特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、大津町農村地域工業導入促進審議会の名称変更、大津町空家等対策協議会の設置、大津町在宅医療・介護連携推進会議の設置、大津町地域学校協働本部の設置に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第14号、「大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第15号、「大津町学童保育施設条例の一部を改正する条例について」でございますが、室小学校敷地内の学童保育施設については、以前、室小学校の余裕教室をしていましたが、現在は、専用施設で学童保育を実施しております。名称を変更するため、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第2号及び議案第11号から議案第15号までの案件につきましては、条例の一部改正でありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

次に、議案第16号、「町道の路線廃止について」及び議案第17号、「町道の路線認定について」でございますが、路線廃止は、新たな道路整備計画があり、一旦路線を廃止するものです。また、路線認定は、廃止した路線の区間を変更し、新たに路線の認定を行うもので、廃止した路線の一部を含み延伸することで新たな道路とするもの、そして、新たに整備を行う路線の認定を行うものです。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、所管部長より詳細説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） この際、念のため申し上げます。

各部長の説明は、議案第2号から議案第10号まで、議案第11号から議案第17号まで、議案第18号から議案第25号まで分けて説明を求めます。

総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） おはようございます。議案第2号、大津町の一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集は1ページから7ページ、説明資料集は1ページから13ページになります。

まず、説明資料集の1ページをお願いいたします。

改正の内容としましては、人事院及び熊本県人事委員会が、給与改定の勧告を行ったことに伴い、大津町の一般職の職員についても、給料、期末勤勉手当等の額を改定しようとするものであります。

熊本県人事委員会の勧告は、従業員数が50人以上の687事業所から無作為抽出した県内214事業所を対象に民間給与の調査を実施し、支給実績を把握した上で、格差を解消することを基本に勧告が行われております。

勧告の内容は、第1に、平成30年の給与改定として、民間給与との格差704円、率にして0.19%を解消するため、給料表の水準を引き上げること、期末勤勉手当については0.05カ月分引き上げること。

2番目に、配偶者及び子に係る扶養手当で、平成30年度は子に係る扶養手当額を300円増額し、8千300円とすること。

3番目に、宿日直手当を、宿日直勤務対象職員の給与の状況等を踏まえ、勤務1回に係る支給額を4千200円から4千400円とするよう勧告をしております。

説明資料集の2ページをお願いします。

大津町における給与改定の内容でございますが、月例給につきましては、行政職給料表の引き上げ額は国に準拠し、初任給は1千500円程度、若年層も1千円程度、その他は400円引き上げを基本とし、若年層に重点を置いた改定となっております。

今回の給料改定により、職員の給料は、月額平均696円引き上げられ、総額では年間で182万2千円の増額となります。

次に、期末勤勉手当については、平成30年度においては、12月期の勤勉手当を0.05カ月分引き上げ、平成31年度からは期末手当を6月期、12月期ともに1.3カ月に、勤勉手当は6月期、12月期ともに0.925カ月に調整し、年間支給率を0.05カ月分引き上げる内容となっております。

今回の引き上げにより、年間総額で409万2千円の増額となります。

次に、扶養手当の段階的見直しでございますが、人事院勧告等に基づき、配偶者に対しては、現在1万円の扶養手当を段階的に減額し、31年度以降は6千500円に減額し、子に対する扶養手当は、現在の扶養手当8千円を、30年度は8千300円に増額しようとするものです。

大津町における影響は、平成30年度においては、対象者が81人で、影響額は46万1千円、平成31年度は、対象者が92名で、影響額は153万1千円となっております。

次に、宿日直手当の見直しでございますが、人事院勧告等に基づき、日直勤務の職員に支給する1回当たりの手当を、土日祝日を4千200円から4千200円、年末年始を6千400円から6千600円とするものです。

今回の引き上げにより、年間総額で2万6千円の増額となります。

条例改正文について説明をいたします。新旧対照表により説明をさせていただきます。

説明資料集の3ページをお願いします。

改正条例第1条の内容ですが、この改正は、人事院勧告等に基づく改正となっております。

給与条例第17条第1項で、日直勤務の職員に支給する1回当たりの手当を土日祝日を4千200円から4千400円、年末年始を6千400円から6千600円、勤務時間が5時間未満の場合は、2千100円を2千200円とするものです。

第19条第2項第1号の改正は、再任用職員以外の職員に対して支給する勤勉手当を6月に支給する場合において100分の90に、12月に支給する場合において100分の90から100分の95に改訂し、0.05カ月分を引き上げるものでございます。

第2号は、再任用職員に対する勤勉手当を6月に支給する場合において100分の42.5に、12月に支給する場合においては100分の42.5から100分の47.5に改定し、0.05カ月分を引き上げるものです。

説明資料の4ページをお願いします。

第5項の改正は、第18条の2及び第18条の3の期末手当の支給停止等の条項を勤勉手当に準用させるためのものでございます。

議案集の5ページをお願いします。

別表第1、行政職給料表を国に準拠し、改正をしております。

説明資料の10ページをお願いします。

この条文は、平成31年年度支給分についての改正内容となっております。

第18条第2項の改正は、期末手当の支給率について、6月期と12月期で異なっていた支給率を100分の130に均一化したものです。

併せて、第3項の改正は、再任用職員に対する期末手当を6月期と12月期で行っていた支給率を100分の72.5に均一化したものです。

第19条第2項第1号の改正は、再任用職員以外の職員に対して支給する勤勉手当を6月期と12月期で異なっていた支給率を100分の92.5に均一化したものです。

第2号は、再任用職員に対する勤勉手当を6月期と12月期で異なっていた支給率を100分の45に均一化したものです。

説明資料集の12ページをお願いします。

改正条例第3条は、平成30年に改正された給与条例の附則を改正するものであります。

第3条で、扶養手当について、平成30年度は、子に係る扶養手当を8千円から8千300円に改正するものです。

議案集の5ページをお願いします。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行するとし、第1条、第3条の規定は、平成30年4月1日から、第2条は、平成31年4月1日から適用することとしています。

附則第2条第2項では、第1条の規定中、給与条例第19条は、平成30年12月1日から適用することとしております。

附則第1条第3項、第4項の規定については、平成28年に改正された給与条例の附則第4条第1項の規定により、現給保障を受ける職員等についての取り扱いは、これまで同様の取り扱いをすることとしております。

附則第2条で、改正前の給与条例に基づいて支給された給与については、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすこととしています。

附則第3条の規定で、今回の改正で権衡上必要と認められる場合においては、必要な調整を行うことができるようにしております。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第3号、平成30年度大津町一般会計補正予算（第6号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、国の補正予算成立に伴い、社会資本整備総合交付金事業の都市防災推進事業として運動公園防災倉庫建設関連、運動公園非常用電源基盤改修工事、その他（仮称）瀬田地区避難所外構工事、また、企業誘致において、立地協定に伴う工業等振興奨励補助金の増額補正と、平成30年度の人事院勧告及び県人事委員会勧告に伴う給与改定や支給額の確定見込みによる補正が主なものでございます。その他は、各事業の確定や執行見込みに伴う不用額の減額補正が主なものとなっております。

す。

補正予算書の1ページをお願いいたします。あわせて、別紙補正予算の概要をご参照ください。

第1条で、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ7億8千553万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ149億5千106万4千円とするものです。

第2条で、翌年度に繰り越して使用する、繰越明許費の追加及び変更を「第2表繰越明許費補正」のとおりとしております。

第3条で、債務負担行為の変更を「第3表債務負担行為補正」のとおりとしております。

第4条で、地方債の追加及び変更を「第4表地方債補正」のとおりとしております。

8ページ及び9ページをお願いします。繰越明許費の追加及び変更でございますが、熊本地震関係事業や国の補正予算に係る事業を中心に18本の事業、3億3千568万8千円の追加と、災害公営住宅建設事業の減額、都市防災総合推進事業の増額、計2本を変更し、合計1億8千676万2千円の増額補正をお願いしております。

10ページをお願いします。債務負担行為の補正ですが、戸籍総合システム保守委託をはじめ、合計8件変更でございます。平成31年10月の消費税増税に伴い、限度額を変更するものでございます。

11ページをお願いします。地方債の補正ですが、追加で、国の補正予算に伴う、都市防災総合推進事業の地方債1千200万円を新たにお問い合わせするものでございます。運動公園防災倉庫整備に係る設計委託及び建設工事、非常用電源基盤改修工事の合計3件分でございます。

12ページをお願いします。変更では、事業費の確定や財源の組み替えなどに基づき、限度額の増額及び減額補正を計上いたしております。なお、2.2. 農業用施設災害復旧事業につきましては、国の補助率増嵩申請により、補助率が65%から97.3%まで嵩上げされたことから、地方債の発行をゼロとするものでございます。

それでは、歳出から主なものをご説明をいたします。

歳出につきましては、国の補正予算に伴います、社会資本整備総合交付金事業の都市防災推進事業として運動公園防災倉庫建設事業など、また、企業誘致において、立地協定に伴う工業等振興奨励補助金の増額補正と、平成30年度の人事院勧告及び県人事委員会勧告に伴う給与改定や支給額の確定見込による補正が主なものであります。その他は、各事業の確定や執行見込みに伴う不用額の減額補正が主なものとなっております。増額したものを中心に主なものを説明をさせていただきます。

まず、40ページをお願いいたします。款2、項1、目6企画費、節13委託料は、ふるさと納税に係るふるさと寄附業務委託料でございます。昨年の12月補正でも増額をさせていただきましたが、年末にかけて駆け込み件数も見込みを上回ったため、返礼品や送料に関する費用に不足が生じるため、増額補正を計上するものでございます。3月分までのふるさと納税の総見込額は3千667万円を見込んでおります。

41ページをお願いします。目9防犯対策費、節11需用費は、町内の防犯灯、街灯に係る電気代の不足分でございます。

42ページをお願いいたします。目13財政調整等基金費、節25積立金は、後ほど歳入でも説明いたしますが、上から2番目の減債基金積立につきましては、熊本地震における災害廃棄物処理関係の地方債の元利償還に充てるために、県から交付される補助金を今回積み立てるものでございます。その他、基金積立金と、43ページの節28土地開発基金繰出金につきましては、預金利子の確定に伴う増額補正でございます。

51ページをお願いいたします。款3、項1、目1社会福祉総務費、節28繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金で、保険基盤安定負担金と財政安定化支援事業の確定に伴い、一般会計から繰り出しするものが主なものでございます。

52ページをお願いいたします。目2障害福祉費、節20扶助費の障害児支援費事業と重度心身障害者医療費助成事業は、利用件数の増により、不足分を増額補正するものであります。

節23は、いずれも平成29年度事業の確定に伴う負担金の返還金でございます。

55ページをお願いします。目9人権啓発福祉センター運営費、56ページに移りまして、節11需用費は、人権啓発福祉センターの電気代等の不足分を増額補正が主なものでございます。

57ページをお願いします。目10臨時福祉給付金費、節23償還金、利子及び割引料は、平成29年度の臨時福祉給付金の確定に伴う返還金でございます。

60ページをお願いいたします。項2、目4保険給付費で、節19施設型給付費・地域型保育給付費等は、児童数の増に加え、保育園等の処遇改善加算による増額補正をお願いするものです。

62ページをお願いします。項3、目2熊本地震関係費、節23は、平成29年度災害救助費負担金の額の確定に伴う返還金です。

63ページをお願いします。款4、項1、目1保健衛生総務費、節23償還金、利子及び割引料は、過年度分の養育医療事業の確定に伴う国県負担金の返還金でございます。

64ページをお願いします。目2予防費の節23につきましても、過年度分の返還金でございます。予防接種事故救済措置事業分でございます。

65ページをお願いします。目6こども胃腸費、節20扶助費は、インフルエンザの流行などによる医療費の増加を見込み、増額補正を行うものであります。

66ページをお願いします。項2、目1清掃総務費、節19補助金の4、し尿・浄化槽汚泥運搬補助金は、浄化槽汚泥の実績見込みの増により増額となっております。

続いて、款6、項1、目1農業委員会費、節1報酬は、新制度に移行し、農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、活動実績と成果実績に応じて上乘せして交付されるもので、実績見込みにより、増額補正をお願いするものです。

67ページをお願いします。目3農業振興費、節19補助金の2、有害鳥獣捕獲補助金は、有害鳥獣の捕獲頭数の確定により増額補正するものです。

70ページをお願いいたします。項2、目1、林業総務費、節19負担金は、県の治山事業の事業費増に伴う増額補正でございます。

71ページをお願いいたします。款7、項1、目2商工業振興費の節19補助金は、新規1件を含

む、計4件の実績による店舗改装等利子補給の増額であります。

72ページをお願いします。目3観光費、節19補助金の6、地域おこし協力隊起業支援助成金は、元隊員の起業に伴い助成するものでございます。

続いて、目4企業誘致推進費、節19補助金は、立地協定に基づき、町内に起業される2社分の振興奨励補助金でございます。

79ページをお願いいたします。款8、項3、目2公園緑地費、節15工事請負費は、公園長寿命化事業として、昭和園ベンチ等の撤去更新工事分でございます。

81ページをお願いします。款9、項1、目2非常備消防費、節1報酬は、民間の消防団員と町職員の消防団員との人員調整による組み替え分の増額でございます。節8報償費の団員報償費との組み替えでございます。

82ページをお願いします。目3消防施設費、節11需用費は、防災行政無線等の電気代の実績見込みによる増額補正でございます。

83ページをお願いいたします。目7社会資本整備総合交付金事業は、国の補正予算成立に伴う都市防災総合推進事業で、大津町運動公園の防災倉庫建設事業等に係る設計委託費及び工事請負費でございます。平成29年度に策定しました、大津町復興まちづくり計画に基づき整備するものでございます。その他（仮称）瀬田地区避難所建築に係る外構工事も計上をいたしております。

89ページをお願いいたします。款10、項4、目1幼稚園費、節11需用費は、陣内幼稚園の遊具危険箇所の修繕費でございます。

95ページをお願いします。款10、項5、目9熊本地震関係費、節19補助金の1、地域生涯学習施設等復旧事業補助金は、地震で被災した地区公民館の復旧に係る補助金で、実績見込みによる増額補正でございます。

97ページをお願いします。項6、目2体育施設費、節11需用費・修繕料は、大津町総合体育館の男子更衣室の照明及び館内トイレの修繕費でございます。

100ページをお願いします。目4社会資本整備総合交付金事業費、節15工事請負費は、国の補正予算成立に伴う都市防災総合推進事業で、大津町運動公園の非常用電源の基盤改修工事でございます。

101ページをお願いします。款12公債費は、元金、利子それぞれ償還金の確定に伴う補正でございます。

102ページをお願いいたします。節13予備費で、財源の調整をいたしております。

次に、歳入の説明を申し上げます。

16ページにお戻りください。款1、項1町民税、目1個人から17ページの項3、目1軽自動車税までは、いずれも税収見込みによる増額補正でございます。

款9、項1、目1地方特例交付金と款10、項1、目1普通交付税は、いずれも額の確定に伴うものでございます。

18ページをお願いします。款12分担金及び負担金については、それぞれ事業の確定に伴うもの

ですが、目2民生費負担金の節1現年分私立保育所分については、私立保育園保育料の実績見込みによる増額分です。

また、目4農林水産費負担金は、林道瀬田裏線災害復旧事業費の見込み額の増に伴う関係市町村負担金の増額でございます。

19ページをお願いします。款13、項1使用料は、公共施設の使用料の実績に伴う補正ですが、中でも、目4、節1公園使用料と目5、節3社会教育使用料につきましては、それぞれ運動公園多目的広場、矢護川コミュニティセンター及び野外活動研修センター等の利用増により、増額補正となっております。

20ページをお願いいたします。款14国庫支出金から款15件支出金については、それぞれ事業の確定見込みに伴うものですが、増額したものを中心に説明を申し上げます。

款14、項1、目1、節1児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金は、歳出でもご説明申し上げました、児童数増加や保育園等の処遇改善加算の追加による国庫負担分もございしますが、今年度の交付要綱の改正による。国県の負担割合の変更分が大きく影響をしております。国の負担が増え、県の負担が縮小される改正となっております。

節3社会福祉費負担金の国民健康保険基盤安定負担金及び節4障害者福祉費負担金の障害者医療費国庫負担金は、いずれも額の決定に基づく補正でございます。

21ページをお願いいたします。項2、目1、節1児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金及び目2衛生費国庫補助金、節2のがん検診推進事業他補助金は、実績見込みによる増額です。

続いて、目3土木費国庫補助金、22ページにめぐっていただきまして、節2都市計画費補助金で、社会資本整備総合交付金は、歳出で説明いたしました、国の補正予算関連で、運動公園防災倉庫建設事業と運動公園非常用電源基盤改修事業に係る国補助金分でございます。

23ページをお願いします。項3、目2、節2特別児童扶養手当事務委託金は、交付決定に係る増額補正でございます。

続いて、款15、項1、目2、節1社会福祉費負担金で、国民健康保険基盤安定負担金は、国費と同じく、額の決定に基づく県負担分の増額補正でございます。

節2、児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費県費負担金は、款14の国庫負担金でご説明したものと同様で、児童数の増や処遇改善加算の追加による増額と負担率変更に伴う減額が含まれております。減額の要素が大きいため、合計では減額となっております。

節4障害者福祉費負担金の熊本県障害者自立支援医療費負担金は、国庫負担金と同様に、額の決定による補正でございます。

節5災害救助費負担金の災害救助費負担金（大阪北部地震、西日本豪雨災害分）は、昨年発生した、それぞれの災害に要した、支援物資や業務支援費の費用分でございます。

24ページをお願いします。項2、目1、節2熊本地震復興基金交付金は、熊本地震復興基金基本事業に係る県補助金で、それぞれ実績見込みによる補正でございます。

25ページをお願いします。節3児童福祉費補助金で、多子世帯子育て支援事業補助金及び子育て

短期支援事業補助金は、入所児童数等の実績見込みによる増額です。

保育対策総合支援事業費県補助金は、実績見込みの減額補正に加え、国費分が県を通して交付されることに伴う財源の組み替えにより増額となるものでございます。

節6 障害者福祉費補助金の重度心身障害者医療費補助金は、利用件数の増加による重度心身障害者医療費助成事業の増額補正に係る県補助金でございます。

目3 衛生費補助金、節1 保健衛生費総務費補助金は、歳出の子ども医療扶助費の増額補正に伴うものでございます。

続いて、目4、節1 農業委員会費補助金の農地利用最適化交付金は、歳出でご説明しました、農地利用最適化の活動及び成果実績に対する増額補正分の県補助金でございます。その他、農業委員会交付金、国有農地等管理处分事業事務取扱交付金は、交付額確定に伴う増額補正でございます。

26ページをお願いします。節4 林業費補助金の森林環境保全整備事業補助金は、町有林長期作業委託の補助金確定に伴う増額補正です。

続いて、目8 災害復旧費県補助金、節1 農業等施設災害復旧費補助金は、平成30年7月の豪雨災害において、激甚災害指定による補助率増嵩により、補助金が増額されるものです。

27ページをお願いします。節3 熊本地震災害廃棄物処理基金補助金は、国のグリーンニューディール基金を原資として県から交付されるもので、熊本地震に係る災害廃棄物処理事業において、平成28年度と29年度に借入れを行った地方債の元利償還額について、普通交付税に算入されない5%相当分を補助金として受け入れるものでございます。

歳出の款2、項1、目13 財政調整等基金費で、減災基金に積み立て、翌年度以降、元利償還金の5%相当額に対して繰り入れをするものでございます。

項3、目2 民生費委託金、節1 社会福祉費委託金、それぞれ実績見込みによる補正でございます。

目4 農林水産業費委託金、節1 林業費委託金の鳥獣捕獲許可事務委託金は、委託金の確定に係る増額補正でございます。

28ページをお願いします。款16、項1、目2 利子及び配当金は、それぞれ金額の確定による補正でございます。

次に、項2、目1、節1 土地建物売払収入の法定外公共物売払収入は、里道・水路の売り払い、合計9件の実績による増額補正でございます。

その下の節2 町有林立木売払収入は、今年度の実績見込みによる補正でございます。

29ページをお願いします。款18、項2、目3、節1 大津町工場等振興奨励基金繰入金は、歳出の款7で説明いたしました、工場等振興奨励補助金に係る基金の繰入金でございます。

その下の目4、節1 財政調整基金繰入金は、今回補正に係る財源超過分を、財政調整基金から減額するものでございます。

30ページをお願いします。款20、項1、目1 延滞金は、収納実績見込みによる増額です。

項2、目1、節1 預金利子は、利子の確定による増額です。

次に、項3、目1、奨学金返還金も実績でございます。

31ページをお願いします。款20、項4、目2、節1雑入は、それぞれ実績に伴う補正ですが、主なものとしましては、下から10番目の建物災害共済金で、熊本地震に係る建物見舞金でございます。大津南小学校他9件分の見舞金でございます。

32ページをお願いいたします。目3、節1過年度収入は、過年度事業に係る負担金確定に伴う増額補正でございます。

33ページをお願いいたします。款21、項1、目2土木債、節2都市計画債で、公営住宅建設事業債は、後迫地区の災害公営住宅建設に係るもので、補助限度額を超過した部分について、新たに地方債の借入れを行うものでございます。

その下、補正予算債、都市防災総合推進事業分ですけれども、歳出でも説明いたしました、運動公園防災倉庫建設事業、非常用電源基盤改修工事に伴う地方債でございます。

次に、目5災害復旧債、節3その他公共施設災害復旧債は、熊本地震復興基金基本事業の地域生涯学習施設復旧事業で、実績見込みによる増額補正でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時20分より再開します。

午前11時10分 休憩

△

午前11時20分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） こんにちは。まず、議案第4号、平成30年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。補正予算の概要は32ページからになります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1千315万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7千220万9千円とするものでございます。

今回の補正では、療養給付費見込みの減額補正が主なもので、歳入につきましては、県費の普通交付金の減額と、保険基盤安定繰入金と財政安定化支援事業繰入金の増額が主なものでございます。

歳出から説明をいたします。

9ページをお願いいたします。款1、項1、目1一般管理費は、国民健康保険が県単位化になったことによります通信運搬費の実績見込みに伴います減額でございます。

款2、項1、目1一般被保険者療養給付費、目2退職被保険者等療養給付費、次の10ページ、款2、項2、目1一般被保険者高額療養費、目2退職被保険者等高額療養費等は、実績見込みに伴う補正です。

款3、項1、目1一般被保険者医療給付費分、それから、11ページ、款3、項2、目1一般被保険者後期高齢者支援金分、款3、項3、目1介護納付金分は、財源の組み替えを行っております。

12ページをお願いいたします。款10予備費で財源の調整を行っております。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。

予算書の8ページをお願いいたします。款4、項1、目1普通交付金は、先ほど歳出でご説明いたしました療養給付費等の実績見込みに伴う減額補正です。

款6、項1、目1一般会計繰入金の節1保険基盤安定繰入金、節4財政安定化支援事業繰入金のいずれも額の決定による増額補正です。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第7号、平成30年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、歳入では、国や県等の負担金及び補助金等の実績見込みによるもの、歳出では、介護給付費や各種事業の実績見込みに伴うものとなります。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3千476万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5千895万2千円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものについてご説明をいたします。

予算書12ページをお願いいたします。補正予算の概要は35ページ、歳出からになります。款の1、項の1、目の1一般管理費、節13委託料は、介護保険制度改正対応等システム改修に伴う実績額に伴う減額になります。

款1、項4、目1計画策定等委員会費、節1報酬及び節9旅費は、地域包括支援センター、地域密着型サービスに関する運営委員会の実績見込みによる減額です。

款2、項1、目1介護サービス等諸費は、介護給付費をそれぞれの実績により、説明欄のとおり増額を行うものでございます。

予算書13ページをお願いいたします。款2、項3、目1高額介護サービス等費は、高額介護サービス負担金の実績見込みに伴う増額です。

款3、項1、目1介護予防生活支援サービス事業、節13委託料は、訪問型サービス事業及び通所型サービス事業の実績見込みによる減額です。

予算書14ページをお願いいたします。節19負担金、補助及び交付金は、介護予防・生活支援サービス事業費の実績見込みによる減額になります。

款の3、項1、目2介護予防ケアマネジメント事業費、節13委託料は、介護予防ケアマネジメント委託の実績見込みによる減額です。

款3、項2、目1一般介護予防事業費、節13委託料は、介護予防型ミニデイ事業委託の実績による減額です。

予算書15ページをお願いいたします。款3、項3、目1包括的支援事業費、節1報酬は、地域包括支援センター非常勤職員の実績見込みによる減額です。

節13委託料は、地域包括支援センターシステム保守委託や在宅医療、介護連携事業委託の実績見込みによる減額です。

予算書16ページをお願いいたします。款3、項3、目2任意事業、節13委託料は、食の自立支援事業委託の実績による減額です。

款6、項1、目1予備費で財源調整をしております。

歳入をご説明いたします。

予算書の8ページをお願いいたします。補正予算の概要は34ページになります。款3、項1、目1介護給付費負担金、節1現年度分は、介護給付費等の実績見込みによる国負担分の増額です。

款3、項2、目1調整交付金、節1現年度分調整交付金は、国からの調整交付金の実績見込みによる減額です。

目2地域支援事業交付金も実績見込みによるものです。

款3、項2、目4介護保険事業費補助金、節1介護保険事業費補助金は、実績見込みによる国補助金の増額です。

款3、項2、目5保険者機能強化推進交付金、節1保険者機能強化推進交付金は、地域包括ケアシステムの強化として、市町村の自立支援、それから重度化防止等の取り組みを支援するために、平成30年度に創設をされまして、本年3月に交付金が確定したため、今回、補正をするものです。

款4、項1、目1介護給付費交付金、節1現年度分は、実績見込みによる支払い基金からの交付金の減額になります。

目2地域支援事業支援交付金は、実績見込みによる交付金の減額になります。

予算書10ページをお願いいたします。款5、項2、目1地域支援事業交付金は、実績見込みによる県交付金の減額です。

款6、項1、目1介護給付費繰入金、節1現年度分は、実績見込みによる減額になります。

目2地域支援事業交付金、目4その他一般会計繰入金は、それぞれ実績に伴う減額になります。

予算書の11ページをお願いいたします。款9、項3、目1介護予防サービス計画費収入は、実績見込みによる増額です。

以上、よろしくをお願いいたします。

最後に、議案第9号、平成30年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正の主なものは、平成30年度の保険料の収納見込み、及び歳出の後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定によるものです。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は37ページになります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ274万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2千187万7千円とするものです。

まず、歳出についてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金、節19現年分保険料負担金は、額の確定通知に基づき増額補正とするものです。また、2滞納繰越分保険料負担金の額に見込みによる増額補正です。

款3、項1、目1健康診査費は、13委託料の健康診断及び歯科口腔健診の受診者の実績見込みにより減額するものです。

款5、項1予備費で財源を調整しております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。款1、項1後期高齢者医療保険料の各目の補正につきましては、それぞれの収納見込み額による補正です。

款6、項1、目1延滞金と、款6、項2、目1保険料還付金は、収納見込みによる補正です。

8ページをお願いいたします。款6、項4、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、健康診査の受託分で、実績見込みによる減額です。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 経済部長本古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） こんにちは。私のほうからは、議案第5号、平成30年度大津町外4ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第1号）のほうをご説明申し上げます。

議案集は10ページ、予算の概要は32、33ページをお願いいたします。予算書1ページをお願いいたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千192万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6千45万1千円とします。

歳入のほうからご説明申し上げます。

予算書の7ページをお願いいたします。款2、項1、目1、節1財産収入、分収林収益分収金、熊本県へ貸しております真木団地の山林を県が売却した木材の分収金でございます。売買契約額4千384万8千円に、分収割合50%を掛けて算出しております。

歳出をご説明申し上げます。

予算書8ページをお願いいたします。款1、項1、目1一般管理費です。節28繰出金、一般会計繰出金、真木団地の造林事業の確定による減額補正でございます。一般会計の町有林保育事業等委託の中で行うため、一般会計へ繰り出しております。

款2、項1、目1予備費、歳入補正額から歳出補正額を差し引いた額を予備費に補正しております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） こんにちは。議案第6号、平成30年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

別冊の補正予算書をお願いいたします。補正予算の概要については33ページになります。

今回の補正の主なものは、国庫補助事業内示額の減少に伴う事業費の減額確定によるものです。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9千16万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5千473万5千円とするものです。

第2条で、繰越明許を計上し、第3条で、債務負担行為の補正を記載のとおりとし、第4条で、地方債の補正を記載のとおりとします。

4ページをお願いいたします。第2表繰越明許費であります。今回、公共下水道事業で繰り越しを予定している事業は、次のとおり2つでございます。まず、浄化センター等改築工事業務委託1億5千500万円、下水道事業団が年度当初から入札にかけてまいりましたが、入札不調が4回続き、10月に落札契約となり、年度内工事の完了が見込めないため繰り越すものです。2つ目に、瀬田陣内汚水幹線8201-2号他、管渠築造工事他5千200万円、既存埋設物である上水道及びNTTとの協議に時間を要したため、繰り越すものです。

5ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正については、消費税増額予定に伴い、限度額を大津町浄化センター等包括的民間委託については4億8千635万8千円に、マンホールポンプ管理包括的民間委託については5千870万1千円に変更するものです。

6ページをお願いします。第4表地方債補正については、事業の確定に伴い、限度額を1億5千700万円に変更するものです。

歳出の主なものから説明いたします。

予算書の12ページをお願いいたします。款の1、項の1、目1総務管理費につきましては、職員給与の確定による減額、企業会計移行に係る業務委託の不用額減額及び消費税額の確定による減額です。

続きまして、款1、項1、目2事業費については、節13委託料の減額は、国庫補助事業内示額の減少に伴うものです。

節22補償補てん及び賠償金につきましては、執行見込みにより減額するものです。

款2、項1、目1元金、目2利子につきましては、額の確定によるものです。

次に、歳入についてご説明いたします。

10ページをお願いいたします。款1、項1、目1負担金、節1受益者負担金につきましては、開発行為等に伴う増額分です。

款3、項1、目1、節1公共下水道費事業補助金の減額は、国庫補助事業内示額の減少に伴うものです。

款4、項1、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金の減額は、人件費及び国庫補助事業内示額の減少に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものです。

11ページをお願いいたします。款7、項1、目1、節1公共下水道事業債の減額は、国庫補助事業内示額の減少に伴い減額するものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第8号、平成30年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

別冊の補正予算書をお開きください。補正予算の概要につきましては37ページになります。

今回の補正の主なものは、農業集落排水分担金の歳入増、それに伴う一般会計繰入金の減額です。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千316万8千円とするものです。

7ページの歳入から説明いたします。

款1、項1、目1農業集落排水事業費分担金、節1農業集落排水事業費分担金を歳入増に伴い増額し、款3、項1、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金は、農業集落排水事業費分担金の歳入増に伴い、減額するものです。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。款1、項1、目2農業集落排水事業費につきましては、財源を組み替えたものです。

以上でございます。

議案第10号、平成30年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正の概要38ページ、補正予算書につきましては1ページをお願いいたします。

今回の補正の主なものは、使用料の収入増見込み額に伴い、行うものです。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条で、予算に含めた収益的収入及び支出の予定額について、収入を424万5千円増額し、支出を94万5千円減額するものです。

2ページをお願いいたします。

第3条で、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、職員給与費を160万6千円減額するものです。

説明書により詳細をご説明いたします。

1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出のうち、款1、項1、目1給水収益を使用水量の増に伴い、424万5千円増額するものです。

2ページをお願いいたします。款1、項1、目1原水費の66万1千円の増額は、電気代の支出見込み増に伴う増額です。

款1、項1、目3総係費の160万6千円の減額は、職員給与等の確定に伴う減額です。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 次に、議案第11号から議案第17号までの説明を求めます。

住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 議案第11号、大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

議案集は16ページから17ページ、説明資料は14ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、児童福祉法が改正されたことによりまして、本条例で引用しております、児童福祉法において規定されている条項が繰り下げられたことによりまして、条文の改正を

行うものでございます。

条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の児童福祉法の改正につきましては、介護保険の居宅サービス事業者等の指定を受けている者及び障害者福祉サービスの指定を受けているものに係る障害児通所支援事業者の指定の特例、いわゆる、共生型障害児通所支援事業者の特例が新たに設けられたことによりまして、児童福祉法第21条の5の17以降が繰り下げられました。

説明資料14ページ、新旧対照表をご覧ください。

条例第2条の一部負担金の項中「第21条の5の28」を「第21条の5の29」に改正するものです。

附則において、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 経済部長本古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） 私のほうから議案第12号、大津町農村地域工業導入促進審議会条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案集は18ページ、説明資料集は15ページをお願いします。

説明資料集にあります新旧対照表を基にご説明申し上げます。

今回の条例の一部改正は、改正前の第1条に記載されております、「農村地域工業導入促進法」が改正後にあります第1条に記載されております、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改正されたことにより、条例の題名と第1条の審議会名を改正するものでございます。

以上でございます。

すみません、施行日を併せてご説明申し上げます。

31年の4月1日から行います、ということで、以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 議案第13号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集は20ページと21ページ、説明資料集は16ページからご参照ください。21ページを中心に説明申し上げます。

4点ございまして、一つ目は、先ほどの議案第12号に関連いたしまして、別表中「大津町農村地域工業導入促進審議会」の名称を「大津町農村地域産業導入促進審議会」に改めるもの、残りの3点につきましては、「大津町空家等対策協議会」「大津町在宅医療・介護連携推進会議」「大津町地域学校協働本部」の3つを設置するにあたり、新たに別表に追加するものでございます。

他の行政委員会と同様に、大津町空家等対策協議会会長の報酬を3千800円、委員の報酬を3千700円、大津町在宅医療・介護連携推進会議会長の報酬を3千800円、委員の報酬を3千700円、大津町地域学校協働本部員の報酬を3千700円とし、費用弁償については、それぞれ2千200

0円とするものです。

説明資料集の16ページから21ページにそれぞれの協議会等の設置目的や内容等についてお示しをしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

また、22ページは新旧対照表となります。

議案集の21ページをお願いします。

附則で、この条例は平成31年4月1日から施行するものとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） こんにちは。議案第14号、大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案集は22ページから23ページ、説明資料集は23ページをお願いいたします。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

第10条第3項第5号中、「卒業した者」の次に、「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加えるものでございます。

平成31年4月1日から学校教育法の改正により、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学の制度が設けられ、前期・後期に課程を区分することができるとされました。この専門職大学の前期課程の修了者は、短期大学卒業者と同等の教育水準を達成することとされております。このため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、専門職大学の前期課程を修了した人について、放課後児童支援員の基礎資格を有する者として追加されたことに伴い、町の基準も同様に改正するものでございます。

なお、附則で、この条例は平成31年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第15号、大津町学童保育施設条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集24ページから25ページ、説明資料集は24ページをお願いいたします。

今回の改正は、学童保育施設の名称の変更と児童福祉法の改正に伴う条項のずれに対応するために条例の一部を改正しようとするものでございます。

第1条は、第1条中、児童福祉法第34条の7を児童福祉法第34条の8に改めるものでございます。これは児童福祉法の改正による条項ずれに対応するための改正でございます。

第2条は、学童保育施設の名称及び位置の表中、「室小学校校区学童保育室」を「室小学校校区学童保育施設」に改めるものでございます。これは、以前、室小学校の余裕教室を利用していたため、「室」としておりましたけれども、現在は専用施設で学童保育を実施しており、「学童保育施設」と名称を変更するものでございます。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 議案第16号、町道の路線廃止についてご説明いたします。

議案集の26ページ、説明資料集25ページをお願いいたします。

路線番号230、路線名、町道室工業団地2号線、延長634メートルで、起点は大津町大字室字狐平から、終点は大津町大字室字三郎松までの道路でございます。本路線の一部におきまして、新たな町道の計画があるため、一旦廃止するものです。

以上、議案第16号につきましては、町道の路線廃止について、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

続きまして、議案第17号、町道の路線認定についてご説明いたします。

議案集の28ページ、説明資料集26から28ページをお願いいたします。

路線番号230、路線名、町道室工業団地2号線、延長約330メートルで、起点は大津町大字室字狐平から、終点は同じく大津町大字室字狐平までとしております。

また、路線番号345、路線名、町道室工業団地4号線、延長約500メートルで、起点は大津町大字杉水字大谷から、終点は大津町大字室字三郎松まででございます。先ほど町道廃止でご説明いたしました、元の町道室工業団地2号線の西側部分を北側の町道本田技研325号線まで延伸して改良するために、新たな路線である町道室工業団地4号線とするものです。したがって、元の町道室工業団地2号線の残りの部分について、終点が字狐平から字三郎松に変わって、町道室工業団地2号線として認定をお願いするものです。

続きまして、路線番号346、路線名、町道杉水中谷線、延長約540メートルで、起点は大津町大字杉水字中谷から、終点は大津町大字杉水字中谷までです。南側の町道本田技研325号線側から北側の町道杉水大津線まで通り抜け可能な町道の計画でございます。

議案第17号につきましては、町道の認定、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時54分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第18号から議案第25号までの説明を求めます。

総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） こんにちは。議案第18号、平成31年度大津町一般会計予算について説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。あわせて別冊の当初予算の概要をご参照ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億5千6万7千円と定めております。

第2条の債務負担行為から第5条歳出予算の流用までは、記載のとおりとしています。

8ページをお願いします。

第2表債務負担行為です。公共施設個別施設計画策定業務委託及び用途地域変更等支援業務委託につきましては、それぞれ2カ年での計画策定を予定しております。

その下、学童保育施設指定管理委託につきましては、大津南小学校の学童保育に係る指定管理の更新分でございます。

庁内ネットワークサーバー機器借上料以下の事項につきましては、リース満了に伴う更新及び新規導入に係るものでございます。なお、下から6番目の小学校電子黒板借上料と、一番下の中学校電子黒板借上料につきましては、新規導入分でございます。小学校で52台、中学校で20台を新規に導入するものでございます。

9ページをお願いします。

第3表地方債です。1の臨時財政対策債は、交付税の財源不足を補てんするもので、国の地方財政計画を参考に計上しています。

2の仮庁舎整備事業は、仮庁舎の賃借料に充てるものでございます。

3の新庁舎建設事業（災害復旧事業債）は、新庁舎建設に係る一般単独災害復旧事業債が主なものです。

4の新庁舎建設事業（一般単独事業債）は、新庁舎建設に係る一般単独災害復旧事業債の対象外分に係るものでございます。

5から8の道路関連事業は、大林57号線や橋梁補修工事など、主に町道整備に係るものです。

9の都市再生整備計画事業は、社交金事業の町道猿渡線や、南部地区交流広場、サイクリングロードサイン関連の事業に係るものです。

10の都市防災総合推進事業は、運動公園防災倉庫整備に係るものです。

11の公園長寿命化対策支援事業は、昭和園のトイレ等の整備に係るものです。

12の自然災害防止事業は、県の砂防事業に係る負担金分でございます。

13の防災基盤整備事業は、小型ポンプ及び積載車導入に係るものです。

14の一般公共事業は、県営かんがい排水事業負担金に充てるものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

48ページをご覧ください。款1、項1、目1議会費です。対前年比191万2千円の減額で、49ページの節9旅費において、議会研修関係の費用弁償の減額が主なものです。

50ページをお願いします。款2、項1、目1一般管理費は、前年度より3千542万6千円を増額していますが、職員の増に伴う、給料、共済費等の増額が主なものでございます。

58ページをお願いします。款2、項1、目5財産管理費、節18備品購入費は、老朽化した公用車の更新として4台分を計上するものでございます。

次に、59ページをお願いします。目6企画費、節1報酬で、空き家対策事業に係る空き家対策協

議会委員報酬を新規で計上しております。

60ページをお願いします。節13委託料は、ふるさと寄附金に係る事務代行の業務委託料が主なもので、その他、振興総合計画進行管理業務委託や公共施設個別計画策定業務委託等を計上しております。なお、公共施設個別計画策定につきましては、今後、老朽化した公共施設の更新にかかる費用の平準化等を目的に作成するもので、2カ年での計画策定を予定しております。

続いて、節15工事請負費は、地方創生事業で、肥後大津駅周辺地域の景観整備事業として計上するものです。

61ページをお願いします。目7電子計算費、62ページに移りまして、節13委託料の総合行政システム改修業務委託については、コンビニ収納に係るシステム改修が主な内容でございます。また、業務用端末のWindowsアップグレードの業務委託を新規で計上しております。Windows7のサポート終了に伴う業務委託でございます。

節14使用料及び賃借料は、下から3番目の平成31年度事務用パソコン借上料を新規で計上いたしております。

65ページをお願いします。目9防犯対策費、66ページをめくっていただきまして、節19負担金の3、防犯カメラ設置事業負担金は、町内に設置される防犯カメラの設置負担金でございます。5台分を予定しております。

69ページをお願いします。目12諸費、節19補助金、70ページをめくっていただきまして、1の生活路線維持費補助金は、路線バスの内牧環状線の廃止に伴い減額となりますが、廃止路線区域に乗合タクシーを導入いたしますので、2の乗合タクシー運行費補助金が増額となっております。

72ページをお願いします。目18熊本地震関係費、節14使用料及び賃借料の大津町仮庁舎賃借料については、前年度から再リースとなっているため、減額となっております。

続いて、目19庁舎建設事業費は、新庁舎建設に係る工事請負費等を新規に計上したことにより、前年比16億7千346万6千円の大幅な増額となっております。財源としましては、国県支出金、地方債、その他としまして、庁舎建設基金の繰入金を計上しております。

75ページをお願いします。款2、項2、目2賦課徴収費、77ページをめくっていただきまして、節19負担金の5、指定金融機関システム改修負担金は、コンビニ収納を開始するにあたり、指定金融機関側のシステムを改修するための負担金でございます。

続いて、項3、目1戸籍住民基本台帳費、79ページをめくっていただきまして、節13委託料で、下段の3項目につきましては、住民票などのコンビニ交付に係るシステム構築及び機器保守等の委託費でございます。

82ページをお願いいたします。項4、目3参議院議員通常選挙費は、平成31年7月執行予定の参議院議員通常選挙に係る費用でございます。

84ページをお願いします。目6県議会議員菊池郡選挙区一般選挙費は、平成31年4月7日執行の熊本県議会議員選挙に係る費用でございます。

85ページをお願いします。目7県知事選挙費は、平成32年3月執行予定の熊本県知事選挙に係

る費用でございます。

88ページをお願いします。項5、目2各種統計調査費については、平成31年度は農林業センサスが主な統計でございます。

91ページをお願いします。款3、項1、目1社会福祉総務費、92ページをめぐっていただきまして、節13委託料の2番目、多機関の協働による包括的支援体制構築事業委託につきましては、近年、多様化・複雑化する福祉分野の諸問題に、的確に対応を行うための体制づくりに係る委託料でございます。専門の相談支援員を配置し、関係機関へ引き継ぐなど、総合的なコーディネートを行うこととしております。

93ページをお願いします。節28繰出金です。国民健康保険特別会計への繰出金を2億1千882万5千円、介護保険特別会計繰出金を3億7千810万8千円計上しております。

両特別会計への繰出金については、法定外繰り出しは行っておりません。

次に、目2障害者福祉費、96ページをめぐっていただきまして、節20扶助費の1番目、障害福祉サービス事業は、利用者、サービス利用料の増加により、前年比8千174万8千円の増額です。また、上から2番目、障害児支援事業につきましても、事業所の増加に伴う利用者増を見込み、前年度比2千733万2千円の増額となっています。

目3後期高齢者医療費は、節19後期高齢者医療広域連合負担金が前年度より1千108万3千円の減額となっています。前年度に行った後期高齢者医療広域連合システム更新の減などが主な要因となっております。

105ページをお願いします。目11熊本地震関係費、節13委託料の地域支えあい事業委託は、仮設住宅入居者の方たちに対し、生活相談員などを配置し、サポートするための委託費です。また、災害公営住宅入居者に対し、巡回訪問などを実施する、災害公営住宅等見守り支援事業委託を新規に計上しております。その他、熊本地震復興基金事業として、被災者見守り対策強化事業委託を計上いたしております。

107ページをお願いします。項2、目1児童福祉総務費、節13委託料の下から3番目、大津小学校校区学童保育施設建設工事監理業務委託及び、108ページをめぐっていただきまして、節15工事請負費の大津小学校校区学童保育施設建設工事、並びに節18の大津小学校校区学童保育施設備品につきましては、施設の老朽化や利用者増に伴い、建て替えを行う費用でございます。

109ページをお願いします。節19補助金の2. 待機児童支援助成事業補助金は、認可外保育施設を利用している家庭の負担軽減を目的として、一定の条件のもと、助成するものであります。

また、3. 保育士就職支援助成金につきましては、保育士確保を目的として、町内の保育施設に新たに就労した方に対し助成するものでございます。

いずれも新規の事業になりまして、幼児教育無償化に係る待機児童対策の事業でございます。

113ページをお願いします。目4保育給付費は、入所児童数の増加を見込み、前年比6千430万2千円の増額です。

続いて、目5学童保育施設運営費は、学童保育施設に係る指定管理委託が主なものですが、対象ク

ラブの増や指定管理料の見直しにより、前年比2千256万6千円の増となっております。

115ページをお願いします。項3、目2熊本地震関係費は、主に災害救助費や復興基金創意工夫事業の対象となる経費でございます。前年度比で1億543万5千円の減額でございますが、節10交際費の一部損壊世帯住宅補修見舞金、節13委託料の住宅応急修理業務委託料、116ページの節19補助金の被災住宅補修費利子助成事業補助金など、被災者の生活再建の進捗に応じて減額となっております。

118ページをお願いします。款4、項1、目1保健衛生総務費、節19負担金の1. 病院群輪番制病院運営事業負担金は、平成31年度、大津町が2市2町の幹事団体になることから、菊池市・合志市・菊陽町より歳入を受け、取りまとめて支出をするため増額となっております。

124ページをお願いします。目7合併処理費、節19補助金の1. 合併処理浄化槽設置補助金は、通常の補助金に加え、熊本地震からの復旧で、下水道処理区域内の世帯への補助金も計上しております。こちらにつきましては、熊本地震復興基金の創意工夫分を充てる予定でございます。

126ページをお願いします。項2、目1清掃総務費、節19負担金の1. 菊池環境保全組合負担金は、新環境工場の建設や、ごみ処理量の増加に伴い、前年度比5千547万6千円の増額となっております。

130ページをお願いします。款6、項1、目3農業振興費につきましては、前年比796万3千円の減額でございます。132ページをめぐっていただきまして、節19補助金の8. 農業次世代人材投資事業補助金につきましては、5年間の補助期間終了による対象者の減により、前年比637万5千円の減額となっております。

133ページをお願いします。目5農業構造改善事業費、節13委託料、134ページをめぐっていただきまして、節15工事請負費は、熊本地震により使用ができなくなりました、総合交流ターミナル（岩戸の里）の解体関連の費用でございます。

135ページをお願いします。目6農地費、節19の負担金の1. 上井手・下井手地区県営かんがい排水事業等負担金は、下井手改修の県営事業につきまして、事業量の減少に伴い、前年比3千700万円の減額でございます。その他、前年度実施いたしました、大菊土地改良区による迫井手堰の改修費用に係る負担金の減も含め、節19全体で5千847万7千円の減額でございます。

続いて、目7圃場整備費、136ページをめぐっていただきまして、節13委託料は、矢護川地区の圃場整備事業に係る事業計画書の作成委託費でございます。

138ページをお願いします。一番下の項目、熊本地震関係費につきましては、前年度、復興基金基本事業の小規模水路と農道復旧に係る補助金を計上しておりましたが、事業完了により廃目となっております。

140ページをお願いします。項2、目2林業振興費、節13委託料の森林管理意向調査委託及び林地台帳整備委託につきましては、後ほど歳入でご説明いたしますが、新規で計上いたしております、森林環境譲与税に係る事業でございます。

144ページをお願いします。款7、項1、目3観光費の節1報酬は、地域おこし協力隊3名分を

計上しております。観光振興やスポーツコミッションの推進に係る事業展開を見込んでおります。

146ページをお願いします。目5観光施設費は、前年比1千52万9千円の増額となっております。148ページの節15工事請負費においては、熊本地震により使用ができなくなった陽の原キャンプ場の家屋等解体撤去工事が増額の主な要因です。

その下の目6社会資本整備総合交付金事業費は、大津町南部で計画しております、サイクリングロード誘導サイン等の設計業務委託でございます。

153ページをお願いします。款8、項2、目3道路新設改良費、節15は、町道大林57号線などの道路改良工事分でございます。

154ページをお願いします。目4社会資本整備総合交付金事業費、節13は、町道瀬田駅吹田線などの道路整備に係る測量設計委託でございます。また、節15工事請負費は、町道猿渡線などの改良工事分でございます。

155ページをお願いします。目の熊本地震関係費につきましては、主に国の補助対象外の道路舗装等についての復旧費用を計上しておりましたが、事業完了に伴い廃目となっております。

次に、項3、目1都市計画総務費、156ページをめぐっていただきまして、節13委託料は、都市計画マスタープランの策定に基づき、都市計画区域の用途地域の見直しなどを行うものでございます。2カ年での事業を計画いたしております。

157ページをお願いします。目2公園緑地費、節13公園施設長寿命化対策支援事業実施設計業務委託は、昭和園のトイレ改修等に係る設計委託費でございます。

159ページをお願いします。目6熊本地震関係費、節13委託料で、宅地耐震化推進事業業務支援委託は、事業推進のため、工事の積算業務及び工事監督等の業務を民間の事業所に委託するものでございます。

節19補助金の2.地盤改良補助金は、熊本地震により被災し、解体した住宅を同一敷地内で再建する場合に、軟弱地盤と判定された際の地盤改良工事に対する補助金でございます。こちらは復興基金創意工夫の対象事業としております。

また、3.ブロック塀撤去補助金は、個人所有の危険なブロック塀の撤去費用に係る補助金でございます。

次に、4.宅地耐震化推進事業（拡充事業）補助金は、地震で被災した高さ2メートル以上の個人所有の擁壁の復旧工事に係る補助金でございます。

160ページをめぐっていただきまして、5の熊本地震復興基金事業（被災宅地復旧支援事業）は、地震で被災した高さ2メートル未満の個人所有の擁壁を復旧するための補助金でございます。宅地耐震化関連の費用が増額となりましたが、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の完了に伴い、全体的には前年比1億3千987万1千円の減額となっております。

続きまして、款8、項4、目2住宅維持費、162ページをめぐっていただきまして、節15工事請負費は、平成28年12月に発生した、北出口団地の火災に係る撤去及び修復工事でございます。退去手続きが完了したことに伴い、今年度、工事費を計上するものでございます。

続いて、節18備品購入費は、災害公営住宅集会所の備品購入費でございます。

163ページをお願いします。目4熊本地震関係費は、応急仮設住宅の管理費や、164ページの節15災害公営住宅の建設工事費、節19の補助金では、復興基金基本事業の民間賃貸住宅入居支援事業及び転居費用助成事業等を計上しております。

なお、補助金の3.公営住宅入居助成事業は、復興基金の基本事業における追加事業でございます。応急的な住まいから災害公営住宅へ入居される場合の転居費用の助成でございます。

166ページをお願いします。款9、項1、目3消防施設費、167ページをめぐっていただきまして、節15工事請負費では、前年度に引き続き、指定避難所の標識設置関連で、今年度においては、指定避難所への誘導看板の設置工事を予定しております。

168ページをお願いします。目5災害対策費、170ページをめぐっていただきまして、節18備品購入費は、現在、元菊阿中学校敷地内に建設中の（仮称）瀬田地区避難所に整備する備品関係でございます。

171ページをお願いします。目8熊本地震関係費、節19補助金の1.消防施設整備費補助金は、復興基金基本事業分で、被災した消防詰所・車庫などの復旧費の補助金でございます。大林地区の1件分を計上いたしております。

172ページをお願いいたします。節10、項1、目2事務局費、175ページをめぐっていただきまして、節13委託料で児童生徒送迎委託につきましては、路線バスの内牧環状線が廃止になったことに伴い、代替として、タクシーによる送迎を新規に追加するもので、前年比213万8千円の増額でございます。

177ページにまいりまして、節19補助金の5.路線バス利用児童生徒通学費補助金は、路線バスを利用して通学する児童生徒に対する通学費の補助金でございます。

178ページをお願いします。項2、目1学校管理費、180ページをめぐっていただきまして、節13の委託料の最後から2番目、大津小学校増築工事設計業務委託につきましては、児童数の増加に伴う校舎の増築に係る実施設計委託でございます。併せて、その下、地質調査の業務委託も計上いたしております。

次に、節15工事請負費、小学校施設改修工事は、町内小学校5校（南小、大津小、北小、室小、護川小）の雨漏り修繕工事が主なものとなっております。

182ページをお願いいたします。款3中学校費の目1学校管理費、184ページをめぐっていただきまして、節13委託料の下から2番目、大津北中学校増築工事設計業務委託につきましては、生徒数の増加に伴う校舎の増築に係る実施設計委託でございます。併せて、その下、地質調査の業務委託も計上いたしております。

次に、節15工事請負費、中学校施設改修工事は、大津中及び大津北中学校の雨漏り修繕工事が主なものとなっております。

186ページをお願いします。項4、目1幼稚園費、188ページをめぐっていただきまして、節15工事請負費は、大津幼稚園園舎の雨漏り修繕工事が主なものでございます。

192ページをお願いします。項5、目2公民館費は、前年比2千421万4千円の増額です。平川地区公民館分館の老朽化に伴う大規模改修事業が増額の主な要因でございまして、194ページをめぐっていただきましての節13委託料、節15工事請負費において、それぞれ設計委託及び改修工事費を計上いたしております。

196ページをお願いします。目4文化振興費、198ページをめぐっていただきまして、節の19補助金の4.文化財保存管理整備費補助金は、江藤家住宅の復旧修理工事への町補助でございまして、

201ページをお願いします。目7図書館運営費、203ページをめぐっていただきまして、節15の工事請負費は、図書館屋根の防水改修工事及び館内のフリーWi-Fi配線工事を計上いたしております。防水改修工事につきましては、15年目の定期メンテナンスとして施工するものであります。

204ページをお願いします。目8社会資本整備総合交付金事業費、13委託料は、野外活動研修センター多目的スペースの改修工事に係る設計委託料を計上しております。

次に、目9熊本地震関係費、節19補助金の1.地域生涯学習施設等復旧事業費補助金は、熊本地震で被災した地域の集会所等の修理費に対し補助をするものです。

次の2.地域コミュニティ施設等再建支援事業費補助金は、熊本地震で被災した地域のコミュニティ施設（神社、ほこら等）の修理費に対し補助するものです。いずれも熊本地震復興基金事業分でございますが、復旧の進捗に応じ、前年比6千760万7千円の減額となっております。

205ページをお願いします。項6、目1保健体育総務費、206ページをめぐっていただきまして、節13委託料の学童スポーツクラブ事業委託につきましては、部活動の社会体育移行に伴う委託費でございまして、

207ページをお願いします。目2体育施設費は、町民グラウンド駐車場整備工事の完了により、前年比3千27万5千円の減額となっております。

次に、209ページをお願いします。目3学校給食費につきましても給食センター増築・改修工事の完了により、前年比3億1千35万9千円の大幅な減額となっております。代替用給食提供業務委託や工事請負費、備品購入費の減額が大きな要因でございまして、

213ページをお願いします。款11、項1、目2林業用施設災害復旧費は、熊本地震により被災した林道瀬田裏線の復旧工事の完了により、前年比5千499万5千円の減額でございまして、

215ページをお願いします。款12公債費です。利率の低下等により、利子については減額となっておりますが、熊本地震関係の借入れによる元金償還の発生で元金は増額しています。総額では2億5千98万6千円の増額となっております。

なお、平成31年度からは新庁舎建設に係る地方債も計上され、さらに起債借入額が増える見込みでございまして、

平成31年度末の起債残高は175億4千418万円となる見込みでございまして、この内、災害関係が54億5千183万2千円、約31%、臨時財政対策債が65億158万円、約37%となる見込みでございまして、

款13予備費で財源調整をいたしましております。

次に、歳入をご説明申し上げます。

今回の当初予算の歳入では、新たに款9として環境性能割交付金を設けております。これは平成31年10月からの消費税増税に伴い、自動車取得税が廃止となり、代わりに環境性能割が導入され、市町村に交付されるものであります。これにより、以後の款番号が一つ繰り下げとなります。ただし、平成32年度には、款8自動車取得税交付金が制度廃止に伴い廃款となりますので、款9の環境性能割交付金が款8となり、以後の款の番号が一つ繰り上げとなる、元に戻るということになります。

また、環境性能割の軽自動車分につきましては、款1、項3軽自動車税で受け入れることとなっておりますので、目で環境性能割を新たに追加をいたしております。

さらに、款2地方譲与税につきましても、森林の適正な管理を推進するために交付される森林環境譲与税を項において新規に追加をいたしております。

それでは、13ページをお願いいたします。款1、項1町民税、目1個人ですが、雑損控除など熊本地震の影響が減少したことや、個人所得の伸びが予想されることにより1億5千万円の増額で計上いたしております。

目2法人も、熊本地震の影響の減少及び町内企業の設備投資による増益などを見込み、対前年比4千300万円の増額で計上しております。

項2、目1固定資産税は、企業の投資による償却資産の増加を見込み1億4千900万円の増額で計上いたしております。

14ページをお願いします。項3軽自動車税から項5入湯税までは、前年度の実績等により計上しております。

なお、項3軽自動車税は、歳入の冒頭で説明申し上げました、環境性能割交付金に係る軽自動車税分としまして、目2環境性能割を追加いたしております。

15ページから18ページをお願いします。款2地方譲与税から款8の自動車取得税交付金は、前年度等の実績見込みを参考に、国が示します地方財政計画に基づき計上いたしております。

なお、16ページの款2、項4、目1で森林環境譲与税を新規に計上しております。これは先ほど少し触れましたが、森林の適正管理を目的として、国税として納められた森林環境譲与税を森林面積や林業就業人口など、一定の基準により市町村に譲与されるものでございます。森林環境譲与税は、平成36年度（2025年度）より課税されることとなっておりますので、当面は交付税や借入金等を原資として配分をされるものでございます。

歳出の款6、項2、目2林業振興費において、林地台帳整備委託及び森林管理意向調査委託が計上されておりますが、こちらの事業の財源に充てる予定としております。

18ページをお願いします。款9環境性能割交付金につきましては、こちらも先ほど触れましたが、平成31年10月からの消費税増税により、自動車取得税が廃止になることに伴い、新規に計上されるものであります。

これまで徴収された普通車と軽自動車の取得税分は、市町村に一括で款8自動車取得税交付金とし

て交付されておりましたが、10月以降については、軽自動車の分は先ほどの款1町税の軽自動車税の目2の環境性能割での収入となり、普通車分が款9環境性能割交付金の収入となります。

また、配分基準としましては、県税として納められた自動車税環境性能割の4.7%が道路延長及び面積等に応じて交付されることとなっております。

次の款10地方特例交付金は、30年度の実績見込みを参考に、国が示します地方財政計画に基づき計上いたしております。

19ページをお願いします。款11地方交付税は17億7千万円としております。内訳としましては、普通交付税が15億円、特別交付税が2億7千万円でございます。宅地耐震化推進事業（拡充事業）分の補助裏分が特別交付税対象の為、特別交付税を増額いたしております。

款12交通安全対策特別交付金は、前年比50万円の減額です。

次の13分担金及び負担金から、25ページの使用料及び手数料までは実績と見込みにより計上いたしております。なお、20ページの款13、項1、目2民生費負担金、節1児童福祉費負担金につきましては、幼児教育無償化に伴う保育料の減額を見込み、前年比8千236万3千円の減額となっております。

25ページをお願いします。款15国庫支出金は、それぞれの事業に基づく国の負担金等でございます。項1、目1民生費国庫負担金は、節1児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金につきましては、保育所への給付費増加に加え、平成31年度は、幼児教育無償化に伴う国の補てんが見込まれますので、前年比1億5千131万6千円の増額となっております。

26ページをお願いします。項2、目1民生費国庫補助金、節1児童福祉費補助金、一番下、子ども子育て支援整備交付金は、大津小学校の学童保育施設建設に係る国庫補助金でございます。

27ページをお願いします。目3土木費国庫補助金、節2都市計画費補助金は、地震関係の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業に係る国庫補助金が事業完了により減額となりましたが、一番下の宅地耐震化推進（拡充）事業補助金の新規計上や、社会資本整備総合交付金事業の増額が影響し、前年比1億3千159万1千円の増額でございます。

28ページをお願いします。目5、節1総務費補助金は、新庁舎建設に係る財源としまして、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（カーボンマネジメント事業）を新規に計上しております。変圧機や空調関連設備など、省エネルギーに関する設備が補助の対象となっております。

29ページをお願いします。項3、目1、節1総務費委託金は、参議院議員選挙に係る国委託金を計上しております。

続いて、款16、項1、目2、節2児童福祉費負担金は、保育所等への給付費の増加により、前年比2千219万4千円の増となっております。

31ページをお願いします。項2、目1、節2熊本地震復興基金交付金の1億1千724万2千円は、復興基金基本事業分でございます。一番下の公営住宅入居助成事業を新規で計上しております。

続いて、目2、節3児童福祉費補助金、32ページをめくっていただきまして、一番下の放課後児童クラブ整備補助金は、大津小学校の学童保育施設建設に係る県の補助金でございます。

34ページをお願いします。目5、節2住宅費補助金は、歳出の款8土木費で説明いたしました、ブロック塀撤去補助金に係る県補助金です。

35ページをお願いします。項3、目1、節3総務費委託金は、県議会議員及び県知事選挙に係る委託金が主なものでございます。

38ページをお願いいたします。款18、項1、目1一般寄附金です。ふるさと寄附金の増加に伴い、前年比2千522万2千円増の4千718万7千円を計上しております。

40ページをお願いします。款19、項2基金繰入金です。目1減債基金繰入金は、熊本地震による災害廃棄物処理関係の地方債元利償還分も繰り入れており、前年比1千5万9千円の増です。

目4財政調整基金繰入金は、予算の財源不足のため、財政調整基金から前年同額の9億4千万円を繰り入れています。繰入後の財政調整基金残高は、約16億8千万円となる見込みでございます。

目6庁舎建設基金繰入金は、新庁舎建設に係る基金繰入金でございます。8億4千万円を積み立てた内、3億3千600万円を繰り入れるものでございます。

42ページをお願いします。款21、項3、目2、節1災害援護資金返還金、現年分は、熊本地震により災害援護資金を借りられた方からの返還金でございます。

43ページをお願いします。項4、目2、節1雑入です。下から5番目の火災共済給付金等（町営住宅）は、北出口団地の火災による撤去、改修工事に係るものでございます。

なお、前年度は給食センターの改修工事に伴う給食代替用保護者負担金が行ってございましたが、事業完了により減額となったため、全体では1千232万3千円の減額となっております。

46ページから47ページにかけての款22町債は、第3表地方債で説明したとおりでございます。

なお、47ページ一番下の教育債は、小学校の増築事業や給食センター改修事業等の完了によりまして廃目となっております。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） こんにちは。議案第19号、平成31年度大津町国民健康保険特別会計予算についてご説明をいたします。

予算につきましては、この予算書の一般会計のうしろの国民健康保険の見出しのところ、第1ページをお願いいたします。

第1条で、予算の総額は歳入歳出それぞれ28億1千286万円と定めております。

第2条で、一時借入金の限度額を1億円としております。

6ページの予算に関する説明書をお願いします。予算の概要は48ページから50ページになります。

予算の総額は、前年度当初予算と比較しますと1億9千935万6千円の減となります。

7ページをお願いいたします。歳出について、前年度比較及び財源の内訳等を記載をしております。主なものとしましては、前年度比較で、保険給付費の減額になります。財源内訳では、国県支出金から約19億5千万円、その他から約2億2千万円、保険税等の一般財源で約6億3千万円となっております。

ります。

それでは、歳出から主なものについてご説明をいたします。

予算書は15ページ、予算概要は48ページ、歳出をお願いいたします。款の1、項の1、目の1一般管理費は、国民健康保険事業運営のための事務費等で、主なものは、節12の役務費300万6千円で、被保険者証・保険税納付書等の郵送費になります。

13委託料は、国保連合会に支払う共同電算事務委託料関係になります。

16ページをお願いいたします。目2連合会負担金は、平等割、被保険者数割等で算定されます国保連合会への負担金です。

項の2運営協議会費は、国民健康保険法で設置が義務づけられております国民健康保険運営協議会に関する費用になります。

17ページをお願いいたします。款の2、項の1、目の1一般被保険者療養給付費と、目の2退職被保険者等療養給付費は、保険者が負担する医療費の7割相当額の医療給付費になります。

目1の一般被保険者については、被保険者の減もあり、対前年度比約1億2千万円の減を計上しております。

目2は、退職者医療保険制度の経過措置が平成26年度をもって終了しておりますので、退職被保険者につきましては、退職者が一般保険者に移行し減額となっております。

目の3一般被保険者療養費と、18ページの目の4退職被保険者等療養費につきましては、それぞれ治療用具等に対する費用等の償還払い分となります。

目5審査支払手数料は、県国保連合会でのレセプト審査支払いに対する手数料です。

款2、項2高額療養費は、被保険者が同一月内に同一医療機関等に支払った医療費が所得に応じて一定の金額を超えた分を給付するものです。

目の1一般被保険者高額療養費は1千200万円の減となっております。

目の2退職被保険者等高額療養費については、新規の加入者がなくなりますので、65歳の年齢到達者が一般被保険者へ移行するため、前年から減額で見込んでおります。

19ページをお願いいたします。目の3一般と、目の4退職被保険者高額介護合算療養費につきましては、1年間の医療費と介護サービス費の自己負担の合計額が高額になった場合に限度額を超えた分を給付するもので、昨年同額を見込んでおります。

20ページをお願いいたします。款の1、項の4、目の1出産育児一時金は、40件分を計上しております。

款の2、項の5、目の1葬祭給付費は、30件分を前年同額で計上をしております。

21ページをお願いいたします。款の3国民健康保険事業費納付金は、制度改正により、昨年度から町は県に納付金を納めておりますけども、その予算項目になります。

項1の医療給付費分、22ページの項2の後期高齢者支援金等分、項3の介護納付金分につきましては、それぞれの金額は、県が行った本算定での金額で計上をしております。

24ページをお願いいたします。款6、項1特定健康診査等事業費は、特定健診及び特定保健指導、

さらに人間ドック等の事業に要する費用を計上しております。

節の13委託料は、特定健診等委託で、特定健診、それから特定保健指導、人間ドック委託は、それぞれの検診費用等を計上しております。

25ページをお願いいたします。款6、項2、目1保健衛生普及費は、適正受診者に関する啓発用としてパンフレットの印刷代等を計上しております。

主なものは、節の12役務費90万1千円で、医療通知とジェネリック差額通知を通知するための郵送費です。

節の13委託料は、国保連合会に支払う医療費通知関係の委託になります。

目2鍼灸施術費84万6千円は、鍼灸を受けられる方に対して補助をするものです。

27ページをお願いいたします。款9、項の1償還金及び還付加算金は、保険税の還付金で、前年同額で計上しております。

28ページをお願いいたします。款10予備費は974万7千円を計上しております。

続いて、歳入をご説明いたします。

8ページをお開きください。款の1、項の1、目の1一般被保険者国民健康保険税を5億5千293万1千円、目2の退職被保険者等国民健康保険税を269万6千円とし、税金の増額を5億5千562万7千円、前年比334万3千円の減で計上しております。

国民健康保険税の現在の賦課基準につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分、また介護納付金分の3本立てとなっております。退職者制度につきましては、平成26年度末で経過措置が終了しております、退職被保険者の減少により減額となっております。

10ページをお願いいたします。款2、項1、目1督促手数料は、督促状を発送するための手数料になります。

款4、項1県補助金、目の1保険給付費等交付金は、保険給付や保健事業者に対し交付をされます。

節の1普通交付金は、保険給付費の全額が県から交付されます。

節2の特別交付金は、町が行います保健事業への支援や結核等に係る保険給付が多額であるなど、特別な事情を考慮して交付をされるものです。

11ページをお願いいたします。款の6、項1、目の1一般会計繰入金で、節1の保険基盤安定繰入金は、国保税の低所得者に対する軽減分に当てるための繰入金で、国、県、町の負担となっております。

節の2退職給付費繰入金は、歳出の一般管理費に相当する分を繰り入れるものです。

節の3助産費等繰入金は、出産一時金に該当するものです。計上しております。

節4財政安定化支援事業繰入金は、国保財政化の健全化に向けた一般会計からの繰り出しについて、基準財政需要額により算定されるもので、所要の地方財政措置が講じられております。

繰入金の総額は2億1千882万5千円となっております。

12ページをお願いいたします。款の7、項の1、目の1繰越金は、前年度からの繰越見込み額を8千300万円計上しております。

13ページをお願いいたします。款9、項1、目1一般保険者延滞金は、保険税滞納分の延滞金で昨年同額を計上しております。

款9、項3、目1一般保険者第三者納付金は、交通事故等で国保を利用された場合の返還金で、前年同額で計上をしております。

以上でございます。

続きまして、議案第22号、平成31年度大津町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額はそれぞれ27億5千75万9千円と定めております。前年度と比較して7千236万6千円の増となっております。増加の主な要因としましては、介護給付費の増加によるものです。

第2条で、一時借入金の最高額は1億円としております。

歳出から説明をいたします。

予算書16ページをお願いいたします。予算の概要は52ページから55ページになります。

概要は54ページのほうをお願いいたします。款1、項1、目1一般管理費は、介護保険事務に必要な人件費や需用費関係をあげております。

予算書17ページをお願いいたします。款1、項2、目1賦課徴収費は、介護保険料の賦課徴収に関する経費です。主なものにつきましては、12の役務費の通信運搬費等になります。

18ページをお願いいたします。款1、項3、目1介護認定審査会費は、菊池広域連合に介護認定審査会を設置している費用になります。

節14使用料及び賃借料は、介護認定支援システムの機器借上料で、節19負担金、補助及び交付金は、現在、介護保険の認定事務を菊池広域連合で行っておりますけども、その介護保険認定審査会関係事務費関係の負担金になります。

目の2認定調査等費の主なものにつきましては、節1報酬の介護認定調査委員の報酬関係、それから、19ページの節の12役務費の主治医意見書料等になります。

款の1、項の4、目の1計画策定委員会費は、地域包括支援センター及び地域密着型サービスの関する運営委員会の委員報酬と費用弁償になります。

予算書20ページをお願いいたします。款の2、項の1、目1介護サービス等諸費、節の19負担金、補助及び交付金は、介護保険サービスの費用から自己負担を除いた分を各種サービス等の保険者負担分の給付費として計上をしております。

予算書の21ページをお願いいたします。款2、項2、目1その他諸費、節12役務費は、熊本県国民健康保険連合会への介護給付費の審査支払手数料が主なものになります。

款2、項3、目1高額介護サービス等費は、介護サービス利用者が支払った医療と介護の負担額が一般世帯の場合、合計で1カ月4万4千400円を超えた場合に、その超えた分を高額介護サービス費として給付をするものです。

予算書 22 ページをお願いいたします。款 2、項 4、目 1 高額医療合算介護サービス等費は、介護サービス利用者が支払った医療と介護の一部負担金が年間で一定額を超えた場合に、その超えた額を支給するものです。

款 3、項 1、目 1 介護予防・生活支援サービス事業費は、高齢者が要介護状態とならないように介護予防事業を実施するための費用となります。

節の 1 報酬は、介護予防教室の開催に伴う非常勤関係の報酬になります。

節の 1 3 委託料で、訪問型サービス事業で、介護認定を受けていない高齢者や要支援の 1・2 の高齢者で身体介護は必要ないけれども、心身の状態等で生活援助が必要な人を対象にホームサポートを派遣する事業になります。

次の短期集中通所型介護予防事業につきましては、生活機能の低下が認められ、医療による専門的な指導・支援が必要と判定した高齢者を対象に、要介護状態にならないように運動機能の向上や栄養改善及び口腔機能の向上関係のための教室を行う事業になります。

予算書の 23 ページをお願いいたします。節の 1 9 負担金、補助及び交付金、1 の介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援者 1・2 の方の総合事業における訪問介護・通所サービス関係の事業費になります。

款 3、項 1、目 2 介護予防ケアマネジメント事業費の主なものにつきましては、節の 7 で、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用する事業対象者並びに要支援者 1・2 の人のケアプランなどを作成する介護支援専門員の賃金になります。

節の 1 3 委託料で、介護予防マネジメントの委託は、総合事業のケアプラン作成を居宅介護支援事業所に委託するものでございます。

次に、予算書の 24 ページをお願いいたします。款の 3、項 2、目 1 一般介護予防事業費は、65 歳以上の人の介護予防事業に関する費用になります。

節の 8 報償費は、健康運動指導の講師謝礼になりまして、通いの場の講師謝礼は、住民主体の通いの場づくり支援事業の導入時に必要な理学療法士などの謝礼になります。

節の 1 3 委託料の主なものとしましては、介護予防健診事業委託は、介護保険被保険者証を交付す 65 歳、それから、高齢者医療受給者証を交付する前期高齢者の 70 歳、後期高齢者を交付する 75 歳の各説明会時に、筋量測定関係の評価を行いながら、節目の際の介護予防健診を実施しているものでございます。

予算書の 25 ページをお願いいたします。款 3、項 3、目 1 包括的支援事業は、地域包括支援センターの運営に関する費用になります。

節の 1 で報酬関係、節の 7 で賃金、それから、節の 8 報償関係をあげております。

予算書の 26 ページをお願いいたします。節の 1 3 委託料の主なものにつきましては、介護予防プラン作成委託は、要支援 1・2 の介護予防プラン作成を居宅介護支援事業所に委託するものでございます。

それから、地域包括支援センターシステム改修業務委託は、DV 支援措置の情報連携管理システム

の改修委託になります。

節の19負担金、補助及び交付金につきましては、1、派遣職員負担金は、地域包括支援センターに設置が義務づけられております社会福祉士、主任ケアマネジャー、それから生活支援コーディネーターの派遣の負担金分になります。

予算書27ページをお願いいたします。目の2任意事業費で、節の8報償費は、認知症サポーター養成講座講師謝礼と介護相談員の謝礼になります。

節の13委託料で、食の自立支援事業委託につきましては、調理が困難な高齢者に対しまして、週1回から3回給食を配送するための事業になります。また、ほっとラインの体制整備事業委託につきましては、65歳以上の単身世帯、それから高齢者のみの世帯の高齢者を対象に緊急通報装置を貸与し、24時間体制で利用者の急病関係に備えるための委託です。

予算書30ページをお願いいたします。款の6、項の1、目の1予備費は、緊急な支出などに備えるものです。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。

予算書の8ページをお願いいたします。予算の概要は52ページになります。款の1、項の1、目1第1号被保険者保険料です。節の1現年度分特別徴収保険料、それから、節の2現年度分普通徴収保険料は、第1号被保険者に係る保険料収入になります。

予算書の9ページをお願いいたします。款3、項1、目1介護給付費負担金、節1現年度分は、介護給付費歳出見込み額の国負担分20%を計上しております。

款の3、項2、目の1調整交付金は、第1号被保険者の年齢階級別分布状況、それから、所得分布状況等を調整して配分されるものになります。

節の1現年度分調整交付金は、介護給付費歳出見込み額の5.41%、それから、節の2総合事業調整交付金は、総合事業費、一般介護予防事業費の5.41%を計上しております。

目の2地域支援事業交付金、節の1現年度分は、介護予防・生活支援総合事業の国負担分20%、それから、包括的支援・任意事業の国負担分38.5%の所要の負担率で計上しております。

目の3保険者機能強化推進交付金は、平成30年度に創設されました市町村の自立支援、重度化防止の取り組みを支援するための交付金で、国の交付金の内示額が確定した時点で補正予算をお願いしたいと考えているところです。

予算書10ページをお願いいたします。款4、項1、目1介護給付費交付金は、社会保険診療報酬支払基金が各医療保険者から徴収した介護給付費納付金を財源とする交付金になります。

目の2地域支援事業支援交付金、節の1現年度分は、介護予防・日常生活支援総合事業について27%で交付をされるものです。

予算書11ページをお願いいたします。款5、項1、目1介護給付費負担金、節1現年度分は、介護給付費歳出見込み額の県負担分12.5%を計上しております。

款5、項2、目1地域支援事業交付金、節1現年度分は、介護予防・日常生活支援総合事業の県負担分12.5%と、包括的支援・任意事業の県負担分19.25%を計上しております。

款6、項1、目1介護給付費繰入金、節1現年度分は、介護保険給付費歳出見込み額の町負担分12.5%を計上をしております。

予算書12ページをお願いします。目の2地域支援事業支援交付金、節の1現年度分は、介護予防・日常生活支援総合事業の町負担分12.5%、それから、包括的支援事業・任意事業の町負担分19.25%を計上をしております。

目の3低所得者保険料軽減負担金繰入金、節の1現年度分は、低所得者の介護保険料軽減措置に対する負担金分になります。

目の4その他一般会計繰入金、節の1職員給与費等繰入金は、介護事業に関わる分の繰り入れであり、今年度から包括支援センター職員給与費の繰り入れはせず、一般会計において計上をしております。

節の2事務費繰入金は、一般管理費事務費や賦課徴収費、介護認定審査会費及び認定調査費を繰り入れるものです。

予算書の13ページをお願いいたします。款の8、項1、目の1繰越金は、前年同様になります。

予算書の14ページをお願いいたします。款9、項3、目1介護予防サービス計画費収入は、地域包括支援センターで行います要支援者に対するケアプラン作成の収入になります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。2時15分から再開します。

午後1時42分 休憩

△

午後2時15分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 議案第24号、平成31年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2千629万4千円としております。熊本県の後期高齢者の保険料率は、2年ごとに見直すこととなっております。平成31年度は30年度と同じとなります。均等割額が4万7千900円、所得割率が9.26%となっております。

5ページをお願いいたします。

前年度と比較しますと1千84万9千円の増となっております。これは対象者の増加によるものです。

6ページをお願いいたします。

財源内訳のその他の財源は、一般会計繰入金と後期高齢者医療広域連合からの歳入を充当したのになります。

歳出についてご説明いたします。

12ページをお願いいたします。予算の概要は56ページになります。款の1、項1、目1一般管

理費は、後期高齢者医療事務を行うための予算です。主なものは、節の12役務費で、被保険者証を送付する簡易書留の郵便代等になります。

款1、項2、目1徴収費は、保険料の徴収事務に係る経費になり、主なものは、12の役務費で、被保険者保険料決定通知及び納付通知書の郵送代になります。

13ページをお願いいたします。款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金3億1千360万7千円は、被保険者が納付した保険料と保険基盤安定負担金を広域連合へ納付するものです。前年比1千747万円の増額については、対象者の増加に伴うものです。

款3、項1、目1健康診査費821万8千円の主なものは、14ページの節13の委託料で、受診見込者分の健診にかかる費用及び人間ドック委託料を計上しております。

目2鍼灸施術費は、一人当たり年間30枚を限度に鍼灸券を発行し、1回当たり1千円を補助するものです。

15ページをお願いいたします。款5、項1、目1予備費として67万6千円を計上しております。続きまして、歳入を説明いたします。

予算書の7ページをお願いいたします。款1、項1、目1特別徴収保険料及び目2の普通徴収保険料は、特別徴収対象者を30年度の実績から全体の52.21%、また、目2普通徴収保険料を全体の47.79%と見込み、大津町における後期高齢者の保険料を2億3千595万7千円で計上しております。前年度に対し1千204万1千円の増額となっております、被保険者の増加によるものです。

8ページをお願いいたします。款4、項1、目1事務費繰入金は、一般管理費のほか徴収事務に係る分を一般会計から繰り入れるものです。

目2保険基盤安定繰入金7千765万1千円は、保険料の軽減措置に対して、一般会計より県・町負担分を繰り入れるものです。

目3保険事業等繰入金、節1鍼灸施術補助繰入金100万7千円は、町の単独事業で鍼灸施術補助を行うため一般会計から繰り入れるものです。

節の2人間ドック補助繰入金は、これにつきましても人間ドックを補助するための一般会計からの繰り入れになります。

9ページをお願いいたします。款5、項1、目1繰越金は、平成30年度の決算見込みにより計上をしております。

10ページをお願いいたします。款6、項4、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入537万7千円は、広域連合が実施主体の健康診査を町が受託実施する委託料になります。

項5、目3雑入は、後期高齢者広域連合が実施する人間ドック費用の助成となります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 経済部長本古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） 私のほうから議案第20号、平成31年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算をご説明申し上げます。

議案集は32ページ、予算の概要は50、51ページをお願いします。予算書は特別会計の2つ目でございます。

予算書1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5千375万3千円と定めます。

歳入からご説明申し上げます。

予算書7ページをお願いします。款1、項1、目1、節1市町村負担金、大規模林道事業賦課金に対して、菊陽町、菊池市、合志市、南阿蘇村の関係市町村負担金でございます。

款2、項1、目1、節1財産収入、携帯電話無線基地局貸付料は、基地局として電話会社へ貸付料でございます。

款3、項1、目1、節1一般会計繰入金は、大規模林道事業賦課金の大津町負担分でございます。

予算書8ページをお願いします。款4、項1、目1、節1前年度繰越金です。

歳出をご説明申し上げます。

予算書の9ページをお願いします。款1、項1、目1一般管理費、財源のご説明を申し上げます。その他の153万3千円は、市町村負担金94万2千円と、財産収入9千円、一般会計繰入金58万2千円でございます。

節7賃金は、作業員賃金です。

節11需用費は、消耗品費、燃料費、印刷製本費でございます。

節14使用料及び賃借料は、重機借上料他でございます。

節16原材料費は、砕石他でございます。

節19負担金、補助及び交付金、1.大規模林道事業賦課金は、大規模林道菊池人吉線に係る事業の受益者負担金でございます。

節28繰出金、一般会計繰出金、県が真木団地を伐採中でございますが、伐採後、共有財産で造林しているところでございます。31年度の事業内容は、植栽8.2ヘクタール、下刈り52.4ヘクタールです。一般会計の町有林保育事業等委託の中で行うため一般会計へ繰り出すものでございます。

予算書10ページをお願いします。款2、項1、目1は予備費です。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 議案第21号、平成31年度大津町公共下水道特別会計予算についてご説明いたします。

予算書の1ページ、概要の51ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億7千754万2千円と定めております。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債は、後ほど説明いたします。

第4条、一時借入金の借り入れ最高額を5億円と定めております。

4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為、事項1、下水道計画区域内の水洗化促進を図るため、水洗化改造資金の融資

斡旋をするにあたり、金融機関が融資した資金の損失補償をするものでございます。事項2の融資枠は、水洗化改造資金1件で50万円であります。期間、限度額につきましては、記載のとおりでございます。

5ページをお願いいたします。

第3表地方債、起債の目的、1、公共下水道事業債の限度額を1億9千970万円、2、公共下水道事業債特別措置分を1千950万円、3、資本平準化債を2千480万円に定めるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。起債の目的で1の公共下水道事業債は、管渠や処理場の建設事業債で、2の特別措置分は、国の財政制度の変更による起債で、3の資本平準化債は、後年度の利用者から徴収すべき先行投資部分の債務を繰り延べるための起債でございます。

歳出からご説明申し上げます。

予算書の14ページをお願いいたします。款1、項1、目1総務管理費8千860万1千円の主なものは、節2給料、3職員手当、節4共済費につきましては、職員6名分の人件費です。

15ページの節13委託料、使用料徴収委託は、大津菊陽水道企業団への委託料です。

下水道事業会計支援業務委託は、平成31年4月から大津町の下水道事業を特別会計を運用しながら、同時に、翌年度の地方公営企業法の一部適用に向け、公営企業会計で動かします。その際の事務支援を受け、職員の習熟を図るためのものでございます。

次の下水道事業固定資産整理評価業務委託は、平成31年度に工事等により取得した資産の評価を行い、固定資産台帳を更新するためのものです。下水道事業経営戦略策定業務委託は、国が市町村へ策定を求めているもので、現在の資産とストックマネジメント計画等も踏まえて、将来の予測を行い、経営上、必要となる情報を導くものでございます。

16ページをお願いいたします。節19負担金、補助及び交付金の補助金1、漁業振興助成金は、白川漁業協同組合に交付するものです。

節27公課費は、消費税でございます。

目2事業費4億5千458万5千円の主なものは、17ページの節13委託料で、管渠工事实施のための測量設計委託、浄化センター水処理増設実施設計業務、浄化センター等改築事業業務委託、平成29年度から31年度において日本下水道事業団に委託している処理場、ポンプ場の改築事業業務委託、また、ストックマネジメント計画策定業務委託でございます。

18ページをお願いいたします。節15工事請負費は、補助対象の下水道管渠築造工事等になります。31年度は吹田地区の整備を予定しております。

節22補償補てん及び賠償金は、下水道工事に伴う上水道等の移設費でございます。

目3維持管理費1億7千733万6千円の主なものは、節13委託料の浄化センター等包括的民間委託及び19ページのマンホールポンプ管理包括的民間委託、大津町浄化センター等包括的民間委託設計書作成業務委託でございます。包括的民間委託外部監査業務は、包括的民間委託の放流水の水質等要求水準の達成状況、修繕履歴による施設、設備の劣化状況の確認、業務評価チェックリストによ

る監視項目ごとの達成状況の確認並びに改善必要事項の指摘などを行うための費用を計上しております。包括的民間委託の契約期間は、平成29年度から31年度までの3年間でございます。今回の包括的民間委託設計書作成業務で時期分の設計を行い、その設計額を基に12月補正で債務のご承認をいただき、入札、契約したいと考えております。19年度までは種別ごとに分離発注し、直営方式で運転し、使用資材は町が購入し、受託者に支給しておりました。20年度から業務委託方式を改め、材料費、光熱費、修繕、水質、電気保安点検、処理ポンプ場の運転管理を一括で包括委託し、コスト縮減を図っております。

目4下水道事業基金費6千円は、基金利子の積立金です。

20ページをお願いいたします。款2、項1、目1元金3億152万円は、定時償還分でございます。対前年比減額6千449万2千円の主な理由は、一部の起債の償還完了によるものです。

目2利子5千249万4千円は、長期債利子及び一時借入金利子です。対前年比減額620万2千円は、起債の償還方法において大部分が元利金等払いにより年々減少となっております。

款3、項1、目1予備費500万円を不測の経費に対応するため計上いたしております。

歳入についてご説明申し上げます。

予算書の9ページをお願いいたします。概要は51ページです。款1、項1、目1負担金1千万円は、30年度に下水道整備しました公共下水道区域の土地に1平方メートルにつき300円を付加し、支払いは年4回の5カ年で20回払いになります。前納することもできます。その費用は、建設財源に充当いたします。

款2、項1、目1使用料4億4千623万2千円は、公共下水道施設利用者から排出される生活雑排水や工場排水に対する一般住宅、学校、企業等の公共下水道使用料です。

10ページをお願いいたします。款2、項2、目1手数料40万4千円は、排水設備の指定工事店の登録手数料及び督促手数料でございます。

款3、項1、目1公共下水道費国庫補助金1億9千985万円は、下水道事業に対する事業補助金であります。補助率は50%です。処理場は、高率の55%となっております。

款1、項1、目1一般会計繰入金1億6千904万8千円は、下水道事業の事業費及び公債費償還等のために繰り入れるものでございます。

11ページをお願いいたします。款5、項1、目1繰越金として800万円を計上いたしております。

款6、項1、目1延滞金、款6、項2、目1預金利子及び12ページ款6、項3、目1雑入は、記載のとおりでございます。

款7、項1、目1公共下水道事業債2億1千920万円、節1の公共下水道事業債につきましては、補助対象事業の管渠及び処理場設計委託、処理場改築の一部の場合は、事業費の45%、処理場改築は事業費の40.5%、単独事業の場合は、事業費の95%です。

節2の公共事業事業債特別措置分は、元金償還に充当するものです。

目2資本費平準化債2千480万円につきましても、同じく、元金償還金に充当するものです。

13ページをお願いいたします。款8、項1、目1利子及び配当金4千円を下水道事業基金の利子を見込んでおります。

以上でございます。

議案第23号、平成31年度大津町農業集落排水特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページ、概要の55ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4千591万1千円と定めております。

第2条、一時借入金の最高額を6千万円と定めております。

予算書の11ページ及び予算の概要の55ページをお願いいたします。

歳出からご説明申し上げます。

款1、項1、目1総務管理費381万5千円の主なものは、節13委託料の農業集落排水事業経営戦略策定業務委託、節27公課費の消費税です。

目2農業集落排水事業763万2千円の主なものは、節11需用費の修繕、節13委託料の最適整備構想策定業務は、昨年に行った機能診断調査の結果から工法と時期を検討し、複数の処理区がある場合に、町内の施設全体について、今後の施設補修、改築などを町の財政状況も踏まえ、計画的かつ効率的に取り組んでいくための最適整備構想マスタープランを策定するものです。

節15工事請負費は、補修工事です。

12ページをお願いいたします。節3維持管理3千350万6千円の主なものは、節11需用費の光熱水費、修繕料、節12の役務費の主なものは、矢護川浄化センター、錦野浄化センター、杉水浄化センターの汚泥引き抜き手数料です。

節13委託料で、矢護川、錦野、杉水の3カ所の浄化センター等の維持管理業務です。

13ページをお願いします。目4、節25積立金は、農業集落排水事業基金2万3千円、利子を積立金と見込んでおります。

款2、項1、目1、節23償還金利子及び割引料は、元金の地方債の定時償還です。

款2、項1、目2、節23償還金利子及び割引料は、長期債利子及び一時借入金利子です。

14ページをお願いします。款3、項1、目1予備費として500万円を計上しております。

歳入についてご説明申し上げます。

予算書の7ページをお願いいたします。款1、項1、目1、節1農業集落排水事業費分担金16万円は、農業集落排水事業区域、錦野、杉水、平川地区の土地・家屋所有者等からの分担金であり、建設事業の一部に充当するものであります。

款2、項1、目1、節1農業集落排水事業費使用料2千950万円は、矢護川、錦野、杉水。平川地区の農業集落排水施設使用料を見込んでおります。

8ページをお願いいたします。款2、項2、目1、節1手数料4千円は、督促手数料でございます。

款3、項1、目1、節1一般会計繰入金1億622万3千円は、農業集落排水事業に伴う事業費、公債費等のために繰り入れるものでございます。

9ページをお願いいたします。款4、項1、目1、節1前年度繰越金500万円を見込んでおります。

款5、項1、目1延滞金、款5、項2、目1預金利子は、座取りでございます。

10ページをお願いいたします。款5、項3、目1、節1雑入1千円は、消費税還付金を見込んでおります。

款6、項1、目1、節1利子及び配当金2万1千円は、農業集落排水事業運営基金の利子見込み額です。

款8、項1、目1、節1農林水産業費国庫補助金500万円は、歳出の農業集落排水事業費の節13委託料、最適整備構想策定業務で100%の補助になります。

以上でございます。

続きまして、議案第25号、平成31年度大津町工業用水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算書は最後になります。予算の概要は57ページでございます。

予算書の1ページから2ページをお願いいたします。

工業用水道事業は、地方公営企業法に基づく事業として、平成2年から中核工業団地内の企業に日量4千トンの供給能力の内、現在、3千870トンの契約水量で1トン当たり45円の使用料で給水しています。

第2条の業務予定量ですが、給水先事業所は6事業所で、日量3千トンの給水量を予定しています。

第3条の収益的収入及び支出ですが、事業収益が6千121万1千円、事業費が6千771万3千円を予定しています。

2ページをお願いいたします。

第4条の資本的支出ですが、第1項建設改良費は、第四水源地施設整備工事費等に伴う費用として、1億8千725万円を予定しています。企業債償還金の30万5千円は、減債積立金から支出します。

第5条で、経費の流用に関する議会の議決事項として、職員給与費等で921万8千円を予定しています。

第6条で、利益余剰金の処分として、現在積立金を予定しています。

次に、説明書の1から2ページをお願いいたします。予算の実施計画ですが、収入の内、営業収益を6千121万1千円としています。支出の営業費用6千771万3千円の内、原水費は、ポンプ電気代、修繕費等で、総係費は、職員人件費、負担金、使用料、管理補修等委託料等です。営業外費用の205万8千円は、企業債の利息及び消費税で、予備費は300万円です。不足の費用へ対応を予定しております。

資本的支出の建設改良費1億8千725万円は、第4水源地施設整備工事に伴う工事請負費及び委託料、水源地用地購入費です。企業債償還金の30万5千円は、企業債の元金の償還額であります。予備費は500万円です。不足の費用への対応を予定しています。

3ページをお願いいたします。予定キャッシュフロー計算書ですが、受入額を1千102万4千1

42円、支出額を1億8千725万円と、30万4千485円の計1億8千755万4千485円としています。平成31年度は、第4水源施設整備工事を行うこととしているため、1億7千635万343円の資金源となる見込みです。なお、平成31年度末で企業債残高は281万369円となります。

4ページから7ページまでは、職員1人及び非常勤職員1人分の給与明細です。

8ページ、9ページをお願いいたします。平成31年度の予定貸借対照表ですが、有形固定資産合計を3億9千211万2千610円、流動資産合計を6千289万4千488円、資産合計4億5千500万7千98円とし、固定負債合計を596万7千857円、流動負債合計を557万6千181円、繰延収益合計を3千360万8千810円とし、負債資本合計で4億5千500万7千98円を制定しています。

10ページ、11ページをお願いいたします。重要な会計事項を注記しております。固定資産の減価償却の方法、引当金の計算方法、消費税の会計処理、引当金の取り崩しを記載しております。

12ページをお願いいたします。30年度の予定損益ですが、営業収益6千193万8千円、営業外収益151万9千円、営業費用4千526万3千34円、営業外費用13万4千円で、平成30年度の純利益は1千805万9千966円を見込んでおります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後2時46分 散会

本 会 議

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

平成31年第2回大津町議会定例会会議録

平成31年第2回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第2日)

平成31年3月5日(火曜日)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---|---|---|-----------|---------------|---------|---------------|-------------------|---------|-----------------|-----------|--|---------------------|-----------------|---------|-----------------|-----------|--|-------------------|---------------|--|-----------|--|--|-----------------------|-----------------------|---------------------------|-----------------------|--|--|
| 出席議員 | 1 番 三 宮 美 香 4 番 金 田 英 樹 7 番 本 田 省 生 10 番 大 塚 龍 一 郎 13 番 永 田 和 彦 16 番 桐 原 則 雄 | 2 番 山 部 良 二 5 番 豊 瀬 和 久 8 番 府 内 隆 博 11 番 坂 本 典 光 14 番 津 田 桂 伸 | 3 番 山 本 富 二 夫 6 番 佐 藤 真 二 9 番 源 川 貞 夫 12 番 手 嶋 靖 隆 15 番 荒 木 俊 彦 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 欠 席 議 員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職務のため出席した事務局職員 | 局 長 矢 野 好 一 書 記 大 塚 知 里 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%;">町 長 家 入 勲</td> <td style="width: 10%;">兼 会 計 管 理 課 長</td> <td style="width: 45%;">坂 本 一 正</td> </tr> <tr> <td>副 町 長 田 中 令 児</td> <td>兼 総 務 部 総 務 課 主 幹</td> <td>伊 東 正 道</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長 本 郷 邦 之</td> <td>兼 行 政 係 長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長 藤 本 聖 二</td> <td>兼 総 務 部 財 政 課 長</td> <td>本 司 貴 大</td> </tr> <tr> <td>経 済 部 長 古 庄 啓 起</td> <td>兼 財 政 課 長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土 木 部 長 大 田 黒 哲 郎</td> <td>兼 行 政 推 進 係 長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>併任工業用水道課長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総 務 部 総 務 課 長 羽 熊 幸 治</td> <td>兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長</td> <td>農 業 委 員 会 事 務 局 長 荒 牧 修 二</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 財 政 課 長 白 石 浩 範</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | | | 町 長 家 入 勲 | 兼 会 計 管 理 課 長 | 坂 本 一 正 | 副 町 長 田 中 令 児 | 兼 総 務 部 総 務 課 主 幹 | 伊 東 正 道 | 総 務 部 長 本 郷 邦 之 | 兼 行 政 係 長 | | 住 民 福 祉 部 長 藤 本 聖 二 | 兼 総 務 部 財 政 課 長 | 本 司 貴 大 | 経 済 部 長 古 庄 啓 起 | 兼 財 政 課 長 | | 土 木 部 長 大 田 黒 哲 郎 | 兼 行 政 推 進 係 長 | | 併任工業用水道課長 | | | 総 務 部 総 務 課 長 羽 熊 幸 治 | 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 荒 牧 修 二 | 総 務 部 財 政 課 長 白 石 浩 範 | | |
| 町 長 家 入 勲 | 兼 会 計 管 理 課 長 | 坂 本 一 正 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 副 町 長 田 中 令 児 | 兼 総 務 部 総 務 課 主 幹 | 伊 東 正 道 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総 務 部 長 本 郷 邦 之 | 兼 行 政 係 長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住 民 福 祉 部 長 藤 本 聖 二 | 兼 総 務 部 財 政 課 長 | 本 司 貴 大 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経 済 部 長 古 庄 啓 起 | 兼 財 政 課 長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土 木 部 長 大 田 黒 哲 郎 | 兼 行 政 推 進 係 長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 併任工業用水道課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総 務 部 総 務 課 長 羽 熊 幸 治 | 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 荒 牧 修 二 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総 務 部 財 政 課 長 白 石 浩 範 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

議 事 日 程 (第 2 号) 平成 3 1 年 3 月 5 日 (火) 午前 1 0 時 開会
開議

日程第 1 議案質疑

| | |
|----------------------|------|
| 議案第 2 号 | 質 疑 |
| 議案第 3 号 | 質 疑 |
| 議案第 4 号 | 質 疑 |
| 議案第 5 号 | 質 疑 |
| 議案第 6 号 | 質 疑 |
| 議案第 7 号 | 質 疑 |
| 議案第 8 号から議案第 1 0 号まで | 一括質疑 |

討論、表決

| | |
|----------------------|------|
| 議案第 1 1 号及び議案第 1 2 号 | 一括質疑 |
| 議案第 1 3 号 | 質 疑 |
| 議案第 1 4 号及び議案第 1 5 号 | 一括質疑 |
| 議案第 1 6 号及び議案第 1 7 号 | 一括質疑 |
| 議案第 1 8 号 | 質 疑 |
| 議案第 1 9 号 | 質 疑 |
| 議案第 2 0 号 | 質 疑 |
| 議案第 2 1 号 | 質 疑 |
| 議案第 2 2 号 | 質 疑 |
| 議案第 2 3 号 | 質 疑 |
| 議案第 2 4 号 | 質 疑 |
| 議案第 2 5 号 | 質 疑 |

日程第 2 委員会付託

議案第 1 1 号から議案第 2 5 号まで

午前 1 0 時 0 0 分 開会

開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

日程第 1 議案質疑

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 議案質疑を行います。

お諮りします。

議案第2号、大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから議案第10号、平成30年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの9件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第10号までの9件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

まず、議案第2号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 議案第3号、平成30年度の一般会計補正予算に質疑を行います。

予算書の59ページです。款3の民生費の児童福祉総務費についてお尋ねをいたします。59ページの節19の負担金、補助及び交付金の中身ですが、一つは、放課後児童健全育成事業補助金、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、当初予算では7千644万4千円だったものが2千194万4千円と大幅に減額となっております。これは入札残なのかどうか、ちょっと中身をお尋ねをしたいと思います。

それから、補助金の3番、保育補助者雇上強化事業補助金、こちらも当初が1千874万5千円ありましたが、今回、809万円、約半分減額となっております。

その下の4番の保育体制強化事業補助金、こちらも当初が1千80万円の予算に対して、約半分以上の581万3千円が減額となっております。この3番、4番の大幅な減額の理由についてお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） ただいまの質疑にご説明申し上げます。

児童福祉総務費の一つは、補助金ですかね、補助金の減額が大きいということであったかと思えます。これは当初ですね、これは学童保育の補助金の減でございます。こちらについては、年度当初の利用者から利用者数が減ったということで、それぞれの学童クラブごとの補助金が最終的に減額になったということでございます。それぞれのそうですね、ほとんどの学童のほうの当初の見込みから減った部分と、第二よろこび学童、こちらについては、開所予定でしたけども、最終的に31年度からの開所ということで、全体的に利用者が減ったということで最終的に減額をさせていただいているところでございます。

それから、保育補助者雇上強化事業補助金、それと保育体制強化事業補助金の減額ということでございます。一応こちらにつきましても、これは今年度から始まった事業でございます。保育補助者雇上強化事業につきましては、保育者を目指す方を保育園のほうにですね、補助者として雇上を各保育園のほうで雇上を行うという事業で、こちらについても、当初は全園でですね、予定されておりましたけども、最終的に雇上の実績が減ったというところでございます。

それから、保育体制強化事業補助金、こちらについても今年度からの事業でございます。こちらについては、保育以外の給食だったりとか、そういった部分で補助するための補助者の雇い入れでございます。一応こちらにつきましても、当初全園で予定されておりましたけども、最終的には実績で雇上された人数が減ったというところで減額になったというところでございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 学童保育の補助金は、当初の見込みより利用者が少なかったということですが、一部開設予定だったのが開設が遅れたということもあったようですが、近年は学童保育に入所希望しても入らないという事例がこの菊池圏域では聞いているわけです。ですから、最近ですね、その希望者がいるのも関わらず、指導員が確保できずに受け入れられなかったと、そういう原因があったのかどうか。純粋に見込みが見込みより少なかったのかどうか、ちょっと正確な理由をお答え願いたい。

それから、保育補助者、また保育体制、どちらも直接保育士ではありませんが、保育士の仕事を減らし、保育に専念してもらおうということでこの2つの補助金が計上されたかと思いますが、なぜこう半分も利用がなかったのかと。使い勝手が悪い補助金なのか、要するに、保育園側が望んでいない補助金、半分も減額するぐらいですから使い勝手が悪いのかどうか、その何ですかね、なぜこれほど利用がなかったのかというのを背景を説明願いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 再質疑にお答えいたします。

まず、学童保育の件ですけども、一時的にですね、待機になった状況というのはございました。指導員のほうが足りないのか、純粋に当初の見込みがちょっと多すぎたのかというところですけども、一時的に保育士が足りない部分ございましたけども、トータルでは純粋に当初の見込みがちょっと多かったというところでございます。

それと強化事業の件ですけども、今年度からの事業ということで、当初の予定はありましたけども、その人数の確保がちょっと十分できなかったという部分と、この雇上の要件がございまして、前年度以上ちょっと雇わないといけないとか、そういった部分があつて、今回は初年度ということで、当初の見込みよりも少なかったということでございますけども、新年度につきましては、また全園でですね、この事業を利用したいというところで、今のところは要望があつているというふうな状況でございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 議案第3号に関連して2点ですね、お尋ねしたいと思います。

まず一つ目がですね、これ概要のほうの説明しやすいんですけども、19ページですね、中ほどの工場等振興奨励補助金というのがございます。これが①と②と2件あるみたいなんですけれども、これ要綱のほう見ますと、上限が5千万円ということで、②のほうはもう上限まで達しているということですが、この①のほうですね、施設整備補助金という内訳が投下固定資産3億1千659万8千円ですか。それに対して10%の3千165万9千円が補助ということになっております。ただ、その要綱見ますと、この施設整備補助金については25%が上限ということになっておりますので、もっと出せたという言い方したらちょっと変ですけども、要望があつてよかったんじゃないのかなと。あるいは、これ3年間ということなので、例えば、10%、10%、5%とかですね、そういう分割したやり方になるのかというのが、まず1点です。

もう一つがですね、当然これ補助金ですので、こうしたその投資的な補助金というのは見返りというかですね、が期待されるもんだと思いますけれども、これに対して結構な金額ですよ、1億2千万円ですから、これに対して町のほうに最終的に、言葉悪かったら申し訳ないですが、バックされる分というのがですね、どのくらいのかという見通しですね。これについてお尋ねしたいというのがまず1点です。

それからですね、もう一つがですね、これ繰り越し、事故繰り越しということになるんですけども、災害公営住宅の関係です。全協で説明を受けましたときには、大工さん型枠工が不足ということで説明だったんですけども、とてもそれで納得できる話ではないんですよ。10月の臨時議会、これで話がありました。この中でですね、契約にあたって質疑がありまして、通常の場合ならこれでもいだろうけれども、この緊急の非常時の契約で、これスケジュールどおり本当にいくのかということのお尋ねをされた方がいらっしゃったんですね。それに対して、部長のほうは何とかしますというようなことをですね、趣旨のことを答えられたということなんですけれども、十分にその指摘があつて、十分に注意して進めなければならないにも関わらず、やはり完成が遅れますというのを、そのまんまちょっと「はい、そうですか。」というわけにはいかないということで、もう少し詳しくですね、しかももう一ついうと、この後どうするのかですね、についてもちょっとご説明をいただきたいと思えます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長本古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） 工場等振興奨励補助金につきましてご説明申し上げます。

概要のほうに投下固定資産税の10%というところで計算させてもらっております。昨年の4月から要綱を改正しまして、その前までは投下固定資産総額の10%というところでしておりました。投下固定資産といいますのが、工場等、あと償却資産等でございますけれども、これまでは実際の実際価格、建物を建てた価格、償却資産の価格になりますけれども、その10%というところでしておりました。そして、昨年の4月に改正したときは、投下固定資産税額、固定資産税でございますので、1.4%掛けるものがございますけれども、それに対する25%というところで要綱を改正しております。ただ、これの件数みまして、立地協定がこの企業につきましては29年5月30日というところでご

ございます。立地協定から5年以内に操業するという規定がございまして、この要綱の改正のときに立地協定が昨年4月以降につきましては、要綱改正でやるというところで、その以前の立地協定につきましては、その以前の要綱でやるというところでやっておりますので、今回の場合については、前要綱で適用するというところでしております。

もう一つ、こういう多額の補助金を出しますので、どれぐらいでそのこちらに固定資産税なり、その他の税金と法人税とかございまして、今、こちらのほうで試算しておりますけれども、改正前につきましては、やっぱりどうしても15、6年ぐらいかかってまいります。昨年の4月に改正したのになりますと、その半分ぐらい、大体7、8年ぐらいでとんとんぐらいになるかなというところで計算しているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 佐藤議員の質疑にご説明いたします。

昨年の10月臨時議会を開いていただきましてご議決をいただきました災害公営住宅が二つとも工期より遅れるというようなことで納得できないということでございます。我々もプレハブで生活をされている避難者の皆さんのために一日も早くというようなことで契約しております業者につきましては、工期を割らないようにということで度々話をしておりましたが、現実問題といたしまして、大工、型枠工、鉄筋工、屋根の人材等が不足しておりますと、それから、資材につきましても鉄筋等が不足してなかなか手に入りませんというようなことでお話がありました。ただ、それでも何とかして人間を集めながらもプレハブにお住まいの方を早く移したいということで話をしておりましたが、どうしてもなかなか集めることができないというようなことで、先般も1月の末に社長お二人にうちのほうにお出でいただきまして何とかならないだろうかというようなところで話もしたところでございますが、なかなか工期どおりには進めることが難しいというようなお話がありましたので、それではもう正式に期限を延ばして、契約変更としてというようなお話をしまして、今回のスケジュールというようなところになったところでございます。ただ、社長お出でいただいたときには、一日も早く完成をしてくれというようなことでお話を十分したつもりでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） まず最初の奨励の補助金のほうですね、15、6年というのはちょっとびっくりしましたが、改正されて7、8年ということになっているということであれば、今回の分はもうそれで仕方がないのかなというところで理解するところですが、災害公営住宅のほうの話ですね。この人手不足で、別にこの時期に始まったことじゃなくて、もう震災後ずっと続いていたんですね。その中でこういうスケジュールをつくった、不足することはわかってつくったんですね。それでなお不足しましたって言われたって、それはちょっと違うんじゃないかなと思うわけです。

もう一つ言いますとですね、これ甲佐町ですね、2月に甲佐町で入居が開始されております。甲佐町の場合は、工事始めたときの完成予定3月だったんですね。それが1月に完成しましたと、2月か

ら入居しますと、前倒しになっているんです、2カ月。甲佐町ではこういうことが起こっている。けれども、大津町では遅くなってしまうと、これどういうことなんだというふうに思うんですけども、その2点ですね、最初からわかってたことではなかったですかということ。それから、甲佐町ではこうなってますよということに対してどういうふうな見解なのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） ご説明いたします。

最初10月で契約をしたときから、人員不足、資材不足等についてはわかっていたということで、我々も認識をしております、業者のほうも認識をしていたと思います。それで、我々のほうとしましても現場で打ち合わせをするたんびたんびに、もう絶対遅れるなというようなことは申してきたところではございますけれども、どうしても集めることができなかったというようなことでございます。

それから、また、甲佐が前倒しになったということでございますので、甲佐につきましては、直接お話を聞きながら、また、どういった方法でやってきたのか、業者さんのほうにもどういった方法で人間を集めたのかということをご直接お話を聞きながら、また参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 甲佐の件については、これから調べられるということで仕方ないかなと思うんですけども、先ほども話ありましたように、やはりその今プレハブの仮設に入居される方というのは、大変完成を心待ちにされとったわけですね。それをやっぱり間に合いませんでしたと言われて、やっぱりかなり落胆されているんだと思います。そういう状況をつくったのを、私が考えるのはですね、これそもそも工期が無理だったんじゃないかという話なんです。それはもう多分みんな薄々気づいていたんだろうと思います。ただ、その事故繰越という形にですね、できないもんですから、したくないもんですから、3月という設定をもししたんだとすればですね、そもそも3月に入れますよということを説明しないとという選択肢もある、もう少しかかると思いますがということを踏まえた対応というのも可能だったのではないかと思います。これももしかしたら福祉の話になるのかもしれませんが、ちょっとそれどちらかわかりませんが、そういった対応というのは、もうできなかったのかなというところについて、最終的に確認をしたいと思っております。

なお、この後もですね、たくさん繰り越し、事故繰越というのが、復旧・復興の事業もあります。新庁舎とかですね、運動公園の何とかとかですね、瀬田の避難所とか、たくさんまだ建設の計画があるんですね。こういったもののスケジュールというのもこのあとどういうふうと考えていくのかということについて、最後にお尋ねしたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） ご説明いたします。

工期の設定につきましては、金額によりまして一定期間がこういついついつということで概ね決まっておりますので、その工期の期間を記載しまして契約をいたしております。ぎりぎり3月というところでもあります。当然、国から補助金をたくさんいただきますので、会計検査等も入ってまいります

ので、金額でいきますと3月がぎりぎりであったというのが現実でございます。

それから、国のほうとしましては、ぎりぎりの工期以上に準備期間等を今設定されておりますけれども、まだ県町村においては、その制度を採用されておられませんので、国のほうとちょっとこれからは話をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、今後のスケジュールにつきましても、様々な発注がございますけれども、極力工期は守るようにということで話をさせていただきたいと思います。

それから、先ほど委員おっしゃいましたように、甲佐が早く前倒しになつるとというようなことで、そちらを十分勉強させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） おはようございます。うちのほうでは入居の件をですね、やっておりますけれども、当初3月末ということで住民説明会あたりでも入居者の方にご説明しております。土木のほうからですね、工期延長の話がございましたので、早急に関係者の方お集りいただいて、いろんなご予定されてましたので、そういった形で個別に回らせていただいてご了解をとったところでございます。いずれにしても、工期延長で皆さん方にいろいろとご迷惑かけましたので、その後の支援に向けてもですね、しっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 最後まで質疑ではありませんけれども、何とかもう少しですね、やり方があったんじゃないのかなというところで、意見として申し上げたいと思います。

なお、入居者の方へのフォローをぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 議案第3号について、2点質疑させていただきます。

まず1点目が補助資料のほうの4ページ、社会資本総合交付金事業の13委託料、運動公園防災倉庫建築設計等業務委託に関してです。こちらですね、例えば、楽善のほうにも防災拠点のようなものありますけれども、その全庁的に見た時の位置づけというものが一つ。

二つ目がどういうものを置いて、どのように運用していくのかというところを一つ、この項目については2点伺いたいと思います。

また、二つ目の質疑、18ページ、補助資料のほうですね。こちら観光費の補助金、6番地域おこし協力隊企業支援助成金に関して、こちら国の制度にある地域おこし協力隊が一定の任期を終えて、起業する時には100万円を上限に補助するとあると思うんですけど、その認識でこれ後ほど交付税で戻ってくるたぐいのものであるということでもいいかということと、上限に達してない額なんですけれども、これはもう先方の起業がこの程度しかかからなかったという認識でいいのかということとを伺いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） おはようございます。防災倉庫の関連で、大津町全体としての位置づけということでございますけれども、一応、町の防災倉庫につきましては、北部・中部・南部ということで、防災計画の中で位置づけをしております、その中で今回のスポーツの森に設置いたします防災倉庫につきましては南部のものになります。それぞれの防災倉庫については、それぞれの地域の人口に応じた大きさのある程度の倉庫ということで考えておりますが、そこにまずは食糧関係、それから、それ以外の物資等について備蓄をいたしまして、そこを拠点といたしまして、大規模災害が発生した時にはそれぞれの避難所等について集配をするということで考えております。また、今回の熊本地震を受けてですね、やはり自助の大事さというのがありますので、本来、自分で3日分ぐらいのですね、食糧等についてはですね、備蓄をしていくということについての周知も併せて行いながら、全体的な資料等につきましてはですね、備蓄計画等を今月3月で一応作成をする予定としておりますので、その中に年度ごとの備蓄をどのようにしていくか等については、うたい込んでいきたいというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長本古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） 地域おこし協力隊起業支援助成金につきましてご説明申し上げます。

ご指摘のとおり、これ交付税対象でございます、上限が100万円というところでございます。この52万7千円と申しますのは、おっしゃるご指摘のとおり、実際に起業に対するかかった費用でございます。具体的には、その法人登記もされております。それに関わる登記費用なり、事務所に対するパソコン、プリンター、あと印鑑、そういうところの諸費用を含めた総額でございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 先ほどの防災倉庫に関して、1点だけ追加質疑させていただきたいのですが、こちらこの防災の食糧の量とかは今後というお話、今後というか3月に詰めていくというお話だったんですけども、ある程度概算というか、目途は立っている上でこの大きさの倉庫になって、その上で、もう少し細かいところを今月詰めるという認識でいいのかというところを伺いたいと思います。

また、例えば、中央公園にもあれを防災倉庫の規模は全く違うんですけども、倉庫何台か並べているじゃないですか。あちらとかは今後どうするのかというところを伺いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 再度の質疑にお答えしたいと思います。

スポーツの森につきましてはですね、今度建築いたします規模は100平米になります。それと今中部地区については、楽善の防災倉庫が約400平米、今、子育て健診センターのほうにコンテナを置いておりますが、あれが20平米のやつを3つ、60平米で置いております。こちらが中部の防災に拠点。それから、北部につきましては、矢護川コミュニティ、こちらは元の小学校跡地ですけども、教室の一部等を利用して備蓄をしたいということで考えております。また、それとは別に水

防倉庫ということで、矢護川には上中の水防倉庫がございまして、こちらが30平米、中部につきましては、今度大津町新庁舎が建設になりますので、その中で約45平米の水防倉庫を考えております。また、南部につきましても、元菊阿中のところの南側に水防倉庫ということで、こちらも100平米ということで、それぞれ水防倉庫には、水防資材等、それから、防災倉庫については、先ほど申し上げました食糧と災害時に必要な物品等を保管するという形で考えているところでございます。

ただ、南部についてがですね、100平米では若干足りませんので、現計画の中では、大型の災害が発生したときには、大型テント等をですね、リースで借り受けながら、それも併せて利用しながら備蓄をしていくということで、前回、大津中学校が備蓄の拠点になっておりましたけど、その南部のですね、大型テントと今回建てます倉庫等を活用しながら、町における物資等の拠点、駐車場等も広うございますので、そういう形で考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第3号、平成30年度大津町一般会計補正予算について質疑いたします。

59ページ、先ほどの質疑の関連であります。款の3、項の2、節の19であります。この負担金、補助及び交付金において、大幅な減額という指摘を先ほど議員がされました。答弁を聞いておきますと、当初の見込みと違ったぐらいのもので、この説明の中には、放課後児童健全育成、健全育成ですよね、健全育成事業なんですね。ですから、この予算をあげた時点で、健全育成に取り組むという姿勢でやったけれども届かなかった。積算の仕方が違っとなった。いろんな形ですね、そのこの当初予算とあまりにもかけ離れた原因は何かということをごきちんとして説明をしなければ、こういう結果に終わりました、で終わるんですよ。これは何のための予算ですか。我々は当初予算を可決して、そして、しっかりやりやいなさいということで予算を認めるわけですよ。最後の最後に来て、こんなに残額が残ってしまいましたというのは、これは説明を聞いていて無責任にしか聞けないんですよ。ですから、こういったことがないように、我々はこの予算書というものが教科書ですから、それに習って事業が行われているということを考えるんですよ。ですから、何の反省もないような答弁では困りますよね。ですから、きちんとした計算のこの誤差、これがぴったりプラスマイナスゼロになりなさいという意味ではありません。こういった努力というのは、途中の進捗状況とか見たらわかったはずですよ。そういったものも全て抜けている。ただ単に、足し算引き算でこうですよというような答弁では納得できないということです。ですから、この原因は、最初の積算にあったのか、途中の進捗状況を見て、途中ででもこの健全育成のための事業としての取り組みが甘かったのか。こういったものがついてこなければ、本当の質疑に対する答弁にはならないということです。納得し難いということですよ。そういったことを含めてきちんとした説明を求めたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） ただいまの質疑にお答えしたいと思います。

最初の質疑の中でですね、当初の見込みとちょっと差があったということでお答えしたところなんですけれども、一応こちらについては、9クラブのですね、学童児童の補助金のほうのクラブでござ

います。こちらについて、当初予算の積み上げにつきましては、各学童クラブのほうからですね、申請というか、当初の予算の予定を出していただいて、その中での積み上げではございますけども、そういう中で、今回、最終的に見込みのほう下がったという結果になっております。こちらにつきましましてはですね、ちょっと今回、1クラブがちょっとできなかったという部分もちょうとございまして、補正額のほうちょっと金額的には大きくなっておりますので、また、今後、補助金の申請のあたりの中です、その辺を実態とできるだけ近づけるような形です、打ち合わせをしながら積み上げをさせていただければというふうに思います。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

例えばですね、今の質疑に対して、言いましたよね、答弁の仕方がちょっと甘いよっていう指摘をしましたけれども、この予算に対して、今後こういった健全育成に取り組むのならば、これを踏まえたきちんとした計画を新たにつくり直しますとか、よりよきものにするために今後取り組みをこう考えたいというものが出てきてしかるべきなんです。民間企業というのはいつもそうですよ。こういった誤差というのは致命的なんです。甘いんですね。努力して余らせたほうがいい予算というものも中にはあります。しかし、これは本当に手厚い、ああいった災害の後でも健全に育ててほしいという思いのこれは予算ですよ。この予算の中というのは、これは公金ですから、皆さんの全体の思いがこれには詰まっているんですよ。そういった自負がありますかということですよ。ですから、次をきちんと計画を立てていますかというまで、ここはちゃんと答えなければならないと思いますので、再度質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 質疑にお答えしたいと思います。

子どもたちの健全のためにですね、しっかり運営をなさいということでございます。その点につきましてはですね、指定管理あたりも含めて、補助対象の学童クラブについてもですね、その辺りについてはしっかりと健全な保育ができるような形です、こちらについては進めたいというふうに考えています。

併せまして、予算につきましてもですね、最終的な見込みと乖離がないような形でしっかりとクラブのほうと打ち合わせをしながらですね、健全育成のほうを図っていきたいというふうに思います。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第4号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 議案第6号の公共下水道特別会計補正予算について質疑をしたいと思います。

概要の33ページになります。補正予算書のほうはちょっとあちこちに飛びますので概要のほうでお尋ねしたいと思いますけれども、ちょっと私が説明をきちんと聞いてなかった可能性もあるんですが、説明ではですね、国庫補助金の内示額が減少したからということで、事業費ですね、事業費のほうマイナスの1億6千998万4千円ですね。説明をされたと思います。わからないのがですね、国のほうは何の理由もなく内示額を減らすということはないと思うんですよね。まず、内示額、なぜ減ったのかというところについて、ちょっとまず確認したいと思いますけど、お願いします。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） ご説明いたします。

国の内示額につきましては、特に最近、災害等もあっております。補助金の交付につきましては、予算の範囲内ということで国のほうの定めがございまして、うちが100万円くださいということで要望しても100万円が、近年ですね、特に近年は100万円はつかないというようなことで、内示額は幾らですよということで減額されることが多いというのが現実でございます。

以上でございます。

国の配分ですね、全体的にはちょっとあんまり大きいんで我々もわからないんですけど、配分で減らされてくるというようなことでございます。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） とすると、ちょっと余計わからなくなることが出てまいりましてですね、そもそもこの事業費の中の委託料というものがあまして、これは何を、どの業務をどのくらいやるからという委託の量があったはずなんです。それによってもともと必要な予算額というのは決まっていたはずなんです。ところが、国の予算が減りました。だから、お金が出せなくなりましたということであれば、委託する仕事の内容を減らさなければいけないということですね。それが、そうでなければ、あるいは別のお金を持ってきて、一般会計からでも積んで委託の業務をきちんとやってもらわなければいけないはずなんです。ですから、じゃあここにあった委託の業務量というのは、そもそも減らせるものだったのかと。減らしてもいいようなものが予算化されていたのかということですね。そこをお尋ねしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） ご説明いたします。

委託の中の大部分につきましては、長寿命化等実施設計業務委託等ということで予算を組みました。それで国の予算が大幅に減りましたんで、一番大きなものが浄化センターの水処理施設増設実施設計というようなものを当初4千万円で計画をしておりましたけれども、全体的に補助金が減ったもんで

すから、こちらにつきましては、振り替えをいたしまして、室ポンプ場の改築工事を3千100万円と、それから、大津町浄化センター耐震診断委託というのが1千200万円予定をしておりましたが、こちらにつきましては、当初の計画どおり事業を行っております。それから、あと2つありまして、ストックマネジメント基本計画というようなものが当初計画をしておりました1千800万円、こちらについても実施をしております。それから、ストックマネジメント計画調査（処理場）ということで、こちら2千万円計画しておりましたが、こちらは補助金が減ったためにできなかったというようなことで、全部を足すと大幅な減額になったというようなことでございます。

下水道では、事業団に委託を概ねしておまして、その中で数年計画でやっておりますので、中で入れ替えをやりながらやったということでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 今のご説明ですと、できることはやって、できなかったことについてはこの後に先送りができたというような意味に聞こえましたけれども、もしそうであればですね、何て言うのかな、そもそもこの年度にやりきらなければならないものというのがやっぱりあったと思うんですよ。それがきちんとできてますという説明が、この場合は本来必要なじゃなかったのかなと思うんですよ。単に国の補助金が減りましたから事業量を減らしたって、その説明ではやっぱりちょっと足りない、予算の説明としてですね、先ほどから予算の説明というのはどうあるべきかというような話が出てますけれども、これについてもやっぱり同じようなことが言えるんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第7号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 平成30年度の大津町介護保険特別会計補正予算書の13ページですが、款3の地域支援事業費、項1の介護予防生活支援サービス事業費の補正について質疑を行います。

介護予防ですから、要支援判定の方に対するサービスだと思いますが、要支援判定の方々に対する介護のサービスと理解しておりますが、6千600万円の当初予算ですね。対して、約1千300万円、これもかなり大幅な減額となっております。要するに、高齢者はどんどん増えております。ですから、介護サービスは本来増えて当然なんですね。ところが、6千600万円に対して1千300万円の大幅減額というのは、サービスを削ってしまったのかと疑わざるを得ない、疑問を持たざるを得ないと思います。そこで、この非常勤職員報酬もお二人減額、それから、委託料で訪問型、いわゆるホームヘルプ、認定者のお宅を訪問してサービスを行うことだと思っておりますが、当初は422万円の予算でしたが、こちらが半分以上ですね、227万円今回減額補正となっております。当初予定の半分も事業が実施されなかった。その背景について説明を願いたいと思います。

それから、次のページの14ページですが、通所型サービス事業、介護予防はつらつ元気づくり事業、こちらは当初1千980万円に対して、約270万円の減額、率にすれば少なくともはなりますが、施設に送迎しながらサービスをすると、こちらかなりの減額になっているとの背景ですね。

それから、19の負担金、補助及び交付金、こちらも700万円以上、介護予防生活支援サービス事業費ということで、こちらいろんな施設サービスを行っている事業者に対する負担金だと思うんですけど、こちらも700万円以上の減額となっております。高齢者の介護認定を受けた方々の要望がなかったということなのか。意図的に要支援者のサービスを減らして、意図的というか、本来のサービスを受ける人たちの要望をきちんと受け止めていないのではないかと、それちょっと疑義がございますので、背景について説明を願いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） ご質問にお答えいたします。

介護保険の中で要支援者が増えていく中で予算が大幅に減額されるのはどういう内容なのかというお尋ねだと思います。全体的な話をさせていただきますと、平成30年からの第7期の介護保険計画をつくらせていただきまして、ちなみに、平成30年度は計画値ベースで見ますと大体96%で、全体的な枠としては推移をしております。と申しますのが、熊本地震がございましたので、平成28年に。その熊本地震の影響の部分を踏まえた中での新たな介護保険、30年からの計画をつくっておりますので、ある程度熊本地震における影響はですね、落ち着いてきたのかなということで、全体的な計画の中で大体96%の推移をしておるということですので、全体的にそういった予算の中で落ち込んでいるのかなというところはあるかと思えます。

それともう一つ、いろいろ施設の通所だったりとか、サービスがある意味居宅のほうに若干移行しているというようなそういったものもあるかと思えます。

それと、今介護の認定率についてもですね、前期高齢者と後期高齢者の人数の割合というのも若干12月で、今まで前期高齢者、後期高齢者を見ますと、後期のほうが多かったんですけど、12月で一旦前期のほうが多くなっているような形で、逆転をしております。ただこれも近いうちまた後期高齢者のほうが多くなるような形になるかと思えますので、新規の認定率を見ますとですね、やはり新規認定については、今までの伸びよりも若干伸びが治まっているというような状況になっておるかと思えます。

それと、先ほどのサービスの形態もですね、居宅のサービス等に移行しているんじゃないかなということと、もう一つ、生活支援の中で、シルバーのほうでワンコインサービスといいますか、真心サービスということで、500円で家の中のそういった取り組み、ごみを出したりとかですね、そういったのをされておりますので、そういったのにも予算で見ますとシフトしておりますので、全体的な予算のベースから計画したものの6%の落ち込みと、あるいはほかの事業に展開している部分ということで、また、新たに今年度については通いの場ということで、各公民館あたりでですね、いろんな介護予防の取り組みをしておりますので、そういった形での取り組みの効果にもよるのかなというふうには思っております。全体的にはそういった形での金額の補正をお願いしたというところでござい

ます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 国の方針で、要するに、要支援判定の方に対して、介護サービスを削っていくという方向が示されて、総合事業のほうに移行していくと。要するに、介護保険が2000年に始まって、今18年、19年、保険料だけは2倍以上に上がりましたが、サービスはどんどん削られると。自己負担はどんどん引き上がると。そういう背景があるのではないかという危惧をしているわけでありまして。とりわけこのホームヘルプ、私の母親もホームヘルプ、私も自宅で介護している時に、本当に助かりました。全く知らない他人の家に行って、高齢者というのは、知らない人が家に入れる、うちの母もそうでしたが、他人が家に入ってきて台所を使うのに非常に抵抗を、最初抵抗があったわけですが、段々そういう他人の家に行って、その人たちと仲良くなって、きちんとサービスが受け入れてもらうまでも大変な苦勞のあるこの仕事なんです、それだけ高齢者にとっては本当に助かる、また、家族にとってもこんな有り難い制度はないというぐらいこのホームヘルパーに対して、私は本当に尊敬の念を抱いているわけですが、このホームヘルプサポート事業がせつかく400万円以上の予算を付けておきながら半分以上減額するということは、要するに、サービスを何て言うかね、役場執行部からすればそれだけ予算減額して、介護保険料が上がるのを防げたという観点もあるかもしれませんが、本来は、高齢者が主人公でありますから、受ける側がですね。そういう人たちが待ち望んでいるホームヘルプサービスが半分以上予算を消化しきれない、なんなんですか、本当に希望がないのかと、これ真剣にやっぱり検討するべきではないかということで、もう一度お尋ねをしたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） ホームヘルプ事業というので予算化してて、それが執行がなかなか進んでないじゃないかということのご質問だと思います。国もですね、地域包括ケアシステムということで言っております、地域の中で、住み慣れた地域の中ですね、お互い地域の中で助け合いながら、そして看取られていくと、そういったのが今国のほうが求めているところでございます。そういったところで、今おっしゃったようなホームヘルプのサービスについては、当然必要な事業でございますけれども、ただその中で今、先ほどありました通いの場ですね、づくりあたりをやりまして、そういったところでの公民館に出て行ってもらうと、そして、そういったところで活動していただくということで、結果的には当初の計画見込みよりも減ったということで、もともとこの計画の予算化については、介護事業計画の中の3カ年計画の中で見込んでいる数値を予算化しておりますので、当初予算で計画としてみておいたものよりも伸び率がそんなに伸びなかったというのが現状でございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 当初見込んでいたより希望がなかったということという答弁でしたが、本当にそうなのかというのはですね、きちんと把握、内容をしていただきたいと。希望したけど、あるいは負担金が発生するから我慢をする人がいないか、あるいは、その何ですかね、ホームヘルプを希望したけど、なかなか受け入れてもらえなかったとか、あるいは、ヘルパーさんが確保できなかったか

らと、そうであるならば、それに対処しなきゃいかんと思うんですね。人間を相手にするこのとても大切な事業ですので、真剣にちょっと、なぜそうなったのかというのを明らかにして対処をしていただきたいと思います。

終わります。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前11時00分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第8号から議案第10号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第2号から議案第10号までの議案質疑を終わります。

これから、議案第2号から議案第10号までの9件について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第2号、大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、平成30年度大津町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、平成30年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成30年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成30年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成30年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成30年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてから議案第10号、平成30年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの3件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。議案第8号から議案第10号までの3件は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第8号から議案第10号までの3件は原案のとおり可決されました。

引き続き、議案審議を行います。

議案第11号及び議案第12号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 議案の第12号ですね、についてお尋ねしたいと思います。

13号もちょっと関係しますが、少し踏み込むかもしれませんが、その時は言ってください。

この大津町の地域工業導入促進審議会の条例の改正ということなんですけれども、今回ですね、前回からですか、前回から今回にかけて審議会とか、協議会に関する議案というのがだいぶ出てきているんですね。以前から多すぎるとかですね、ちょっとこう動いていないんじゃないかというようなことをちょっと感想として持っておりましたので、ちょっと今回ここを改めてしっかりとお尋ねしたいと思いますけれども、まず、この審議会は最近の開催実績というのはどうなっているのか。委員の委嘱というのはされているのかということについてまずお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 経済部長本古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） 当審議会の開催と、あと任命関係でございます。

ここ10年ほどちょっと開催も、ちょっと審議もなされてない状況でございます。昭和40年代にこの審議会はありまして、大津町のほうの実施計画と県の実施計画がそれぞれございました。本田技研周辺とか、あと中核工業団地関係が県のほうで実施計画つくっております、町のほうでは室工業団地周辺を実施計画の中でつくっております。今回、県のほうの実施計画が法の改正によってなくなっております、町の室工業団地のみが今残っている状況でございます。

以上でございます。

委員の任命につきましても、現在、そういう案件がございませんので、今行っていない状況でございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 今のお話で、実施計画があるのかなということもちょっとお尋ねしようかなと思ってたんですけど、それはあるということだと思んですけどもですね、ただそのこの会って、何ていうかな、上位法とかを見てみましても、審議会というのは置くことができるであって、必ずしも置かなきゃいけないものではないんですよ。

もう一つ言うと、任期を考えたときに、今、委員さんがいませんということは、当然会長さんもいません。任期というものを考えれば、会長さんがいないわけですから、会長が招集するという招集はどうなるんだというふうなですね、非常に長い間開催されてない審議会、協議会というのは、根拠を失ってしまうんですよ。そういうことを考えると、条例とか審議会の棚卸というのが必要になるんじゃないのかなと。この条例ですね、この条例はもう改正じゃなくて、一旦きちんと棚卸をしてですね、考え直すべきではないのかなと思いますけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 経済部長本古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） 先ほどご説明の中にありましたけれど、室工業団地につきましては、現在、実施計画自体残っております。今回の法の改正で、県がつくる実施計画というのはなくなりました。そういうところで、今後新しく農振地域関係に企業なり、工業団地なりを設置するときには、必ず町のほうで設定することになりますので、今後については、そういう実施計画の作成が恐らく出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、この審議会を条例の中に入れて、ここ数年のうちには恐らくそういう案件が必ず出てくるかなというふうに思っております。道路の整備関係も絡めて出てまいりますので、今後、そういう審議会をぜひ開催するということで検討させていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 過去のですよね、決算とか見てて、この会が開かれた形跡がなかったものですからどうなのかと思ったんですけども、今後予定が見えてるということであればですね、別に構わないと思います。

すみません、以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第13号を議題とします。質疑ありませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 議案第13号について質疑いたします。

こちら先ほどの質疑のあった各種協議会だとか、推進会議等の設置に関するものなんですけども、こちらの全体像から言うと、この例えば、空き家対策の取り組みがあって、その中にこの協議会が設置されるというところですので、実際、では、こちらの空き家等対策の町としての全体的な取り組み状況がどうなっているのかというところを伺いたしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 説明資料集のほうにも添付をさせていただいております、16ページでございますけども、国のほうのですね、空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年2月に施行されたことに伴いまして、市町村に中段に書いてあるような部分が求められております。これらを行うための協議の場として、空き家等対策協議会を今回設置するものでありますけれども、この空き家対策について、町のほうの現状ということでございますけども、一旦、震災前、平成27年にですね、空き家の調査をいたしました、その後、震災があったということで、大幅に状況が変わったということで、今回、再度空き家のですね、調査を行ったところでございます。それに基づきまして、空き家とおぼしきと思われるような、これはゼンリンのほうに委託をして回っていただくような形だったんですけども、その中で約260軒程度だったと思っておりますけども、が空き家と思われる部分と。その中で、それぞれその260の家屋の所有者に対しまして、アンケート等を取りながら、大体70軒程度がですね、いわゆるずっと空き家になっているという状況でございます。それぞれ、その今度は今回については、意向調査もあわせて行っておりまして、その70軒のうちの約半数程度がですね、今後賃貸で貸したり、売払いをしたいという希望を持っておられるということがございましたので、その方を対象にですね、今回の対策協議会の中で、空き家バンク等も設置をしていながら、登録を希望される方においては登録をして、その後の活用等をですね、図っていくならばというところで今考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） こちらはですね、私の記憶違いもあるかもしれないんですけど、3月中に何かしら動いていくというようなお話も以前あったような気がするんですけども、今後の進めるスケジュール感というのはどのように考えているのか。その実際に借りる状態に持って行って、例えば、そこで不動産会社さんとやりとりするのであれば、向こうとのやりとりだとか、決まっている範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 再度の質疑にお答えしたいと思います。

最終的には、不動産の生業をされている方の団体が大津町については2団体ございまして、そちらの団体のほうに協議を既に今行っておりますが、そちらの団体の、いわゆる内部での会議が早くても

3月というようなことをございましたので、その今月中にもしも早ければですね、3月中にこの町が進めております部分につきまして協定を結ぶ内容について確認ができればですね、協定を結んでいながら進めていきたいというところで考えております。

○議 長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） このほかの天津町在宅医療介護連携推進会議だとか、地域学校協働本部もそうなんですけど、中身に関しては委員会のほうで詳しい質疑等あると思いますので、これで終わります。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第14号及び議案第15号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号及び議案第17号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 町道の廃止と認定について質疑を行います。

議案第17号で室工業団地4号線、認定になりますが、新しく認定ですが、この平面図を見ますと、北側の起点から南側に向かって線が引かれておりますが、真ん中あたりでなぜ何か屈折をして、わざわざ屈折をさせてありますので、何らかの意図があるのかなということ、この屈折、なぜ屈折をしているのかが1点。

それから、同じく17号の杉水中谷線がこの室工業団地4号の北側と杉水中谷線の南側が一致しない、南北に通る道路を想定しているのであれば、なぜ交差点を一致させないのか。その2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） ご説明いたします。

町道の認定予定路線の屈折につきまして、起点から真ん中ほどまで行きますと終点側に曲がっております。終点側のほうから現在道ができておりますので、そちらのほうにつなげたいというふうを考えております。

それから、交差点について、きれいな交差点になっていないと、ずれているというようなご質問ですが、こちらにつきましては、これから実績をするときにですね、あわせていきたいというふうを考えております。交差点につきましては、現在、ホンダ技研南通りのほうに中央分離帯がございます。今考えているのは、片方から左折のみで行ったほうがいいんじゃないかと。ただ、交通量が多くなって真っすぐ、そこで交差点をつくらないかんというような状況になったときに、そんなときにはまた改良した方がいいんじゃないかというふうに、今現状では考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第18号を議題とします。質疑ありませんか。

豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 一般会計予算につきまして、4点お伺いをさせていただきます。

まず、予算の概要の4ページの下から5段目の防災基盤整備事業につきまして、戸別受信機についてこの戸別受信機をどのような活用方法をされるのか、まず1点目をお伺いいたします。

2点目は、予算の概要の23ページ、一番下の予防費の風しん抗体検査委託についての概要と実施方法についてお伺いをさせていただきます。

3点目が予算の概要の24ページ、一番上の健康増進費のピロリ菌検査委託についての概要と実施方法についてお伺いをいたします。

それと最後ですけど、予算の概要37ページの上から5段目の路線バス利用児童生徒通学費補助金についての申請方法とか、そういうどのような支援の方法になっているのかの実施方法についてお伺いをさせていただきます。

以上、4点お願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） お答えさせていただきます。

予算の概要の4ページの下からの戸別受信機の件でございますけども、どのような活用方法をされるのかということでございますが、今回、この戸別受信機ですね、対象につきましては、重度の身体障がい者の単身の世帯、一人暮らしの世帯及び障がい者のみの世帯を対象にご案内を申し上げまして、希望をされる方について対応をするという形を考えております。全部で100台を予定しております。重度でありますので、身体障がい者の1級、2級、それから、知的障がいであればA1、A2、それから精神の1級ということで対象を考えているところでございます。民生委員さん等にお願ひしながら、希望を集約したいということで考えております。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） お尋ねの23ページの風しんの抗体検査の委託のところと、もう1点が24ページのピロリ菌の抗体検査についての2点お尋ねだと思います。

まず、風しん対策事業につきましては、全国的な風しんの大流行を踏まえ、厚生労働省が平成31年度から3年間、感染リスクの高い39歳から56歳の男性を対象に抗体検査とワクチン接種を原則無料するというような発表がっております。これを受けまして、今回、予算措置をさせていただくものです。対象としては、3千900人程度町内いらっしゃる方の中で国が示しております国の見込みの受診率等々を掛けまして、抗体検査を820人ということで予定をしております。その検査の中で、またさらに国のほうが示しております、抗体検査の接種率というのがございますので、そういったものを含めて予防接種のほうが150人程度ということで予算をあげております。

もう1点はですね、ピロリ菌です。ピロリ菌につきましては、現在、胃がんのですね、患者の9

9%がピロリ菌に感染しておるといような報告もありまして、また、胃がんの原因の8割がピロリ菌という報告もある中で、対象者40歳以上の方の住民を対象としまして、血液検査あるいは尿検査に対して、一部自己負担はいただきますけれども、助成をするということで、対象者をですね、1万8千200人、今町民の中で、40歳以上の中で先進に取り組みされている自治体のですね、実施率等を勘案しまして400人の予算をあげておるところです。

これにつきましても、まず、要するに風しんの検査が大事なことと併せまして、ピロリ菌についてもこの除菌をすることが胃がんのリスクを減らすと、そういったことについても十分住民のほうにですね、周知をすることが必要ですので、そういったところもしっかりと住民のほうにも説明しながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 質疑にお答えさせていただきます。

路線バス関係の補助ということでございますけれども、新年度からですね、新たに行うものでございます。対象者としてしましては、小学生で通学距離が2キロ以上、中学生で3キロ以上かつ路線バスを利用してですね、通学をされる児童生徒の皆さんを対象ということで、定期券の2分の1を補助したいというふうに考えております。予算成立後ですね、こちらの制度については、周知しながら、申請方法については、今後具体的に検討していきますけれども、学校教育課のほうに申請をしていただいて、支払いをするという流れで考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） まず、風しんの抗体検査、これ39歳から56歳の男性という、これ私もそれ入っているんですけど、この人数がその820人ということなるんですかね。対象はこれ、国の対象は39歳から56歳の男性なんです。それはこう820人という理解でいいんですかね。

それともう一つ、ピロリ菌の検査なんですけれども、40歳以上ということだったんですけどですね、これ自治体によっては、若い命を救うという観点から中学校3年生以上ぐらいにピロリ菌検査をさせているところもあるんですけども、その40歳以上とこの限定になっているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） まず、風しんのほうですけども、抗体検査のですね、される見込みの方が820人ということで、もともと住民の対象者はですね、3千900人いらっしゃいますので、その中で国が示しております見込み数を掛けまして今年度については抗体検査が820人ということで。

○5番（豊瀬和久君） その3年分割しての3年目の1年目がということですね。

○住民福祉部長（藤本聖二君） はい、そうです、そうです。はい、1年目の分がこれだけということで、これを3年間に渡って実施していくということになります。

それから、ピロリ菌につきましては、おっしゃいましたように、県内の自治体で数箇所取り組まれ

ている中で、確かに中学生からやっているところもございますけども、今のところ近隣の自治体とも事務レベルの話をする中で、40歳以上ということで今考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） それとすみません、路線バスの利用補助金なんですけれど、定期券を買われた方の半分ということなんですけど、定期券はその何カ月定期でも大丈夫なわけですかね。その短いやつから長いやつまで定期はあると思うんですけども、その買ったものの領収証かなんかで半額が補助されるような理解でいいんでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 基本的に1カ月定期、3カ月定期でございますけども、定期券を買われた方についてはですね、その領収証を持って申請というところで考えています。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

山部良二君。

○2番（山部良二君） 予算書の206ページの学童スポーツクラブ事業委託について質疑いたします。

現在、モデル事業が始まっておりまして、今、指導者が足りないということで活動を絞って行っているという話を聞いております。それで、社会体育移行の取り組み、そして、今後の行政支援をどうするか、そういうところを1点だけ質問させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 学童スポーツの件でのご質疑にお答えいたします。

小学校の運動部活動ですけども、今年度までということで、新年度からですね、社会体育に移行することとなります。それに向けまして、今年度10月からですね、一応モデル事業ということで開催させていただいております。今月の15日で一旦終了しまして、また、改めて月末にですね、委員会のほう、拡大委員会ということでPTA、あるいは学校の校長先生方も含めたところでですね、新年度以降のですね、体制については、正式に新たな委員会を立ち上げて進めることとしております。

状況としましては、実際、現在、運動部活動が行われておりますので、モデルにつきましては週1回ですね、各学校のほうにお伺いして、現在進めております。新年度につきましては、正式には今後保護者の皆様あたりにですね、具体的な内容あたりをお示ししながら募集を行うということで考えております。実際、その応援する上ではですね、スポーツリーダーあるいはスポーツサポーターということで、そういった方々に指導あたりをお願いしながらするところでございます。リーダーについてもですね、現在、三十数名ぐらいおられるということでございますけども、各学校に行っていただくような形になりますので、募集についてはですね、引き続き募集しながら、人数については、最終的に何名の申し込みがあるかがですね、今のところ今後になっていきますので、その辺も含めてリーダー、スポーツサポーターのほうも募集しながら新年度に向けてですね、学童スポーツの実行についてはですね、進めていきたいというところで考えております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 再度お伺いいたします。

それで今三十何名だったですかね、ということですけど、それで必要な人数に達しているのかということですね。今の現状は足りていないという話を聞いておりますので、そこのところをもう一度お願いします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 11月末現在の数字でございますけども、リーダー登録者が37名で現在行っております。新年度につきましてもですね、併せて募集のほうはですね、引き続き行いますけども、最終的に何名必要かということにつきましては、最終的な申込者あたりが何名になるのか。この辺で何人必要かという部分になってくるかと思っておりますけども、今以上の登録者というのは必要かと考えておりますので、こちらについては、保護者あるいはスポーツ団体関係も含めてですね、現在、呼び掛けを行っているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 今の何か答えになっていなかったようなちょっと気がするんですけども、それとですね、ちょっと調べて、よその市町村のほうを調べてみたところですね、宇土市のほうではスポーツのJシステムという、何ですかね、地域指導者と子どもたちをクラブがサポートするというシステムを今導入しています。ほかの市町村でも導入を検討している市町村もあるという話なんですけれども、大津町のほうではこういう取り組みはないのか。最後に1点。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） お答えいたします。

すみません、Jシステムって、私ちょっと初めて聞きまして、ちょっとどういった体制でちょっとされているのかわかりませんが、現在、予定しておりますのは、クラブおおづのほうに委託しましてですね、そういったそのスポーツリーダー、あるいはサポーターのほうを登録していただいてやるというところで考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 最後に、結局、これで困るのは子どもたちなんで、今後、よりよい検討をよろしく願って、質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 3点ほど質疑を行います。

第1点は、先ほど質疑がありました、路線バスの利用児童生徒の通学費の補助ですね。これ対象が、私の頭の中では多分吹田団地あたりなのかなとは思いますが、考えられている対象児童の路線ですね。それから、人数見込みをお尋ねをしたいと思います。

次に、109ページですね、先ほど補正でお尋ねをしましたが、民生費児童福祉総務費の19負担金、補助金で、放課後児童健全育成事業補助金は、前年度並みに予算がなされておりますので、今年、先ほどの大幅減額とならないような見込みをきちんと改めて立っておられるんだろうということで、そこをちょっと確認をしたいと思います。

それから、その次の2補助金の2、3、4、5、補助金の2番が待機児童支援助成事業補助金ということで240万円、説明では、認可外保育所に対する補助だと聞いたと思いますけど、認可外であるとしたらどの施設なのかというのをちょっとお尋ねをします。

それから、3番は、保育士就職支援助成金ということで、これはどうも新規のようではありますが、内容を、説明書を見ましたけど、どうも出てないみたいなので、内容をお聞きしたい。

それから、4番目の保育補助者、これは前年度に比べて結構増額をされておりますが、また大幅に減額をする、要するに、使い勝手が悪いとか何とかということで、せっかくあげた補助金予算が使われない可能性もあるわけですね、前回の補正みますと。ちゃんとそれは、ちゃんと考慮されているかということですね。同じく、保育体制強化事業補助金、こちらもほぼ前年度並みということですけど、きちんとこれが予算がいかされるよう工夫が何かなされているのかどうかお尋ねをしたいと思います。

3点目が159ページです。19の熊本地震関係の補助金ですね。これ3番です。ブロック塀撤去補助金について、多分これ去年はなかったと思うんですけど、この補助対象の内容についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 質疑にお答えいたします。

まず最初に、路線バス関係だったかと思います。こちらについては、路線バスを利用している児童生徒、現在は大津東区の子どもさんたちが利用をされております。人数的にはですね、現在の見込みが小学生が50、中学生が20名ということで予算のほうは計上させていただいております。

それから、放課後児童健全化育成事業の補助金ですけども、一応こちらにつきましては、新年度からまた新たに1クラブ、第二よろこび保育園のほうですね、開設されますので、一応この補助金のほうを見込みんでいるところでございます。

それから、保育士支援助成金ですかね、こちらについては、新年度の新たな事業でございます。一応こちらのついては、保育士確保ための事業でございます、町内の保育施設に新たに就労する保育士に対する助成でございます。助成額としましては、就職の支度金としまして10万円、併せて、大津町に転入される方については5万円を加算するというところでございます。

それから、保育指導者雇上と保育体制強化事業が今年度並みまたはそれ以上に予算計上しております。これにつきましても、今年度はですね、今年度から始まった事業ということで、保育園のほうも人材のほうがちよっと確保できなかったということでございますけども、新年度につきましては、ぜひまあ利用したいというところで申請があがっておりますので、その申請に基づいたところで金額のほうは計上させていただいてます。

認可外でございますけども、今、大津町にもございますけども、企業指導型保育とかですね、そういったところは認可外保育というふうになっております。

以上です。

全部の箇所数はちょっと把握しておりませんが、事業所内の保育とかですね、そういったところが何箇所か町内にはございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） ご説明いたします。

当事業につきましては、平成31年度で新たな事業ということで予算を計上させていただいております。

目的につきましては、地震発生時における人身事故の防止及び避難経路の確保を目的として民間の危険なブロック塀等の撤去を実施に対して補助を行うものでございます。補助額は20万円を上限といたしまして、それ以下については2分の1を補助で交付する予定としております。

一応、今のスケジュールとしましては、5月から申請の受け付けを行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） それでは、再度質疑を行います。

最初に、待機児童支援助成事業補助金ということで、認可外保育所に対する補助金ということですが、いわゆる単価があるかと思えますね。どういう名目で、どういう単価で240万円というのを積み上げたのか。補助ですかね。それをお聞きしたいと思います。

それから、保育士の就職支援助成金ということで、新たに保育士を雇った場合の支度金として10万円、町外から大津に移り住んで来られた方には、さらに5万円ということで理解をしたんですが、果たして、これで保育士が集まるのかということですね。確か、去年の12月質問で、現在の保育士の現状についてアンケートを取って実態を把握するとおっしゃっています。その実態についてはまだ報告は受けておりませんが、後ほど議会に報告はあるかと思えますけど、全国各地では、家賃を補助するとかですね、交通費を補助するとか、相当な補助をしないと保育士は集まらないと。だから、今からこれ予算を組んで、これで本当に事業成果が上がるのかというのは、非常に疑問なんです。足りないと思うんですね。そこんところは認可の保育所あたりと相談なされたのかなということですね。この10万円と5万円の根拠をお答え願いたいと思います。

それから、ブロック塀の撤去補助金について、再度質疑をします。

限度が20万円で2分の1の補助額ということですが、熊本地震から自分で撤去された方もおられるわけですね、これまでね。以前は持ってけば無料で引き取ってくれたかと思えますけど、既に撤去を、自腹で撤去なされたという方に対しては救済措置はないのか。これが1点。

それから、ブロック塀がですね、道路側に倒れると町が大抵町道だと無料だと片付けてくれる。私が見ている限りで、屋敷のほうに倒れたのは、もうお金がかかるものですから、みんな手を付けないでいる。屋敷の中に倒れたやつはじゃあ対象外なのかと。これはちょっとあまりにも不公平ではないかと思うんですけど、その2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 質疑にお答えいたします。

まず、待機児童対策支援助成金240万円ですね。すみません、こちらのほうはちょっと説明が漏れておりましたけども、こちらにつきましては、認可保育所の入所要件を満たした方で、入所申し込みを行っても入所できない方、そういった方が月単位で認可外保育施設を利用している家庭への負担軽減のために助成するものでございます。一応こちらについては、1件当たり月2万円を限度としております。こちら算定につきましては、近隣ですね、熊本市、合志、菊陽等実際に待機児童が発生している自治体がございます。そういったところの金額を参考にして積み上げているところでございます。

それから、保育士支援助成金ですね、一応こちらにつきましても10万円、予算上は16名ほど、それから、転入については、5万円を8名ということで200万円を計上しております。一応こちらにつきましては、県内にはちょっとございませぬけども、関西方面ですとかですね、九州内では久留米市とかがこういった制度をされています。そういった中で、そういったところの金額あたりを参考にしながらですね、単価については算定をさせていただいております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） ご説明いたします。

この事業につきましては、国庫補助事業でございまして、昨年、大阪だったかと思いますが、女子児童が歩いてブロック塀が倒れてきて死亡されたというようなことで、新しく事業が出されております。国庫事業でございまして、以前事前でされた分については対象外ということになります。

それから、屋敷側に倒れてきた分、こちらについても事業の目的としまして、地震発生時における人身の事故防止及び避難経路の確保を目的ということですので、屋敷側に倒れてきた分についても対象外ということでございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） この保育所関連のですね、補助金については、結構複雑なんですよね。本来、予算の説明資料の中にきちんとうたわれているべきものではないですかということですね。わざわざ質疑せんでもいいわけです。とても大切なことですから、ちょっとあとで一覧にして、我々議会議員にもわかるように資料を用意していただきたいとお願いいたします。

それから、ブロック塀についてですけど、今の説明だと非常に曖昧ですよね。道路際にあるブロック塀が3段のところでもご本人が危険だと思えば申請をすれば撤去費用が出るのか。例えば、5段以上とか、高さとかですね、基準があるのか。

それともう一つ、屋敷のほうに倒れたのは、一切お構いなしというのは、あまりにも不公平ではないかと。道路に倒れたら、確か町が片付けるでしょう。せめてその屋敷に倒れたのを半分でも補助してやらなければ、それはあまりにも運が悪いとかね、弱り目に祟り目だと思いますので、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） ご説明いたします。

先ほども申しましたように、国庫補助事業の目的としまして、人身事故の防止及び避難経路の確保というのが大きな目的でございますので、自分のお家の宅地側に倒れた分につきましては、28年の地震のときも同様でしたけれども、自分で片付けを行っていただくと。道路に倒れてきた分については、通行に支障がある、また、怪我をする危険があるということで、町のほうで撤去をいたしております。

それから、高さにつきましては4段、80センチ以上ということで規定がございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午後0時06分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

その前に、先ほどの説明で訂正がございますので申し上げます。

土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 申し訳ございません。先ほどブロック塀の補助割合につきまして、補助が2分の1と申し上げましたが、今年の2月に国から通知がまいっておりまして、補助率が3分の2ということでございますので、訂正をしてお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

○議長（桐原則雄君） 引き続き、議案審議を行います。ほかに質疑ありませんか。

山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 大津町一般会計の31年度の概要のほうの37ページと38ページのほうを見ていただければと思います。

電子黒板情報教育機器の借上げということで、小中学校で4千300万円ほど今度計上されております。私が学校に教育費とか、その他で訪問したときに、電子黒板が本当に利用されているのかなど、実際の利用率は何%ぐらいあるのかというのを一つ聞きたいのと、現場の先生の声聞いてこの電子黒板等を据えられるのかと、私が現場の先生の声聞いたときに言われたのは、セッティングするのに20分から30分かかるので、なかなか前の先生が使われているときには使いづらいということと、ソフトも少ないということもお聞きしました。古い電子黒板の場合はどうしても使いづらく、やっぱり新しい機器の電子黒板のほうが使いやすいので、そちらを回して使っているという部分もありましたので、そういう意味でのこの電子機器の借上げの4千300万円について、本当に先生方の要望を聞いての設置なのか、それとも利用率等のこともちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 質疑にお答えいたします。

今、現在のICT環境の利用の状況ということでございます。現在ですね、町のほうとしましては、

電子黒板については年次計画でですね、導入のほうを進めていたところでございます。現在の状況としましてはですね、新学習指導要領が来年、再来年から本格的に始まりますけども、そういった中で、情報活用能力が学習の基盤となる資質能力等つけられておりまして、小学校ではプログラミング教育あたりが必修化されるということで、国のほうでですね、整備の指針あたりがまた改定されまして、環境整備5カ年計画ということで、新たに指針のほうが示されております。そういった中で、電子黒板あたりにつきましてはもう100%と、あと学習コンピュータとかですね、環境整備あたりについても指針が出たところでございます。町としましては、今年度までですね、そういった形で以前の指針に基づいてですね、進めておったところでございますけども、やはり先ほどご意見がありましたように、普通教室に1台ということで、非常に移動あたりが必要になってくるということで、先生方からは使いづらいという声が出ておりました。そういった中で、全教室整備ということでですね、今年度、来年度でですね、教室全部に一応配備するということで計画をしております。そういった中で、今後、ICTの支援につきましては、ICT支援あたりを活用しながらですね、職員の研修、そういったところも含めて教育が充実できるような形で進めるということで計画しております。

以上です。

先生方につきましても、早く、要するに、今の状況ではちょっと使いづらいというふうな声は確かにありますので、町としては、早急に1教室に1台というところで進めているというところがございます。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 実際に学校に行つての利用率というのは調べられているのかというのを最後お尋ねしたいのと、私は、先生方に聞くと、若い先生はある程度慣れられるのが早いと、だけど、もう私たちのように、まあ年上の先生方はなかなか使い勝手が悪いということでは言われているので、やっぱり私が高森の東学園にいたときには、校長先生が新任の先生については1カ月研修をして、その後使えるようにしますということで、やっぱり町としては、利用率を上げるためには、やっぱり先生に対して徹底的にやっぱり勉強等を考えているのかというのを、ちょっと2点ほど、勉強の機会を与えて全先生ができるようにするのか。今現在のタブレットを置いてあるのに対しての利用率等の状況をお聞きしたいんですけど。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） お答えいたします。

各学校の利用率ということで、正式な数字等はちょっと今お持ちしておりませんが、言われましたように、使う先生と、どちらかというとあんまり使わない先生というのは確かにございます。そして、学校間でもですね、若干その辺のばらつきはあるようでございます。今年度もですね、そういったその電子黒板あたりを使った研修あたりは現在進めております。今年度、学校の先生方に対して、実際の利用あたりの状況あたりをですね、個人ごとにアンケートを取っております。そういった中で、あまり使っていない先生あたりを中心に、もう年度明け、4月にはですね、そういった研修あたりも含めたところで年間の計画も進めていきたいというふうに考えています。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 先生方の教育のほうをよろしくをお願いします。

先生方からせっかく今度入れられるようですので、ソフト関係を充実してほしいという意見も出ておりましたので、先生方の現場の声を聞いて、今後設置していただければなと思います。

質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 一般会計の予算につきまして質問をさせていただきたいと思います。3点あります。

まず一つ目が、財政計画との関係ですね。当初予算ですので、この後まだ補正が加わるかどうかとは思いますが、年度が終わったあたりでどのくらいになるのかという見通したときに、財政計画のほうの金額と今かなり空いています。ということは、この後補正で大きな動きが出てくるんだろうなということが予想されるわけですね。どういったその事柄が見込まれていて、財政計画と最終的にどの程度までですね、やっていくのかというところを一つお尋ねしたいというのがまず1点です。

それからですね、50ページ、50ページに総務費の一般総務管理費の一般管理費の中ですね、個人情報保護審査会委員報酬というのがございまして、あります。これどのくらい開かれているのか、最近の開催実績ですね、どうなんでしょうかということ。これ何かと言いますと、先般ちょっとニュースになりました、自衛官募集に関しての情報提供、町のほうがどうしているのかというところがちょっと背景にありまして、もしやっているのであれば、こうした審査会に諮っておかなければいけないんじゃないのかなと思われましたので、開催実績並びに先ほどのその自衛官募集のところ、今、町ではどういうふうな扱いをされているかというところをお尋ねしたいというのが2点目です。

それからもう一つがですね、60ページと61ページ、地方創生肥後大津駅周辺地域活性化事業景観整備工事費と、同じく、地域周辺地域活性化事業費事業補助金と、これについて中身が特に細かい説明はなかったかと思しますので、これの説明をお願いしたいということとですね、ちょっとこれもこの際だからちょっと申し上げますと、この地方創生の計画ですね、まち・ひと・仕事プランか、あれが今ホームページに載っていないですね。ホームページ動かしたときに多分消えてしまったんじゃないかと思うんですけども、検索しても出てこないし、どこにも見当たらないんですよ。きちんと出しかないと、これまちづくりの計画ですので、住民がいつでも見れるような状態にしなければいけないだろうと思しますので、そこをお願いします。

なお、もう一つが、これ大津駅の周辺については、社会資本整備交付金事業のほうでもですね、同じような内容が駅周辺の整備ということであったかと思うんですけども、それとはすみ分けというかですね、どういうふうに区別されてますかというところもちょっとお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） まず、1点目の大津町の財政計画と今回の当初予算に乖離があるというこ

とで、この辺の調整等は今後補正等でなされていくのかというような件につきましては、まず、現在の財政計画でございますけれども、平成29年度末に策定をいたしております。この中で、平成31年度につきましては、今回、財政計画と当初予算と約20億円程度違いますけれども、これにつきましては、この29年度末策定した段階では、庁舎の建設の関連の費用をすべて単年度、31年度に入れておりました関係で、財政計画の中の災害復旧・復興関係、これがちょっと20億円程度大きくなっておられますので、これにつきましては2カ年に分けたことによります関係で、その他につきましてはほぼほぼ財政計画に近い数字で今回予算を組んでいるところでございます。

2点目の個人情報保護関係の乖離でございますけれども、これにつきましては、ここも数年開催の実績はございません。

それと自衛官の関係につきましては、ちょっと私、自衛官の、もう1回意味がわかんなかったんですけれども。

それと、61ページの地方創生の肥後大津駅周辺地域活性化事業の補助金330万円、これにつきましては、昨年度に引き続きまして、駅前のイルミネーションですね、これをまた継続してやりたいということと、あとトリップアドバイザー、こちらのほうに登録をさせていただいて、大津町の魅力を発信していくというようなところでございます。

それと、まち・ひと・しごと創生関係、これのホームページの掲載が今ちょっと見当たらないということでございますので、こちらにつきましては、ちょっと確認をさせていただきましてですね、見れるような形に修正をしたいということで考えます。

よろしく申し上げます。

それと、あと15の工事請負費の関係でございますかね、これにつきましては、桜の植樹でございます、今、ジャスコの交差点、あれから西側につきましては本年度の事業でですね、約16本程度桜の植樹、楠を切って桜の植樹をやっておりますけれども、本年度につきましては、逆にジャスコから東側について同程度の桜の木の植樹を行いたいということで計画をさせていただいているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 財政計画に関してはですね、多分そうなのかなとは思ってたんですけれども、やっぱりその予算全体みるときに、やっぱりそういうところも少し触れていただきたいなというところでですね、申し上げました。

それから、個人情報のところでですね、自衛官のというのがぴんところれなかったということですけど、ちょっと前に自衛官の募集にあたって、市町村に対し、住基台帳というのかな、住基台帳か、住基台帳から当該年齢のリストを抜き出して渡してくださいとお願いするというようなことが国のほうからあって、それに対して、はいて答えてそのとおりしているところと、そうではない、やっぱりきちんと見に来て、閲覧して書き写していってくださいというような対応をしているところがあるというようにことですね、報道があったところです。大津町ではどのような対応をされてますかということと、もし提供されているのであれば、個人情報保護審議会にはどのように諮ってますかという

ことをお尋ねしたいということが主旨でございました。

それから、桜に関しては、これはもう委員会のほうでぜひよろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 自衛官の募集関係でございますけども、これにつきましては、毎年、自衛隊のほうから調査があつておりまして、これにつきましては、個人情報、先ほど開催していないということで申し上げましたが、そちらのほうには諮っておりません。法律に基づく自衛隊のほうからの名簿の提供でございますので、18歳の方の名簿を提供しているというような状況でございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 今、名簿のほうは提供されているということでしたけれども、それから先の話はこの議案とはちょっとまた別の話になりますので、一応ここで止めておきたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 議案第18号について、3点質問いたします。

まず1点目、補助資料のほうなんですけども、3ページ目の中ほど、防犯対策費の防犯協会の防犯カメラ設置補助に係る負担金等250万円とありますが、こちらの中身というか、どのぐらいの規模の中でこれを負担して、それをどのように運用するような話で聞いているのか。町がどうかかわるのかということをご説明いただきたいと思います。

2点目が、同じく補助資料の13ページ目、こちら頭のほうのコンビニ交付事業に関してなんですけど、こちら住民票等コンビニで2020年1月から取れるようになる。住民サービス向上にはつながると思うんですけども、こちらによりどのぐらいの使用を見込んで、業務量の削減効果をどのように考えているのかですね。もし、削減させるのであれば、この誘導を積極的に行って、周知等もしていくのかどうか、あるいは、こちら多分マイナンバーカード必要と思うんですけども、もう今、こちら発行実績、まだまだ低いと思います。ですので、その点もあわせて進めていかないといけないと思います。ですので、その辺りについて、構想というか、考えを伺いたいと思います。

最後、16ページ目の中ほどより少し下ですね、多機関の協働による包括的支援体制構築事業委託というところで、こちらコーディネーター、相談支援に対する専門的な相談員を配置とありますが、こちらどういうたぐいの人を想定していて、どこに事務所というか、どこを事務所として、どのような働きを期待しているのか。そこ町だとか、社協だとか、どう連携しているかということをご伺いたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 1点目の防犯カメラの件につきましてお答えしたいと思います。

この防犯カメラにつきましては、大津署管内の3町村によりまして協定を結びまして、防犯協会が窓口になり、申請の受け付けをし、決定し、設置していくというようなものでございます。この進め

方でございますけれども、まず、大津警察署のほうで今までに声掛けとか、付きまといだとか、そういう事案が発生している箇所を地図に落としておられます。申請が上がりましたら、それらの地図と突合しまして、当然、町のほうにも要望があがりますので、町のほうの要望とすり合わせをしながら、協議をして箇所について決定をします。それを前年度に行って、翌年度に予算化して設置をするというような流れになります。現在、町が所有しております防犯カメラは、5カ所程度でございますけれども、これらを毎年ですね、増やしていく中で、犯罪の未然抑止、それから、犯罪が起きた場合の操作等の提供資料ということで活用していくというような考え方でございます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） お尋ね2点あったかと思えます。

まず1点目が、コンビニ交付の導入についてということで予算化しております。コンビニ交付につきましては、近隣でやってらっしゃる自治体もございますけれども、今、住民票、それから印鑑証明、そして所得証明関係を想定しております。平成32年ですね、1月から導入したいということで考えておまして、この財源につきましては、今、特別交付税の措置になるものですから、31年度中に取り組めば特別交付税の措置が3年間受けられるというようなことですので、そういったことも含めて取り組みを進めているところです。ちなみに、これについては個人番号カードを使用するものですから、国のほうも、今個人番号カードの普及に向けていろんな取り組みをしておりますので、そういった形で普及をしていきたいということで、近隣の状況等でどれぐらいの利用率があるか等も含めて、今、町として考えているのは月50件程度のコンビニ交付の予定をしておるところでございます。

それから、もう1点の多機関の協働による包括的支援体制についての新規の事業でございますけれども、熊本地震以降、福祉課、あるいは包括支援センター等でいろんな相談業務、社協も含めてですが、あたっておりますけれども、福祉の相談の中で、例えば、障がいのご相談があったというときにも、よくよく話を聞いてみますと、介護の話も絡んでたりとか、あるいは子育ての話も絡んでたりとか、いろんな複合的に、多岐にわたる部分があるものですから、今回、国の補助を用いまして、この事業を取り組むようにしておりますけれども、そういった各課にまたがる部分をですね、コーディネーターしていただくような方を予定しております。専門性が必要ですので、今のところ社会福祉士を予定しております、その方がコーディネートとさせていただいて、その方がいろんな悩み持っていらっしゃるといふのを引き出してもらって、それを各課のほうでこう調整をしていくというような形の役割になろうかと思えます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） まず、コンビニ交付事業に関して、月50件ほどというところだったんですけども、これなかなか高齢の方とか難しいこともあると思うんですけど、せっかくやるのであれば、コンビニのほうが便利な方はしっかりコンビニで使ってもらって、そしたらその分、経費はかかるかもしれないですけど、窓口の負荷も減って、もしかしたら人も減らせる、で、ほかの仕事やってもらえ

るかもしれないだとか、そういったことまで考えていくのはなかなか難しいんですかね。

それも含めて、周知なり、マイナンバーカードの普及なり、町としてどうやっていくかというところを少し伺いたいと思います。

もう1点、先ほどあった同じく福祉に関するこの相談支援体制づくりのための専門的な相談員というところで、こちら、おそらく町の人口だとか、困った人、困りごとのある方々に対応するにはなかなか1人では厳しいと思います。そうした中で、やはりおっしゃるとおり、周りとの連携とか協力が不可欠になると思うんですけども、そこを1人の負荷が、今聞くとものすごい大きくなるように感じるんですね。そこをどのように考えているかということ伺いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） まず、コンビニ交付の件ですけれども、今現在、水曜日ですね、夜間を、今、窓口の延長してですね、いろんな行政サービスをやっております。まあいろんなですね、サービスを広げていくことが住民の方にとってより利便性が上がるというふうに考えておりますので、その一環として、今回のコンビニ交付をするというふうに考えているところです。

それともう1点につきましては、社会福祉士を1人置くということですが、今、包括支援センターと障害者支援センターございます。それから、社会福祉協議会もございますので、既存の分についてはそういったところと連携しながらやるということで、新たなその今いろんな困りごとがいろいろ各課にまたがりますので、そのコーディネーターとしてやっていただきたいということで、具体的には、それぞれの各課における業務は各課のほうでお願いするというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） こちらは意見なんですけども、サービス向上の気持ちはもちろんよくわかりまして、それは住民にとってもいいことだと思いますが、お金もかかるお話なので、将来先々的にはそれが業務量削減につながるだとか、そういうのにつながっていただければいいなと思ったところです。以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

1点だけです。93ページ、予算書の93ページの款の3、項の1、節の28繰出金ということで、説明の中では、法定内の繰り出しであるという説明を受けました。この法定内の繰り出しであるということで、この法定内の繰り出しの100%のうち100と考えてよろしいのでしょうか。例えば、この繰出金の中には、国庫負担金や県の負担金の中で、基盤安定負担金というのがありますので、そちらのほうもこの中に含まれていると考えられますけれども、例えば、国・県が負担されますと、安定化のためということで、それにさらなる一般財源をそれに法定内で繰り入れて持っていくという考え方なのか。それとも、町は、逆に国・県の算定よりも低く出したり、その伸び縮みもできるような、そういったその予算措置ができるのか。それとも100なら100出さなければならぬのか、この点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 特別会計の繰出金のお話だと思います。国民健康保険につきましては、法定内の繰り出しということで、28、29、30ということで法定内の繰り出しで納まっているところですが、介護保険につきましては、昨年までは職員の給与費、包括の給与費も一般会計から繰り入れて、そして歳入から入れて出しとったんですが、介護保険の特会だけできちんと整理をしようということで、今年度についてはですね、その職員の給与費については、一般財源で見るという形で整理をしておるところです。

○13番（永田和彦君） 一般財源は伸び縮みできるんですか。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 特別会計の枠内の中でやっています。保険料と介護保険のほうはですね。

○13番（永田和彦君） 国民健康保険はもう決まっているんですよね。

○住民福祉部長（藤本聖二君） はい、はい。

○13番（永田和彦君） だから一般財源を繰り入れるのは、予算的にはまだそのこちらから、一般会計から特別会計へ繰り出す余裕というのはありますか。

○住民福祉部長（藤本聖二君） はい、あります。

○13番（永田和彦君） あるということですね。

○住民福祉部長（藤本聖二君） はい。

○13番（永田和彦君） わかりました。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第19号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第19号に対して質疑いたします。

今の続きです。今度は、受ける側ということで、繰り入れがなされております。要は、繰越金が、この繰越金というのを8千300万円ということで、何らかの病気が流行ったりとかしたときには、もう一遍に吹き飛ぶような数字ではあります。しかしながら、この繰り入れに対して、まだ余裕があるという先ほどの答弁でしたので、まあ法律、法定の中でそのどうにか運営をやっている。しかしながら、その点については、非常に疑義が残りまして、もう以前からずっと私言っていることでありますけれども、その保険金の二重払いになると。国民健康保険が土台とあって、社会保険なり何なりという形がこう出てきますとですね、私は社会保険ですので、例えば、我々が納税したものが一般財源の中からまたその国民健康保険のほうに払われているというふうなやっばり事実が残るわけですよ。ですから、この点について、じゃあ解消するということになるならば、やはり国民健康保険税をきちんとした形でその納めてもらうしかないというふうになってしまうと思います。しかしながら、介護保険をその日本がですね、続けるためには、やっばりこう横並びで、全国的にこれはこうやらなければ

ならない事業だということは認識しております。ただ、今回の議会におきまして、町長も施政方針の中で非常にこの国民健康保険なり、いろんな保険事業ですね、介護なり、何なりというものが今後非常に心配されているということで、そういったその施政方針の中では、いろんな啓発を行って予防なり、何なりというものを進めていかなければならないと。やはりその自己責任も伴うんだよということで、ということですね、こういった事業を展開するときには、そういった啓発活動が効果を現わしたというものが何らかがですね、こう示すものが今までもずっとないんですよ。啓発活動で食べ過ぎに注意しましょうとか、こういった運動をしましょうとか、いろんな形でこうやるのはわかります。しかしながら、そういったものはですね、指数化するの難しいかもしれませんが、何らかの影響をもってこの予算内で納まりましたというような大義名分がなからんと、その啓発活動自体にはですね、公金が使われているということです。ですから、その公金が本当に公益性やこういった保険に及ぼす影響というものがきちんと算出されなければ財政計画はきちんといかない。この点については、今回、一般質問に載せますんで、その点はきちんとやはりこう部局内ですね、そういった理解をされて、事業を展開していかないと、もうそろそろこの高齢化社会の中ではですね、自己責任論が台頭してきているんですよ、最近。ニュースの中で。自分が食べて、自分がメタボになって病気になったんだろって、あなたの責任じゃないかというようなことが段々出てきているんですね。ですから、あなたが運動不足なんだろうって、何で私がおあなたのためっていうようなものも出てきております。ですから、そういった恒常的な努力というものをですね、きちんと公的機関はやっているんだよというものを位置づけていかないと、非常に世の中は混乱すると思われまので、こういった繰入金に対する努力は、例えば、この繰越金あたりを見ていただければ、努力の結果としてこういった予算よりも余ったじゃないかというような説明ができればいいですよ。ですから、そういったその啓発活動やそういった取り組みというものはどういうふうの評価すれば、この予算が出てくるのか。また、それが効果が表した数字的なものが説明できるならば、その点をお願いしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 国民健康保険についての財政、これからの財政負担あたりも考えると、自助でできるものは自分でやっていくべきじゃないかというお話だと思います。国民健康保険もご案内のとおり、平成30年度から県単位化になりまして、財政基盤もしっかりとしてきて、概ね国民健康保険自体については、運営はきちりできているというふうに考えております。

その中で、財源につきましては、法定内繰り入れの部分と併せまして、半分が保険料と、残りが公費ということになります。公費についての話もいろいろありましたけれども、やはり国民健康保険というのは国民皆保険というその大きな大義面もありますので、そういった形では、お互いその支え合う、そういったものが必要じゃないかなというふうに感じております。

そして、予算の中でどう要望を進めていくかというような話になるかと思っております。医療費の抑制も含めて、何をやっていくかということですが、まず、若いうちからその健康対策であったりとか、あるいは、成人化予防の重症化予防だったりとか、そういったことを含めてやる必要があるかなと思

ってまして、特に、特定健診の受診率についてはですね、熊本地震でちょっと一旦落ち込んだんですけど、また盛り返しをしておりますので、目標までちょっとまだ届いておりませんが、もう少し頑張る必要があるのかなと思ってます。

それと、特定健診後の特定保健指導については、目標60%ということであげておりましたが、それについては目標を達成しましたので、そういったのがですね、効果として出てくればいいのかというふうには思っております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 最後質疑いたします。

今回の予算書の中で、繰越金が8千300万円ということですが、これっていうものは、結局、その30年度がおおよそ予定通りの財政計画で、その会計はままたったというふうで考えてもらってよろしいのでしょうか。

繰り越しはですね、こういった部分においてはいいんですよ。例えば、足りないと言って一般財源から持ってくるよりも、やっぱりこの努力なり、また、皆さんが病気に気をつけていただいたお蔭でそういった医療給付費が削減することができたということが伺えるかと思いますが、この繰越金というものの内訳はどういうふうになるのか。

また、この繰越金が今年も努力されて、努力の結果、予備費とも取れますよね。そういった形で、その計画上はどういうふうにそここのところを組み立てているのか。その点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 繰越金の件ですけれども、30年度から県単位化になりまして、それまでは毎月支払うにあたって、なかなか資金のやりくりが大変だということで、一借りあたりをですね、しながらやってきたところなんです。で、県単位化になりまして、概ね良好な形になっておるかと思えます。ただ、国民健康保険の場合については、その緊急的に病気がですね、医療費が要するに、月単位で膨らんだときとか、そういったものもありますんで、そういったところを踏まえれば、余力を持つとくべきじゃないかなというふうに思っております。

あと、今、平成30年度から35年については、国の激変緩和措置の中で国が公費を投入してある程度保険料が上がらないような形でやっておりますけども、それが平成35年には激変緩和措置がどうなるのかわかりませんので、そういったところを見据えながら財政については考えていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第20号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 22号の介護保険特別会計について、質疑を行います。

予算書の23ページですね、介護保険の23ページ、最初は22ページですね。先ほど補正予算でも質疑しましたが、今度は当初予算ということで、一つは、13の委託料で介護予防支援事業の1番ですね、訪問型サービス事業、ホームヘルプということで、昨年の当初が422万4千円だったのが、今度は300万円弱、290万円に減額がなされております。需要がやはり、今度はなかなか難しいでしょうけど、昨年の実績に基づいて下げたのかどうかお尋ねをしたいと思います。

それから、19番の負担金、補助及び交付金で、負担金で介護予防生活支援サービス事業、こちらは事業者に対する負担なんだろうと思うんですけど、こちらも昨年の予算と比べると600万円ほどやっぱり少なくなっております。需要が少なくなったのかどうか、その見込みの背景についてお尋ねをしたいと思います。

それと次の25ページです。包括的支援事業費ですが、前年度予算と比べまして、2千400万円、やがて2千500万円大幅な減額となっております。何でだろうと見てみましたら、ここでは職員給が、昨年予算と比べると職員給が全部カットされております。この介護保険財政をずっとみましたら、いわゆる職員給というのは見当たらなくなってしまっているんですね。なぜ職員給がなくなってしまったのか。その背景についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 質疑にお答えします。

3点あったかと思います。1点目と2点目が訪問型サービス、それから、介護予防サービスが減っているんじゃないかという話、まず1点目の訪問型サービスにつきましては、シルバーのワンコインサービスということで、30分で作業をしていただく、家のものをですね、ごみ出しをしていただいたりとか、そういう軽い作業についてはシルバーのほうでできていますんで、そういった形と前年実績を踏まえてですね、こういった予算を計上しているということになります。

それから、介護予防と介護支援サービスについては、全体的に介護保険計画よりも実績のほうがですね、給付費自体はそんなに伸びを示しておりません。これ計画の時点では、熊本地震の影響がありましたので、それを見込んだところのある程度の計画を立てておったんですけども、ある程度落ち着いたということで、計画中よりも随分下がってきたということで、その辺を調整をかけております。

それから、最後にですね、包括的支援事業費の人員費分につきましては、これはもともと一般会計から繰り入れさせていただいて、そして、職員給として予算計上して歳出しておりましたけども、今回は、職員給については、一般会計のほうで職員給をみるということで、ここには計上しておりません。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） もう一度お尋ねしますが、包括支援事業から職員給、多分、去年は2人分だったと思うんですけど、それが一般会計のほうに移ったということで、ちょっとうがった見方しますと、職員給をここに入れておくと、介護保険全体の予算が膨らんで保険料に跳ね返ってくるから、一般会計のほうにずらした、これはうがった見方ですけどね。単純に一般会計に、今までは一般会計から全額きてたのかなと、その職員給がですね。全額来てれば、それでもうつじつまあうんですけど、保険料を抑えるために苦肉の策ではないのか、ちょっと疑われますので、そうでないならないということでお答え願いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 再度の質疑にお答えします。

人件費の包括の給与関係につきましては、一般会計から丸々100%繰り入れて、その分100%で出しましたので、それが今度一般会計のほうでそのまま計上しておるということですので、保険料には反映はしておりません。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第23号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 議案第25号について質疑をいたします。

説明いただいたことでちょっと単純にわからないということなんですけれども、これ企業会計ですので、別に赤字であっても構わないんですが、単年度はですね。もうちょっと、これ見たらどう見ても赤字なんですよね。大丈夫でしょうかというのがちょっと心配になるなというところで、何で赤字なのかと思って内訳を見ますと、支出の中の営業費用の3番の総係費と4番の減価償却費、それから、消費税と地方消費税のところが去年とちょっと大きく動いているというところがあります。これって、考えて見れば、これ経常的な経費になってきますので、これが膨らんでいて、どうしても毎年赤字になってしまうんじゃないかと、ちょっと心配になったものですから。

それと消費税ですね、昨年度350万円が営業外費の中にありましたが、今回200万円になっておりまして、正直言って増税というのが見えている中で、あるいは、全体の給水量が、あ、すみません、これまたもう一つ、給水量ですね、4の1というところになりますけど、1日の平均給水量が昨年度が3千400だったものが3千になっているんですね。何か新しい井戸が必要になるほど、給水

が必要だと言われているのに、これが下がってくるというのは何なんだろうなというのもちよつとわからないもんですから、単純な疑問です。教えてください。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 企業会計でございまして、なかなか難しいところがございます、トータル的に赤字に見えるというようなお話でございましたけれども、今、現金としまして2億数千万円持っております、事業内容と数字としてはそういった数字あがってきておりますけれども、年々黒字にはなっておるとというのが現状でございます。

それから、給水に関しましては、3千ということで、また新しく4号井戸を新年度でお願いしております。と申しますのもたくさん水を使われている企業さんがもう少し増設をしてもっと使いたいというようなお話もございましたので、今いっぱいいっぱいに近いような状態で給水をしておりますので、その1社に全部というわけではございませんけれども、余裕をもった供給をやるということで新年度にまた新しく井戸を掘らせていただきたいと。

毎年企業さんのほうに調査をしております、今年はこのくらい使いたい、今年はこのくらい使いたいというようなことをとりまとめて計上しておりますので、年ごとに若干の変動はございます。

消費税につきましても、使用料でいただく分、また、それを水を汲むために電気料払います。そういった関係で毎年若干の消費税の変動はございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） えっとですね、お尋ねしておりますのは、そういうことではなくてですね、全体としてきちんと説明をしていただきたいということなんです。まず、赤字で大丈夫です、それは確かに単年度赤字になったからどうってことないんですけども、まず、赤字だったら普通不安ですよ。そのことについて何で触れないのかということがまず一つなんです。

それからですね、消費税のことも350万円が200万円、150万円下がっているんですよ、それは若干のぶれと言える話なのか。ちょっと説明が雑すぎやしませんですかね。もう少し詳しく説明してください。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後1時52分 休憩

△

午後2時08分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 詳細につきましては、所管委員会のほうで詳しく説明をさせていただきますと思います。

○議 長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

日程第2 委員会付託

○議長（桐原則雄君） 日程第2 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第11号から議案第25号までを、お手元に配付しました議案付託表（案）のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後2時09分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成31年第2回大津町議会定例会会議録

平成31年第2回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第3日)

平成31年3月13日(水曜日)

| | | | |
|-----------------------------------|----------------------------|------------------------|------------|
| 出席議員 | 2番 山部 良二 | 3番 山本 富二夫 | 4番 金田 英樹 |
| | 5番 豊瀬 和久 | 6番 佐藤 真二 | 7番 本田 省生 |
| | 8番 府内 隆博 | 9番 源川 貞夫 | 10番 大塚 龍一郎 |
| | 11番 坂本 典光 | 12番 手嶋 靖隆 | 13番 永田 和彦 |
| | 14番 津田 桂伸 | 15番 荒木 俊彦 | 16番 桐原 則雄 |
| 欠席議員 | 1番 三宮 美香 | | |
| 職務のため出席した事務局職員 | 局長 矢野 好一 | | |
| | 書記 大塚 知里 | | |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町 長 家 入 勲 | 会計管理課 兼 会計課 長 坂本 一正 | |
| | 副町長 田中 令児 | 総務部総務課主幹 兼 行政係 長 伊東 正道 | |
| | 総務部長 本郷 邦之 | 総務部総務課主幹 兼 行政係 長 伊東 正道 | |
| | 住民福祉部長 藤本 聖二 | 総務部総務課主幹 兼 行政係 長 伊東 正道 | |
| | 経済部長 古庄 啓起 | 総務部総務課主幹 兼 行政係 長 伊東 正道 | |
| | 土木部長 大田 黒哲郎 | 総務部総務課主幹 兼 行政係 長 伊東 正道 | |
| | 併任工業用水道課長 | 総務部総務課主幹 兼 行政係 長 伊東 正道 | |
| | 総務部総務課長 兼 選挙管理委員会書記長 羽熊 幸治 | 総務部総務課主幹 兼 行政係 長 伊東 正道 | |
| | 総務部財政課長 白石 浩範 | 農業委員会事務局 長 荒牧 修二 | |
| | | 教育課 長 吉良 智恵美 | |
| | | 教育部 長 市原 紀幸 | |

一 般 質 問

5 番 豊 瀬 和 久 君 p 113～p 126

1. 20年、30年先を見据えた、JR肥後大津駅（阿蘇くまもと空港駅）周辺の将来ビジョンについて
 - (1) JR肥後大津駅（阿蘇くまもと空港駅）の利便性を向上させるために再整備し、医療・福祉・公共施設・商業施設など点在する都市機能を駅周辺に集約させるとともに、公共交通ターミナルをつくり、そこを起点として町内の南北地域や菊池・阿蘇などの観光地域とのネットワークを再構築すべきではないか。
2. 将来世代の視点から町の政策を考える「フューチャー・デザイン」手法の活用について
 - (1) 現世代の近視眼的な対応や意思決定が、将来世代に大きな不利益をもたらす可能性がある。このような課題を乗り越え、将来世代につながる持続可能社会を形成するために、フューチャー・デザイン手法を活用すべきではないか。
3. 外国人等の観光客に対する災害時の危機管理について
 - (1) 地域防災計画に、外国人等の観光客に対する避難場所・避難経路などの計画を定めるべきではないか。
 - (2) 地域防災計画に、外国人等の観光客への情報伝達に関する計画を定め、多言語標識や多言語からいもくん便り配信システムを整備すべきではないか。
 - (3) ホテル協会等との協定を結び外国人等の観光客に対する防災や、災害時の支援体制を整備すべきではないか。
4. ご遺族の負担を軽減するため、おくやみ手続きを効率的に行えるような仕組みづくりについて
 - (1) お客様シートに死亡者の氏名や生年月日などの必要事項を書き込むと関係書類が一括作成されるシステムに改善するとともに、煩雑な手続きを手助けする「おくやみコーナー」を設置すべきではないか。
 - (2) 手続きをする際に活用できる「おくやみハンドブック」を作成すべきではないか。

3 番 山 本 富二夫 君 p 126～p 138

1. バス路線の新設とバス停の名称変更
 - (1) JR肥後大津駅は朝5時から夜は12時まで電車の乗り入れがあり、朝の6

時から8時までと夕方4時半から8時頃は利用者が非常に多いため、近距離の周遊バス路線の新設をして利便性向上を考えてみてはどうか。

(JR肥後大津駅⇒翔陽高校⇒上松古閑⇒美咲野団地⇒上鶴⇒大津中央⇒JR肥後大津駅)

JR肥後大津駅から路線バスを利用する本田技研熊本工場利用者の利便性を考え、現在の水迫バス停を本田技研熊本前に名称変更してはどうか。

2. 町にある文化財を町指定の文化財へ

(1) 町には町指定の文化財や隠れた文化財がある。その文化財を未来の子孫に残すために、助言や補助事業を考えてはどうか。

3. 新たな観光地の発掘

(1) 本田技研熊本工場などは単車の世界のマザー工場であり、海外の旅行者には観光地になる。もっと発信すべきではないか。

4. 小中学校の防犯セキュリティ向上

(1) 大津町の小中学校の防犯セキュリティを菊陽町の小中学校の防犯セキュリティレベルまで高め、子供たちの安全を確保すべきではないか。

15 番 荒木俊彦君 p138～p147

1. 町営住宅の入居承継基準

(1) 大津町の町営住宅条例には、入居の承継について明確な基準がない。住宅入居者から「役場から親子の入居の引き継ぎはできない」と言われ、途方に暮れている人もいる。

入居者の居住権は、きちんと保障されるべきだと考える。法律にも条例にも、規則にもない住宅入居者の承継基準を明確にわかりやすく制定すべきではないか。

2. 国道代替道路の危険回避を

(1) 町道新小屋桜山線は高尾野区の住宅地の真ん中をとおり、熊本地震以来、事実上国道の代替道路となっている。交通量も大型車両の通行も大きく増加して、歩行者や自転車、バイクの通行は危険を伴い交通事故が日々心配される。町道南側には深さ1mの側溝があり、大雨の時は道路まで冠水する。子どもや高齢者が転落すれば、下流の暗き水路に流れ込み、上井手まで流されてしまう。

① 町として国にも要望し、側溝に蓋をして歩道の整備を進める。

② 町道南側の通称開拓道路が国道の都合でクランク状にまげて付け替えられたが、これまで直線で通れた大型の車やトラクターなどは通行できない。道路の南側の宅地や農地に行くにも支障をきたす。本来元の直線で道路を確保する責任は国にある。国道と西の進入路との間に代替えとして進入路を確保する責任がある。

3. 豊肥線復旧を望みながら

(1) JR豊肥本線が熊本地震によって不通となり、やがて3年。一刻も早い復旧を誰もが願うところだが、電車が通らない今だからこそできることとして、図書館と中央公園に跨線歩道橋を計画したらどうか。

また、線路敷きはこれからも草が繁茂する。JRと相談して、線路除草ボランティア作業を企画すれば、鉄道への愛着も美化にも役立つのではないか。

13番 永田和彦君 p148～p159

1. 施策方針について

(1) 施政方針は総花的にならざるを得ないが、各所に今後の財政的不安がうかがわれ、住民自治が強く求められると感じる。40年間の公共施設等総合管理計画と照らし合わせれば、しっかりと行政運営で無駄を省き必要最低限の行政経費にする経営戦略が求められる。

各事業の公益性の検証を強めて、廃棄と刷新を進め引き締まった財政運営としなければならない。

2. 阿蘇くまもと空港アクセス問題

(1) 大津町から空港利用を増やすには北部に位置する菊池市との経済連携が有効と考える。水、温泉、歴史、雄大な自然、県立高校、まさに大津町と一緒に多くの固定資産を持ち、企業も観光も興味を示す地政学的優位性がある。経済活動や観光のゲートウェイとしての視点を持ち、空港ライナーや鉄道延伸などの人の輸送の論点を、物流も含めた万能ルート構造で大津町の価値を高めることが重要と考える。

2番 山部良二君 p165～p178

1. 第6次大津町振興総合計画・基本構想・前期基本計画について問う

(産業の活性化について)

(1) 社会情勢の変化や三里木からの鉄道延伸等々で周辺自治体との競争の激化により、厳しい経営環境に置かれている事業者（地域の中小企業）への支援策や

活性化策が必要となってくるが、町長の見解を伺う。

- (2) 中長期的視点に立った地域経済活性化のため、「新事実・新産業の創出」、「経営革新と産業人材の育成」、「地域商業・サービス産業の振興」等の本町独自の基本戦略はあるのかを伺う。
- (3) 新規就農者支援体制の整備について具体的な支援策を伺う。
- (4) 鉄道延伸（三里木）の影響で人の流れが変化し、本町の将来人口推計が悪い方向（人口流出）に向かう可能性も予想される。若い人たちが地域定着・環流に向かう魅力的な仕事づくり・働く場が必要となるが、現在の雇用促進策を強化する必要があるのではないかと伺う。

2. 第6次大津町振興総合計画・基本構想・前期基本計画について問う

（男女共同参画社会実現に向けて）

- (1) 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標の達成状況は。
- (2) 男性の育児休暇の取得率とイクボス宣言の取組は。
- (3) 男女共同参画推進体制の目標の達成状況は。また、行政区嘱託員・区長等の女性登用状況は。

3. 空港延伸（空港アクセス鉄道）について、大津町の今後の対応を問う

- (1) 阿蘇くまもと空港アクセス改善に係る県の方針等の説明をふまえ、阿蘇・南阿蘇地域等々の近隣自治体と連携し、阿蘇・大津地域への観光振興につなげる施策が必要ではないか。町長の見解を伺う。
 - ① 県もJR九州も減便ありきでは考えていないと説明しているようだが、県に対して、絶対に減便しない確約を取るべきではないか。
 - ② 車両点検等でアクセス鉄道の車両が豊肥線に乗り入れるなら、大津方面へ乗り入れ（三里木～肥後大津間複線化）し、空港から阿蘇・南阿蘇鉄道への直通列車運行（特急列車・観光列車等）を県に提言すべきではないか。
 - ③ スポーツの森新駅の設置を改めて提言する。

1 番 三 宮 美 香 さん p 178～p 184

1. 教職員の働き方改革を進めるサポート体制づくり

- (1) 昨年7月に働き方改革推進法が成立し、関連する労働基準法の規定が大幅に改正されることになった。学校における働き方改革についても、今年1月に中央審議会で答申が取りまとめられた。昨年3月、同僚議員からの教職員の働き方改革についての質問に対して、教育長は「教職員の超過勤務については、その実態を踏まえ、校内における業務の役割分担の見直しと業務遂行の効率化を

図り、具体的な削減目標の設定などを通して業務の総量を削減するなど、働き方改革をさらに推進したい」と回答され、「教職員サーバーを活用し、町内の教職員が作成した教材や指導案の共同利用のためのデータバンクの整備を図りたい」とも回答された。

これらは、子どもたちへの高い教育を提供するためにも必要かつ大切な内容であるが、決して一朝一夕に解決できるものではないため、それぞれの実施項目と効果をある期間連続して集めておくことがPDCAを高速に回して改善していくためにとても重要だと考える。

また、一方で、例えば教職員の病気時の対応についても、今冬のインフルエンザの大流行の影響を受けて教職員の休養への対応が不十分のように感じたという意見を頂いている。

- ① 昨年度の超過勤務の状況と今年度の比較
- ② 具体的な削減目標とは
- ③ 実態を調べた結果、超過勤務の原因となる要素は何だったか
- ④ 教材や指導案を共同利用することで、どの程度の効果が得られたのか
- ⑤ 教職員がインフルエンザに罹患した場合の対応

4 番 金 田 英 樹 君

p 185～ p 199

1. 今後10年に向けた大津町の都市計画戦略

(1) 熊本空港へのアクセス線が三里木駅からの分岐延伸となることが県、JR九州間で合意された。新路線沿線の住宅・商業地域開発などの方針は示されていないが、いずれにしても移住や観光面など当該路線による本町への影響は少ないと思われる。一方で、国道443の4車線化や、中九州横断道路の開通およびIC設置など明るい話題もある。いずれも10年前後での完成が見込まれ、今後の都市計画においては、こうした諸々の動きを織り込むことが不可欠である。以上を踏まえ、次の内容について町長の考えを問う。

- ① 中九州横断道路（IC）を生かした企業誘致および北部工業団地の新設
- ② 杉水ICおよび空港への好アクセスを生かした、国道443への海外を含む町外民の誘引・消費が期待できる特異性のあるモール誘致
- ③ 不通のJR豊肥本線（阿蘇方面）の早期開通・電化に向けた関係自治体との連携
- ④ 新駅設置が計画されている熊本県民総合運動公園とスポーツの森の連携によるシナジー発揮に向けた県との協議
- ⑤ 新庁舎と駅南北商店街のエリアマネジメントおよび公民連携による賑わい創出（紫波町オガールモデル）

⑥ 北部・南部・中部をつなぐ公共交通体系

2. ふるさと納税の規制強化に合わせた町の新戦略

- (1) 2019年は還元率3割超え、または、地場産品以外を返礼品としている自治体は寄付控除の対象から外れるという法改正が予定されている。この流れは還元率を順守している当町にとっては朗報である。

現在は返礼品に加えてAmazonギフトを送る泉佐野市への寄付が2018年度は360億円を超える見込みであるなど、返礼率の高い自治体に寄付も集中しがちである。しかし、返礼品の価格帯が統一される今後は、如何に寄付者の興味・共感を得るための発信力・アイデアを高めていくか、あるいはどういった層に強くアピールしていくか等の行政マーケティング戦略が一層重要となり、時流に乗ることで大幅な税収増も期待できる。

以上を踏まえ、次の内容について町長の考えを問う。

- ① 商品の一層の充実化および魅力的なパンフレット等の作成
- ② 町出身者からの寄付拡大（対象者への多様なアプローチ、郷土を応援する具体的な用途指定の充実）
- ③ 新設の「肥後おおづスポーツ文化コミッション」との連携など、町の交流人口（ファン）からの寄付獲得
- ④ 委託およびインセンティブの設定による活性化（宮崎県新富町モデル）

6 番 佐藤真二君 p199～p213

1. 不登校児童・生徒への支援の在り方について

- (1) 不登校の児童・生徒が学校以外での学習をした場合、一定の要件を満たせば校長の判断で「出席扱い」とすることが可能となる。

この制度をしっかりと活用し、児童・生徒を支えるべきではないか。

2. 災害備蓄計画は怎么样了のか

- (1) 長く課題であった災害備蓄計画がようやく策定されると聞いた。

しかしこれまでの進め方には一貫性に欠ける点や、説明が不足している点もある。

これまでの経過を踏まえ、改めて災害備蓄の考え方を説明すべきと考える。

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

なお、三宮美香さんより欠席の届出があつておりますので報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 8 名ですので、本日が 1 番から 4 番まで、1 4 日が 5 番から 8 番までの順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久君。

○5 番 (豊瀬和久君) 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様も朝早くからお越しいただき大変にありがとうございます。5 番議員、公明党の豊瀬和久です。通告にしたがいまして 4 点質問をさせていただきます。

1 点目は、2 0 年、3 0 年先を見据えた、J R 肥後大津駅周辺の将来ビジョンについて、2 点目は、将来世代の視点から町の政策を考える「フューチャー・デザイン」手法の活用について、3 点目は、インバウンド観光客に対する防災や災害時の支援体制などの観光危機管理について、4 点目は、煩雑なお悔やみ手続きを効率的に行える仕組みづくりについての 4 点です。よろしく願いいたします。

今年は歴史的にも節目の年です。皇位継承があり 5 月から新しい元号、そして 1 0 月には即位の礼があります。本町では、新庁舎建設の槌音も響いてきます。また、スポーツも 9 月からラグビーワールドカップが全国で開催され、熊本にも世界中から多くの観光客が訪れるのではないのでしょうか。それが終われば来年の東京オリンピック・パラリンピックが一気にやってきます。また、東京オリンピック・パラリンピック後の 2 0 2 5 年、さらには 2 0 3 0 年を展望すると、激しい構造変化に対応することが必要となります。

一つには人口減少、少子高齢社会、さらに A I、I o T、ロボット技術の発達とともに、レベルの変わった自然災害の脅威に対して、防災・減災、老朽化や耐震化対策が必要となってきます。そのような今だからこそ安全・安心で勢いのあるまちづくりを目指していかなければならないと思っています。今回はそのような観点から質問をさせていただきます。

まず、はじめに、1 点目の 2 0 年、3 0 年先を見据えた、J R 肥後大津駅周辺の将来ビジョンについてお伺いをいたします。

昨年8月、大分県日出町にJR暘谷駅周辺の整備事業に関する視察に行かせていただきました。日出町は、人口約2万8千人、面積は約73平方キロメートル、上水道をほとんど良質な地下水で賄っているなど、本町と同じような町で、大分空港からも車で約27分の距離です。5年前には防災関連の視察研修に伺いました。そのときの暘谷駅は整備前でしたが、「これから駅前の再開発をするので数年後には見違えるようになっていきますよ」と言われていたことが印象に残っていました。そして、5年経った暘谷駅周辺は言葉どおり様変わりをしていました。日出町は平成18年度より平成28年度までの10年間をかけて暘谷駅周辺の整備を進められてきました。町が行ったことは、町道暘谷駅北口線の新設、暘谷駅南北横断自由通路、バスターミナル、暘谷駅コミュニティ施設、南北駅前広場、町営駐車場などを建設しました。そして、隣接していた高校跡地の半分には、大型の電気店とビジネスホテルが立地をし、残る半分に大手の建設会社が複合施設B i v i 日出を建設して、その1階には大型のスーパーマーケット、ドラッグストア、飲食店が入る商業施設とともに、2階部分には、町立図書館や子育て支援室、会議室、喫茶室などの公共施設を移転新設されています。

今回、公民連携の事業で財政負担を平準化できることもあり、移転新設に踏み切られたとのことでした。役場からも近く、施設の駐車場も広いなど利便性が高いため、訪問したのは平日の昼間でしたが、活気もあり、大変に賑わっていました。

このように、日出町が商業、公共施設などを中心拠点に集約するコンパクトなまちづくりに力を入れたのは、将来に渡って都市機能を維持させるのが目的だったそうです。背景には、急激な人口減少があり、高齢化が加速する中では、人口密度が小さいほど行政コストは増大します。国土交通省は2011年度から50年間に必要な道路など、社会資本の更新費は全国で約190兆円と推計し、このままでは2037年時点で維持管理、更新費すら賄えなくなる可能性があるとして指摘し、人口減少にあわせて、自家用車に依存しないコンパクトなまちづくりを目指していくことが必要であるとしています。

本町も多様な都市機能がコンパクトに集約された子どもや高齢者を含む多くの人にとって暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。そのためには、医療、福祉、公共施設、商業施設など、転在する都市機能を肥後大津駅周辺に集約するとともに、町の玄関口である肥後大津駅に公共交通ターミナルをつくり、そこを基点として町内に公共交通網を張り巡らし、菊池、阿蘇などの観光地域との交通ネットワークも再構築すべきではないでしょうか。道路や駐車場の整備なども含め、20年、30年先の未来を見据えた上で、医療、福祉、商業施設、公共交通、県・国などとの関係機関との協議を計画的に行うべきだと思います。そして、町民が夢と希望を持って、町外の人が本町のまちづくりに憧れを持つような将来ビジョンを示すべきだと思いますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。豊瀬議員の駅周辺の開発関連等についてのご質問でございますけども、20年、30年先を見据えた、JR肥後大津駅周辺の将来ビジョンについてでございますけども、町民の皆さんや議会議員の皆さんのご理解とご協力によって、これまで課題でありました肥後大津駅は以前からタクシーや送迎者の混雑時の交通整理、あるいはバスなどの他の

公共交通との接続性、あるいは、駅舎南北間の分断、町の顔としての駅整備など課題が多くあり、駅及び駅前広場の整備検討を進めてまいりました。検討する中で、現在の駅舎を利用した案や駅舎を移動し、南北道路を建設する案などがありましたが、費用の問題や用地の問題で現在の駅南口「ビジターセンター」の建設と南北の駅前の整備となっております。

また、駅南側には、区画整理によりイオンができ、商業施設や医療機関も増えておりまして、駅北側については、町道駅前楽善線の開通により、駅までのアクセスが向上しております。

熊本地震前には、イオン店舗を活用した複合施設や駅ビルの検討をしておりましたが、熊本地震により見直すことになりました。

肥後大津駅は町の玄関口であり、町道駅前楽善線も完成し、公共交通の拠点としての整備やJR駅構内の通行など、南北の交通ポイントの整備、公共・商業施設の集積による活性化が一定程度図られたと考えております。また、駅周辺の整備は多額の予算と時間を要しますので、新庁舎建設やJRの阿蘇方面への復旧状況、そして三里木からの延伸の状況を見据えて今後のことを考えていきたいと思っておりますが、駅周辺の整備状況については、これまでの状況、関係について担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） おはようございます。駅周辺整備についてご説明いたします。

駅周辺の現状から申しますと、周辺の開発には、町も多くの時間と予算をかけてまいりました。駅南の区画整理については、完成まで約30年の歳月を要しております。結果として区画整理地内にイオンが進出し、金融や多くの医療機関も集積しております。駅南口からの乗降もできるようにし、ビジターセンターを設置し、空港ライナーの発着も導入し、駅南2号線も完成いたしました。また、北口ではマイロード、親水公園の整備、最近では駐輪場の整備、町道駅前楽善線も開通したところでございます。

町長答弁にもありましたとおり、駅周辺の整備については、平成16年に駅周辺整備計画を行い、現在の駅舎を活用した案から、駅を東側のアルコール工場跡地まで移動した案など7つの案を検討いたしました。

一番経費がかからないもので、現在の駅舎を活用し線路の上に自由通路を設置する案では8億2千万円、一番高いものでは、東に駅を移動し、今の駅のところに道を南北につなぐ案で34億円との事業費となり、その時点では、評価が高く事業性に優れた現在の駅舎位置で駅を設置する案となりました。その後、平成18年に駅周辺整備について町内全域で住民説明会を開催し、町づくり交付金事業による南北自由通路や駅南の整備などを検討し、平成21年度には、大津町まちづくり推進協議会から提案をいただきました。駅南を整備し、現在のビジターセンターができあがりまして。提言書には、将来は駅舎をオクス広場前へ移動することを提言されましたが、様々な点を考慮し現在に至っております。いずれにしても、駅舎を移動させるとなりますと多額の費用を必要といたします。現在は、熊本地震の復旧・復興に多額の費用を要し、厳しい財政状況でございますので、そちらを最優先にし

ていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） おはようございます。今後の駅周辺の活性化関連について説明をさせていただきます。

今後ですけれども、空港のコンセッションや国道57号迂回ルート完成、さらには、中九州横断道路やJR延伸による空港アクセス改善問題など、ここ数年から10年先までの間に町内の交通環境は大きく変わっていくかと思われま。

また、新庁舎の建設や肥後大津駅よりも先の復旧など、地震からの復旧・復興もまだ途中でございます。優先すべきことが多い状況にありますし、さらには、これから町内の公共施設も大量の更新の時期を迎えるため、多額の投資的経費が必要になってまいります。

以上の点を踏まえ、まずは現状と将来を詳細に分析をいたしまして、20年、40年先の将来世代において負担増とならず、投資効果の高い整備計画にしていく必要がございます。

大津駅の駅舎等を新しく整備するなどのハード整備だけで利用が増えるとはいえないと思われま。

議員も言われますように、駅の利便性やまた付加価値を上げることで、より利用者を増やすことにつながるかと考えております。

まずは、2年後に完成を予定しております新庁舎やその周辺整備によりまして、駅とのまずは関連性を高めることから目指していきたいということで考えております。

さらには、現在、駅の南北において地元商店街の組織が駅周辺活性化に向けて取り組んでおられます。駅の北口におきましては、昨年10月に商店街活性化などを目的として「肥後大津にっこり会」が設立されて、今後、歴史的価値のある農業用水施設として「世界かんがい施設遺産」に登録されました「上井手」だとか、その周辺の石橋、神社などの史跡を生かした活性化事業を進められるということで聞いております。

また、南口におきましては、ふれあい散歩道商店街繁栄会が昨年に引き続き、地元高校生らがデザインしたイルミネーションや桜の植樹などの事業に取り組んでいかれます。

今後の駅周辺整備の方向性について、これらの熱い思いを持たれた団体ともですね、一緒になってソフト面からのアプローチも大変重要かと思われましますので、ご意見を聞かせていただきながら検討を進めてまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 再質問させていただきます。

今すぐ何かやったほうがいいのかそういうことを言ってるんじゃないんですね、今、復興を今されてますので、それを優先するというのは当然そうだと思います。その上で、20年、30年先の将来ビジョン、そういうのを示すべきではないかということ言ってるわけですし、将来、この肥後大津駅周辺がどうなって、公共交通がどうなるのかというのが全く見えない状態で、何の構想も住民に伝

わってこないからこういう質問をさせていただきました。

そして、早くやったほうがいいことは何点かあります。一つは、南北の今線路の上を歩いて行きますけども、自由にバリアフリーですね、行ける。そういうのはもうこれは一日も早く自由通路とこのをつくって、誰もが自由に何の気兼ねもなくバリアフリーで行き来ができるような施設、そういうのはやっぱりつくったほうがいいと思うし、例えば、海外からの観光客が家族旅行で空港から一番近い駅ということで大津駅に来て、菊池だったり、阿蘇だったり観光地域に何か公共交通機関で行こうとしたときに、どうやって行けばいいのか、その交通アクセスがわかりにくいというのはいつも思います。だから、熊本市内まで行って、熊本から菊池とか阿蘇に行かれるというのが多いんじゃないかと思えますけども、せっかく一番近い肥後大津駅ということで、大津駅なんだと思いますので、もっとわかりやすく菊池とか阿蘇に行けるようなアクセスをつくっていけばせっかく来てくれた観光客の人が、また次もまた大津に行って、大津からいろんなところに行こうと、あそこ行ったらわかりやすいからというような肥後大津駅になったらいいんじゃないかなというのは、いつも思っています。

じゃあその2点、連絡通路、自由通路ですね、自由に行ける通路と、海外から来た観光客の人が肥後大津駅に来てわかりやすくいろんな公共アクセスで行けるような仕組みをつくるべきじゃないかと思えますけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 自由通路の件でございますけども、これまで、先ほど担当部長言いましたように、いろいろ金がかかるというような形で、また、西側や東側に踏み切りがございますということで、自由通路をつくってJRにご相談するとどちらかの踏切をなくしてくれんかというような条件もございましたし、いろんな形でJRとも相談する中で、構内の、これは全国でまれでございまして、試験的にJRのほうから許可もらって、あの構内の通路を南北自由に行き来していただくというようなことをJRのほうから黙認というか、そういう方向で許可をいただいております。また、外国人の関連等についての大津駅関連等につきましては、将来は、我々は今都市マスをつくらしていただいて、本年度用途地域を計画しておりますので、それぞれの交通の流れ、今、議員おっしゃるように、阿蘇とか菊池とかいろんなところの中で大津を通りながら空港へ、あるいは阿蘇、天草、いろんなところへ行くその優位性がやっぱり大津町にある。それを生かしていこうというようなことで、今検討をさせていただくために、今後用途地域関連等の作成をしながら、前へ進めるように今後やっていきたいというふうに思います。そういうところがあれば外国の関係、熊本空港から降りてきて、観光バスとかいろんな形でレンタカーを活用しながら各地へ回れる、その出発点になってくれるようなものを今後検討していきたいというふうに思っております。もちろん、現在の駅南関連等の周辺地域の再開発関連等については、もう先ほどから言っておりますように、実際、なかなか空き地が、あるいは大きな工業とか、あるいは学校とかそういう大きな空き地がございませんで、昔田んぼだったところを区画整理して現在のコンパクトな街を今つくっておりますので、病院も7種類から12種類ぐらい、駅から10分範囲内で動けるようなところにたくさん病院や買い物するイオンとかいろんなところが今できておりますので、人の巡回、遊回コースとしてもそういう形で今後も活用して

いかれるようなまちづくりをしっかりとやっていければなというふうに思っておりますので、大きな再開発については、今のところ考えておりません。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 今、町長が言われたように、その海外から来られた家族連れの観光客が菊池、阿蘇に行くときに、大津町に来たら安心していろんな公共アクセスでわかりやすく、どこにでも行きやすいと喜んでこられるような玄関口の肥後大津駅になったらいいなと思いますし、そうなったときには、空港ライナーを、今、空港ライナー廃止しないでくださいと要望してますけども、県のほうからね、空港ライナーは廃止させないでくださいと、続けさせてくださいと、県のほうから逆に大津町に言って来られるような大津駅になれば一番いいんじゃないかなというふうに思いますので、そこをやっば県に見せていけば、県のほうも空港ライナー、これは一番近い駅ですし、必要ならそれはやめるわけないんですから、そういう取り組みをしていって、その延伸して三里木から行ったとしても、肥後大津駅が一番近くて、一番ここが利用が多いというぐらいの肥後大津駅にしておかないといけないんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

2点目に移ります。

次に、2点目の将来世代の視点から町の政策を考える「フューチャー・デザイン」手法の活用についてお伺いをいたします。

地球環境問題や国の債務など、世代間の利害がぶつかる課題は多くあります。そうした中で、将来世代の視点から政策を考えるフューチャー・デザインの手法が注目を集めています。フューチャー・デザインとは、現世代ばかりではなく、将来世代を念頭において、すべての世代の幸福を考えることで、具体的には、将来世代を代弁し、ビジョン設計や意思決定に臨む役割を担う仮想将来世代をつくることです。現代社会を支えているのは、経済の市場、政治の民主制という仕組みですが、この両者は、将来世代への視点を欠いています。その結果、国の債務の膨張や気候変動の激化、生物多様性の危機など、解決に何世代もの時間を要する多くの課題が起きています。持続可能な社会と世代環境を将来世代に引き継ぐにはどのような社会の仕組みを設計すればいいのかというテーマを追求するのがフューチャー・デザインという市場と民主制を補完する新しい社会技術です。政治的意思決定の場に、将来世代を代表するグループを意識的に設けて、現世代グループと交渉する社会実験です。ワークショップでは、将来世代グループの有無によって議論の結果が変わってくることなどが確認されています。将来世代の役割を担った参加者からは、現世代グループとは異なる思考や独創的なアイデアが出されるようになったこともわかっています。

自治体レベルでは、岩手県矢巾町をはじめ、大阪府吹田市、長野県松本市などが事業計画などの策定にあたり、採用をしています。

まず、岩手県矢巾町は、人口約2万7千人、県庁所在地の盛岡市から30分ほどの距離に位置する田園都市です。東には北見川が流れ、西には町のシンボルである奥羽山脈の山並みが連なる自然豊かな町です。その間に東北本線や東北新幹線、また東北自動車道が走り、交通にも恵まれています。近くには花巻温泉もあり、毎年20万人を超える観光客が訪れているそうです。2007年には、岩手

医師医科大学の矢巾キャンパスが完成し、現在、医学部、歯学部、薬学部の医療系3学部が揃う医療総合系大学もあります。加えて、今年度には付属病院が移転してくることも決定しているそうです。この自然豊かな矢巾町で数年間フューチャー・デザインの手法を使った住民参加による討議が実施され、各地から注目を集めています。しかもその発信源は、計画づくりを所管する企画系部署ではなく、上下水道課だったそうです。上下水道課の職員によれば、フューチャー・デザインの導入前、当時の役場ではアンケート調査や各種審議会、委員会、パブリックコメントといった従来の住民参加の手法で住民ニーズを把握することに限界を感じはじめていたそうです。一方で、地域課題が年々高度化、複雑化、多様化、専門化、不確実化する中で、施策事業の優先順位を明確化し、個性と特色のあるまちを創出するための仕組みを日々模索していたときに出会ったのがフューチャー・デザイン手法だったそうです。矢巾町は、このフューチャー・デザイン手法を水道事業に活かすべく、まず、町民に対して上下水道について意見を聞いたそうです。ショッピングセンターなどで約1千人の生の声を拾いました。さらに本質的な意見や要望を聞き出すために、町の52名の水道サポーターに注目し、毎月1回ワークショップを重ねたそうです。その前後には、施設見学や利き水など、現実を知る取り組みも組み込まれています。その後、フューチャー・デザインの概念をワークショップに取り入れました。具体的には、水道サポーターを現世代と仮想将来世代に分け、2050年の上下水道のあり方について討議を重ねたそうです。その結果、当初は、水道料金が安い、水道水は塩素臭い、もっと安くならないのか、おいしくないといった、どちらかと言えば批判的あるいはネガティブな意見しか出てこなかった町民の意見が、仮想将来世代との討議の中で、料金の中にメンテナンス費用も含めるべきだ、町の祭りで利き水のイベントをしたらどうか、水道安全計画をつくろう、料金改定が必要ではないかという協力的な意見に変わっていったそうです。フューチャー・デザインを通じて、知識、信頼、道徳意識が高まり、町に対して非協力的な住民が減り、協力的な住民が増えたと言われています。そして、実際に矢巾町としては、これらの提案を採用したそうです。その後、矢巾町では、フューチャー・デザインを地方創生の総合戦略づくりに応用するとともに、2015年度は、2060年矢巾ビジョン、16年度は、公共施設及び町営住宅の2060年プランの策定に取り入れました。高橋町長は、昨年3月に町議会で行った施政方針演説で、フューチャー・デザイン手法の活用に言及し、新しく作成した総合計画にもこの手法を取り入れたそうです。水道事業ビジョン策定を住民参加で行うとともに、様々な計画へのフューチャー・デザイン導入を進めてきた企画財政課の課長補佐は、フューチャー・デザインを社会の仕組みとするには、行政による実践が重要で、その先駆けになりたいと語っておられます。

また、総合計画に将来世代の視点を導入する試みも始まっています。京都府与謝野町が昨年まとめた第2次総合計画は、2040年の社会を意識して策定したそうです。中学・高校生や子育て世代などによる未来会議を開き、延べ約2千人の町民が参加、町の将来図を描いています。町の審議会会長を務めた福知山公立大学の教授は、フューチャー・デザインを応用すれば総合計画の時間軸や基本構想の内容も自ずと変わってくることを指摘しています。

長野県松本市は、建て替え予定の新庁舎の基本構想策定に向け、現在、ワークショップを開いてい

るそうです。協力する信州大学の研究者らによると、将来世代グループは、今後、AIなどの進展で市役所機能が縮小するとし、それでも残る機能は何かという問題を提起し、現世代グループが現行の市役所機能を積み上げて提案したのと対照を見せたそうです。

このように、現世代の近視眼的な対応や意思決定が将来世代に大きな不利益をもたらす可能性があります。このような課題を乗り越え、将来世代につながる持続可能社会を形成するために、本町でもフューチャー・デザイン手法を活用すべきだと思いますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員のフューチャー・デザインは、最近注目されている考え方であり、持続可能な社会の構築を目指すためにも将来世代の視点を取り入れながら町の将来図を決めるのは大事なことだと思います。将来計画をつくる時、高齢者や現役世代といった、今を生きる世代を中心に将来を考えてつくりがちになりますが、それだけでは不十分であり、中高生や今は生まれていない将来世代の立場も踏まえて、50年後や100年後を想像した100年の計、あるいは先見の目が考え方が必要かと思います。

他の自治体においても、一部の市町村では大学と連携して取り組んでいるような状況でもあるようですが、全国の自治体において、本町を含め、まずは浸透していないのが実情ではないかと思います。町としては20年前より環境の森や21世紀の森に今すくすくと成長しておりますし、今日におきましても、各企業の家族の方とともに、俵山や矢護山に植樹をし、将来その自然の森を生かす活用になるというような考え方で、今植樹関連に努めさせていただいております。

しかしながら、本町の振興総合計画等の各種計画の策定においては、若い世代の参加が少ないのが実情ですので、まずは、まちおこし大学を活用しながらフューチャー・デザインの考え方を研究し、大学と連携しながら、ワークショップなどから始めてまいりたいと検討していきたいと思います。

担当部長のほうから内容について、また説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 説明させていただきます。

現在、町において現行での若い世代のまちづくりへの参画につきましては、毎年、今実施しておりますジュニアリーダー夢議会における一般質問の場や地域創生事業における高校生によるワークショップ活用、これは駅南のイルミネーションの事業に結び付きましたですけれども、こういうものなどがございます。まだまだごく限られたものとなっておりますので、全般的には、各計画策定において若い世代の参画は少ない現状にはあるかと思います。

今後の各種委員等を選ぶ場合においてもですね、やはり若い世代の参画等も今後は必要になってくると考えておりますし、まちづくりの今住民懇談会をやっておりますけれども、その中で、ワークショップを実際実施する中で、こちらの将来仮想世代、これは必ずしも若い世代でなくてもよいというような検証結果も出ているようでもありますので、いわゆるそのワークショップをする中で、仮想の将来世代という役割を演じてもらうというか、そういった視点で考えてもらうようなワークショップの中での手法、こういう形でですね、フューチャー・デザインの手法を取り入れていければなという

ことで考えております。長期的な計画策定においては特に有効ではないかと思われまので、まず、先進自治体の事例も研究させていただきながらですね、手法等について導入に向けての検討をしていきたいということで考えております。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） これはまちづくり基本条例にもですね、いろんな計画策定するにあたっては、年齢構成にも配慮していくということにもうたってありますから、しっかり配慮していただかないと、来た人だけでやっていけば、若い人たちはなかなか参加しませんから、町のほうで配慮していくようによろしく願いいたします。

それでは、3点目に移らせていただきます。

3点目は、熊本地震などの経験を踏まえ、外国人などの観光客が安心して本町を訪れられる環境を整えるため、外国人などの観光客に対する防災や災害時の支援体制などの観光危機管理についてお伺いをいたします。

空港から一番近い駅があり、近隣に多くの観光地を有する本町にとって、海外から観光や宿泊で訪れる方々が増加をしています。また、国も東京オリンピック・パラリンピックが開かれる2020年までに年間の外国人観光客を4千万人までに増やすことを目標とし、観光立国の実現を目指しています。こうした中であって、昨年9月には台風21号の上陸や北海道地震で大きな被害が発生し、関西空港や新千歳空港が一時閉鎖され、札幌市内のホテルでは、ブラックアウトによる停電で、観光客に大きな影響が出ています。とりわけ外国人観光客にとっては、多言語での交通情報や避難情報の提供が十分でなかったことなど、災害時の対応に大きな課題を残しました。災害の多い日本においては、外国人などの観光客に対する初動体制や緊急時に迅速に情報提供を行う体制の構築などの安全確保は重要だと思います。

そのような観点から3点お伺いをいたします。

1点目は、地域防災計画に外国人などの観光客に対する避難場所・避難経路などの計画を定めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、地域防災計画に、外国人観光客への情報伝達に関する計画を定め、多言語の標識や迅速かつ正確に情報提供を行うとともに、災害時には、バッテリーの消費が少ないシンプルな文字情報が有効ですので、多言語でのからいもくん便りの配信をするシステムを構築するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、ホテル協会との協定を結び、外国人などの観光客に対する防災や災害時の支援体制などを整備するべきではないでしょうか。

以上、地域防災計画の見直しを進めて、外国人などの観光客への支援についてしっかりと位置づけと実践的な訓練を行い、支援体制の整備や適確な避難情報の提供など、本町を訪れたすべての外国人が安心できる環境づくりを行っていくべきだと思いますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大津町の防災計画関連等における外国人に対する安全な対策が取られておる

かというようなご質問かと思えますけれども、現在、大津町にお住まいの外国人の方は300人ほどおられます。その数は毎年増加の傾向にありまして、外国人観光客についても、多い年は2万人を超える多くの方が大津町に来られておられます。そのような状況の中で、議員言われるように、災害時における危機管理は大変重要であると考えております。

また、外国人等の観光客に対する避難所・避難経路の計画ですが、現在、19の指定避難所がありますが、外国人用としての避難所はなく、被災した場所から最も近い場所に避難していただくことを考えております。そのため、避難所や避難経路については、今後設置していく避難所標識と誘導標識に多言語表記として、英語、中国語、韓国語を併記して外国人の方が避難所とわかるようにしてまいります。

また、外国人観光客への災害時の情報発信についてですが、町のホームページがスマートフォン対応になり、また、多言語対応となっておりますので、ホームページによる情報発信を考えております。

このような外国人の方にも災害時の行動がわかるような、いろいろな取り組みをしながら改善を図ってまいりたいと考えております。

詳細については、担当部長よりご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 現状を踏まえ説明をさせていただきます。

近年、大津町の宿泊施設に宿泊された外国人の数は、平成27年が2万2千人、約です。それから、平成28年が約1万人、平成29年が約1万6千人でございます。平成30年につきましては、現在集計中でありまして、多くの方が宿泊されている状況にあります。地域別ではアジア圏が9割以上となっております。このような状況でありますので、議員言われるように、地域防災計画の中です、外国人に関する事項についても、うたい込みが必要かと考えているところでございます。

現在、施工をしております、また、計画中の避難所の標識と、それから、避難所までの誘導の標識につきましては、多言語表記として、先ほど町長のほうからも申し上げましたとおり、英語、中国語、韓国語等を記載するようにしているところでございます。

また、避難所標識は、平成28年3月に内閣府が示されております避難場所表示の標準化の取り組みに基づき、図記号を記しております。これは2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会開催による、外国人旅行者向けの多言語対応の一環として取り組んでおりまして、町もこのJIS規格による図記号での設置を進めておるところでございます。

次に、からいもくん便りを活用した情報提供についてでございますけれども、現在、登録者数は約2千人でございます。防災無線の放送と同じ内容での運営をしており、予防的避難の際には、防災無線、それからからいも君便り、それとホームページ、この3種類により発信をしているところですが、避難準備情報以上になりますと、県のシステム（Lアラート）によるエリアメールを追加配信して情報を出しておるところです。しかしながら、現時点では、メールによる多言語化配信はできておりませんので、当面は、現在、多言語対応になっておりますホームページからの情報取得を周知し

てまいりたいと考えております。からいもくんメールにつきましては、今後ですね、情報発信のシステム改修を行う際に組み込んでいければと思っています。また、大津町のアプリ等がございますけれども、そちらあたりもですね、活用の中に含めてもいいのかなということで考えております。アプリになりますとプッシュ型になりますので、災害情報がですね、プッシュ型で送られてきますので、その点はアプリも便利な面もあるかと考えております。

次に、ホテル協会との協定についてでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、大津町にも多くの外国人観光客が宿泊されております。各宿泊施設においても宿泊者に対する非常時の体制は日本語と英語でアナウンスをされておるといことで、ちょっと聞き取りで聞き取っております。今後、ホテルにおきましては、多言語での対応も検討されているということで聞いておるところでございます。

大規模な災害が発生し、宿泊施設自体が被災した時にどこに避難してよいかなどの取り決め、ここらあたりもですね、今後の課題かと思われまますので、ホテル協会等とも連携しながら取り組んでまいりたいと思います。

また、大津町にお住まいの外国人の方につきましては、居住地や家族構成等がある程度町のほうで把握ができますので、災害発生時に迅速に避難誘導等ができるようにですね、関係団体とも協議しながら進めてまいりたいと思いますし、外国人の方向けのですね、いわゆるその災害時の研修会ですね、について町のほうでも計画していきたいということで考えております。

今後は、町としましても、平成30年9月に観光戦略実行推進会議で示されております「非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策」の中で情報入手手段の多重化に向けた、これ国の取り組みでございますけど、これと併せて取り組んでいければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 一つはですね、プッシュ型の情報発信が絶対必要になってくるわけですね。その中で、今、災害情報のメールサービスというのは多言語が常識なんですよね。だから、これはもうぜひ多言語にしてもらいたいのと、そのアプリもプッシュ型ですけども、何かアプリでホームページを開いたら多言語になってないという話なんで、これも変える必要があると思いますので、よろしくをお願いします。

海外からの観光客の人たちに対して、大津町は安全・安心のためにそういう防災の取り組みを観光客の人たちのために、こんな取り組みをやっているんだという情報発信をして、大津町というところは、安全で安心な町なんだという、その情報を出すことによって、大津町を選んでいく選択肢の大きな一つになるんじゃないかと思っておりますので、そういうインバウンドを増やしたいと、インバウンドを増やすためには、何をしたらいいのかということをしっかり考えてですね、こういう情報発信とかそういうものもしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、最後に、4点目の質問をさせていただきます。

4点目のご遺族の負担を軽減するため、おくやみ手続きを効率的に行える仕組みづくりについてお

伺いをいたします。

先日、窓口での手続きに時間がかかるのでどうにかできないだろうかと相談を受けました。調べてみると、これは全国的にも課題になっているようです。そもそも身内の死亡はあまり経験のないことなので死亡に関する手続きをどのように進めればよいかあまり知られていませんし、持参すべき確認書類の忘れ物などで後日改めて役場に来なければならなかったケースなど、遺族は戸惑うことが多い実感もあるようです。そのような状況の中で、大分県別府市では、市役所内におくやみ手続きに関するワンストップ窓口が設置をされ、来庁者に好評だそうです。死亡に伴う手続きは、複数の部署にまたがり、作成すべき書類も少なくありません。この窓口では、亡くなった方の情報を基に、死亡に関するおくやみ手続きをお手伝いし、必要な課への案内と、関係書類の作成を補助してもらえ、ワンストップで手続きができます。関係する課がワンストップ窓口から連絡を受けた時点でそれぞれ手続きが開始され、ワンストップ窓口へ手続き完了後も書類を持ってきてくれます。利用者からは、どこで何をしていたのかかわからず、死亡手続きの専門の窓口があることで大変助かった。また、市民に寄り添っているこのスタイルが広がるといいのに、というような感想も寄せられているようです。このような発想は、窓口を担当する職員でプロジェクトチームを結成し、そこでの案がきっかけでおくやみワンストップ窓口がスタートしたそうです。

また、三重県の松阪市では、ご遺族のためのおくやみハンドブックというものもあります。様々な手続きの案内をするハンドブックとして、葬儀の依頼があったときにこれを渡してくださいということで、事前に葬儀屋さんに届けているそうです。このハンドブックの表紙には、市には手続きをお手伝いするおくやみコーナーがありますので、ぜひご利用ください。申請書の作成など全力でサポートしますのでの心強い言葉と、予約をいただくことによってスムーズにご案内ができることを記し、電話番号、受付時間などが表紙に書かれています。そして、このハンドブックの1ページ目には、ご遺族の方へと題して、市長自らのおくやみのメッセージが載せられています。大切な身内を亡くされ、気を落としておられるであろうご遺族に寄り添い、業務的な手続きの前に、まず市長からのおくやみの言葉が届けられています。そして、このハンドブックには、死亡に関してよくある質問をQ&A方式で記載してあります。死亡に関して生じる市役所での手続き、また、市役所以外での手続きの事例、年金や保険など、個々に違う手続きや名義変更など考えられる事例を細かく記載し、故人に当てはまるものをチェックし、手続きに必要なものを確認することができるようなハンドブックになっています。窓口のスピードアップのためには、こうした事前の準備、心構えによって忘れ物などで二度手間にならない体制が図られています。これまで一日がかりの手続きだったものがすべての手続きを2時間程度で完了できるように改善されたそうです。松阪市の担当者は、ワンストップ窓口の先進事例である別府市の取り組みを参考に研究した上で、松阪市独自のシステムを考えたとのことでした。

本町でも職員の斬新なアイデアやICTを活用すれば住民に寄り添った本町独自の窓口のワンストップ化、スピード化が可能だと思います。そして、窓口業務が簡素化され、スピードアップされれば待ち時間の大幅解消、混雑緩和にもつながります。そうすれば住民にとって時間にも心にも余裕が持て、職員にとっても仕事に余裕が生まれるのではないかと思います。

そのような観点から2点お伺いをいたします。

1点目は、お客様シートに死亡者の氏名や生年月日などの必要事項を書き込むと関係書類が一括作成されるようなシステムに改善するとともに、煩雑な手続きを手助けする「おくやみコーナー」を設置すべきではないでしょうか。

2点目は、手続きをする際に活用できる「おくやみハンドブック」を作成すべきではないかと思いますが、以上の2点に対する町長のご見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 議員おっしゃるように、肉親を亡くされたご遺族の方については、これまでの看病、あるいは葬儀などは、本当に心労が重なっている中で、役場での各種手続きに長時間を要するとなれば、さらにご負担となり、そのご苦労は大変なものであると察しておるところであります。

ご遺族の方が役場での各種手続きが少しでもわかりやすく、スムーズに済ませることができるよう、電話などにより事前に予約していただき、お待ちいただくことがないような取り組みも進めてまいりたいと考えております。

また、「おくやみコーナー」につきましても、新庁舎の建設に併せて、新たなシステム導入ができるような検討を進めてまいりたいと考えております。

「おくやみハンドブック」につきましては、現在、役場に死亡届を出された際にお渡ししております「死亡後の手続きについて」の内容をさらに充実させ、新たなハンドブックを作成したいと考えております。

今後も引き続き、さらなる窓口サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

状況につきましては、担当部長からご説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） おはようございます。私のほうから現状等についてお答えをさせていただきます。

現在、大津町におきましては、葬儀業者の方が遺族の代理として死亡届を住民課の窓口へ提出されまして、火葬許可書の交付の際に、「死亡後の手続きについて」の文書をお渡しし、遺族の方にご案内をしているところでございます。役場に手続きにお見えになったときに、まずはじめに、住民課で受付をし、そして、関係課であります健康保険、あるいは介護保険課、福祉課などの窓口にご案内をし、最後に年金係である住民課に戻って最終確認を行っているところでございます。現在、平均時間ですと、約50分程度かかっている状況でございます。他の転入、あるいは転出等の手続き等に比べて倍以上のですね、時間がかかっておりまして、本当に皆さん方にとってご負担を強いるところでございます。

また、それぞれの窓口におきまして、申請書などに住所・氏名等をですね、何度も書かなければならないと、そういったお声もいただいているところでございます。

先ほど議員のほうからご案内がありましたように、別府市におきましては、死亡届の手続きにおいておくやみコーナーを設置し、そこで受付をし、必要事項を入力すれば関係各課の申請様式が一括し

て作成をされ、各課の担当課にも情報が届いて、その後、担当課でご案内されるということで、所用時間が約3割程度短縮されているというふうに聞いております。

当町におきましても、手続きの窓口をわかりやすくすることはもちろんですが、先ほど町長が申しましたように、事前に電話等で受け付けするような制度を導入し、待ち時間が少ないように短縮に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、おくやみコーナーの設置につきましても、新庁舎建設に向け、総合窓口システムの導入ができるように、さらなる検討を行ってまいりたいと思います。

また、おくやみハンドブックにつきましても、よりわかりやすく、充実した内容のものを新たに作成したいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） それでは、再質問をさせていただきます。

1点だけ、先ほど名前を各課に窓口で何回も書かないといけない書類に、同じような書類に、それは受付で、住民課の受付でその名前を1回書けば、あと全部名前はできてくるような、紙で、名前はもう入って出てくるようなシステムできるんじゃないかと思うんですけども、そこもう1回確認させてください。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 今回の質問につきましては、一旦、住民課のほうで受付をして名前を書けば、そのほかの課にもですね、その情報がいつて、そこで書かなくてもいいじゃないかというご質問だと思います。庁舎の建設にあわせてはですね、全体的な総合窓口についての導入の検討はもちろんやっています。今、実はそれぞれの各関係各課の中で、エクセルを使ってですね、情報共有しているような課もございますので、それをもう少し広げて汎用的にできるような形で、まずはそういう取り組みをですね、庁内で広げていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） ぜひ住民の方がそこで何でもまた何回も書かないといけないんだろうとか、そういう嫌な思いしないで、何か気持ちよく手続きができるような体制を取っていただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

11時05分より再開します。

午前10時56分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 皆さん、おはようございます。3番議員、山本が通告書に基づき、今回は4

問質問いたします。

1、バス路線の新設とバス停の名称変更、2、町にある文化財を町指定の文化財へ、3、新たな観光地の発掘、4、小中学校の防犯セキュリティの向上についてです。

まず1番に、バス路線の新設とバス停の名称変更について伺います。

私が住んでいる内牧は、3月末でバス路線の内牧環状線が廃止になる予定です。高校生や病院に治療に行く高齢者の方々が利用しておられましたが、それでも2ないし3名の利用で、非常に少なくありました。他のバス停からの利用でも利用者の増加が見込めないため、バス路線の廃止が決定し、4月より今後は乗合タクシーになります。地域の住民の便利性の向上を町にお願いしていきたく思います。

さて、JR肥後大津駅の問題も新聞等で皆様も心配されていると感じているのは私だけでしょうか。今議会の全員協議会の中で、大津町都市計画マスタープラン97ページに大きくうたってある中に、専用住宅地が記載されているところがあります。町もこの地域の住宅開発を進める中で、交通機関の利便性や住みやすい住宅環境を整備すべきではないかと思えます。

JR肥後大津駅の一日の発着便が上下約110本、3月16日ダイヤ改正において朝の6時から8時までは熊本駅に向かって約13本あります。利用者数は、大津町が管理している南口改札口は、平日大体2千名ぐらいあると聞いています。北口改札口は3千名ぐらい利用者があり、1日当たり5千名の利用者があります。町の中でも住宅開発が多くされている翔陽高校あたりや北中学校あたりが今後益々住宅開発が進んでいくと思われまふ。ということは、JR大津駅の利用する住民が増えると思えます。JRの電車とマッチングするバスが少なく、自家用車での送り迎えが非常に多く、駅前が非常に混雑している状況です。この混雑解消のためにもバス輸送による混雑解消を検討すべきだと思いますが、JR肥後大津駅は、朝5時から夜は12時までの電車がJR大津駅まであり、特に駅北口は、朝の6時から8時頃までと、夕方4時半から8時頃までは特に学生さんを含めた、通勤通学利用者が多いので、この時間帯の環状線の路線バスの新設を検討する価値はあると思えます。引いては、利用者の増加により、JR肥後大津駅までの複線化を実現する起爆剤にもしていければと思っております。

資料1を見ていただきたいと思えます。

JR大津駅を基点に環状バスの路線を提示しております。午前は、左への西回り線、赤、午後は右への東回り線、緑を提示しております。この路線で、1の資料のとおり、環状線JR肥後大津駅から8キロが路線になり、20ないし30分で1周できます。朝は西回り、夕方は東回りで運行を1時間に1本ぐらいのバスの運行では利用者の増加にはつながらないと思っております。朝晩の通勤時間帯には、20ないし30分間隔での運行をすれば、バス利用者の増加につながるとともに、専用住宅地の開発がこの地域で進み、人口増加にもつながると思っております。バス利用者が多ければ費用対効果等も考えても採算ベースにあうのではないのでしょうか。それに伴い、JR肥後大津駅の利用者増にもつながります。JR肥後大津駅の重要性も一段と高まると思えます。運賃は1駅でも1周でも一律中学生以上100円、小学生以下50円で利用者SUGOCAなど、カード決済等も考えていただければより便利だと思っております。

合志市は、3月から新たに市役所庁舎からユーパレス弁天間に市のコミュニティバスの新路線の実証実験を始めると合志市議にあったときに言われました。コミュニティバス路線としては4本目の路線バスであると聞いております。合志市は、積極的にコミュニティバスの新路線の開拓をしている。地域住民は非常に助かっていると言われております。

もう一つ、バス停の名称変更についてです。JR肥後大津駅を利用して本田技研熊本工場、県外の方々の訪問があり、バスを利用して本田技研に行きたいがどの路線バスに乗ればよいかと聞かれ、ホンダ熊本名バス停がなく、周りの人は駅員さんに聞かれる中、なかなか詳しくバス停の降りる場所の地名を教えられないと聞いております。

そこで、町への提言であります。本田技研熊本工場は、大津町の宝だと私は思っている町民の一人です。ホンダの従業員さんに他県のホンダの工場前にホンダ鈴鹿前などの付いたバス停などないかと聞いたら、大体工場前には、ホンダ鈴鹿前とか、地名が付いたバス停があると聞いて、あれだけ大津町の大きい工場だから、今までバス停がないのはおかしいということで今回の質問になりました。現在のバス停名は、水迫です。周りは本田技研熊本工場と企業が多く点在しています。ぜひとも本田技研熊本前か、本田技研熊本水迫前とバス停の名称変更して、検討していただけないでしょうか。ついでに、路線名を本田技研熊本經由山鹿行きとすれば、初めての利用者には非常に助かります。

町長にバス路線の新設とバス停の名称変更についての見解を伺います。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 山本議員のご質問にお答えしたいと思います。

まずもって、内牧環状線廃止というようなことで、乗合タクシー導入について、議員をはじめ地域の皆様のご理解をいただきましたことを感謝を申し上げます。元より、南部地区の方からは乗合タクシーを望む声も多く、今までの導入事例を見ても、路線バスから乗合タクシーに変換した地域では利用者が増えている状況です。町としても、新規導入地域への乗合タクシーの利用説明会をするなどして、まずは制度の周知を図ってまいります。当該地域の皆様にもご協力をよろしく願いしていきたいと思います。

さて、一つ目の議員の提案の巡回バス路線の新設についてですが、大津町は、現在、大津町地域公共交通網形成計画に基づき、交通関係者や住民代表者等を集めた地域公共交通会議の中で、町全体の公共交通体系について検討を進めております。今年度は、先ほどの内牧環状線の見直しについて優先的に進めてまいりました。今後の事業展開につきましては、町の交通事業者から意見を聞きながらいくつかの具体的な案を模索している段階ですので、巡回バスなどの可能性も含めながら検討してまいりたいと思います。

次に、本田技研前のバス停の名称変更についてでございますけども、大津町においてもこれまでホンダのある町としてPRしてまいりまして、名称としてもわかりやすいかと思われまので、関係者やバス事業者と協議を進めてまいりたいと思います。

内容について、また担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 説明させていただきます。

現在、担当課におきまして、町全体の公共交通体系の見直しについて検討を進めているところでございます。その中で、議員ご提案の巡回バスなどの可能性についても検討をしております。検討する中で、巡回バスの懸念される点といたしましては、現在、通勤・通学者が肥後大津駅を利用される場合は、大体徒歩、それから自転車、バイク、車による送迎などによって移動をされております。翔陽高校や大津北中周辺の町中部の方であれば大体約5分から10分程度の移動時間で大津駅まで到達できます。しかしながら、巡回バスになりますと、先ほども議員のほうからも言われましたように、20分から30分、周回しますので、時間がかかりますので、現在の通勤・通学者がこの巡回バスを利用されるかどうかの見込みについては、これは調査をする必要があるのではないかと考えているところであります。

また、別の問題といたしましては、現在、バス業界においてはドライバー不足、報道等でもなされておりますけれども、や、人件費、燃料費の増加などによりまして、事業者も大変運営に苦慮をされておられます。減便や路線の見直しなどによって調整をされているというのが現状でございます。現にバス路線におきまして採算が取れている路線は、大都市の一部路線に限られているようでございます。そのような中で、バス路線を新設、ましてや30分間隔での運行となるとなかなかこの設置のハードルもですね、高くなるのではないかとということが考えられます。また、併せまして、町の財政負担につきましても、現在、赤字路線につきましては4千400万円程度の赤字、バス事業者への補助を行っておりますけれども、その辺の負担も大きくなる可能性もあるのではないかと思われます。

菊陽町、合志市、菊池市といった周辺自治体におかれましても、巡回バス路線等の導入をなされておりますけれども、この辺の自治体の財政負担としまして、すべて赤字でございまして、約1千万円、多いところでは6千万円を年間負担をされているというのが実情でございます。先ほど議員も言われましたように、大体100円とか150円とかですね、そういった料金設定している関係もあるかと思えます。

現在、住宅開発が進む地域では若い世代が多く、現時点では自家用車をメインとしている割合が高い状況であります。今後は、各地域の人口や年齢構造などの推移を考慮しながら、どのような交通モードが適切であるのかを町全体的に考えてまいりたいと考えております。

仮にですけれども、今後、新規バス路線の導入を進める場合におきましては、合志市のようになりますね、一旦試験運行をやってみて、その一定期間の様子を見た上での判断になるかと思えます。試験運行も費用や調整、さらには関係機関への届出等が必要になりますので、これにつきましても公共交通会議の中でしっかりと議論を踏まえた上で検討をしていきたいと考えております。

次に、本田技研前の水迫バス停の名称の変更についてでございますけれども、現在の利用状況をちょっと調べてみました。今、平日11便運行されている中で、水迫バス停を定期的に利用されている方は本田技研の社員の方が1名通勤で使用されているのみでございました。その他に利用されている方はですね、ほぼいないというようなことで聞いております。

また、バス停名の変更の可能性についても事業者のほうと確認をしましたところ、これは協議は可

能だということで聞いております。今後は、地元や本田技研さんのほうともですね、確認をした後に、費用面などを産交バスとですね、協議をしながら進めてまいりたいというところで考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 今、バスの運行にあたり、費用効果等の部分で問題があるという部分を言われましたけども、バスを利用する人は、便がよければ利用する方は増えると思います。JRの電車でもそうですけども、便数が増えたからこそ便利がよくなったわけです。だから、そういう意味では、試験運行でもぜひまちとしては検討していただきたいなと思っております。

名称変更については、大津駅の南口におられる町から雇っている人たちの中で、本田技研に行くけど、どこのバス停に乗ったらよかるかというふうなことで、バス停を変更したらより便利になられるんで、ぜひそこはしていただきたいということで言われておりましたので、バス停の名称変更についても、ぜひ前向きに検討していただきたいなと思います。

じゃあ、次の質問に入ります。

町にある文化財を町指定の文化財でということで、質問にあたり、大津歴史こぼれ話など調べ、大津町には多くの文化財や遺跡等があることを確認いたしたところです。外牧区に江戸時代につくられた代官所の門が地震の影響を受けて基礎部分が傷んだので補修工事にしたいということで見積もられたら300万円ぐらいの補修費用がかかるということで、区や独自では修理は無理であり、町からの助成金がないかと、町のほうに区長等が相談されたけども、それはなかなかちょっと今の時点では厳しいということを指摘されて、であれば、住民の方は解体でもするかという意見も出ていたのが、今回の文化財への町指定へということで、質問に至った経過です。

助成金がないとできない、住民からは解体の意見も出ているということの中で、このような江戸時代からの文化財を町は残すべきではないか、保護・改修のために改修費用等の負担をすべきではないか。大津町には、大津町文化財保護管理費補助金交付要領があり、一部の文化財には補助金等も支払われているのが現状です。もう少し助成金の枠を広げてみてはどうでしょうか。

文化財委員さんが活動されているので、文化財保護指定にも私自身は期待しているところです。大津町は、400年前の加藤清正時代からの歴史がある町、宿場町として栄えてきた歴史ある町、上井手が構築され、神社、仏閣ができ、上井手には石橋ができ、米の生産が多く行われ、米の付加価値を上げるため、水車が上井手沿いに二十数基、周りに製粉工場等ができ、町の特産品として現在も銅銭糖があります。大津町の銅銭糖は、大津町のお土産の一つです。町は、水車の町として新たに中央公民館跡に昨年水車の展示を始められました。矢護川区の彦しゃん水車は、現役で今も使用されているが、維持管理には多額の維持管理費がかかると言われてきました。役場近くの元中村製粉跡の水車物語は、今回の熊本地震で甚大な被害があり、グループ補助金で国からの助成金と自分の持ち出しで、現在は水車の下流部の工事に入られております。まだ、上流部分の工事は個人所有なので自己負担ですしかないというのが今の現状です。はした金では補助工事等はできないものです。毎年たくさんの小学生が彦しゃん水車は水車物語を勉強のために見学に来ておられます。こういう貴重な場所、だからこ

そ町は水路復旧工事のために何割かの補助事業に取り組んでもよいのではないかと考えております。水車も8年に1度ぐらいは新たにつくり直さなければならない。水車の大きさにもよりますが、1基当たり100万円以上のぐらいの製作費がかかると言われ、全部個人負担でされているということです。大津町の宝の水車を残すためにも、一部助成事業として考えてみてはどうですか。町内にある上井手堰、下井手堰も取り入れ口が小学生の見学コースにもなっている。未来の子どもたちに残すために、町の文化財に指定し、保護と助成金を前向きに検討してみてはどうでしょうか。

教育長に見解を伺います。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） おはようございます。山本議員の町にある文化財を町指定の文化財へという質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘の外牧区の代官所門及び町内の水車についてでございますけれども、代官所門は、阿蘇南郷谷と大津を結ぶ重要路の要所であり、南郷谷へはここを通過して物資や年貢米が運ばれた歴史がございます。また、水車には、町が水車を活用した時代に、この地域に根付いた米を中心とした産業の姿を児童たちに伝える歴史教材として貴重なものであると認識しております。

文化財の町指定につきましては、町内各地にある史跡や文化財のうち、未指定のもので、地域の顔となり得るものにつきましては、町文化財保護委員会の意見を聴取したのち、教育委員会として町指定とすることは可能でございます。

指定文化財として指定する場合は、国や県の基準等も参考にしながら、町として大切に保存すべき文化財かどうか、さらに、文化財の活用による町おこし、地域おこしの視点等も入れながら所有者や町関係部局とも連携しながら取り組んでいきたいと考えているところです。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） おはようございます。説明させていただきます。

文化財の町指定につきましては、教育長からもありましたように、町内に存在する文化財のうち、町にとって重要なものを文化財保護委員会の意見を聞いて大津町文化財として指定することができます。

ただし、町の指定により、文化財の維持保全や現状変更制限が生じることもあり、所有者等の同意の下に慎重に検討する必要があります。

また、文化財の町指定につきましては、その判断の一つに、現実に愛着をもって遺漏なく当該文化財を管理する団体や組織がその地域に存在することが必要になります。個人管理での指定も可能でございますが、町では文化財の適正な保護、保存につながることを重要視しているところでございます。まずは、その史跡等を管理する団体等が組織され、そこに地縁的な管理の実態が明らかになって指定の対象として文化財としての価値を含めた検討が始まるものと考えております。

代官所門や水車も含め、文化財の町指定につきましては、地元の盛り上がりや現状を勘案し、国や県の意見も参考にしながら、町として大切に保存すべき文化財かどうか、しかもそれが開発等により

壊される危険性の有無も含めて、文化財保護委員会で審議した上で教育委員会において判断しているところでございます。

次に、文化財の維持保全や復旧に係る経費に対する支援についてでございます。

町指定文化財のほか、未指定の無形文化財や記念物につきましては、関係規定に基づいて、条件はございますが、経費の一部を助成しているところでございます。

また、熊本地震により被災した文化財やコミュニティ施設につきましては、現在、県の復興基金を活用して復旧工事の一部を支援しているところでございます。

今回ご指摘いただきました、代官所門と水車でございますけども、代官所門につきましては、未指定の記念物ということに該当しますので、今後、修理等が必要な場合につきましては、必要な措置について協議しながら外牧区の宝として地域で大切に後世に残していただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） いろいろ町のほうとしても今経費のかかる時期で、文化財保護はしたいけどもなかなかできないという部分はわかります。地元の大林の牛舞は、町からの助成金等で復活をしました。今は大津東小学校が毎年1回運動会で舞っております。こうやって町の助成金が最初あったからこそ受け継がれているということもあります。町は、文化財委員さんや教育委員会の中で検討されて、価値のあるものについてはやっぱり指定や補助等の助成金を今後も考えていっていただきたいなと思っております。

もう一つ、再質問として、合志市は、現在、学芸員が職員として2名体制で文化財保護等をされていると聞いております。大津町の町の学芸員職員は大体何名今配置されているのか、そのことについて、教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 説明させていただきます。

現在、町の学芸員ですかね、何名体制でいるかというご質問だったかと思えます。現在、1名、歴史文化伝承館でございますけども、こちらのほうに再任用の職員が配置しております。勤務としては、週3日ということで、現在、勤務に当たっているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 400年もある歴史ある町には貴重な文化財等があると思いますので、学芸員の体制は十分に整えていただきたいなと思えます。

次に、第3問の新たな観光地の発掘について、JR肥後大津駅前には、ホンダのバイクの展示場がしてあります。海外からの旅行者には本田技研熊本工場は、新たな観光地としても魅力的な場所ではないかと思っております。立野ダムも完成すれば、観光客の誘致につながるし、チッソ白川発電所も今現在つくられております。岩戸神社とか、北向山とのセットで観光客の誘致につながるのではないのでしょうか。

2月27日に新たに肥後おおづスポーツ文化コミッションができました。また、その時に、東北北上市の司東氏の記念講演もあり、素晴らしい取り組みが紹介されました。この肥後おおづスポーツ文化コミッションの会長は、町長がされております。町も31年度財源でスポーツによるまちづくり地域活性化活動支援事業補助金を活用、補助対象経費が設けられ、例えば、上井手の水遊びなど、夏場からでも取り組みができると思うのですが、それと、岩戸温泉の解体もあり、その後、何もなければ、オートキャンプ場として活用し、利用料金を取ればいいのではないのでしょうか。新たな観光地は町自身が作り出さなければならぬと思います。町長の新たな観光地の発掘についての見解をお伺いします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山本議員の新たな観光地振興についてのご質問かと思えますけれども、大津町においては、二輪の町として本田技研としっかりと連携を取りながら、お互い町おこしについて取り組んでおるところであります。そういう中で、ホンダさんも工場見学や夏祭り、あるいは、別にはエンジョイホンダ、あるいはHSRの全日本モトクロス選手権などのイベント関係が開催されておりますし、また、私どもの収穫祭であるからいもフェスティバルについては、本田技研の敷地内の中で行わせていただいております。もちろん、ホンダさんにつきましても、夏祭り関連等についてしっかりと花火上げながら頑張っていただいております。そういう関係で、ホンダさんの二輪を生かしたまちづくりも考えなくちゃならないということで、前はおっしゃるように、岩戸の里の経営関係についても、ホンダ開発にお願いしながら、議員おっしゃるように、あそこに単車のツーリングの人を宿泊しながら温泉に入って、あそこで阿蘇ツーリングへ走っていただければなというような、いろんなことをホンダ開発のほうにも提言をしまいたたきわけでございますけれども、なかなかホンダ開発についても、状況としてなかなか厳しい状況であったというようなことでございますし、議員おっしゃるように、二輪を生かした、あるいはバイクや自転車関連等が今後の大津町のスポーツ文化コミッションによっていろんな形が今後計画されていくものと思いますので、そういう意味において、地域の皆さんとともに、町おこしに取り組んでいければなというふうに思っております。

内容等について、また担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長本古庄啓起君。

○経済部長（本古庄啓起君） ご説明申し上げます。

県内の観光地と比較したとき、新たな資源の掘り起こしや既存の観光資源の魅力を磨き上げることが必要だと考えております。「第6次大津町振興総合計画」の観光の振興の中で、観光資源の創出、滞在型、体験型観光の振興、スポーツコンベンションの推進の3つを施策の柱としております。

議員ご質問の本田技研工業（株）熊本製作所では、団体を対象にした工場見学を実施しておりますのでございます。具体的な内容としましては、月曜から金曜まで、1回当たり見学人数は120人まで、見学時間は午前9時から午後2時まで、工場での概要説明やビデオ上映後、工場見学となります。昨年の実績は総数7千15人、その内、県外者4千830人、さらに外国人の見学者は574人でした。

Hondaは、HSR九州と連携し、多数のイベントを行っておるところでございます。4月と10月に開催されます全日本モトクロス選手権、8月の夏祭りとエコマイレージチャレンジ九州大会、10月のモーターサイクルホームカミング、その他交通教室等多数のイベントを行っております。

なお、Hondaも町との連携の中で、敷地内の遊歩道の整備やHondaウッズ、からいも連絡橋を設置し、からいもフェスティバルや桜祭りに活かされております。特に来月開催されるエンジョイHondaと町の桜祭りを同時開催することにより、相乗効果が出ておるところでございます。

町としましても、肥後大津駅南口と道の駅大津にHondaのバイクを展示してありますので、PR文を付けたり、大津町の特産品であるからいもや銅銭糖とHondaの二輪をイメージしたデザインをセットでことあるごとにPRしていきたいと思っております。

その他、議員おっしゃったように、岩戸溪谷や立野ダム、チッソの白川発電所、国指定重要文化財の江藤家住宅、世界かんがい施設遺産の上井手・下井手などを結ぶサイクリングロードを計画していきたいと思っております。

また、発足した「肥後おおづスポーツ文化コミッション」では、スポーツ大会と合宿の誘致や外国人を対象にした剣道・空手など武道ツーリズムを計画していきたいと思っております。地域資源を活用したスポーツイベントや文化体験などを企画・運営し、新たな観光振興や交流人口の拡大を目指していきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 新たに、肥後おおづスポーツ文化コミッションというのができました。これを利用する手はないと思います。Hondaの二輪を使ったレンタカーとか、そういう取り組みも今後町としては考えていただければなと思います。

より多くの新たな観光地の発掘により、大津町に伺われる観光客の増を図っていただきたいと思っております。

次に、再質問として、JR大津駅前の南口ビジターセンターは大津町の管理です。大津町の管理であれば、大津町の特産品販売、からいも、銅銭糖などの販売など考えるべきではないでしょうか。道の駅として位置づけるならば、利益の出る施設にすべきだと考えております。その中には、江藤屋敷のパネル展示や本田技研の工場の中の生産の一部とか、岩戸神社とか、そういうものもパネル展示により有効な町の宣伝活動になると思っております。空港ライナーの利用者は、大多数が町外利用だと思っております。その人たちにパネル展示によって宣伝効果も大になると思っております。それと、部長が言われたように、JR肥後大津駅前にバイクが展示してあります。そこには説明かなんかで、大津町は日本で1カ所のバイクの生産工場ですとかいうものをもうちょっと大きく展示されれば、より効果があるのではないかと考えております。

JR肥後大津駅南口ビジターセンターの有効活用について、再度町長にお伺いします。

○議長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） ご説明いたします。

駅南口においての町の特産品販売につきましては、大変貴重なご意見であると思っております。併せまし

て、パネル展示とかのPRにつきましても、併せて検討していきたいなというふうに思っているところでございます。

一昨年、駅南口で地域おこし協力隊員が、肥後大津駅南口特産品臨時販売所を開きまして、駅利用者の需要を探っておるところでございます。概要としましては、8月の17日間、生芋やからいもを使ったお菓子、銅銭糖など、町の特産品及び大津町にある事業所の商品を中心に販売を行いました。想定していた外国人の利用が少ないことや売り上げも期待していたほど上がらないなど、課題も多いことがわかりましたので、今後のビジターセンターでの物産販売を行う際の参考とさせていただきたいというふうに考えております。

また、ビジターセンターを訪れる観光客に対応するため、観光パンフレットを充実させ、既存の設備を活用して、町の観光や、あとビジターセンター内にサイネージと申しまして、空港の離発着の情報を流すモニターがございますので、そのモニターを使いました町の観光PRビデオを流し、併せまして、議員ご指摘のパネルでございますけれど、そういうのも併せて検討させて、さらなる情報発信に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） ビジターセンターの活用はですね、やっぱり大事だと思います。大津町のパンフレットよりも他町村のパンフレットが多いかなというときも感じましたので、ぜひパネルやいろんなPRの方にぜひビジターセンターのさらなる活用をお願いしておきます。

次に、第4問に入ります。

小中学校の防犯セキュリティの向上について。なぜ、この件を取り上げたかという、昨年の6月議会での質問をするために各学校を訪問した折、菊陽町の学校は、防犯のためのセキュリティが非常に充実しているなど感じたところです。大津町の考えは考えとして、町の教育方針として、開かれた学校の位置づけで正門の扉がない学校もあります。これはこれとして、考えとしてはいいと思います。ただ、先生が帰宅された後、菊陽町の学校との違いがあり過ぎているというのは感じております。特に、夜の菊陽町の学校は、外灯が大体夜10時頃まで、二十数基ついています。明るいと非常に感じます。大津町の大津中などは外灯が数基しかなく、真っ暗と感じるのは私だけでしょうか。もちろん、正門や裏門も開いた状態で、外部からの侵入が簡単にできるのが今の大津町の小中学校の現状だと思っております。質問にあたり、菊陽町教育課とキューネットにちょっとお聞きしました。町の防犯のセキュリティ、特に小中学校の防犯抑止のための対策をもっと検討してはいいのではないかと思います。今回、各学校を訪問し、調べた中で、防犯セキュリティの抑止、今の大津小中学校の防犯セキュリティでは、犯罪者の抑止力にならないのではないかと感じました。一番充実している大津北中学校の防犯カメラ設置は9個で、モニター画面の大きさも見やすいというのは感じました。ただ、東小学校は防犯カメラは4個で、モニター画面も非常に暗く、見づらい状況です。美咲野小学校は、防犯カメラが8個ありますが、テレビ画面が1個しか付いてなく、先生に8個って言ったら、1個ずつ見せていただいたということです。ほかの小中学校の防犯セキュリティも訪問してみましたが、大体4個から6個ぐらいの防犯カメラの設置ということで感じております。他の小中学校の防犯セキュリティ

で感じるのは、防犯カメラが少ないということと、電波ライトの設置台数が2、3台と非常に少ないと感じました。新年度から電子黒板などの高価な物品が各学校に投入されます。このままでは、学校に盗難者が入り、傷つけたりすることが考えられますので、夜だけでも出入り口の閉鎖とか、それとか、もう少し外灯の設置台数を多くしてみてもはどうでしょうか。随分防犯にはなると思っております。菊陽町の小中学校の防犯セキュリティは、大津町の防犯セキュリティに比べたら数段いいのではないかと、私自身は感じております。菊陽町の防犯セキュリティぐらいはと思っておりますが、なかなか難しい部分もあるでしょう。これから防犯を考える上では、防犯ライト、電波ライトとか、そういう部分での充実をもう少し考えてみてはいかがでしょうか。

この小中学校の防犯セキュリティの件について、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 山本議員の小中学校の防犯セキュリティ向上についての質問にお答えいたします。

本来、学校は教育の場であると同時に、安全で安心して生活できる場所でなければならないと考えています。以前、学校敷地内において痛ましい事件が発生したこともあり、そのような事件を契機に学校施設の安全管理、中でも防犯体制のあり方が問われ始めました。大津町におきましても、そのような事案を防ぐために、児童生徒の安全確保に係る不審者を想定した避難訓練等にも取り組んできたところです。

また、学校における児童生徒の安全を確保するための施設や設備面での防犯対策等につきましては、町長部局と連携しながら教育委員会として責任を持って実施すべきであると考えています。

先ほどは、菊陽町が大津町より防犯セキュリティ面で数段よいとのご指摘をいただいたところでございます。学校施設における防犯対策につきましては、学校が立地する地域の特性、児童生徒数や教職員数、敷地条件や建物配置等の施設の特性等、個々の学校の状況に応じて対応しなければならないと考えているところです。

また、近年は、学校敷地内に加え通学路等の防犯体制の強化が課題になっております。児童生徒の学校内及び学校外での安全確保に向け、町関係部局とも連携して防犯カメラ等の設置等に検討をしています。今後とも、各学校長をはじめ、関係者と協議を重ねながら、防犯上の課題があれば必要な措置について検討していきたいと考えております。

なお、現状等の詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 説明させていただきます。

学校も含めた施設の防犯監視システムには、出入り管理システムと侵入管理システムの2つの機能がございます。学校施設は、周辺環境、学校種別、規模、建物配置等がそれぞれ異なるため、システム導入の際には、目的や場所、システム、運用方法については実情にあわせて設置されているところでございます。

防犯カメラの設置につきましては、外部からの来訪者の確認、見通しが困難な場所や死角となる場

所の状況把握、不審者の侵入防止や犯意の抑制等の目的がございます。また、設置場所としましては、一般的には見通しが困難な場所や死角となる場所にある門、建物の出入り口付近、敷地境界、また、敷地内や建物内で人目が届かず死角となる場所等が有効であるとされております。町としましては、そのような点を考慮しまして、各学校に防犯カメラ、モニター、記録装置等を設置しているところがございます。

次に、町内小中学校の防犯カメラの設置状況でございますけれども、各小中学校1校当たり4台から9台を設置しております。9校で計49台でございます。内訳としまして、大津北中が9台、大津中、大津小、美咲野小、室小が各6台、大津南小、大津東小、大津北小、護川小が各4台、正門、昇降口、体育館入口等に設置し、モニター及び記録装置については職員室に設置しております。

次に、管内の市町の設置状況でございますけれども、菊陽町は各学校に4台から11台、合計8校で56台です。合志市は各学校に4台から10台、小中学校10校に64台が設置されています。菊池市は各学校に4台、小中学校15校に60台ということで、各市町や学校ごとに設置数は異なっているふうな状況です。

また、学校外につきましては、町担当部局と連携しながら防犯対策を進めているところです。

児童生徒が通学・帰宅する朝と夕方には、青色パトロールカーによるパトロールを実施しており、昨年末には、この車2台に犯罪や交通事故防止のため、ドライブレコーダーを装着して犯罪抑止に努めているところです。

また、昨年10月に大津警察署と警察署管内の3町村で防犯カメラ設置補助事業推進に向けた協定書を取り交わしております。このような管内の安心・安全と犯罪・交通事故防止に広域連携した取り組みが実施されているところでございます。

今後につきましては、教育長からもありましたように、各学校や関係機関とも連携しながら、防犯上の課題については、必要に応じて対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 再度質問します。

私はずっと各町内の学校を見たときに、一番感じるのは、正門と裏門に防犯カメラを設置すればですね、随分犯罪者の、要するに抑止力にはなると思います。この正門と裏門等の防犯カメラの設置は今のところ考えておられるかどうかをちょっとお伺いしたいんですけども。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 防犯カメラの設置場所ということで、正門と裏門ということですね、各学校のほうですね、再度確認して、不足がある分についてはですね、今後検討させていただければというふうに思います。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） ぜひ抑止力になるんで、調べていただいて、正門と裏門の出入りがあるとこ

ろについては、設置の方向で検討していただきたいなと思います。

では、質問はこれで終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後1時より再開します。

午後0時00分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表をしまして一般質問を行います。

質問の第1点目は、町営住宅の入居承継基準についてであります。

実は、先般、70代の町営住宅の入居者の女性の方から相談がございまして、この70代の女性は、元はご主人が住宅の名義人であったが、ご主人が亡くなられた後、この配偶者である奥さんが現在は住宅の契約者と、そして、70代の後半になり年金暮らしとなり、同居をなさっている40代の息子さんがおられるわけですが、私とその亡くなった後、息子がそのままこの住宅に住めるのだろうかということで、役場に相談に来られたそうではありますが、ご本人からの話では、住宅の入居の権利は夫から妻、あるいは妻から夫と、原則的に配偶者しか認められないと、そういう説明を受けたそうがあります。ですから、40代の働き盛りの独身の男性ということで入居の引き継はできませんと言われて、この女性の方は、息子は病気ではないが、対人関係で他人とのコミュニケーションが取れない、たくさんの収入があるわけではないと。私が死んだ後、住宅から出ていかなければならないのかということで途方にくれているということで相談があったわけであります。

私は、まさかそんなことはないだろうと思って調査をしてみましたら、まず、町の町営住宅条例で入居の承継について条例を調べてみました。大津町町営住宅条例第12条では、住宅の入居者が死亡または退去した場合において、その死亡時、または退去時に当該入居者と同居していたものが引き続き当該町営住宅に居住を希望する時は、公営住宅法施行規則第12条によって町長の承認を得なければならない。これを読んだだけでは全くさっぱりわからない。じゃあ公営住宅法の施行規則12条とは何ぞやということで探っていきますと、どうも住宅法の施行規則12条では、こういう住宅の入居の権限の承継について、承継をしてはならないという基準しか示されていないわけです。例えば、入居者が同居していた期間が1年満たないと、あるいは高額所得者である場合は引き継ぎができないと、あるいは住宅使用料を滞納していたり、そういう人は引き継ぎではないという基準であるわけです。要するに、これを読んでも町の町営住宅条例は、要するに、町民の方からすれば、我々からしてもさっぱりわからないと。この引き継ぎではない以外では全部認められるのかという解釈するしかなかったわけであります。そこで、ほかの自治体の条例等も調べてみましたが、どうも今から14年前、2005年、国土交通省が公営住宅の管轄であります、国土交通省の通達によって、公営住

宅の入居の引き継ぎは、原則、配偶者に限ると、そういう通達が出されているということでもあります。

全国の都道府県の約半分近くがこの国土交通省の通達にしたがって住宅入居者の入居の承継について非常に厳しくしている自治体があると。しかし、半数は今までどおり一緒に住んでいる方々については入居の引き継ぎを認めますということになっている。

そこで、熊本市の住宅条例を調べてみましたが、市の住宅条例では、入居の承継について、公営住宅法第27条第6項の規定による承認を受けようとする者は、承認の理由となるべき事実の発生を市長に申請しなければならないということで、じゃあ今度は公営住宅法のこの27条の6項とは何ぞやということで調べますと、入居者が死亡または退去した場合、当該入居者と同居していた人は事業主体の承認を受けて引き続き住宅に居住することができるというふうになっているわけです。つまり、熊本市の条例では、入居者と同居をなさっている方は原則入居の引き継ぎができるということになっているわけです。それはきちんと条例でうたわれているわけですが、我が大津町の入居条例では、これが非常に曖昧なままなされているわけです。ですから、私が相談を受けた方々も町役場に来て、説明を聞いた限りでは、息子には引き継ぐことができないんだ、どうしようというふうに途方に暮れられたわけでもあります。しかし、国土交通省が示した通達は法律ではありませんから、絶対守らなくてはならない問題ではないわけでもあります。

そういうことですね、我が大津町では、この条例そのものが非常に不十分であると。また、その条例に基づいて、入居者の相談に対してですね、どの職員が対応してもこれこれこういう場合は入居の引き継ぎができるんですよという説明ができない、そういう曖昧なままとなっているわけですが、私は、住み慣れた住居から本人の意思ではなく、その住居から退去を命じられる、こんな理不尽なことではない。住み慣れた住まいに安心して住み続けるということは、まさに居住権として本当に大切な人権ではなからうかと思しますので、こういう相談者の悩みに答える条例のきちんと整理、整理をして、わかりやすい要綱を定めるべきではなからうかと思しますので、お尋ねをするところでもあります。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の入居の承継についてでございますけども、大津町においては、住みたい町、住み続けたい町、そして、安心・安全な町に取り組んでいる中で、高齢化社会が進んでおる中に対しまして、町営住宅関連等についてもしっかりと対応をしていかなくちやならないんじゃないかなと思っております。

おっしゃるように、大津町では、承継基準についてあまり具体的に触れていないというような状況でございますので、これまでににつきましては、公営住宅関連の適切な執行に関する通達に基づきまして、入居承継に係る承認の運用をしてきたところでもあります。しかし、近年は、町営住宅入居者の高齢化に伴いまして、議員がおっしゃいますように、親子関連の入居承継についてはどうなのか。あるいは、大変ご心配をされている入居者が増えていることも確かでございますので、今後、入居承継について、入居者の方から不安なく引き続き安心して生活していただけるような入居承継の基準については緩和することを明確にしたいと考えておりますので、担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 荒木議員のご質問にお答えをいたします。

住宅の承継の基準につきましては、町では、先ほどからお話しておりますように、国土交通省より出されました通達により運用をしている状況でございます。この通達は平成17年の12月に出されておまして、その趣旨としましては、「住宅困窮者の増加」あるいは「社会情勢等の変化」にかんがみ、真に住宅に困窮する低所得者に対して、的確に公営住宅を供給できるよう、その管理の一層の適正化を図るというものであります。

具体的に申し上げますと、公営住宅に一度入居が決定すると長年にわたり同一親族が居住し続け、住居に困っておられる方に公営住宅が供給できないというような実態が全国的に見られたために、入居承継が求められる者を、「同居している配偶者」か「高齢者・障がい者等で特に居住の安定を図る必要がある者」に限定をし、それ以外の場合、入居承継を認めないということで、住宅に困窮する他の低所得者に公営住宅を提供できるように考えられたものでございます。

入居承継が認められる者のうち、「高齢者・障がい者等で特に居住の安定を図る必要がある者」の解釈につきましては、町の条例の第5条に入居者の資格がございますので、その中で規定を準用しております、60歳以上の者や障害者手帳を持つ者、生活保護を受けている者などが対象として挙げられているところです。

しかしながら、現状でいいますと、先ほど議員のほうから具体的事例をおっしゃいましたように、親子2人で暮らされて、元気で働いておられるけどもなかなか収入のほうが少ないといった場合に、突然急に親が亡くなったというような場合にどうするのかということで、入居承継が認められず、住宅に困窮する状況になるなど住居の支援をですね、受けられない場合もあるかと思えます。

今後につきましては、親子間の承継、いわゆる1親等の親族の承継についてもできるように基準の見直しを行い、入居承継の要綱等をですね、策定するために進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 国の国交省からの通達で、全国的には約半分が通達どおり、あと半分はほとんどがですね、3親等までは入居の承継は認めるとされております。熊本市の場合もですね、住宅条例と同時に、わかりやすくですね、入居されている方々がすぐに理解できるような要綱ですかね、名義人が亡くなったり、離婚等で転居した場合、市の承認を受けてくださいということで、その条件についてわかりやすく書かれております。承継している方が3親等以内の親族、要するに親族であるということです。それから、滞納がない、収入が多くないと、暴力団員でないと、その明確な基準があるわけですね。これまではどうも役場の担当者も担当する職員の解釈で来た方の相談にきちんと、同じ公正な説明ができないと。こっちの方々はOK、こっちの人はだめ、職員自体も非常に困って、今回も担当職員にも聞きましたけど、職員も判断に困るというお話でありました。

そこでですね、もう一度確認しますが、条例もちょっと変える必要があるんじゃないか。そして、それに基づく要綱、そして、要綱をつくる時ですね、法の第何条の第何項に基づいて書いても誰もわからないです、入居者は。法の第何条第何に基づくと書いてもいいですけど、それはこういうこ

とですよという、誰が読んでもすぐ理解できるような文面にすべきだと思います。それがいわゆる公務の説明責任であり、また、入居者ですね、人権を保障するという大切な点であるかと思いますので、その改善はするという返事はいただきましたけど、どういう方向で考えているか、もう一度具体的にお答え願いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 再度の質疑にお答えをいたします。

改善するけどどういったふうに改善するのかというようなお問い合わせだと思います。

まず、要綱をですね、つくりまして、具体的な事務要綱に基づいて、先ほど1親等以内ということを申し上げましたが、そういった形で要綱をつくりたいと思います。

それから、それと併せまして、条例についてもしっかり精査をし、不十分な点については、当然修正をするということで考えております。

それから、より住民の方にわかりやすいようにということで、入居者の方に。今、うちのほうではこういったご案内を配っておりますけども、なかなかおっしゃいますように、わかりにくいところがございますので、熊本市なんか住まいのしおりというのをつくっておりますので、こういった形でですね、少し入居者の方がよりわかりやすいような形に作り替えをやっていきたいというふうには思っております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 今回、この住宅の問題ですね、確かに、住宅入居者の希望がたくさんあるから同一親族がずっと住み続けるのはいかなもんかという考えもあると思います。そうであるならば、本来は、住宅そのものが日本は少ないと、公営の住宅がですね。安くて安心できる公営の住宅そのものが少ないからこういう問題が起きてくるわけだと思います。とりわけ、今度の熊本地震で、私も身近でですね、自分の意思ではなく、やむなく地震で家を解体せざるを得ない、自分の意思ではなく家から出て行かざるを得なくて、これは本当に辛いものですよ。長年、何十年と家族の生活を過ごしてきた住み慣れた住宅を外部の力で退去を迫られると、これほど辛いことはないと思うわけです。公営住宅も全く一緒です。そこに住んでおられる居住者の権利をやはり最優先に考えて改善を進めていただきたいと思います。

また、具体的な改善策をまた見ながら、一緒に考えてまいりたいと思います。

それでは、質問の2点目に移ります。

質問の2点目は、私の地元、高尾野区で町道の新小屋桜山線ですね、配付してありますカラーの写真をご覧くださいと思います。上の写真が東から西を見た、右側が日本梱包運輸の倉庫であります。左側に大きな側溝がございます。水はほとんど普段は流れておりません。側溝と言いますと、皆さん、住宅地の側溝を考えてください。普通50センチぐらいでしょ。人間がまたげばぼんと飛び越えていける、それが本来の側溝です。ところが、この側溝は深さが1メートル、幅が1メートル、子どもが入ればすっかり隠れてしまうほど大きな水路になっているわけです。ダンプが通っておりますが、片側車線ほとんどめいいっぱい大型のダンプであります。右下の写真を今度は見た方角は一緒に

すが、美咲野のほうから大型車が入って来て、ミルクロードに向かっていくわけですが、こちら車線いっぱいです。左下の写真もこんな朝、特に朝夕はこういう状況が続きます。

それで質問は、この新小屋桜山線がですね、住宅地の真ん中を通り、熊本地震以来、事実上国道の代替道路となっているわけですが、大型車両がどんどん増えまして、歩行者や自転車、バイク、本当に危険を伴います。町道の南側には、今言った1メートル角の側溝があり、大雨が降りますと、高い尾根の野原の高尾野でですね、この水路をオーバーフローして道路が冠水をするということになってしまうわけです。もしこの水路に大雨が降った時、子どもや高齢者が転落をすれば非常に流れが速いです。勾配がきついですから。下流のほうは暗渠、町長の住まわれております上大津ですね、滝のような、上大津は以前は道の半分は水路でありました。川、大雨が降ったらもう本当に悲惨な状況だったわけですが、当時、県道でしたから、その後、県道の道路舗装とともに水路に蓋がされて暗渠になったわけでありましたが、上流のこの高尾野、ちょうど私の近くのところは蓋がなされないまま放っておかれてきたわけでありまして。

そこで、この道路はですね、まさに国策道路だと言わなければなりません。中核工業団地をつくる時に、物資の輸送をするために、また、通勤をするためにこの道路が改良がなされたわけですが、その道路改良のときに、住宅がないところ側に歩道がつくられ、南側の住宅があるほうには歩道が整備されなかったと。大きな排水路がつくられたが蓋もされなかったという状況があります。

それから、町道と言いながら、まさに県道並み、現在では国道並みの交通量があるということです。そして、今度、熊本地震の後、この新小屋桜山線と交差をして国道57号のバイパスがミルクロードからあがってきて立体交差になるのはいいんですが、何とこの新小屋桜山線からこのバイパスに乗り降りをするインターチェンジができるんですね。私は、これは非常に問題だと思いましたが、一刻も早くバイパスをつくらなくちゃいかん、区民の皆さんも協力をしなくちゃいかんということで重々、なくなく同意をしてインターチェンジが今工事が進んでいるところであります。ところが、このインターチェンジができるのはいいんですが、バイパスに乗り降りをする道路が出てまいりますので、せっかくあった歩道は、今度は寸断されるわけですね、歩いて渡れないんですよ、東西のほうに。

そういう意味でですね、国道並みの通行量になっているこの新小屋桜山線がこういう状況でいいのかということ質問したいわけです。

そこで、要望として、1番は、国にも国道を通すインターチェンジをつくるという、そのために区民の皆さん、町民の皆さん、協力をしてくださいということであるのですから、国にもきちんと要望して、少なくともこの側溝に蓋をして、歩道の整備を進めると、町も一緒になって進めると、このことが1点であります。

2点目に、この町道と南側に平行して通称開拓道路、3mに満たないぐらいの幅の道路であります。これが並行して真っすぐ通っていたわけですが、国道バイパスが立体交差で下を横切った関係で、真っすぐな道がクランク状に曲げられて付け替えられました。ところが、これまで直線でしたから大型のトラックであろうが、結構大きな普通車であろうが真っすぐ通過できたわけですが、クランクになったお蔭で大型の現在のトラクターは非常に大きいものがございますが、このクランクを曲がる

のは非常に困難にであると、大きな普通車もクランクを曲がるのは非常に困難という状況となっているわけであります。本来、真っすぐ我々が通ったこの開拓道路であります、このようにへし曲がったというわけですから、開拓道路の南側に農地を持っている人、あるいは宅地を持っている人は、そこにたどり着くまでに非常にぐるぐると回らないといけなくなってしまったわけであります。そういう意味で、この開拓道路と新小屋桜山線の間に中間にでも進入路を付け替えるのが妥当ではないかということで質問をするところであります。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の新小屋桜山線の側溝の蓋の件と、開拓道路関連のクランクの問題でございますけども、私もいつもあの辺通りますので、側溝の蓋というようなことについても国のほうに十分車の量が多いちゅうか、もう3年を迎えようとしておりますけども、交通量が多く、特に桜山線につきましては、三吉原よりもあっちのほうを走ったほうが信号の関係か知らないけども、交通量が多くなっておりますので、議員おっしゃるように、本当にできるときの道路の状態も北側のほうに歩道あり、南のほうには歩道ついておるところとついてないというような状況で、また、蓋もデコボコというような状況であるのはもう確かでございますし、いろいろと国のほうに要望をいたしまして、これまでもいろいろと要望しましたが、県道であれば県にお願いしなさいとか、あるいは、町道であれば町で整備しなさいというようなお話で逃げられてきておるような状況で、あの工事関係等に伴うものについては、国でもできるものについては支援をしていきたいと思いますというようなことを聞いておりますので、この辺については、再度要望していきましても、ちょっと厳しい状況でありますので、この辺については、また町のほうで検討しなくちゃならないんじゃないかなというような思いをしております。

それから、開拓道路ですけども、あれはやっぱりあのう工事をした国交省の責任にありはしないかなと。あの3mぐらいの道路であのクランクを曲がるのはとてもバキュームカーはじめ、農作業の車は通らない。せめてあと1、2m50か2mぐらい広くしとれば回れるのかなというような思いをしておりますけど、この辺については、国の事業関連でございますので、その責任をしっかりと国のほうに要望しながらやっていかななくちゃならないんじゃないかなと。そういう課題事項の中で、国のほうに再度要望しますが、いろいろと担当部長のほうで国とか、地元の関連で案もあるかと思っておりますので、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） ご説明いたします。

熊本地震からの復興のため、国道57号北側復旧ルートの上りトンネルは、着工から1年8カ月で3千600mを掘り終わるといふ異例とも言えるスピードで貫通いたしました。再び起こり得る災害に備えるという意味でも、別ルートの確保は必要であります。しかし、57号本線の復旧は未だ進まず、57号を利用する多くの人たちが負担を強いられております。このような中、地元の住民の皆様は24時間休み無しで負担を強いられているということは、国にもお伝えをしております。また、これからもずっと伝えていきたいと考えております。もちろん早期開通のため、地元地権者の皆様の

ご協力を得ておりますし、町も協力しております。

側溝の蓋に関しましても、北側復旧ルートが新小屋桜山線を横断して、ボックスを入れました工事のときに、数箇所を設置は行いましたが、工事箇所から遠い所は工事の理由付けが難しく、応じていただけませんでした。現地を調査しますと、蓋がない箇所が約470m、その内、道路より側溝が低いのでガードレールを設置しておりますのが230mあります。道路と側溝が同じ高さで並んでいるのが240mほどありまして、先日、側溝に車が落ちる事故も起こっております。以前にも蓋かけの要望は国に行いましたが、その返事は厳しいものでした。しかし、再び議会からこのようなお話が出ているということで、再度国のほうには強く要望したいと考えております。

通称開拓道路の北側復旧ルートとの交差点部分は、ご指摘のとおり、クランク状になっております。幅員も原型と同様とのことで3mほどになっており、直線ならばこれまで通りやすかったものが、かなり難しくなりました。そこで、議員さんのご提案の町道新小屋桜山線と通称開拓道路を結ぶ道路でございしますが、確かに西へ500mほど行った先に里道が一本ございます。随分距離がございしますので、このクランクから近いところで一本通せば、利便性は良くなるご提案だと思います。延長はどこを取っても20mぐらいでございします。どこかに里道があれば早めに対応することもできるのではないかと思いますので、こちらにも調査し、国へ強く要望していきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 最初に道路の側溝の問題ですね、蓋の問題ですけど、今おっしゃったように、先月の28日の夕方、私の東隣の道路沿いの家の目の前のこの1mの側溝に車が何て言うんですかね、ノーブレーキで、多分居眠りだったとは思んですけど、側溝に落ち込んでしまったと。直近にそういう事故がありました。以前にもバイクが落ちたり、何回か事故が起きています。それとですね、この道路は、町長もご存じだと思いますけど、この道路に絡んで2人の子どもの命が犠牲になっているんですよ。1人は、こどもの日に通過車両によって跳ねられて命を失った。もう1人の方は、工事中に命を奪われると、もうこの道路ですね、そういう不手際によって子どもの命が失われることは絶対あってはならないと思うわけでありまして。その2月28日の事故を私も、その車が落ちたところをちょうど、落ちた当時は見ませんが、落ちた直後を見ましたが、私も回覧板を持ってそこを歩道がないところを歩いて、よく歩んですけど、気が付いてなければ、そこを歩いていた人は間違いなく犠牲になってたということです。そういう意味でですね、側溝の蓋をすれば、まだ改善の余地があるということです。

それと、その大雨のときのこの水の問題ですね、私も何度もこの大雨が降ったときに物を浮かべて、人間の足では追い付けるかどうか調べてみると、とてもじゃないですね。それはオリンピックの選手だったら追い付くかもしれませんが、本当にこの1mの大きな水路、ちょっと下流にいきますとさらに深くなっておりますので、子どもが流されたらまさに上大津の道路のあの暗渠の中にずっと流されて、上井手にずっと暗渠ですから、とても命は助からないということです。

また、私たちは、年に2回ほどこのガードレールのところの除草作業をやります。これは道路側から草を切るんですよ。コーンを立ててやるんですけど、まあ一歩間違えると車に跳ねられてしまうと。

それから、側溝側の法面、非常に危険ですね。これもまた草刈りがいつまで続けられるか本当に、誰かが犠牲になるのではなかろうかと思ってずっと心配をしているところです。

そういう意味でですね、国に強く要望しながらもできないのであれば、これは町が早急に、道路が、国道がですね、開通するまで解決をするべき問題ではないかと思うわけです。

進入路の問題はまた検討なさるということで、ぜひ里道等があれば、わずかな距離ですので、国の責任もちゃんと指摘をしながら解決をしていただきたいと思います。そういう意味で、この道路のこの危険性、このままほっといて本当に誰かが犠牲になったら取り返しがつかないということで町長のほうにもう一度決意をお聞きしたいと思います。国がやらなければ町が何とかすると、そうでなければ、誰かがまた本当犠牲にでもなったら取り返しがつきませんよね。もう一度答弁を求めたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員おっしゃるように、桜山線については、もう前々から十分私も認識しておるところであります。一番からあの道路の交差点の問題についてもだいぶん高尾野の皆さんのご意見を聞きながら、先ほど言われましたように、死亡事故関連等も。しかし、今現在でもやっぱりあの高尾野地区を走っている車のほうが7割近くあると、当初計画、我々の思ったよりも車の量は減っていない。また、今後、中九州が大津熊本間できますけども、そして、北ルートへ走るその上のほうの中核の側にまたインターができますので、あれから乗るような形になると、この区間の道路、今走っておる皆さんがもう近道であるというか、安全であるというか、そういう状況でございますので、多分、その車の量は減らないと思いますし、もちろんその辺については、担当部長が言ったように、住民の皆さんに大変な負担を被っておるのはもう確かであるし、今後もそのような形になりはしないかなど、しかし、やっぱりあの大津区間の中九高規格ができない限り、車の量は減らないというふうに思っておりますので、これがあと10年でできるかどうかというのは見えてこない状況でございますので、議員の言われるように、側溝の蓋の450mというような関連等については、担当部長のほうに今後優先順位を検討しながら、町の町道でありますので、その道路管理者として前向きに検討をしていかなくちやならないというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 前向きに取り組んでいただけるということで、改めて申し上げますが、まさに町の一大プロジェクトでありました、中核工業団地ですね、の生命線を担っていると、によってつくられたと、現在は、そのまさに国道の代替道路という状況になっておりますので、もう人の命がですね、犠牲になるようなことは絶対あってはならないということで、早急に、真剣に取り組んでいただくことを求めて、次の質問に移りたいと思います。

3番目は、豊肥線復旧を望みながらということで、同僚議員からも今回、豊肥線の問題等、あるいは肥後大津駅の問題についていろいろ質問があっているかと思えます。熊本空港とのアクセスの駅の問題も急浮上したところではありますが、大津から阿蘇方面、今、JR豊肥線が地震によって不通となっております。やがて3年、あと復旧まで何年でできるんだろうかという、誰もが一刻も早い復旧を

願っているところでありますが、現在は、大津から先は列車が通っておりません。皆さんもご承知のとおり、線路には草がどんどんこれから繁茂するでしょう。東に行けば行くほど草の量が非常に多くなるとの、私は実感をしているところですが、電車が今通らないと、だからこそ、今はできることをやっておくべきではないかということです。一つは、以前からも話が話題になっておりましたが、図書館と中央公園に歩道橋があれば、親子の皆さんが中央公園で遊んだり、あるいは、図書館に、それから跨線橋を渡って図書館に行くと、非常にこの子育て応援にそういう橋があったらいいんじゃないかなという提案があったわけですけど、今の時期だからこそこういったものをぜひ検討するべきではないかと。これが1点です。

それから、先ほど言いました、草がどんどんこれから生えてきます。JRと相談してですね、多分とても全線できるものではありませんけど、大津駅から近いところだけでもですね、線路の除草ボランティアとか、要するに、豊肥線に町民の皆さんがもっと親しみを持ってもらおうと。これは町民にとっても大事なことだし、JRにとってもとても大事なことではなかろうかということで、鉄道への愛着と、それから、美化ということで役立つのではないかと。そういうことで提案をしたいと思いますので、お答え願いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の図書館と中央公園の間に跨線橋をつくって利便性を図れというようなことでございますけども、使用の面とか、いろんな面を考えますと、なかなか厳しい状況でありますので、私個人としては、今のところ考えておりません。

また、路線の草刈り関連等については、やはり管理者であるJRのほうに、議員おっしゃるように、街中の経過、そして、もう一つは、よく事故があります踏切周辺、この踏切周辺については、農作業や一般の方が通られる、例えば、運動公園の東側とか、特に多い、今まで多かったちょっとしたカーブの踏切については、やっぱりその辺については、JRのほうにもお願いをしますし、できない場合は、区役関係等の町の農地水をはじめとする地域支援事業関連等で行っていただくような、そのJRを思うちゅうか、その辺の心も育てていくためにも必要ではないかなというような思いをしておりますので、その辺については、その辺の踏切地域の皆さんとお話をしながら、やはりJRの管理責任をしっかりとお願いをしていければなというふうに思っております。まだまだ議員おっしゃるように、あと10年かかるかどうかかわからないと、しかし、我々はJRの阿蘇までの復旧を1日も早くお願いできればなというふうなことで、鉄道法の改正関係もできておりますし、その辺の地元負担というのも今後出てまいりますので、できれば早く復旧・復興につながっていくことをJRのほうにも要望していきたいというふうに思っております。

内容等については、担当部長のほうからご説明をお願いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） ご説明いたします。

跨線橋につきましては、現在、電車が不通となっております、この時期に工事ができれば、確かに安全に施工できるものと考えております。しかし、跨線橋となりますと、かなりの費用を要するも

のでございます。道路幅、JRの敷地の幅を足しますと17mでございます。概算の概算でございますが、階段状の歩道橋をつくった場合についてが1億5千万円から2億円、また、階段では利用がしにくいというようなお話になれば、別途エレベーターを付ける必要もあるかと思えます。その場合は、別途5千万円から1億円程度の多額の費用を要することとなり、なかなか難しいものであるというふうに、現在では考えております。

また、肥後大津駅から東へは豊肥本線が不通となっており、草も生え放題のところが見受けられます。JR敷地内から道路へ草がはみ出したこともあり、町に除草のご要望がありました。その際は、JRの担当の方に連絡をして、除草をしていただくということになっております。

また、議員がおっしゃいましたように、除草ボランティア作業については、JR九州へ連絡をいたしました。議員さんのご提案には感謝の言葉をいただきました。ただ、線路や様々な機械など重要な施設もあります。例えば、敷地の広い線路から離れた部分では作業をお願いできるかもしれませんが、図書館付近のような市街地においては、すぐに計画はできかねますとのお話でございました。これからも大津町は鉄道と深く係わっていくという意味でも大変ありがたいご提案でございます。また、JRのほうとしても非常に感謝をされておられました。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、JRにごまをするつもりはございませんが、東北のあの震災のとき、皆さんもテレビ、NHKのテレビであまちゃんというテレビが、ドラマがありまして、あれに出てくる三陸鉄道ですね、今は震災のあと、この三陸鉄道が徐々に復興する中で、改めて三陸鉄道がこれほど大事な財産だったのかというのが非常に地元で見直されているようであります。よそから来て鉄道に乗っていただいて、地元で宿泊をして、土産を買っていただいて、こんなに三陸鉄道が今までその大事さ、宝物に気づかなかつたと、現地では言われているようであります。まさに、この私たちのこの豊肥線が全く同じではないかなと、ですから、この豊肥線がより町民に親しまれ、愛され、そのことが地域経済の活性化につながっていくと、町長がいつもおっしゃっておられます、宝物を発掘して掘り起こすということにつながるのではないかとということで提案をしたところであります。

町長のお話にもありましたように、跨線橋は確かにお金がかかりますけど、今電車が通っていない間に町長がお話になりましたように、踏切の町が行うべきようなところは安全に工事ができますので、今のうちにできることは計画的に進めていくのがいいのではなかろうかと思えます。

このことを提案をいたしまして、質問を終わりたいと思えます。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後2時より再開します。

午後1時52分 休憩

△

午後2時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 通告書にしたがいまして一般質問を行います。今回も2点質問しております。いずれも町長に対して質問するものであります。

まず、はじめに、施政方針について。

毎年のことでありますが、このことについて質問をさせていただきます。通告書のとおり、施政方針は、総花的にならざるを得ない性質を持っております。その短い時間に町長はすべがらく町全体のことを表現しなければならないという、ある意味苦しい立場でもありますので、それは仕方がないかなど。しかしながら、随所に、今後の財政的不安が伺われました。そういったことを考えますれば、行政経費、こういったものを少しでも減らして行って、今後の財政運営を安定させなければならないと、私も考えたところであります。

どうすればそういった行政の経費が抑えられるのか、やはり、住民自治の推進、こういったものは欠かせないと、そういったものを感じております。いろんな説明書の中で、例えば40年間の公共施設等の総合管理計画、こういったものが出されておりますが、そういったものを見て思いますが、40年間、そういった安定的な計画を推進していくためには、人口の減少は食い止めなければならないし、逆に、増加させるようなそういった施策は望まれているのかなと思ったところであります。

いずれにしても、40年という先のことばかり話すわけではありませんで、今やれることは何かということを考えなければならないと思います。やはり、無駄を省いて、必要最低限の行政経費のこの戦略的な計画、そういった施策が求められていると思います。各事業の公共性の検証をさらに強めて、そして、廃棄と刷新を進めて引き締まった財政運営とすることが望まれると思います。

例えば、今後の増大していく返済計画の中で、やはりそういったものを民間企業と照らし合わせてみますれば、民間企業におきましては、赤字になったならばもちろんいろんなものが削られて、一番そこに働く人たちに堪えるのは、給料の減であります。ですから、人件費を削減されるような状況が民間企業は生まれるということでもあります。しかし、こういった状況下におきましても、公務員という立場の方々は給料をもらえます。民間企業との違いは、借金は膨らんでも赤字という概念がないからであります。民間企業は、赤字が出れば知恵を絞り、経費を削り、それぞれが人一倍仕事をして、黒字になるべく努力をします。すなわち、これを赤字の機能と申します。

わが町においても、その点をしっかりと各職員が意識をして、今後、熊本地震による返済が増えていくような状況において、今まで以上の知恵を出して、仕事に対する意識を高めなければならないと思います。これからも大津町が発展していくためには、健全なる財政基盤としなければなりません。補助金、助成金の見直しは基より、国・県の負担割合の精査による事業の見直し、そして、高齢社会に対する介護予防の施策、特に、介護保険あたりを振り返ってみますれば、私が20年前に議員になったときというときは、本当に特別会計で大きい規模は下水道会計と国民健康保険会計が20億円ずつぐらいの財政規模だった覚えがあります。今となつては、国民健康保険と介護保険が20数億も30億近くの規模になっているかなと思われまふ。この20年間でそれだけ行政の中身も、対応の仕方も変わってきたということを強く認識しなければならないと思います。それに対して、我々がで

きることは何か、団体自治で皆様方のそういった料金、税金をいろんなもので集めて、そういったもので施策を展開するのか。それとも、自分たちでやれることは自分でやるという住民自治を発展させるのか。こういったことになってくるかと思っておりますので、そういったことを考えますれば、皆さん、税金やいろんな料金、公共料金は低いほうがいいわけでありますから、それには、それに伴う住民の方々の協力が必要不可欠ということが求められると思っております。

また、そのためには、住民各位のモチベーションを上げる施策も必要となります。まさに変化の時代であり、不確実性の時代であります。身の引き締まった行政機関の土台をつくりあげなければならぬと思われまます。ですから、ここはやはり町長自らトップマネジメントをしっかりと、これからの来たるべく将来に向けて、体制整備をきちんとつくっていかねばならないと思われまます。この点について、町長に質問をいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の指摘・提案について、誠にありがとうございます。本当に少子高齢化、介護や年金、人口減少を迎える中におきまして、町の必要であるもの、必要でないものをいろいろ、そして、また活性化するために何が必要かというようなお互いバランスよい町の発展の計画を長期的にやっていかなくちやならないんじゃないかな、そのために、今何をやっておくべきかというようなことをご説明をさせていただきたいと思っておりますけども、全員協議会において、公共施設等の総合管理計画の改訂の概要についてご説明をいたしまして、計画期間は平成26年から向こう40年間の計画ですが、現存する公共施設を大規模改修したり、そのまま同規模で建て替えを行ったと想定した場合、40年間で973億円、年平均24億円以上の費用がかかり、投資的経費の平均と比較すると年間約4億円不足する見通しが出ました。

また、公共施設等の総合管理計画の前提として、人口の予測もしていますが、国立社会保障・人口問題研究所の最新のデータによりますと、27年後の2045年には、約3万8千人までずっと増加する見込みとなっております。しかしながら、その後の予測がありませんので、計画の最終期の2050年には人口減に転じている可能性も否定できない状況です。これらを踏まえますと、公共施設については、2020年に新庁舎や災害公営住宅等の整備が一段落しますもので、今後は新規整備を抑えて、既存施設の長寿命化を図るとともに、施設の建て替えをする際には、各々の施設を複合化したり、施設そのものを小さくしたり、あるいは、利用状況によっては民間委譲したり、廃止を検討しなければならない施設もあると考えています。

公共施設等の総合管理計画は、全公共施設の現状や長期的見通しを「見える化」にしたことにすぎないと考えていますので、具体的には、来年度から2年間で個別施設計画を策定し、施設ごとの老朽化の状況や更新の時期を明確にし、また、アクションプランにより財政支出を勘案の上、平準化を図りながら優先順位をつけて公共施設等の更新を進めることとしております。

しかしながら、近年の公共事業における国や県からの補助金の交付状況を見ておりますと、補助金ありきの予算編成では最終的に町が一般財源を多く支出してしまう可能性が十分に考えられます。場合によっては、先送りや中止の事態を招き、事業の進捗に影響を与えることとなります。こういった

公共施設の課題を乗り越えていくためにも、余力ある自治体を目指し、健全な財政運営をさらに推進していくことも重要なことと考えております。その手法としては、第6次大津町振興総合計画の進行管理におきまして、内部評価と外部評価による評価を実施し、P D C Aサイクルに基づいたマネジメントを行うこととしています。これまでも最小の経費で最大の効果が得られるような事務事業の見直し等を行ってきたところですが、さらに推進を図ってまいります。

さらに、必要な財源を確保するためには、事務の見直しの中でI TやA Iを活用した省力化や事務の民間委託、指定管理制度の検討や導入を進め、事業の優先化や重点化を図ることで効率的な行政運営に努めてまいります。

また、併せて、地域の課題の中で、地域で解決可能なものは地域で取り組むことも重要であると思います。そのためには、これを引っ張っていけるリーダーが必要であり、そのために、今、地域づくり支援事業やまちづくり担い手育成事業等について、人材育成にさらに力を入れ、取り組んでまいりたいと思います。

公共施設関連等の個別計画関連等、その他につきましては、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 説明をさせていただきます。

まず、公共施設における個別施設計画についてご説明申し上げます。

個別施設計画については、2020年度中に策定するよう国から要請されているところですが、橋梁や下水道等のインフラの施設については、ある程度策定済みでございますので、それ以外につきましては公営住宅のみが策定ができていますので、その他については、来年度からですね、コスト削減のために一括の業務委託によりまして、残りの公共施設全部を策定することとしております。初年度に全対象施設の建物調査を行いながら、2年かけまして、2年目に長寿命化や更新の方針を策定する予定としております。

永田議員言われますように、無駄を省く手法といたしまして、個別施設計画の策定のメリットとしましては、まず、建物の長寿命化や更新の方針を策定することによって、更新費用の圧縮が図られます。他自治体の計画を見ますと、学校施設の例でございますけれども、大規模改修だとか、長寿命化の改修を行うことで、耐用年数を60年のものをさらに10年、20年と、例えば、80年に延長した場合、将来40年間の更新費用を約2割削減できるというような試算も出ております。施設の構造は、RC造りのほか、木造や鉄骨造りなどもありますので一概には言えませんが、長寿命化策を実施することによって、全体の将来更新費用を数パーセントから数十パーセント削減できるものと考えております。

また、二つ目といたしましては、平成29年度に創設されました、公共施設等適正管理推進事業債、起債でございますけれども、これが適用可能となりますので、国の平成31年度地方債計画においては、4千320億円が予算化されておりますけれども、集約化とか、複合化事業や長寿命化事業などの6事業がございまして、充当率が90%、交付税措置率が財政力に応じまして3割から5割という

のもございますので、こういったメニュー等の活用も考えられるところでございます。

町としましても、早急に個別施設計画を策定しまして、将来の公共施設の財源不足を少しでも縮減できるようにできるだけ有利な財源を活用しながら施設の更新等を進めてまいりたいと考えています。

次に、議員言われます、公益性の検証でございますけれども、これにつきましては、政策評価になりますが、昨年度、第6次振興総合計画を策定いたしましたので、今年度、進行管理のための評価制度の見直しを行いました。内容としましては、それぞれの評価段階において、振興総合計画のビジョンや施策等を意識しながら、事業の課題や方向性を精査できるものにしたところです。また、評価シートにつきましても、PDCAサイクルがよりわかりやすいシートに変更いたしまして、事業の見直しを推進することとしております。

今後、多額の費用が見込まれる公共施設関連の事業を計画的に推進し、行っていくためには、財源確保はもとより、その他の事業の必要性だとか、公益性、これらを十分に勘案しながら限りある財源を効果的に活用しなければならないと考えているところです。

また、町におきましては、もうしばらくはですね、人口増の傾向が続くという予測でございます。ただ、いずれは人口減少の時期が来ることも見据えながら、行政サービスの維持、向上を図っていくことも重要であるということで考えております。

また、議員言われました、団体自治、それから、住民自治の関連でございますけれども、やはり、町長も先ほど申し上げましたように、地域の課題を地域で解決するための取り組みについてでございますけれども、平成30年度は、まちづくりのための校区別の懇談会を3回実施をいたしました。3回目の懇談会の中では、地域の課題の掘り起こしをテーマにワークショップを行う中で、実際出てきた意見としては、やっぱり高齢化や人口減少で生活自体、それからコミュニティにももう支障が出始めているといった集落もあるといった意見もありまして、やっぱり地域ぐるみで課題解決に向けた取り組みが必要であるというような声が多く聞かれたところであります。そのためにも、先ほど町長も言われましたように、キーマンになる人材の育成が、それも継続的な育成が必要でありますので、新たに設けました地域人材を育成するための、支援するための「まちづくり担い手育成事業補助金」や、これまでの「地域づくり活動支援補助金」などをですね、有効活用しながら、地域の活動と地域をリードする人材育成、これについてもつなげていければということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

町長、総務部長の答弁を聞いていて思いますことは、一般的にはほぼ100点の答えだったのかなと思います。しかし、そこから先が議員の役割でありまして、難癖くせつけるわけではありませんけれども、私が感想を述べさせてもらいますれば、ごく一般的に言われていることの集約であって、その内容というか、その計画や対処方法というのは非常に平面的にしか感じられません。私は、もっと先に行ってもらいたいがために、そういったものを3Dで考えるような立体的な考え方がやっぱり必要なんです。その立体的な考え方というのが、実はそこがマネジメントなんですよね、実は、そのト

ップマネジメントという考え方、町長が長としてですね、やはりそれを役割を担っていくためには、そういったものを町長と議論するために私もいろいろ調べてみました。これが適正かなという文献と申しますか、私の好きな著者のその言葉をここで引用させてもらえればですね、マネジメントに携わるものは、危険、機会、変化に備えるには何をすべきかを考えなければならないということで、4行ほど書いてありまして、第1に、俊敏に動けるよう組織のぜい肉を落とさなければならない。重要なものに力を注げるよう適切なならざる事業や活動を廃棄しなければならないがひとつ。そしてまた、2番目に、時間を最も高価な資源として管理しなければならない。やっぱこういったところがやっぱマネジメントの考え方というのは、ただものじゃないんですね、時間というものがこういったところに出てくるんです。特に研究者、技術者、経営管理者など、恒久の人たちの時間と取り組まなければならない。非常に意味が深いと思います。第3に、成長の種類を識別し、管理しなければならない。生産性の向上があって初めて健全な成長と言える。第4に、最も重要なこととして、人材の育成に努めなければならないということです。ですから、今答弁の中で町長が言われました地域にやっぱりこうリーダー的な人材が必要だなど、そういったことによって地域が活性化してという形を言われました。

それでは、全体的にその大津町がそういったリーダーを育むためにどういった体制をするのかというのは、やはり行政、これこそ公益のためにあるのが行政ですけれども、この行政を司るこの大津町役場の長たる町長がトップマネジメントを敷いて、この部長の体制でやっておりますけれども、こういった体制が本当に有効に働いて、そしてまた、それが地域に波及する、そういった流れを作らなくてはならないということですね。ですから、町長が各地域に赴いて説明をすとか、そういったものを求めているものでは全然ないんです。町長は、そういった部長クラス、幹部職クラスの方々をきちんとマネジメントのその枠内できちんと育てていかなければならない。その方々がまたこのピラミッド型でどんどん末広がりですね、広がっていくということが必要ではないかな。そしてまた、総務部長の今後の財政計画の対処法、いろんなものを聞きました。そういった国もやっぱり人口減に入っている地域というものは多いことで、いろんな施策を出してきている。そういったものを最大限に活用したいということで、そこはきちんとこの国というシステムの流れを理解されているということで、私は非常に理解されているなということで、そういった計画自体はうまくいくのではないかなと思います。そしてまた、こういったときにですね、よく使われるのが、イノベーションということをよく使われます。例えば、その新しい結合や基軸、新しい切り口、新しい捉え方、そういった新しい活用法というものを想像していくというイノベーションというのがよくこういったときには使われるわけですが、ここでまた一つ文献が面白いのが出てきまして、イノベーションに成功するものは、実は保守的であるということです。多くの方々には、イノベーション、そういった革新的なですね、ことにそのトライして、そして新しい行政システムをつくるんだとか、いろんなこうリスクを負うかもしれないけれどもというような考え方では、実は成功の確率は低いんですね。そういった心理学者ともども、そういった起業家精神とか、そういったものをテーマにしたものではリスク志向であるということをよく言われるそうです。しかしながら、この私が調べた文献の中でおもしろいのが、一人の

成功者と言われる起業家の方に、コメントが求められて、その成功者と言われる方が答えた言葉がおそらくいんですね。皆様方の話に戸惑っております。私はいわゆる起業家的な人に会ったことがありません。成功した人たちに共通する点の一つ、すなわち、リスクを起こさないということです。彼らは皆リスクを明らかにして、それを最小限にしようとしています。そうでなければ成功はおぼつかなくったでしょうということです。結局ですね、自由奔放にいろんなものにトライするのはそれは勝手です。しかし、それは自己責任でやってほしいということです。公的な立場の方というものは、そういったリスクが多いものはやっぱりトライするべきではない。しかしながら、よくマネジメントの配下において、調査・研究して、これならやれるぞというふうな計画が立つのならば、やはりトライしなければならない。その感覚というのが非常にトップマネジメントで求められるところだろうと私は思います。ですから、いろんなそういったものを考えますれば、成功するためには、この町が今後も伸びていくためには、リスク志向ではいけないということですね。そういったものをきちんと注意しながらやっていかなければならないし、それでは、じゃあどこに視点を置くかと言ったならば、やはり世の中のそういった流れの中のどういった流れ、トレンドなのかですね、傾向にあるのか、予測されるものが何かあるのかというものをきちんと把握しながら、それを機会として捉えて、そして、マネジメントを組み立てなければならぬと、そういうふうに思います。ですから、イノベーションは大切です。しかしながら、それがリスクを伴うものであるならば、最小限にしなければならないと思います。そしてまた、東日本大震災からもう8年という年月が流れておりますが、未だにですね、復旧・復興というものは進んでいないという事実がもう既に明らかになって、熊本地震におきましても、さて、これで終わりかなということではないんですよ。これからも続きます。そういったことを考えますれば、先ほど40年間の公共施設等の管理計画等こういったものを言いましたけれども、さらなる負担が増える可能性も出てくるでしょう。こういったものがそういった創造性とか、知恵とかで乗り越えられるならばこしたことはありません。やはり人材育成というものがそこには求められてくると思います。ですから、働き方改革やいろんなものがあって、私はもうかなり前から言ってますよね、役場の職員の方々に求められるのは専門性ですよって、誰でもできるような仕事をしていちゃもうだめなんですよというのは、これももうずっと前から私は言っています。じゃないならば、臨時職員の方も役場の職員も同じ仕事をして、給料の格差が出てきたらだめでしょうということを言っています。ですから、今、この地震から復興・復旧の最中ではありますが、こういったときに人材育成をしっかりとやることによって、さらなる大津町の土台が、行政の土台がしっかりとなくなっていくと、そういうふうに考えます。この点について、再度、町長に質問いたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員のお考えについて、我々も本当にそのように努力をしていかななくちゃならないし、また、我々企業でなく、サービスをモットーにして町民の幸せを求めていく職員でありますので、その幸せを求めるためには、やっぱり大津町の元気と活性化と代表的な健全がなくては町民の幸せにはつながってこないだろうと。じゃあそのためには、議員がおっしゃるように、まずはトップがどのような体制で指導、育成をやっていくかというのが大切ではないかなというふうに思う

し、そのためには、議員おっしゃるように、やっぱり世界の流れ、経済、時、その時をどう見つめながら、どうそのリスクを少なくしながらチャンスに変えていく行政の施策が必要になってきやしないかなというふうに思います。もちろんそれには私トップだけではどうしようもないので、ある程度はやっぱりそれぞれの大学や専門の先生の意見を聞きながら、その中で、やはり職員の育成をしっかりと図っていかなくちゃならないんじゃないかなと。そういう職員の頑張りがあったこそ、多くの町民の幸せへつながっていくんだなというような思いをしておりますけども、やはり大津町の現状につきまして、今いろいろと議員の皆さんも心配されておられます。豊肥本線の問題をはじめ、アクセス交通の関係でこのままではというようなお話がもうしっかりと私の胸にも打っておりますので、新たなものにやっぱり挑戦するような段階をとということで、今、一歩前へ進めながら、次の用途地域と、それに基づいて次の手段を選んでいかなくちゃならない。しかし、やっぱりこれ町だけでは何もできませんので、国や県の力を借りながら、あるいは、ご了解を得ながら、この地域の発展に国・県からも支援を、支援ちょうか、知恵をお願いします、そういう大切な大津町になりたいなというようなことで、今後も県関連ともしっかりと話を進めていかなくてはならないというふうに思っております。そういう事業関連等について、やっぱり5年、10年はかかるような長期なものでございますので、それが出来上がるとやはり20年、30年のサイクルで時代は回っていく、そのサイクルに間違いのないような施策を我々はしっかりと取り組んでいけるように地域住民をはじめとする職員とともに、頑張っていければなというふうな方向で今後、人材育成を今、職員と地域のそれぞれの人材に力を入れておるといような状況でございます。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 町長たる人はそういったこう思いがですね、町に対する思いというのは非常に強いというのは私もわかっておりまして、町長がトップとして今後行政を切り盛りしていく中で、やはりマネジメントという言葉を使いましたけれども、人材育成が非常に大切になってきます。ですから、町長が今答えられた答弁あたりを聞いて、幹部の方々がどう感じられたかということが非常に大切なんです。ここの感性を持ちえた部長なり、課長なりがですね、どんどんこう町長が持ち上げていくべきで、自分がここまで指示せんとお前たちはわからんとかていうような体制ではもうだめだということですよ。ですから、歴史を見ても、やはり有名なる城主というものは、本当素晴らしい側近がいるということですよ。町長は1人です。ですから、例えば、副町長がおられます。そして、各部長がおられます。そして、その下に課長がおられます。そういったトップマネジメントが行き渡る体制整備というものが本当に立体的にできれば、本当にですね、そういったものが血の通ったその大津町が本当にできていくのではないかなと感じたところでもあります。ですから、この1問目に求める答えというものは、そういったこれからの大津町に必要な行政の体制というものとは何かといったときに、やはりそういったメンタルな面でも非常に高い感性を持った職員が頑張ってもらいたいと思うところでもあります。

2問目に移ります。

阿蘇くまもと空港のアクセス問題であります。

この件につきましては、いろいろ新聞等々で皆さん知っておられますし、我々議会としてもですね、一体県はどういった話になっているんだということで、地元の県議会議員にもちょっと来ていただいて、説明をしていただいたところでもあります。びっくりするのは、さしたる意見もでなかったという説明ですよ。その程度です。びっくりするというか、もう開いた口が塞がらない。地元の議員がそれぐらいの説明だったんですね。もう選挙前ですからあまり言えませんが、一票の弊害かなど。そういった政治の問題を言いますればもう終わりません。加計や森友問題にしても、みんなおかしいと思っても、やはり寄らば大樹の陰というような世の中なんでしょうかね。やはり本当の民主主義というものはどこにあるのかなと考えざるを得ないと思いますが、ちょっと話が逸れましたけれども、元に戻って、そういった今回の延伸や複線化の問題にしてもですね、感じるところが、まさしくうちの蒲島知事の今回はフライングだと思っておりまして、知事の発言がありました。そして、数日後に今度はJR九州の社長の発言は別の答えをまた言っている。ただ、知事が一人で考えたのかいてというようなことから始まりましたよね。あれっておかしいですよ。ですから、JR九州の社長からするならば、商業的に企業としてやっていくにはこちらのほうが優位性があるんだというような計算をもとに言われた。ただ、政治的には、自分たちは運動公園とかいろんなものを生かしながらこっちのほうがいいのか、駄々をこねたような感じにしか聞こえませんでした。ただ、これはですね、もう既にこの大津町よりは上位団体が言っていることですから、我々がとやかく言っても変わらないでしょう。その事実は事実として我々は認識するべきです。ですから、これで大津町から延伸しなさいとか、そういったことを私は考えておりません。ただ、この事業に対してからは膨大なる税金の投入が必要であり、そしてまた、時間がかかるという事実ははっきりしています。ですから、そういった事実が出たときの対処法というのを我々はきちんと話すべきではないかな。そのJRに固執してはいけないと、今回思い、質問をするものでありますが、おもしろい記事が飛び込んできました。昨日でしたか、産交バスが福岡～阿蘇に急行を新設するということですね。で、訪日外国人を阿蘇くまもと空港からじゃなくて、福岡空港から連れてくると。それとか、福岡に、例えば韓国とか、いろんなところから船が着きます。そういった博多に着いた方々を連れてくるというようなルートを計画されて、これを実行すると、来月1日からというニュースが飛び込んでまいりました。これを見た時にさすがだなと思いました。これが経済ですよ。JRがなんぞやて、バスのほうが有利だぜって言っているんですね。もう経済競争ですよ。こういった動きというものを我々はきちんと把握して、じゃあいつになるかわからないようなそういった軌道の延伸とか、そういったものを望むよりも、今現在進行形でやりますよっていった方々を応援して、そして、相乗効果を得た方がいいと思いませんか。私は、こういったものを今後トンネルも貫通から開通へと向かっていく中でですね、やはり対処方法というものを今考えておかなければ、乗り遅れると思います。これは今の流れですよ。ですから、これが成功でもしたらほかにも参入してきます。そのときに、じゃあ大津町はただの通過点かと言われたときに、例えば、阿蘇くまもと空港駅に一度寄りますというような形を取る。また、そこでまた人々が集まって、その福岡阿蘇間で途中で乗車する。いろんな形が考えられるんですね。ですから、JR抜きでもう考えてもいいんじゃないかなというふうにも考えます。JRは、もう今の固定された線路はどかす

ことはできません。バスは自由に、それこそJRが動脈とするならば道路というものは毛細血管のごとく広がっておりますので、いろんなところに行けるんですね。そういった利便性を高めたバス業界が参入してくるということですから、これはおもしろいことですよ。ですから、私は今回、質問の要旨に菊池市のことを述べております。広大な台地を持った菊池市であります。そして、やはり自然、水、いろんなものがですね、実は、地理的条件やいろんなものを考えて、もうここでは地政学的優位性と書きましたけれども、やっぱりあるんですね。実際、確かにこれからの高速輸送とか考えたときには、熊本空港は欠かせません。熊本空港の需要のあり方、そういった産業界による需要のあり方というものは、重いものを運ぶのは飛行機は得意ではありません。それこそ精密機器とか、失礼しました精密機器じゃなくてそういった半導体の集積回路とか、いろんな小さくても高性能なチップとかですね、そういったものを輸出にはできる状況がやっぱり船よりも早くて、いろんな国外に飛んでいける飛行場だと考えておりますので、そういったものを考えたときに、産業界をもっともっと発展させたいと考えて、じゃあ大津町で単独で発展させるのか。それともそういった豊富な自然の資源を持ったところとして、やはり企業が求めます水やそういった税制もですけども、いろんな形で人材が確保できるとか、いろんな条件をこう企業は持ってきますので、そういった時に、大津町が手を組むと言いますか、協力しあってやれるのはどこかっていうことを考えました。四方八方大津町は恵まれているところだと思います。ただ阿蘇方面というのは、もう今後もちろん伸びていくだろうし、結局、最初に言いました産交バスというのも福岡阿蘇と言ってるんですね、福岡大津阿蘇じゃないですね。阿蘇というのはそれだけ魅力的な場所ですね。私は、経済建設常任委員会ですので、その委員会の継続調査に基づいて、菊池市のその関連の委員の方々と市議会の人たちと懇談会を先々月ですかね、持ちました。そして、懇親を深めたところでもあります。そういったところですね、少しでも幅広く、大津町から飛び出しているような協力関係を築きあげて大津町も相乗効果で伸びていくというような形をとりつつ、大津町を拠点としたい。観光においても、産業においても、経済全般において大津町をここでゲートウェイという言葉を使いましたけれども、やっぱりそういったもう出入り口になる。大津町を通過してくださいというような、やっぱり拠点としての優位性を高めていく。大津町から菊池、大津町から阿蘇とか、じゃなくて、菊池から大津を通過して阿蘇とか、いろんな形がですね、そういった形で結ばれる拠点が大津町というものを、こういったものをやっぱりこう進めていくべきではないかなというふうに考えております。ですから、今回、このJRの延伸問題につきましては、数名の方が午前中にも言われましたけれども、いろんなそのことに対して、皆さんのいろんな考えがあるところではありますが、私は、もう既に起こったことを引き伸ばすのではなくて、我々独自の政策をここで組み立てていくべきではないかという提案であります。こういった形で、どこにそういった分岐の駅ができるとかというのは、それはもう流れに任せていいことじゃないかなと、そういったことに賛成、反対というような時間は、非常に無駄な時間になりはしないかなと。それよりも新しく想像性をもって構築していく、そちらのほうが大切だと私は考えますので、この点について町長に質問いたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の空港関連等についてでございますけども、県は大空港構想の基本

的な考え方に対しまして、阿蘇くまもと空港を熊本地震からの復興のシンボルとして、空港の優位性を最大限に引き出し、空港周辺地域の活性化につながると、そういう中におきまして、大津町を含む空港周辺地域は、熊本県経済力を力強く牽引する地域にしたいという将来像が示されております。

これにつきまして、町も第6次振興総合計画の中で、大空港構想と連携し、阿蘇くまもと空港周辺地域としての優位性を最大限に生かした創造的復興の実現を図るため、新たな活力拠点の創出などに取り組もうとしているところであります。議員が言われるように、なかなか町民が次の発展のために運動公園、大津町の運動公園周辺の関連で一生懸命言われておりますので、その起点についても、我々もしっかり取り組んでいかなくちやなりませんし、もちろん、県はJRともう一歩前へ進んでおりますので、大津町として、今さらこちらへというのは大変厳しい状況でありますので、せめて豊肥本線の現状と空港ライナーの推移をしっかりと、そのために、大津町がこの優位性をどう生かして、このJRの増便なり、あるいは空港ライナーの利活用、あるいは、議員おっしゃるように、観光バスとか、あるいはその車利用のできるような形が大津町にも必要ではないかなというふうに思っております。3月には大体空港ビルとの関係が民営化の関連である程度決定するんじゃないかなというお話も聞いておりますので、そのような形になると、またその受けた大手企業関連等がどのようなことをやっていくかと。例えば、空港の今平面の駐車場ですけども、これは空港の40mまではいい状況ですので、やっぱり立体化して、車の確保を図っていかれるとともに、そのための今後の道路周辺地域もしっかりと連携をしていかれるだろうというふうに予測しております。議員おっしゃるように、菊池市との関連、あるいは山鹿、こういう形については、前々から熊本空港で降りて、ただ熊本県だけでなく、福岡へ行くための菊池、山鹿を通して玉名、そして福岡空港から帰るとか、あるいは、逆のコースもあり得ると。しかし、我々としては、今、残念ながら阿蘇、世界の阿蘇ということと、天草関係が有名になっておりますので、その辺をどう生かしていくためには、大津町とやはり周辺地域、その周辺地域の活性については、県の北部の振興室とご相談しながら、大津町の優位性をしっかりと活用できるようなことを訴えていかなくちやならない。そのためには、熊本大津間の中九州高規格道路ができあがってくるような状況になる。あるいは、その熊本空港へのピストン輸送になるかもしれない、その区間が大体10年近くかかるだろうし、また、それに伴いまして、今、川辺に工業団地が、県が持っておる工業団地、これがやっぱり大型の企業を呼びたいというような状況を聞いておりますので、そういう県の流れに対して、大津町がどのような形でやっていくか。それまでいろいろと都市マス関係でできなかったものを今回都市マスで前へ進めるような形でその辺の周辺の整備を考えていかなくちやならないんじゃないかなというような思いをして、大津町のこれからの玄関口としての活躍、活路をしっかりと県と相談しながらその大津町の今の優位性をもっともっと活用できるようなことを進めていかなくちやならないんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後につきましては、新たな都市計画マスタープランの土地利用構想や市街地整備方針などに基づいて、周辺地域から大津町へお越していただけるような活力あるまちづくりを進めていければなと考えております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

時間がありませんので最後になるかと思いますが、町長も理解されているとおり、10年はかかるだろう、資金はどうするんだろうということの心配も出てくるし、我々が知らないところで、水面下で県とJRの折衝はあっているだろうし、いろんなものが進んでいるだろうと、こういったことを考えましても、じゃあ今、我々が何をできるかということを考えますれば、例えば、その最近です、私もまた勉強し直して、朝から1日1ページの経済紙をずっと広げていって、何かいい町長との議論はできないかなと調べておるところで、付箋紙をこういっぱい貼っていくわけですけども、その中でですね、出てきたのが、やっぱりこう経済や社会の不連続性ですね、不連続性の発生と、それがもたらす影響とのリードタイムを発見利用することであると、これは非常に成功につながりやすい。この今、町長と議論した中のリードタイムはどこでしょうか。その10年間かもしれないし、例えば、JRが通るまでいろんな形の間というものがあるんですね。そういったものを利用することは非常に重要で、成功に導かれる可能性は強いということです。これをその著者である人は既に起こった未来であると、もうそういうふうにできているんだよと、だから、そのリードタイムを利用しようじゃないかということです。そしてまた、くるべきものに形と方向性を与えるべきビジョンを描き、それを実現することである。すなわち、来るべき未来を発生させることであるということです。皆さんはご存じのピーター・ドラッカーの言葉ですけども、結局ですね、未来における不確実性というものにはぬぐえない。しかしながら、方向性というものは、県なり何なりが示してきて、我々の違うところで動いている。流れているというものがああります。こういったところの間というものは何かで考えれば、結局、その実行まで、実現までに時間がかかる、その間の時間、リードタイムを利用するっていう隙が生まれますよって。じゃあ我々がそういった産交バスのこういった計画あたりをですね、考えたときにどうするかとしたときに、大津町が一つのこう昇降場となつてするためには、例えば、駅の南口を見た時には、あのコインパーキングは邪魔ですよ。あれはできた時から赤字体質です。何でこやんとば計画したかと、その当時の係を怒ったことがありますけれども、ああいった無駄なスペースは非常に弊害になってくるんです。ですから、ああいったところを、例えば、バスとか、教育関係のそういった送迎とか、いろんなですね、乗合バスの駐停所にして、解放したりとかして、そういったものはきちんといろんな業者と話し合って、どうすれば使いやすいですよということで、どんどん活用していただいて、そして、それを待つ方、それから、降りる方がですね、もう周りに人があふれさせるようにするんです。そして、町の商工会なんなりが向こうの何ですか、ふれあい散歩道の方々やにっこり会の方々が知恵を出して、いろんな商売が広がる。町の経済が活性化される。そういったものを計画していく。そしてまた、いろんな企業というものがやはり大津を通過して、ゲートウェイを通過していただくということで、結果として、拠点としてのこういった実績をアピールすることによって、いろんな大きな流れを大津町に引き寄せてくるというのが私の考えであります。

ですから、今何もしないんじゃないかと、大津町がやっぱり拠点なんだよという施策も今展開しないといけないということです。

最後の質問になると思います。町長に質問します。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 今、永田議員言われますように、この期間、リードタイムちゅうか、それをやっぱり生かしていかなくちゃならない。そのためには、やっぱり大津町の活性化を、何をどうするかと。今、我々は天津駅ばかりにJRの関係で頭がそちらに行っておりますけども、ある同僚議員のお話によると、あれはあれでもういいんじゃないのという答弁をさせていただきました。新たなものをどっかに作らなくちゃいけないんじゃないかなというようなことで、今、都市マス関係で土地利用関係をさせていただいております。そういう関係で2、3年前から県のほうとも相談をさせていただいております。そういう国の手順、県の手順というのがございまして、なかなか厳しい事務屋同士では前へ進めないような状況でございますけども、どうにかそのクリアを今年中にはやっていきたいなというような思いで、新たなまちづくりの中で観光、産業や、あるいは、人口減少になるところの地域、阿蘇市からありますけども、そういう地域から道路の整備、あるいはJRの整備をしていただくために、大津に就職し、働き、買い物、病院、そしてお帰りになって、地元にお帰りになって、そこに住んで自然の国土を保全していただく。そういうような役割を大津町が果たしていけるようなまちづくりを一つ一つ時間は長いんですけども、そういうようなやり方を大津町の生き方としてやっていければなというような形で、町民の人口は多いほうがこしたことないんですけども、コンパクトな大津町を今後つくっていければ自然とそのような素晴らしいまちづくりにつながってきやしないかなというような思いをしておりますので、一気にできないことでございますけど、その10年間の間に方向性がしっかりと見えてくれればなというような思いをしております。本当に議員各位の理解あるご指摘やご指導、感謝しております。今後ともよろしく願いしておきます。

○13番（永田和彦君） 終わります。

○議 長（桐原則雄君） これで本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後3時01分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成31年第2回大津町議会定例会会議録

平成31年第2回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第4日)

平成31年3月14日(木曜日)

| | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|---------------|
| 出席議員 | 1 番 三 宮 美 香 | 2 番 山 部 良 二 | 3 番 山 本 富 二 夫 |
| | 4 番 金 田 英 樹 | 5 番 豊 瀬 和 久 | 6 番 佐 藤 真 二 |
| | 7 番 本 田 省 生 | 8 番 府 内 隆 博 | 9 番 源 川 貞 夫 |
| | 10 番 大 塚 龍 一 郎 | 11 番 坂 本 典 光 | 12 番 手 嶋 靖 隆 |
| | 13 番 永 田 和 彦 | 14 番 津 田 桂 伸 | 15 番 荒 木 俊 彦 |
| | 16 番 桐 原 則 雄 | | |
| 欠 席 議 員 | | | |
| 職務のため出席した事務局職員 | 局 長 矢 野 好 一 書 記 大 塚 知 里 | | |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町 長 家 入 勲 | 会 計 管 理 課 長 坂 本 一 正 兼 会 計 課 長 | |
| | 副 町 長 田 中 令 児 | 総 務 部 総 務 課 主 幹 伊 東 正 道 兼 行 政 係 長 | |
| | 総 務 部 長 本 郷 邦 之 | 総 務 部 長 本 司 貴 大 兼 財 政 課 長 | |
| | 住 民 福 祉 部 長 藤 本 聖 二 | 財 政 課 長 本 司 貴 大 兼 行 政 推 進 係 長 | |
| | 経 済 部 長 古 庄 啓 起 | 教 育 長 吉 良 智 恵 美 | |
| | 土 木 部 長 大 田 黒 哲 郎 併任工業用水道課長 | 教 育 部 長 市 原 紀 幸 | |
| | 総 務 部 総 務 課 長 羽 熊 幸 治 選挙管理委員会書記長 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 荒 牧 修 二 | |
| | 総 務 部 財 政 課 長 白 石 浩 範 | | |

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

山部良二君。

○2 番 (山部良二君) おはようございます。傍聴席の皆様におかれましてもお忙しい中、お越しく
さり大変ありがとうございます。通告にしたがい、山部良二が一般質問をいたします。

本町では、どのような町にしていくかの道標として第 6 次大津町振興総合計画が策定されました。
本計画は、町政運営の総合的な指針と位置付けられる本町の最上位計画です。その後、都市計画マ
スタープランが策定されました。これを長期的な事業展開の指針として計画的に施策の推進を図ってい
かなければなりません。しかし、社会情勢の変化や三里木からの鉄道延伸などでますます不安定要素
が増していると考えています。

町長は、施政方針の中で、夢と希望が叶う元気大津を町の将来ビジョンとして掲げ、持続可能なま
ちづくりを目指す所信されています。持続可能なまちづくりとは何ぞやと言いますと、すべての人
が安心して暮らしやすい住環境や基本的なサービスを受けられる。そして、自然災害にも強く、社会
的弱者に配慮され、環境負荷の少ないまちづくりではないでしょうか。

また、持続可能なまちづくりを推進していくには財源が必要となります。そのためには、財政力指
数を上げ、本町を財政力の強い自治体に生まれ変わらなければいけません。

私は、大津町を強い自治体にするには、福祉・医療・子育て支援などの支出と同時に、地場産業の
振興も推進していく、これにより雇用が拡大し、消費需要も増大する。結果として、物品の生産が増
える。それにより、消費者一人一人に安心感が生まれ、事業機会の拡大がもたらされ、その結果とし
て、さらに雇用が拡大し、消費需要が増大するといった好循環が生まれると考えています。あえてい
いますと、行き過ぎた緊縮財政論が諸悪の根源だと考え、人、未来への投資を強く進めるべきだと思
います。緊縮策や身を切る改革では財源は生まれません。我が国のデフレ脱却が実現するまでは、地
方財政も借金返済を優先するのではなく、返済は借り換えなどで先延ばしにし、地域産業や人々にお
金が回ることを優先するべきです。市町村の税収は、住民税が多く占めます。子育て支援などの充実
などにより、生産力人口を増やし、町民の所得を増やし、消費を拡大させて法人の事業を活性化させ

ることが税込確保の道です。ですから、財政調整基金も貯め過ぎは不要であり、デフレ脱却まで取り壊して財源にすることも視野に入れるべきではないでしょうか。

以上の点を踏まえて、町長にお伺いいたします。

1、社会情勢の変化や三里木からの鉄道延伸などや周辺自治体との競争激化により、厳しい経営環境にさらされることとなる事業者（地域の中小企業）への支援策や活性化策が必要となってくると思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

2番目です。中長期的な視野に立った地域経済活性化のため、「新事業・新産業の創出」、「経営革新と産業人材の育成」、「地域商業・サービス産業の振興」などの本町独自の基本戦略はあるのかお伺いいたします。

3番目です。新規就農者支援体制の整備について、具体的な支援策をお伺いいたします。

4番目です。鉄道延伸（三里木）の影響で人の流れが変化し、本町の将来人口推計が悪い方向（人口流出）に向かう可能性も予測されます。若い人たちが地域定着・環流に向かう魅力的な仕事づくり・働く場が必要となりますが、現在の雇用促進策を強化する必要性があるのではないのでしょうか。

その4点に対してお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。本日の第1番目の山部議員の一般質問にお答えしたいと思います。

大津町の第6次振興総合計画に基づく産業振興関連等についてのご質問かと思っておりますけれども、まず心配されております阿蘇くまもと空港アクセス改善といたしましては、豊肥本線三里木駅から分岐して、空港へ延伸することで、JR九州と基本的な方向についての合意が県ではなされております。議員のご指摘のとおり、大津町としても社会情勢の変化と合わせまして、産業面全体にわたり懸念されるところであります。

これまで厳しい経営環境に置かれている事業者への支援につきましては、基本政策の工業の振興の工業立地支援の中で、中小企業の店舗や機械整備の利子補給等を行っております。

次に、新事業・新産業の創出につきましては、商業の振興の活性化支援の中で、商工会と連携し、創業の入門講座やセミナーを開催しております。

また、経営の革新につきましては、農業の振興の農業の担い手の育成の中で、大津町独自のスマート農業のプロジェクトを進めております。

次に、新規就農者支援につきましても、農業の担い手の育成の中で、相談事業と国の補助を活用した農業次世代人材投資事業等で推進をしております。

最後に、若者の雇用促進につきましては、工業の振興の人材確保の中で、企業連絡協議会や高校等との連携事業を行っております。

今後につきましても、地域経済の活性化、雇用の拡大を目指して、産業の創出を推進していきたいというふうに思っております。

それぞれの立場の中で、大変困っておられる状況、関連等もございます。そういう状況につきまし

て、担当部長より詳細を説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長本古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） おはようございます。ご説明申し上げます。

議員ご指摘のとおり、社会情勢の変化や周辺自治体との競争の激化により、産業への支援策や活性化が必要となります。

まず、商工会では、強みである「地域に密着した顔の見える支援」を行っております。具体的には、小規模事業者に寄り添って支援する伴走型小規模事業者支援推進事業を行っておるところでございます。商工会と連携する創業家支援につきましては、平成29年度には2件の実績があります。今年度も相談を継続している案件があります。その他にも専門家派遣及び金融相談など創業支援を強化しているところでございます。町は、事業のPRや相談者への引き継ぎ等を商工会と連携し、支援しています。

次に、企業誘致につきましてご説明申し上げます。

大津町は、自動車や半導体関連企業が進出し、熊本県の産業の拠点となっております。これら進出企業の関連企業や地場産業として多くの中小企業が立地し、本町の経済を支える大きな役割を果たしております。振興総合計画の施策の方針として、今後、交通の利便性や企業の集積など、大津町の特性に応じた新たな成長分野の企業誘致を目指すこととしております。また、その検討・実施にあたっては、県などの関係機関との調整のもと、必要に応じて用途地域の指定、基盤整備の実施を進める計画でございます。

新規就農者への支援体制につきましてご説明申し上げます。

農業は、思い立ってすぐに始められるものではなく、十分な準備と時間が必要となります。特に農業を維持していくためには技術や知識が必要で、農地取得等の準備が重要となります。そのため、県内におきましては、「農業を始めたい。」という方に対する専門相談窓口として、県庁内に新規就農支援センターを開設しております。また、各地域振興局農業普及・振興課や町の農政課、各農業団体等におきましても相談を受け付けております。なお、寄せられた就農相談につきましては、関係機関が情報を共有するとともに、連携・協力した相談会を実施し、就農までの支援策の検討と助言を行うなど、支援体制を整備しております。

新規就農者に対する支援策につきましては、就農までの支援と、就農後の支援の2つがございます。就農までの支援につきましては、農業次世代人材投資事業の準備型があります。これは熊本県の認定研修期間や農業大学校などで研修を受ける方で、原則として、就農予定時の年齢が45歳未満で、農業経営者となることに強い意志を有することなど、いくつかの条件を満たすことで、年150万円を上限に最長2年間の補助金交付を受けることができるなど、就農前の研修期の生活安定を支援しております。

また、就農後の支援につきましては、農業次世代人材投資事業のうち経営開始型により、独立・自営就農をする新規就農者が、市町村から青年等就農計画の認定を受け、認定新規就農者になるなど、いくつかの条件を満たすことで年150万円を上限に最長5年間の補助金を交付し、就農直後の経営

確立を支援しております。今年度の実績は、9経営体に補助をしており、さらに、認定新規就農者になることで、無利子の青年等就農資金や経営体育成支援事業などの機械導入補助事業を受けることが可能となるなど、様々な支援策を受けることができるようになります。

このように、新規就農を希望する方に対しては、県・町・関係団体などが連携を密にした支援体制を確立しており、就農相談に対して、いつでも支援が行えるよう準備をしております。

先ほど、町長からスマート農業につきまして答弁しましたが、現在、大津町では、進出いただいている多数の農業機械メーカーや、ネットワーク大津など、集落営農法人、JA、県と連携し、ドローンやロボット、AI、IoTなどの技術を活用した最適な技術体系を確立する実証研究を始めております。

最後に、企業等雇用対策につきましてご説明申し上げます。

平成31年1月の菊池管内の有効求人倍率は1.69倍です。依然として高率で推移しており、人手不足が続いております。町内の企業では、その対策として、より人手をかけない機械の導入が進められており、また、外国人労働者の雇用も増えております。大津町では、今後も外国人労働者が増加することを考慮し、住居や地域とのコミュニケーションを支援していきたいと思っております。

企業の皆様からの相談の中に、従業員の住まいの問題があります。通勤ができない人たちのために、町は空き家の改修や社宅の建設につきまして企業と相談していきたいと思っております。

次に、若者に対する雇用促進策につきましてご説明申し上げます。

大津高校、翔陽高校、大津支援学校や菊池管内の高校を対象に、町内にある優れた企業を紹介し、高校生の地元就職につなげ、将来は大津町に住んで家庭を持てるような施策を実施しております。

一つ目は、町企業連絡協議会の「企業と学校との情報交換会」です。企業連絡協議会71社の紹介と学校の就職担当者との情報交換を実施しております。

二つ目は、昨年から取り組んでおります「お仕事発見フェア」でございます。こちらは菊池管内2市2町で行っているもので、菊池管内の企業の紹介とプレゼンテーションを行い、仕事の内容や企業が求める人材を説明するもので、昨年は管内の高校2年生が360名参加しております。

三つ目は、町内高校生を対象とした工場見学会です。昨年は、就職希望の2年生130名が就職のミスマッチを軽減し、定着率の向上を目的に、町内の企業11社を訪問し、実際の仕事を見学しております。

このような事業を行った結果、今年度の大津高・翔陽高生の就職は、町内、県内に多数就職しております。特に翔陽高校は、県内企業への就職率が県内実業高校NO.1の86%でございました。

今後につきましては、子育てを支援し、教育に力を入れ、働く雇用の場を確保を目指して、関係者と相談していきたいと思っております。

また、製造業だけでなく、ソフトウェア関係などのIT関係企業も誘致し、若者定着につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 再質問させていただきます。

3点目の就農者支援と4点目の若い人たちの地域定着について、再度お伺いいたします。

今、聞いたところで、今現在は、就職率等もいいということですが、これからですね、今後、鉄道延伸等で人の流れが変わって、菊陽にも一つの光の森ができるようなことになれば、人口が流出する可能性もあるのではないかと思います、次の質問をさせていただきます。

総合戦略の中でも大津町の人口、活力を維持していくためには、若者の流入を維持すること。今後は、現在の企業と集積特性を生かしながら、継続して本町の企業と若者をつなぐ取り組みや地域性を生かした新たな産業を創出することなどにより、若者の移住・定住を維持、誘導していくとあります。ですが、他の市町村でも同じような総合戦略は掲げています。果たして、同じような戦略で若者たちは大津町を目指してやってきてくれるのでしょうか。例えば、空き家バンクや空き家リノベーション事業など、他市町村も掲げている施策だけで大津町が魅力的に見えるのでしょうか。どこの市町村もやっていないような新たな施策が必要で、そのことが若者の地域定着につながっていくのではないのでしょうか。

そのことを踏まえまして、次の点についてお伺いいたします。

1点目ですが、諸外国に比べ、日本では住宅補助制度が発達していないので、若者が一人で住まいを借りることが難しい状況となっています。年収200万円以下の若者が親元から離れられない現状があると思います。そこで、若い人たちが定住・移住していただくために、就労意欲のある低所得の若者を受け入れる単身用の就業就農支援住宅を低廉な家賃で供給する事業を計画してはいかがでしょうか。もちろん、就職し、経済的な基盤ができれば2年を目途に空き家バンク等に移っていただくような施策をし、本町の中小企業で働きたい若者たちに住宅を供給することで、企業誘致にもつながると考えています。

2点目です。若い世代が安心して就職、結婚、妊娠、出産、育児をしやすい社会をつくるには、社会保障が重要となってきます。急増する空き家など、町が借り上げ、就労意欲のある若者や低所得者、新規就農者、住まいを必要とする人々に提供する仕組みづくりを行います。もちろん、保証人や敷金、礼金は不要とします。また、新規就農者には、農地付き空き家を利用していただく制度づくりが必要で、さらには、住宅確保、要配慮者向けの賃貸住宅の供給促進計画の枠組み以内で月4万円の家賃補助の対象世帯をプラスする取り組みが必要ではないのでしょうか。

2点についてお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） 私のほうから2つご説明申し上げます。

まず1点は、就労意欲のある低所得者の若者を受け入れる単身用就業支援住宅を低廉な家賃で供給する事業計画を計画してはというところでご説明申し上げます。

就職活動を支援するための単身者向け支援住宅は大変よい提案でございます。しかし、未だ大津町では、住宅に困窮し、町営住宅を必要とする子育て世帯から高齢者までの幅広い世代の方々がいらっしゃいます。若者定着に向けた住宅につきましても、企業連絡協議会から意見を徴収しながら、若者

定着に向けて有効な手立てを考えていきたいと思います。

もう一つ、新規就農者に対して、農地付き空き家の定住支援につきましてご説明申し上げます。

近年は、不在地主の増加に伴い、管理者が不明確な農地や空き家が社会問題となっていることから、国土交通省では、地方における空き家対策としまして、平成30年に活用の手引きを作成しております。

今後の空き家の利活用、移住促進、新規就農支援の観点から、自治体が運営する空き家バンクと農業委員会の手続きを連動させ、空き家と農地がセットの場合、下限面積要件を100平米まで引き下げるといったものです。

現在、農地の取得にあたりましては、農地法で農地の権利移転に係る加減面積が5千平米と定められており、農業委員会の許可が必要となっておりますが、平成21年度の法改正により、地域実情に応じて町農業委員会が別段の下限面積を設定できることとなりました。

平成30年10月現在で32都道府県、153の市町村が取り組んでおり、全体の7割が100平米の設定となっております。

本町におきましては、空き家バンクの設立に併せまして、所管課である総合政策課、農地の取得の許可権者である農業委員会と連携を図り、先進事例も参考に新規就農者の支援を図りたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 空き家等を活用して、いわゆる住宅に困窮されている若者や外国人やいろんな方が安定して提供するようなシステムをつくってみたいというようなご提案かと思っておりますけれども、空き家バンクにつきましては、現在、不動産協会等に協定締結の、今、素案を提示をしているところでございます。理事会の意思決定を今待っている状況ですけれども、契約締結後にですね、今お話が出ました低所得者や新規就農者、また外国人等も含めてですね、そういう方々が入居しやすいような何かこう取り組みができないかについては、また、その後に協議をですね、させていただきたいということで考えております。

住宅確保の要配慮者向けの賃貸住宅、いわゆる住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進、これに関しましては、県がですね、今年3月末に供給計画を今策定しているというところでございます。その県の計画を元に市町村におろすということで聞いておりますので、その後、市町村の計画を定める予定になっております。民間のいわゆる賃貸住宅を公営住宅並みに下げて提供するようなシステムで、それについて国あたりがですね、ある程度支援をしていくというような内容になっておりますので、民間賃貸に関わる問題でもありますので、今後、先ほど空き家バンクの後に協定の締結についてですね、お話を申し上げましたけれども、不動産協会等の意見をですね、聞かせていただきながら方向性についてもまた検討させていただきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） ぜひ今言った、住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給促進、進めていただきたいと思います。

最後に1点だけ、総合戦略の中にも仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む好環境を確立するとあります。何度も言いますが、移住・定住促進と安定した雇用の創出が鍵となります。そこで、中小企業、農業経営など、地域産業の振興を加速するため、地域の特性に応じた産業政策や中小零細企業者支援、推進する取り組みが必要であることから、本町の責任は、大企業、銀行の地域貢献等を明記した中小企業地域振興基本条例を策定する必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） ご説明いたします。

中小企業地域振興基本条例は、中小企業基本法に基づく、地方公共団体の特性に応じた中小企業に関する施策でございます。

熊本県におきましては、熊本市、八代市など幾つかの市町が制定しております。熊本市におきましては、経営向上、経営改善などの中小企業者の努力や事業活動に伴う中小企業者との連携を大企業の役割としており、一方で、行政の役割として、中小企業振興施策の効果的な実施のための連携を掲げております。大津町における条例の制定につきましては、中小企業者の状況や震災からの復興状況、メリット等を様々な角度から検証を行い、研究させていただければと思います。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） ぜひよろしく願いいたします。

最後に、身を切る改革で財源を生み、福祉を充実すると緊縮策に発した大阪府の政策は実らず、財政の硬直化が進み、経常収支比率は100%を超え、平成29年度には105%となり、全国平均の94%と比較すると高い水準にあります。実は、100を超えているのは全国で唯一大阪府だけなのです。もう一度言います。緊縮策や身を切る改革では、財源は生まれません。人、未来に投資することが肝要ではないでしょうか。

では、次に入ります。

振興総合計画の中に、男女共同参画の促進とあり、審議会や各種団体と連携しながら子どもから高齢者まで幅広い世代の交流を通して、意識の啓発を行い、男女共同参画を推進しますとうたっております。しかし、WEFによる男女格差の度合いを示すグローバル・ジェンダー・ギャップ指数で調査対象となった149カ国のうち、日本は111位と落ち込んでいます。前年度より4ランク浮上したものの、依然として総体的に男女平等が進んでいない経済圏の一つとして、厳しく指摘されています。経済的機会の分野の評価では、収入の男女格差が大きいこと103位、や管理職ポジションに就いている男女の人数の差が大きいこと129位、などが大きく影響しています。日本では、女性を積極的に登用する制度を打ち出すと、決まって適切な人材がいらないから登用していないだけ、女性に下駄をはかせるのかといった声があがりますが、東京医大の入試で女性差別がありました。これは男性社会の罫に見えてしまいます。上智大学の三浦まり教授のレポートを引用すると、日本社会は、家事や育児、介護などの責任を主体的に負わない人をモデルとして組み立てられ過ぎていると言われております。政治でも、企業でも公的領域と私的領域を完全に切り離して物事を進めていくのがプロであるといった暗黙の了解がまかり通っている。ケア労働は、女性が無償でやってきたものという意識が根強いのか

ら賃金も低く抑えられているとあります。だからこそ意思決定の場に女性が増えていけば、これまで当然とされてきたそういう意識も変えていける可能性があるかとレポートされています。実際、この議場を見れば一目瞭然ではないでしょうか。

それでは、質問に入らせていただきます。

1 番目です。女性職員の活躍の推進に受けた数値目標の達成状況は。2、男性の育児休暇の取得率とイクボス宣言の取り組みは。3、男女共同参画推進体制の目標の達成状況は。また、行政区嘱託員 区長等の女性登用状況をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 山部議員のご質問にお答えしたいと思います。

少子高齢化社会の進展や社会経済情勢の急速な変化の中で、女性の積極的な社会参加が重要な課題と、これまで国や県、町において様々な取り組みが進められてまいりました。大津町では、平成13年より男女共同参画推進プランを策定し、5カ年ごとに計画の見直しを行い、現在は第3次男女共同参画推進プランとして男女が共に安心して自分らしく生きられる社会の実現のための施策を実施してきました。

また、平成23年2月には、町民と行政が連携・協同して、男女がお互いに人権を尊重し、性別に関わりなく個性や能力を発揮できる社会を実現するため、大津町男女共同参画都市を宣言いたしました。さらに、平成27年4月には、大津町男女共同参画推進条例を策定し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにし、さらなる政策を総合的かつ計画的に進めているところです。しかしながら、男女の固定的な役割分担意識など未だに慣習として残っている状況にありますので、今後につきましても、さらに、家庭、地域、学校、職場などあらゆる分野において、男女共同参画に係る啓発を進めてまいります。

状況等について、担当よりご説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 山部議員のご質問の中で、数値目標の達成状況等の部分につきましてご説明を申し上げたいと思います。

まず、議員ご質問の女性職員の活躍の推進に向けた数値目標の達成状況でございますけれども、平成28年度に大津町における女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画というのを策定しておりまして、女性職員の活躍の推進について数値目標を定めております。その中で、一つ目の採用関係でございますけれども、目標としましては、平成32年度までに女性の採用試験の申込者数及び受験者数の女性割合、これについて過去5年間の平均である35%から、これを40%以上にするという目標に掲げております。目標の達成率ですが、申し込み、受験割合ともに、平成29年度採用は、目標値40%を達成しているものの、それ以外の年度については達成ができていないという状況もあります。結果、期間内の達成を目指し、今後も引き続き取り組みを行ってまいりたいと思います。

次に、2点目の目標であります、配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係でございますけれども、目標としましては、平成32年度までに、管理的地位にある職員、いわゆる部長、課長、審議員でご

ございますが、及び課長補佐、主幹、係長に占める女性割合を、平成26年度の実績である17.6%から25%以上にすることを掲げております。

これにつきましては、平成28から30、各年度とも目標達成には至っておらないという状況です。3カ年の平均も9.6%ということで低い水準となっております。課長補佐、主幹、係長に占める女性の割合につきましては、平成28年から30年の各年度、17.6%は上回っているもの、これも目標達成には至っておりませんで、3年間の平均割合も20.8%となっております。しかしながら、平成30年度の課長補佐、主幹、係長に占める直近の女性の割合でございますけれども24.1%となっており、管理職登用を見据えた登用と人材育成を今後とも引き続きやってまいりたいと考えております。

次に、3つ目の目標であります、家事、育児をしながら活躍できる職場環境の整備でございますけれども、この目標につきましては、32年度までに育児休業を取得する男性職員の割合を2割以上にすることを掲げております。

計画後、平成28から30年の3年間でございますが、男女あわせて延べ23名が育児休業を取得する中、男性職員の取得者は1名のみとなっております。過去3年間の取得率の平均割合としては4.4%となっております、目標には遠く及んでいないと状況でございます。

次に、2点目のご質問でございます、男性育児休業の取得率とイクボス宣言の取り組みについてでございますけれども、男性の育児参加につきましては、町振興計画や男女共同参画プランと連携を図りながら、職員が安心して育児参加ができる環境や雰囲気づくりに努めてまいりました。しかしながら、男性の育児休業の取得につきましては、先ほど申し上げたとおり、1件の取得実績はあるものの、熊本地震や人口の増加、また権限移譲等に伴う行政需要の大きな伸びなどもございまして、実際に制度があっても男性が育児休業を取得しづらい状況にございます。

男性の育児休業につきましては、先ほど申し上げましたように、1名だけ1年間の育児休業の実績でございますけれども、過去3年間では平均4.4%となっております、これも達成には遠く、目標には及んでおらない状況です。

平成26年に連合が公表した調査結果によりますと、男性の育児休業が阻害される要因としては、1位が代替職員がないということ。それと、2位が経済的な負担、そして3位が職場の理解がないということがあげられております。1位と3位が職場に関する要因でありますことから、男性職員の育児休業を促進するためには、職場の環境改善が重要であると考えているところでございます。

一方で、妻の出産の付き添いに伴う休暇につきましては、平成29年には7人おりまして、これは対象職員の70%です。31年2月末にも3人ございまして、これは対象職員の5割になりますが、男性職員も付き添い関係ではですね、制度を利用してございまして、短期間であればこういった育児参加に対しては抵抗感が薄く、積極的な姿勢が見受けられるというふうに感じております。

このようなことを踏まえまして、育児休業につきましても1年でなくともですね、短期間な、これは最小では1日という取り方も可能でございますので、そういった取り組み推進の第一段階として、意識の高い職員に短期間の育児休業や年次有給休暇等の取得などについて働きかけを行いながら、実

績を重ねることで、男性職員の育児参加への免疫を本人や職場、そして双方に付けることができ、職場の取得しづらい雰囲気緩和を図ることも可能かと考えているところでございます。

また、イクボス宣言につきましては、職場で共に働く部下や同僚のワークライフバランスを応援し、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司や管理職のことを指しておりますけれども、県でも同じような取り組みでよかボス宣言というような取り組みをしております。この取り組みをした自治体は13市町村となっております。本町のよかボス宣言については、熊本地震等とですね、職員の長時間労働や上司の周囲の働き方に対する価値観や男女の役割分担に関する意識など、職場の理解や雰囲気づくりなどの課題も多く、よかボスの取り組みについては、今、遅れている状況でございます。

先ほど申し上げました、短期間の育休とかですね、そういうことの取り組みによって、まずは職場の雰囲気の情勢を図っていくことで、男性が子育てに参加しやすい職場環境の整備に今後も努めてまいりたいと思います。

3点目の男女共同参画推進体制の目標の達成状況、それから、行政区嘱託員区長さんの女性登用状況についてお答えをいたします。

男女共同参画推進体制では、庁内推進体制の強化、それからリーダーの育成等々の目標を掲げているところでございますけれども、その庁内推進体制の強化の中で、女性の各種委員会とか審議会における女性委員の登用率を2020年度までに3割を目標に進めておるところでございますけれども、本年度までで今22.2%ということで伸び悩んでおるところでございます。行政区嘱託員、区長会とも現在女性は2名ということで、地域のまとめ役という立場で女性の割合が、ここについてはちょっと際立って低いという状況でございます。

これらを阻害する要因としては、やはり男女があらゆる分野で平等になるための意識を改めることが重要でありますので、多様な意思や政治や社会の政策、方針等に公平・公正に反映がされますように、今後とも女性の声が町政に届きやすくなるよう、庁内における審議会等への登用等につきましてもですね、引き続き取り組んでまいりたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 1点だけお伺いいたします。

やっぱり職場の理解、これが一番だと思いますので、その辺の考え方を改めていただきたいと思います。改めて、ジェンダー・ギャップをなくし、女性が輝く社会づくりを推進しなければいけません。その取り組みをお伺いいたします。簡潔にお願いします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） まずは、職員の研修の中でですね、特に管理職、よく職場の環境の中でやはり取りやすい環境が一番かと思っておりますので、そこらあたりですね、いろんな制度等の利用についての推進を研修等で進めていきたいということで考えております。

それから、ジェンダー関係ですけれども、男女共同参画プランの中にLGBTとか、最近ではソジ(SOGI)などの表記についてがございましたけれども、これらにつきましても、今は表記されてお

りませんけども、さらに男女共同参画の考え方を進めていく中でも大事な啓発の一つかと思っておりますので、これについても努めて推進していきたいということで考えております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 今後ますます取り組みを加速するとともに、共に女性職員の人材ループが十分でないと言い訳をせずに、女性幹部職員の登用を積極的に進めていただきたいと思っております。

では、次の質問に入ります。

県は、三里木駅から空港まで高架を主体とした新路線として整備し、県を中心に設立する第三セクターを建設し、路線など設備や車両を所有する。そして、運行や保守点検はJR九州に委託する。ここで問題なのはですね、JRとの協議で、熊本駅から空港までの直通運行することを検討する余地を残していると言っていることです。ということはですね、三里木～大津間の減便の可能性が残されたままであるということです。ですから、本町をあげて粘り強く要望していく必要があります。また、熊本地震で部分運行が続く南阿蘇鉄道が22年度を予定する全線復旧を見据えた提言が必要になってくるのではないのでしょうか。高森町、南阿蘇村、そして地震によって不通が続く豊肥線に関する阿蘇市も巻き込んで、阿蘇・大津地域の観光振興の起爆剤となるような提言をするべきではないでしょうか。

これらのことを踏まえて、3点について提言いたします。

県もJR九州も減便ありきで考えていないと説明していますが、県に対して絶対に減便しない確約を取るべきではないでしょうか。

2点目、車両点検等でアクセス鉄道の車両が豊肥線に乗り入れるなら、大津方面へ乗り入れ、できれば三里木～肥後大津間複線化し、空港から阿蘇・南阿蘇鉄道への直通列車運行、特急列車や観光列車を走らせることを県に提言するべきではないでしょうか。

3は、スポーツの森新駅の設置を改めて提言いたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山部議員の空港アクセス関連でもう皆さんご承知のように、12月、県から、そして我々も1月24日、説明会で検討し、また、1月31日には議会と一緒に各団体とともに、JRや県や関係団体のほうに大津を基点にと、分岐をお願いしたいというような要望をしっかりとやってきておるところでございますが、その後、県が2月の21日にJRとのアクセス鉄道整備の基本的な方向性に合意したとの発表があったところであります。

議員のご質問にありますように、今回の空港アクセス鉄道の整備につきましては、県は、減便ありきでは考えておらず、肥後大津・阿蘇方面の豊肥本線利用者の利便性維持のために、豊肥本線への乗り入れはしないと発表されておりますが、特段の事情で豊肥本線への乗り入れを検討する場合は、設備改修などの負担の一切を県が負うという事項も合意内容でございますので、この場合においても肥後大津・阿蘇方面への利便性の維持は確保することですので、利便性維持は約束された形にはなっているものと認識しておりますが、将来にわたって利便性が維持確保できるよう、議員のご提案の乗り入れに伴う引き込み手法や豊肥本線の一部複線化なども含めて提案として検討し、必要な要望や

協議は、県、ＪＲに対しても、町としても利便性の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、議員のご提案のような豊肥本線の一部複線化などによる肥後大津・阿蘇方面へのアクセス整備を含めた観光振興も重要だと考えておりまして、今回、県とＪＲなどの関係機関に提出した要望書の中でも、今回の空港アクセス問題は、単に大津町だけの問題ではなく、肥後大津駅を中心に考えてみたときに、大津町は阿蘇・南阿蘇地区や山鹿・菊池地域をはじめ、隣接県にも向かう県北部観光の重要な位置にあり、利便性が高い公共交通のアクセスポイントになっていることなどを訴えております。さらに、この問題は、大津町を結節点として接続する阿蘇・南阿蘇地域や山鹿・菊池地域などの産業や観光の振興に関わる重要な問題でもあり、これらの地域との連携が必要だと考えておりますので、県に対しても県北地域の振興を担う県北広域本部にもその支援をお願いするなど、要望をしておるところであり、今後もしっかりと意見交換をやっていきたいと考えております。

そのほかにも、今月には南阿蘇鉄道再建の関係について、副知事をリーダーとしながら高森、南阿蘇、山都町、西原、大津というような関係で会議を開いておりますので、日ごろからこの豊肥本線関連等についての早期復旧と南鉄との絡み、それから、この大津関連についてもお話をやっておるところでございますので、マイナスにならないようにしっかりと取り組みを、意見をさせていただきたいというふうに思っております。

最後に、スポーツの森駅への新設置でございますが、今まで多くの住民や議員の皆さんから提案をさせていただいております。本当にこの新駅についても、ＪＲについてしっかりと要望をしてきたところでございますけれども、なかなか厳しい状況でございますので、やはり方法として、今後、都市マスタープラン等を基にした土地利用の見直しの中で周辺地域の開発やスポーツ文化コミッションによる運動公園の利用者などの状況をみながら、ＪＲ九州に新駅設置について協議を今後もっていければというようなことで考えております。現在につきましては、大変厳しいＪＲの状況でございますので、周辺の環境整備を進めながら、今後、ＪＲをお願いしていければなというふうに思っております。

再度、担当部長のほうより詳しくご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） ご説明申し上げます。

ただいま、町長の答弁にもありましたように、空港アクセス鉄道の整備につきましては、県のほうとしましては、豊肥本線への乗り入れはしないとの方針をだされておりました、空港方面への乗客は、一旦三里木駅で乗り換える形になり、通行車両は、空港と三里木駅間をピストン輸送するイメージかと思われま。しかし、議員がご指摘されております空港アクセス鉄道の車両基地の位置次第では、車両点検目的での豊肥本線への乗り入れも想定されます。また、この場合、三里木駅からの分岐に関して、車両引き込みの方法などによっても状況が変わってまいりますので、この点につきまして、県の交通政策課に確認しましたところ、具体的な鉄道整備や車両の運行方法などはこれからＪＲと協議を行っていく事項であるということで、現時点では決まっていないとの回答でございました。また、ＪＲ九州のほうにもお尋ねしましたが、豊肥本線への乗り入れはしないと県からは聞いており、利便性は確保されるものとＪＲとしても考えているということでございましたので、今後も利便性は

確保されるものかと考えているところでございます。仮に、豊肥本線に乗り入れになった場合なども想定すれば、議員ご提案のような豊肥本線の一部複線化や行き違い設備の設置などによって、空港駅から肥後大津・阿蘇方面への乗り入れも可能になり、大津町や阿蘇や南阿蘇方面への観光振興につながるよう有効な方法の一つではないかと考えられますので、今後、アクセス鉄道の整備に関する様々な情報を把握しながら、必要な要望を行うなど利便性の確保のための対応を検討してまいりたいと考えております。

また、新駅の設置に関してでございますけれども、JR九州からは、現状の周辺状況や町運動公園スポーツの森大津の利用状況では、新駅設置は困難と言われておりまして、現在の利用者数が年間スポーツの森が約13万人でございます。これに対しまして、県民総合運動公園は年間約100万人の利用があるようでございます。また、運転免許センターもございますので、全体の利用者数はさらに多いと予想されます。また、新駅が請願駅扱いとなりますと新駅設置の費用のすべてが基本的には町負担になるという財政的な課題もございます。そこで、今後、都市計画マスタープラン等を基にした土地利用見直しの中での瀬田駅周辺の開発や、スポーツコミッションによる町運動公園の利用者増など、十分な利用客が見込めるようになり、新駅設置の必要性が高まってきました時期にJR九州に新駅設置についての協議を行っていきならばと考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 1点目、2点目についてですが、重ねてお伺いいたします。

減便を私がなぜ心配するかといいますと、アクセス鉄道が将来的に豊肥線に乗り入れる可能性が高いと考えるからです。根拠としては、車両のメンテナンスは4種類あります。仕業検査、交番検査、要部検査、全般検査です。仕業、交番検査は、アクセス鉄道内で検査できるかもしれませんが、3番目、4番目の要部検査、全般検査は、車体を解体し、部品ごとに検査します。ボルト1本からばらして検査いたしますので、これを九州でできるのは小倉工場だけしかありません。ということは、必ず豊肥線に乗り入れが必要となってきます。ですから、これをですね、豊肥線を熊本方面に乗り入れ線をつくった場合ですね、こういうときに熊本市民から熊本駅から熊本空港までの直通運行に対する要望があれば、すぐにでも熊本市民の要望に応えることができるんです。ですがですね、これは本町としては、このことを先ほどから言ってますように、ネガティブに捉えずに、ピンチをチャンスに変える提言をしていかなければなりません。ですから、何度も言いますが、豊肥線に乗り入れる場合、肥後大津方面に乗り入れ線を設置するように強く要望するべきです。熊本方面の乗り入れがあっても構いませんから、大津方面にも乗り入れ線を確保してもらおうと、それを提言するべきではないでしょうか。大津方面に乗り入れが可能になればですね、熊本空港から肥後大津までの普通列車、そして、熊本空港から阿蘇・南阿蘇鉄道への直通列車が運行できればですね、となればインバウンド経済効果は絶大だと考えております。そして、今まで福岡空港を利用して福岡回りで観光に来られていた外国人観光客の皆様も直接熊本空港に来て、列車に乗ったら南阿蘇・阿蘇に行ける。これはですね、人の流れが劇的に変わると私は思っております。

3点目についてです。やはり先ほども言いましたけど、人の量が少ない。それは鉄道がないから少

ないわけで、スポーツの森新駅設置はやっぱり本町の経済活性化の起爆剤になり得ると思います。そのためには、肥後大津～立野間の電化が必須ですが、電化を目指しますと莫大な予算、費用がかかり、ハードルが高くなります。予算やエコの観点から、私はBEC819系電車、通称デンチャの導入を提案いたします。デンチャとはですね、蓄電池駆動対応電車で、非電化区間も走行できる電車です。1回の充電で条件にもよりますが90キロの走行ができ、10分で急速充電が可能だそうです。これは立野駅に充電施設を設置すればすぐにでも対応できます。デンチャは、ほぼ電車と同じ性能ですので、ディーゼル車に比べスピードアップにつながります。

以上の点について、町長の見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 今、ご提案いただきました件につきまして、特に小倉工場でしかできないというそういう専門のやはりものがあるというのも初めて今回聞かせていただきました。そういったことであれば、当然乗入れの可能性が非常に高くなるというようなこともございますので、こういった情報等につきましてですね、今現在、議会の議員の皆様方、それから各種関係団体の皆様方と前回協議をさせていただいて、今後の要望等についてどういうものが必要なのかというようなお話し合いをさせていただきましたけども、今日聞かせていただきました内容等もですね、次回の会議の中で、前回はまだたき台という段階でございましたので、提案事項の中にどのように盛り込んでいくのか等々も含めまして、後段で言われました、いわゆる充電式の電車ですね、この点も含めまして、全体的にどういった要望をしていくかという中でたたいていかせていただければと考えております。

○2番（山部良二君） 以上で終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

11時10分より再開します。

午前10時59分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） おはようございます。議席番号1番、三宮美香です。少し風邪をひいておりますので、お聞き苦しい点があるかもしれません。申し訳ありません。通告にしたがい質問させていただきます。

質問は、教職員の働き方改革を進めるサポート体制づくりです。

まず、昨年、平成30年7月に働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律、働き方改革推進法が成立されました。この法律の成立により、関連する労働基準法などが規定が大幅に改正されることになりました。これらの改正に関する内容は多岐にわたっており、早ければ今年、平成31年4月から適用となる内容も盛り込まれています。改正に関する主なポイントは、一つ、有給休暇の取得義務化、二つ、同一労働、同一賃金制度の導入、三つ、時間外労働の上限規制などが挙げられ

ています。学校における働き方改革についても、中央教育審議会でも議論が行われ、今年1月に答申が取りまとめられました。学校関係者や保護者、地域の方への学校の働き方改革の趣旨、目的などを広く知ってもらうために、公式プロモーション動画も作成されています。教育委員会ももちろんご覧になっていると思います。大津町議会では、昨年3月に同僚議員2人から教職員の働き方改革についての質問がされています。その時に、大津町における教職員の超過勤務の状況を月80時間を超える者が、小学校で7.6%、中学校で33.1%、月100時間を超える者が小学校で1.7%、中学校で19.8%と説明をされました。学校における一般的な勤務開始時間は8時15分、終了時間は16時45分です。しかし、17時前に帰る先生を見かけることはまれです。朝の登校指導、夕方の下校指導をすることで、朝夕1時間ずつ時間外勤務をすることで、1日2時間、時間外勤務をしたことになり、20日間、約1カ月と換算すると40時間、時間外勤務をすることになります。1日2時間、時間外勤務をしても40時間なのに、先ほどの説明しました80時間を超えるということは、1日4時間、時間外勤務をするか、土日に必ず出勤するということになります。100時間を超える先生がいるのだということにも驚きました。質問に対して、教育長は、「教職員の超過勤務については、その実態を踏まえ、校内における業務の役割分担の見直しと業務遂行の効率化を図り、具体的な削減目標の設定などを通して業務の総量を削減するなど、働き方改革をさらに推進したい」と回答されています。また、「教職員サーバーを活用し、町内の教職員が作成した教材や指導案の共同利用のためのデータベースの整備を図りたい」とも回答されています。

これらは、子どもたちへの高い教育を提供するために必要かつ大切な内容ですが、決して一朝一夕に解決できるものではないため、それぞれの実施項目と効果のある期間連続して集めておくことがPDCAを高速に回して改善していくためにもとても重要だと考えます。

また一方で、例えば、教職員の病気時の対応についても、この冬のインフルエンザの大流行の影響を受けて教職員がきちんと休みが取れていたのか。また、その間の授業はどうされていたのかなど、教職員の休業への対応が不十分のように感じたという意見をいただいています。

児童生徒の場合、インフルエンザは出席停止になります。発症後5日を経過し、かつ解熱後2日経過するまでは出席停止扱いです。

以上のことから、1、昨年度の超過勤務の状況と今年度の状況の比較。2、具体的な削減目標とはどんなものだったのか。3、実態を調べた結果、超過勤務の原因となる要素は何だったのか。4、教材や指導案を共同利用することで、どの程度の効果が得られたのか。5、教職員がインフルエンザに罹患した場合の対応の5点を質問します。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） おはようございます。三宮議員の教職員の働き方改革を進めるサポート体制づくりについての質問にお答えいたします。

町教育委員会といたしましても、学校現場における働き方改革につきましては、大津町の教育推進における課題の一つと位置づけております。今年度は、町内校長会と町教育委員会が連携し、働き方改革ワーキングを立ち上げました。超過勤務時間の削減を中心に取り組みを検討及び実践してまいり

ました。

ワーキングチームでは、月ごとの超過勤務時間の状況を町内校長会で確認しながら、共通実践の検討をしてまいりました。具体的には、各学校少なくとも月2回の定時退勤日を設けること。1カ月の超過勤務時間が小学校80時間、中学校100時間を超過する職員に対しては、校長が面談を行い、校務分掌の見直しなど必要に応じた指導や措置を講じること。週休日及び祝日に業務を行う場合は、業務内容や必要な時間を含め校長の許可を得ることなどの取り組みを始めました。また、超過勤務時間の多くを占める保護者対応につきましては、学校における電話対応時間の設定や小中学校運動部活動の指針等の周知を、大津町PTA連絡協議会とも協議し、保護者や地域に対し、文書にてお願いをしたところです。このことで、深夜に及ぶ保護者からの電話やメールは少なくなったと報告を受けております。

超過勤務時間の削減につきましては、中学校においては効果が出ておりますけれども、小学校においては、まだもう少しのところでございます。

今後とも教職員のさらなる意識改革とともに、様々な視点からの具体的対策を検討し、継続しながら改善していかなければならないと考えております。

今年1月には、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について、中央教育審議会から答申が出されています。今後は、この新たな方針を踏まえながら働き方改革を推進していく必要性を感じております。

これまで取り組んでまいりました成果等につきましてはご質問いただいておりますので、数値によるデータも交えながら、その詳細を担当部長から説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） おはようございます。最初に、①昨年度の超過勤務の状況と今年度の比較についてご説明いたします。

本町教職員の昨年度の超過勤務の状況は、先ほどありましたように、月80時間を超える者が小学校で7.6%、中学校で33.1%となっています。また、月に100時間を超える者が小学校で1.7%、中学校で19.8%という結果でございました。

これに対しまして、今年度は、月80時間を超える者が小学校で9.8%、中学校で26.1%、月に100時間を超える者が小学校で2.1%、中学校で12.4%という結果でございます。

超過勤務の割合は、小学校において低く、中学校において高い状況でございます。また、小規模校より大規模校が、また、教頭及び主幹教諭等において超過勤務が多くなる傾向がございます。昨年度と比較いたしまして、小学校における割合は若干増えておりますが、中学校におきましては、昨年度を大きく下回っております。今後は、同じ学校内で教職員間における超過勤務時間の差も見られるため、各学校の校務分掌を見直すことや業務の効率化を進めていく必要があると考えております。

次に、②の具体的な削減目標についてご説明いたします。

このことにつきましては、まず、大津町振興総合計画の中で、教職員の業務負担を軽減し、教職員が児童生徒に向き合う時間を確保するとともに、教職員の健康を保持するため、校務支援ICT化の

推進、学校における業務の見直しと勤務時間の適正な管理を進めていくこととしております。

このことを踏まえまして、校長会と連携して行っております、働き方改革ワーキングの中で、目標設定をいかに行っていくか検討してまいりました。大津町小中学校の教職員の超過勤務状況を、継続し客観的に見ていくものは何であるかを検討した結果、まずは過労死ラインとして設定がなされている超過勤務が月に80時間を超える教職員の削減ということを目指し取り組むことといたしました。先ほども触れましたが、中学校におきましては大きく前進したところでございますが、小学校においては課題が残っております。

また、教育長からもありましたけども、今年1月には、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について、中央教育審議会から答申が出され、超過勤務時間の上限が設定されました。その中では、1カ月の超過勤務時間の上限が45時間、1年間の超過勤務の総時間が360時間を目安にするとされております。これまでの目安から大幅に低い設定がなされており、今後、管理職のみならず、教職員一人一人が自覚し、推進していけるよう、学校現場はもちろん、保護者、地域とさらなる連携を図り取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、③の超過勤務の原因となる要素について説明いたします。

昨年度から月80時間以上の超過勤務を行っている教職員の主な業務内容についても毎月調査をしております。その内容を見てみますと、学習教材づくり等の授業準備、校務事務、保護者対応、部活動が主なものになっております。保護者対応につきましては、先ほど教育長からもありましたように、学校における電話対応時間を設定し、設定時間内で電話連絡等行っていただくよう、大津町PTA連絡協議会と連携し、文書にて協力依頼を行いました。その後の効果につきましても、学校に調査をして実態の把握を行ったところであり、多くの学校におきましては、設定時間外での対応が減少し、その効果が現れております。しかし、学校によりましては変化が見られないところもあり、継続した啓発が必要と考えております。

また、中学校におきましては、部活動での対応も多い結果となっております。昨年7月に課題となっております、中学校部活動の適正な運営を目的に「大津町内中学校における運動部活動の指針」を作成し、指針に基づいた運営を行っているところでございます。

次に、④の教材や指導案を共同使用することについての効果についてご説明いたします。

昨年、学校共有サーバーの中に「大津町小中学校教材等共有フォルダ」を作成しました。小中学校それぞれに各教科及び領域毎に共有し、使用できる学習ワークシート、参考となる学習指導案、板書等に必要な学習カード等の教材を格納しており、教員は必要な教材を自由に使用することができます。しかし、まだ格納されている教材が少ないこともあり、活用の頻度もそれに比例し少ない状況にございます。今後も継続し、使用可能教材の提供を呼び掛けていきたいと考えております。

最後に、⑤教職員のインフルエンザに罹患した場合の対応についてご説明いたします。

昨年11月からの教職員のインフルエンザ罹患者についての調査結果を見てみますと、3カ月で15名の教職員が罹患し、医師の診断のもと10名が5日間、3名が4日間、1名が6日間、週休日及

び祝日を入れての休暇取得、残り1名は年末年始休暇中の罹患となっております。

教職員におきましては、児童生徒とともに、集団で長時間に亘り行動するため、インフルエンザを含めた感染症に対し、その予防には児童生徒とともに心がけているところであり、教職員の健康管理につきましては、働き方改革を通して推進しているところでございます。

インフルエンザに限らず、教職員が出勤できない場合は、時間割の入れ替えを行い、対応できる職員が授業等を行うなど、各学年で、また学校全体でのサポート体制づくりに心がけているところでございます。まずは、全教職員が十分に休養をとり、体調を整えたうえで勤務していただくことが大切であると考えております。

全教職員が心身ともに健康な状態で児童生徒に関わっていくことは、より大きな教育的効果が得られると思っております。今後とも継続して働き方を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 再質問です。

昨年度の状況と比較して、多少の変化があったことはとてもよかったと私も少し安心しました。いろいろと考えていただいたんだなとは思いますが、ただ、業務の効率化や業務内容の確認など、大きな言葉でまとめられてしまっていて、少しごまかされたような感じが見受けられたので、具体的に確認をしたいと思っております。

具体的な削減目標について、先ほどお話がありましたが、例えば、千葉市教育委員会は、2021年度に教員一人当たりの時間外勤務を月10時間以上削減する数値目標を設定したと、日本教育新聞に2月4日付けの日に書いてありました。先ほどの教育委員会からの説明だと、上限ばかりを説明されていたように思います。上限ではなくて、具体的にどのような目標を立てるか、それをきちんと明確にすることで、見せることで一人一人の考え方に繋がっていくのではないのでしょうか。

そこで、もう一度、削減目標として具体的に、どのように考えていらっしゃるのかをお尋ねしたいと思っております。

それから、実態を調べた結果、超過勤務の原因となる要素のところで、保護者対応の電話対応などがPTAなどの協力により大分減りましたということがおっしゃいましたが、学校を留守番電話にしたところで、結局、先生方の携帯電話にラインや直接電話でつながってかかってくることもあります。また、学校のほうから保護者のほうへ連絡をするときにも、やはり時間外に携帯電話でかけることもあります。そこら辺はどのようにお考えでしょうか。私の知り合いも土日にも必ず確認をするべきことではない、緊急性ではないことでもやはり先生に連絡をされているというのを聞いたことがありますので、そこら辺をもう一度確認したいと思っております。

まずは、その2点についてお尋ねします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 再質問のほうにお答えしたいと思います。

まず、1点目ですけども、今年度、80時間ということで上限をですね、設定したところで、この

設定につきましては、先ほど言いましたように、ワーキングチームの中で過労死という部分の上限というところで、今回は、今年度設定させていただいたところでございます。また、このワーキングにつきましては、引き続きですね、次年度についても継続して働き方改革についてはですね、取り組む予定でございますので、その中で、また、今後新たな方針等も出ていますので、そういったところも含めてですね、新たな削減目標あたりは検討させていただきたいというふうに思います。

それと保護者対応の件で、なかなかその先生方へのですね、連絡等は減らない部分もあるということでございますけれども、こちらについては、先ほど申しましたように、保護者向けにですね、願いをさせていただいたところでございます。こちらについてもできるだけですね、緊急的なもの以外についてはですね、勤務時間ということで協力のほうをお願いしたところでございますので、こちらについても引き続き継続してですね、新年度についてもまた保護者向けにそういったところで、できるだけ緊急的な以外なものについては業務時間内ということで、お願いのほうを引き続きしていきたいというところで考えております。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 今の2点についてはわかりました。

あともう一つ再質問がありました。学校が教育活動に専念するための支援体制の構築として、業務をきちんと洗い出して企画し、見直していくことというものがあります。先ほど小学校で80時間、中学校で100時間以上超過勤務をした職員とは、校長が一人一人面談をしましたというようなお話がありました。果たして、そこできちんと業務の洗い出しができていたのでしょうか。教師の長時間労働を是正するためには、単純に考えますと、人員を増やすか、業務を減らすしかありません。人員を増やすための財源がないというのであれば、やはり業務を減らすしかないということになります。運動会や音楽会や合唱コンクールなど、または卒業式、入学式の練習などは削減する余地がありますが、当たり前だと思ってやっているものを点検することも必要ではないでしょうか。教員個人でも学級通信の頻度や分量を減らすなど、こだわりやそうするべきであるというべき論を捨てるのが働き方改革の第一歩になると思います。そのようなお話は各学校ではなされているのでしょうか。

また、先ほど財源がないというのであれば業務を減らすしかないというふうには言いましたが、東京都教育委員会は、教員の働き方改革を進めるために、2020年度に教員の業務を多方面から支援する財団を設立するそうです。教員OBや地域の人々を登録して、学校へ派遣する人材バンクの設置や事務処理、トラブル解決などにあたりと書いてありました。東京都教育委員会内部とは別に都内に施設をつくるそうです。こちらも日本教育新聞2月4日付けのものに書いてありました。

大津町も学校協働推進連携本部などいろいろなところで取り組みをなされてきていると思いますが、例えば、先ほどお話したインフルエンザについてですが、先生が、担当の先生が不在の間、やはり授業の組み替えがうまくできなかった場合は進まないこととなります。進まない場合、やはり困るのは児童生徒になります。また、進まないのがわかっていたら先生方もゆっくり休むということではできないのでしょうか。先ほど数値では表せましたが、確かに、これは休んでいるように見えますが、土曜、日曜も含まれたお休みだと聞いています。きちんと完治をしていないのに出勤をすることで、

先生が媒体になり、インフルエンザを広めてしまうということにもなりかねません。きちんと先生方が休みが取れるようなサポート体制もつくるべきではないでしょうか。多分、大津町では、お金をかけなくてもサポート体制がつくれる、そういう人脈が今つくられてきていると思いますが、そのことについてはどう思われますか。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 再質問にお答えいたします。

1点目が、校長の面談あたりを通してということでは話があったと思います。当然、超過勤務が長い先生におかれましては、例えば、部活動であったり、先ほど言いましたけども、保護者対応であったり、いろんなケースがございます。そういった部分をですね、校長先生が先生方と面談しまして、その原因となるもの、改善できるものは改善ということでお話をされております。学校の中ではですね、そういった中で、いろんな行事等がございます。そういった行事の見直しでありますとか、例えば、職員会議、こういった部分の回数を減らしたりとか、あるいは先生ごとにいろんな役割がございますけども、そういった中で見直しとか、そういったところでですね、改善をされているというふうな状況でございます。

それと、先生方の業務を減らすために今後どのような部分に進めていくかということでございますけども、先ほどの中教審の答申の中にも、先生方が今やられている部分で、先生方以外が担うべき業務であるとか、そういったところがですね、うたわれておりますので、そういった部分については、今後地域ですとかですね、そういったところの役割あたりも必要になってくるかと思っております。それについては、また今後、そういった地域との連携あたりも含めてですね、推進していかなければならないというふうに思っております。

それと、インフルエンザ関係で、授業の対応ということで、先ほど言いましたように、現在の中では、代わりの先生、授業をちょっとずらして代わりの先生が授業を見るなりとかですね、そういったところを対応しているところです。この授業の中に、その地域の部分をちょっと入れられるかというのは非常に難しい部分がございますので、学校の中でできるだけそういった協力体制が取れるようなですね、組織づくりについても今後検討していければというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 資格がないものにやはり授業に入るのがいかななものかというようなお話ではありましたが、私は看護師なので、看護師ではなく看護婦だった時代にすべてのことを看護婦がやっていた時代でした。ですが、そこにクラークが入り、介護福祉士が入り、多岐に亘る業務を分業できるようなものが入って、今はそれが当たり前になっています。きっと学校もそのように開かれてっていくのではないかと思いますので、今後も先生方の働き方改革を進めることにあたっての質問は続けていこうと思います。

終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後1時より再開します。

午前 11 時 39 分 休憩

△

午後 1 時 00 分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、永田和彦君より早退の届出がっておりますので、報告申し上げます。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 皆様、こんにちは。傍聴者の皆様もお越しくございありがとうございます。それでは、お許しをいただきましたので、議席番号4番、金田英樹が一般質問をいたします。

今回は、通告書に記載のと通りの2点です。どちらも時期を捉えるという観点から都市計画及びふるさと納税について伺います。

それでは、早速、1点目の今後10年に向けた大津町の都市計画戦略に関する質問に移ります。こちらは、補助資料として都市計画マスタープランの図面を一部お付けしておりますので、適宜ご覧いただければと思います。

熊本空港へのアクセス線が三里木駅からの分岐延伸となることが県、JR九州間で合意されました。新路線沿線の住宅・商業地域開発などの方針は示されておりましたが、いずれにしても移住や観光面など当該路線新設による本町への影響は少ないと思われます。一方で、国道443の4車線化や、中九州横断道路の開通及びインターチェンジ設置など明るい話題もあります。当該道路の開通によって利便性が高まることで企業誘致や町外からの誘客、町の住宅、人口増など様々な好影響も期待できると考えております。そのほかにも菊陽町の工業団地造成、不通となっているJR豊肥本線の状況、空港の民営化、新庁舎建設など、内部、外部の環境双方に様々な変化が見込まれます。多くは10年前後、あるいはそれよりも短い期間での完成が見込まれ、今後の都市計画においては、こうした諸々の動きを追い込むことが不可欠であると考えております。

以上を踏まえまして、次の内容について、町長の考えを伺います。

1点目は、中九州横断道路インターチェンジを生かした企業誘致及び北部工業団地の新設についての考えを伺います。税収増に向けても、人口増に向けても企業の誘致、働く場づくりは最も有効な取り組みの一つです。以前より町へは多くの企業から用地の相談があるものの、なかなか企業の要望にあう土地を紹介できていないという状況もございいます。

2点目は、杉水のインターチェンジ及び空港への好アクセスを生かした、国道443沿いへの海外を含む町外民の誘引・消費が期待できる特異性のあるモールの誘致についての考えを伺います。当然、誘致は相手ありきであり、かつ、当該地域は農業基盤整備を行っているため、土地利用に関しても障害があります。しかし、当該エリアは、空港やインターチェンジからのアクセス、さらには、商圏ベースでみても商業店舗にとって非常に魅力的で一考の余地があり、可能性があれば積極的なトップセールスを行っていく価値があると考えております。図面で言いますと、このすみません、わかりにくいんですけど、右下の赤枠のあたりになります。これは都市計画マスタープランでも書かれているところですので、そこも含めてご説明いただければと思います。

3点目は、不通となっているJR豊肥本線（阿蘇方面）の早期開通及び南阿蘇鉄道と交わる立野駅までの電化に向けた関係自治体との連携です。JRとの折衝や多額な必要コストもあり、大変難しい問題ではありますが、南阿蘇村、阿蘇市、豊肥本線への南阿蘇鉄道の相互乗り入れを目指している高森町など、近隣の利害関係自治体と具体的な協議をする考えはないか伺います。

4点目は、新駅設置が計画されている熊本県民総合運動公園とスポーツの森の連携によるシナジー、相乗効果発揮に向けた県との協議を行う考えはないか伺います。豊肥本線の三里木からの分岐延伸の目的の一つには、県民総合運動公園へのアクセス向上及び同所のさらなる利活用があります。一方で、大津町では、つい先日、町長を会長とした肥後おおづスポーツ文化コミッションが設立され、今後は、本町の文化やスポーツ資源を活かした取り組みが一層活発に行われます。仮に、スポーツの森駅ができれば2会場での大会実施など、連携効果も高まると思われますが、同駅の有無に関わらず、同会場の予備会場あるいは日程などの条件が折り合わない団体等に積極的にスポーツの森を紹介してもらうなど、県との連携、協力に向けた協議を行ってはいかがでしょうか。

5点目は、新庁舎と駅南北商店街のエリアマネジメント及び公民連携による賑わい創出についてです。これは公民連携によるまちづくり、オガールプロジェクトを10年がかりで進めてきた人口3万3千人の岩手県紫波町の取り組みを参考にしたものです。オガールプロジェクトとは、何年も塩漬けにされ、日本一高い雪捨て場と野次されていた駅前の町有地の活性化を公と民の連携で進めた取り組みです。2017年4月に最後のエリアの整備が終了した紫波町オガールには、全国から多数の視察者が訪れ、全国の視察ランキングでも直近2年連続で総合1位となっています。私も昨年11月に視察をしましたが、賑わいのある大変魅力的なエリアだと感じました。このエリアには、役場の庁舎を中心に保育園や紫波町子どもセンター、小児科クリニック、病児保育施設、キッズ英会話教室が入居し、新たな町の子育ての拠点となっています。また、人気のパン屋やアウトドアブランドなどのショップもオープンし、そのほかにもプロジェクトの本格始動から10年で、広場や図書館、役場庁舎、バレーボール専用体育館、ホテル、分譲住宅などを次々と整備しています。この動きを一言で表すと、役場庁舎を含めたエリア内の施設の相乗効果によって賑わいを生んでいると言えます。今回、特に強調したい点は、当該エリアの使い方です。このエリアでは、バーベキューや花見、ピクニックなどができるようになっており、スポットでは結婚式などのセレモニー、イベントが催されるなど、公民が連携した様々なソフト面での仕掛けによって、当該エリアを盛り上げる動きがあります。その結果、単なる雪捨て場でしかなかった当該エリアは、10年間で年間100万人が訪れる場所となっています。縷々お伝えしましたが、私は、今回の提案によって、ハード面の整備を提案しているわけではございません。先ほど述べたとおり、紫波町では、公民が連携することによって賑わいを生み出し、人を呼び込み、そこからさらなる賑わいを生み出す好循環を生むことに成功しております。

大津町の新庁舎は行政単独で建てられますが、当該エリアは駅に隣接しており、空港からもほど近い場所にあります。また、南北には商店街が広がっており、立地的にはこの上ない条件が揃っております。新庁舎の完成にあわせて、紫波町の取り組みも参考にしながら、商店街をはじめとした民と連携することでここに大きな賑わいを呼び込み、計画づくりを進める考えはないか伺います。

最後、6点目は、北部・南部・中部をつなぐ公共交通体系についてです。

先日、町主催の校区别的意見交換会においては、エリアに関わらず、今現在、そして、近い将来の移動手段に対する不安や要望が多く出されておりました。町の年代構成を見ますと、今後10年のうちに公共交通の必要性は大幅に増加するものと思われまます。現在は路線廃止などへの対処法として乗合タクシーのエリア拡大などを行っているという認識です。一方、公共交通に関しては、利用者はコミュニティバスと乗合タクシーの併用や柔軟性の高い、長い時間帯での運行など、利便性が高ければ高いほどありがたいものです。しかし、当然ながら実現には多額の費用が必要なため、現実的には費用効率やサービス選択の視点も不可欠です。こうした背景を踏まえ、10年先を見据えた公共交通体系をどのように考えるか伺います。

なお、乗合タクシーの利用者数増に伴い、コストが増加していることも踏まえ、以前提案したコンピュータシステムにより、乗合率や利便性を向上させるオンデマンド交通システム導入を再度検討する考えがないかを併せて伺います。

以上、町長の答弁を求めます。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の今後10年に向けた大津町の都市計画戦略についてのご質問かと思ひます。

議員のご質問の中で、今後10年間というのは大変な時期でございますし、また、これをどういう形で戦略をしていくかによって将来の大津町の方向が決まってくるんじゃないかなというような思ひもしております。今年度、都市計画マスタープランを策定し、20年後を見据えた都市計画行政の指針を策定しておりますが、その中の全体構想で「まちづくりの方向性」として、拠点市街地の機能強化とネットワーク機能の強化の取り組みを行うとしており、実現化方策の中で、まちづくりの実現に向けた取り組みを行っております。

また、熊本空港へのJR延伸が三里木駅からの分岐となり、大津町への影響は少なくはないと思ひられます。分岐に伴う本線の減や空港ライナーの存続については、JRや熊本県には要望を行っていくところでございます。

最初にご質問いただいた、中九州横断道路のインターチェンジを生かした企業誘致と北部工業団地の設置については、町が工業団地を整備するとなると、多額の費用と時間が必要となり、企業が立地するまでに人と時間がかかるなどのリスクを伴うため、また、過去の反省を踏まえ、現時点では、工業等の振興奨励補償金などを活用し、民間主導での企業誘致を進め、道路等のインフラは町で整備を進めたいと考えております。

2番目に、杉水における325のインターチェンジから空港までのアクセスを生かした地域でのモールの誘致についても、交通の利便性を生かした拠点形成の検討を振興計画、都市マスに掲載しております。図面においては、左側の右下の丸で囲んでおるところを予定をしておるところでございます。

3番目の熊本震災後に不通となっておりますJR豊肥本線の復旧と電化についてでございますが、これは南阿蘇鉄道の復旧との関係もございまして、今後も阿蘇・南阿蘇地域の沿線自治体と連携し

て、まずは路線の早期復旧と運行再開をJR九州に要望し、電化区間の延伸についても具体的な課題を関係自治体と共有しながら研修していきたいというふうに思っております。大津町におきましても、南鉄の株主であり、取締役に参加し、協議を進めておるところであります。復旧についても、県の副知事のもとに、関係自治体で推進を図っておりますので、いろんな形で今後ご相談をする機会がたくさんありますので、そういう中で大津町についての立場も、あるいは南鉄の復旧と阿蘇への関連の電化関連等についてもしっかりと協議をしていきたいというふうに思っております。

4番目ですが、熊本空港へのアクセス線が三里木駅から分岐延伸とされることにより、町の影響は様々なものがあると思われれます。今後は、熊本県民総合運動公園で開催のスポーツ大会やイベントなどと連携を図り、交流人口の増加や経済的効果を生む施策を検討いたします。

5番目では、全国には賑わいづくりに成功した事例はたくさんあり、その中で参考になるものを取り込みながら、新庁舎と阿蘇くまもと空港駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進めてまいります。

最後に、町の公共交通体系についてでございますが、都市マスタープランにも拠点市街地の機能強化と合わせた交通ネットワークの機能の強化を掲げておりますので、今後、具体的な交通モードや路線による交通ネットワークの具体的な案づくりを進めてまいりたいと思っております。

詳細について、担当部長よりご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 私から、最初の北部工業団地とモールの誘致についてご説明させていただきます。

町長の答弁にもありましたとおり、平成29年度に大津町振興総合計画が策定され、それを受け本年度、都市計画マスタープランを改定し、おおむね20年後の大津町の都市計画行政の方針を策定いたしました。しかし、近年は社会情勢の変化が早く、状況に合わせた見直しが必要と考えております。今回の都市計画マスタープランは、5年ごとの国勢調査や都市計画基礎調査に基づき中間評価を行い、おおむね10年を目途に見直しを考えております。

都市計画マスタープランでは、中九州横断道路沿線について、立地ポテンシャルを生かした商業・工業などの利活用の検討を行います。

本田技研工業熊本製作所の西側付近は、用途地域の見直しを行い、民間での企業誘致の誘導を行い、今議会で提案させていただいておりますように、道路整備にかかる町道の認定などのインフラ整備については、町で整備を行う計画でございます。

次の空港へのアクセスを生かした国道443号に隣接し、交通の利便性の高い地域拠点を整備するため、拠点開発事業の検討を行うことができると考えております。

しかし、国道443号の沿線については、農地が広がっており、農用地区域の農地を除外する必要があります。農振の除外には、農用地区域以外の土地を選定できない明確な理由や除外に要する規模の明確な根拠などが必要となる上、農地転用の許可見込みについても必要となります。

また、大型ショッピングモールを誘致する場合、都市計画法により、床面積が1万平米以上の大規

模集客施設について、用途地域の指定が必要であり、その前提として県が作成する都市計画区域マスタープランの変更を行い、その中で大臣の同意が必要となります。そして、県が行う関係市町村との広域調整手続きも必要となります。このように、法的に数多くの課題をクリアすることが必要となっております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） ご説明申し上げます。私のほうからは4番目の熊本県民総合運動公園とスポーツの森の連携につきまして、5番目の新庁舎と駅の南北の商店街との連携による賑わい創出、この2点につきましてご説明申し上げます。

まず、熊本県総合運動公園で開催のスポーツ大会などと連携することにより、スポーツの森大津のさらなる利用促進や、スポーツ大会来場者の宿泊、飲食を通して町の経済的効果を生むことが考えられます。また、JRの三里木駅からの空港への分岐延伸は、熊本県総合運動公園の活用促進を促すものと考えられます。本年11月に熊本で開催される女子ハンドボール世界選手権大会やラグビーワールドカップのような世界大会の規模でなくても、国内の大きな大会が熊本で開催される可能性は十分あると考えられます。先日設立しました、肥後おおづスポーツ文化コミッションの次年度以降の計画の中にも、スポーツ大会の誘致活動が盛り込んであり、県の情報と町を相互に交換することで、相乗効果が生まれるものと思います。今後は、阿蘇くまもと空港やJR豊肥線の利便性の高い交通機関を活用すると同時に、県の情報収集やスポーツコミッションとの連携を図りながら、仕組みづくりを検討していきたいと思っております。

次に、公民連携による賑わいの創出につきましては、厳しい財政状況の中で地域の活性化を考える自治体は少なくないと思われ、岩手県紫波町で行いました、公民連携の地域活性化の手法は成功例の一つだと考えられます。

大津町におきましては、役場新庁舎の建設に伴い新庁舎の周辺は大きく変化し、周辺整備の中には、旧道沿いに「まちかど広場」が設置され、イベントや地域での活用が考えられます。また、駅の北・南で結成されました2つの商店街では、街あるきを検討したり、秋のイベントを実施したりと大変活動が活発化しているところでございます。

第6次大津町振興総合計画の商業の振興の中でも、阿蘇くまもと空港駅を中心としたコンパクトなまちづくりの推進を施策の方針で掲げていることから、今後は駅周辺の商店街などと連携しながら、駅を中心とした一体感のある地域活性化や賑わいづくりを公民連携で形成していくことを検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 公共交通関連についてご説明させていただきます。

まず、JR豊肥本線の現在の復旧状況でございますけれども、大津町に開設されておりますJR九州豊肥本線復旧事務所によりまして、現在、肥後大津～立野間を先行して復旧工事を行っており、進

捗率も上がってきているとのことですが、復旧の時期や運行再開の時期はまだ未定ということ
で明らかにされておりません。また、JRとしましては、阿蘇駅までの復旧工事が完了してから肥後
大津間の運行を再開させたいとの意向もあるようでございます。特に、豊肥本線の寸断は、大津町に
とっても瀬田駅が使えなくなっておりますし、阿蘇地域の観光振興にも大きなマイナスの影響が出て
おり、これらは共通の課題でもありますので、阿蘇や南阿蘇の沿線自治体とも連携しながらJRや国
に対して早期の復旧を要望してまいりたいと考えております。

また、電化についてでございますけれども、これは大津町を含む熊本都市圏と阿蘇地域のアクセス
向上が重要な要素になるかと考えております。特に災害復旧工事が行われております南阿蘇鉄道の車
両の豊肥本線への乗り入れや豊肥本線が立野まで電化された場合の効果などについて、高森町と南阿
蘇村が今共同で調査検討されているようでございますので、これらの状況、結果も見ながら、連携で
きる部分については連携をしてまいりたいと考えております。

最後に、北部、南部、中部をつなぐ公共交通体系の構築につきましてですが、今年度は、路線バス
の廃止と合わせた乗合タクシーのエリア拡大に取り組んでおりますが、都市計画マスタープランにも
拠点市外地の機能強化と合わせた交通ネットワーク機能の強化を図ることとしておりますので、特に、
今後少子高齢化、人口減少等も進んでまいりますと、やっぱ周辺部については、移動手段等の確保等
がなかなか容易にならないというような部分も出てまいりますので、そういうことも踏まえ、
導入する交通モード、コミュニティバスだとか乗合タクシー等や、またこれらの運行路線をどのよう
にするかなども含めて検討しながら、公共交通網の具体案づくりを進めてまいりたいと考えていると
ころでございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度、意見・質疑させていただきます。それぞれさせていただきますが、まず
1点目の工業団地関係なんですけども、こちら今までも何度もご提案というか、意見させていただ
いております。町としての方針としては、基本的に工業団地は以前失敗したというか、長く埋まらな
かった経緯もあり、そういったリスクを踏まえると、町が工業団地を造成するのではなく、民間のほう
に用地、こっちも協力しながら用意していただいて、町はそこにインフラ面での支援をしていくとい
うお話だったかと思えます。ただ、しかしながら、こちら何度もお伝えしてはいますが、現況として
はここ何年間の間も、企業さんのほうから毎月、毎週のように土地を探すようなお電話があると伺っ
てます。ただ、そのまとまった土地が用意できなくて企業さんのほうには紹介できていないという実
情もございます。ですので、そのリスクをトップとしてなかなか取れないというのはもちろんわかり
ます。それは住民の方に何かあったら負担はかかってしまうので。ただ、やはり地域の企業の社長さ
んだとか、あるいは、町の幹部の何人の方とお話する中でも、結果論とすれば10年前に着手してお
いて、ただ、地震もあったけど、今はもう埋まっていたかもしれないというお話でございました。も
ちろんそれは結果論でありまして、その取った結果によって失敗した可能性もあります。ただ同じよ
うに企業の方々と話すと、前回の南部工業団地が埋まらなかった理由というのが、やはりおっしゃら
れるのが場所ですね。アクセスがあまりよろしくはなくて、水の問題もあって、あそこにつくられ

でもなかなか入るのは難しいと。ですので、もっと利便性の高い場所では違うのではないかと、そういうところの失敗から学んで生かすようなことを行政はやってほしいという声がありました。もちろん立地がよくなると、初期コストも高くなるわけではございますが、そういった面だとか、あるいは、今の菊陽の工業団地造成の動きだとか、そういった外部環境なり、地域の声なりを聞きながら、聞いているとですね、どちらかというとならないことありきのように聞こえるんですよ。そうではなく、結果としてやらないほうが良いという結論になるかもしれないですけど、前向きに、県なり、地域の現状分析なり、あるいは、もう少し幅広く、今、大津町内の企業さんでも工場を広げたいだとか、支店出したいと声も聞いておりますので、そういった声を聞きながら、前向きな議論をする中で結論を出せないかというところを改めて伺いたいと思います。

2点目が、こちらのインターチェンジ、モールの件なんですけど、こちらはもう意見で構わないんですけども、町長の話の中から、町長としても都市計画マスタープランの中で盛り込んで、モールの位置は考えているというお話がありました。ちょっと一言お聞きしたいのは、十分考えておられると思いますけども、おそらく光の森のゆめタウンのようなものを同じように誘致しても競合してしまうだけと個人的には思っております。地元の企業さんとも競合もありますので、例えば、もっと細かい分析は必要ですけども、アウトレットモールだとか、あるいは大型の企業向けのスーパーだとか、そういった特異性のあるモールというところで、個人的には意見させていただいたところです。

3点目に関しまして、このJR豊肥本線の早期開通、電化に向けて関係自治体との連携というところで、こちら同僚議員のほうから午前中にお話もありましたが、まあ開通するのであれば、できれば電化でできるような議論を進めていただきたいなと思っております。その中で、デンチャと言って充電式の電車の話もありましたけども、こういったものもJRのほうは十分、JRの物なんで承知していると思いますけども、こちらからもいい案をいただいたので投げかけながらやっていただければなど、聞きながら感じたところです。

4つ目のスポーツの森駅との連携によるシナジー発揮に向けた県との協議に関してですけども、こちらがですね、ちょうどスポーツ文化コミッションが立ち上がりまして、やはり大事なのは、頭のスタートダッシュのところだと思うんですよ。最初の、今回は国への助成金の申請の話もありまして、急いだ部分もあって、計画がまだ柔らかい部分もあるように感じました。ですので、こちらもう早急に町長がトップなのもありますし、計画をしっかり練って、この県との連携も含めて話を進めていただければなど思っております。

最後、5点目は飛ばしまして、6点目について、一部答弁が漏れておりましたので、私が多分数年前にご提案したやつなんですけども、東京大学とかがやっているオンデマンドのシステムというところで、コンピュータで、あるいはスマホなりで入力する。あるいは、そのパソコンの前にオペレーターを1人配置して、これはタクシー会社さんに委託してもいいんでしょうけども、することによって、機械で自動的に理想的なルートだとか、ピックアップの順番だとかを決めて、それで乗合率を高めると。5人運ぶのに1台ずつ使うと、その分町が補てんする人間も増えますので、それをなるべく2台だとか、3台とかで回していくという、そういったものを系統的に計算してやるようなシステム

でございます。導入コストもそれほど高くはございませんので、前回の提案の際には、今の利用状況ですとなかなかその導入コストと維持費用があわないというお話だったんですけども、利便性を高めるためにも、費用対効果を高めるためにも再度検討してみたいかという提案でございます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） まず、1点目の工業団地につきましてご説明申し上げます。

今、企業の皆様とお話する中で、一番やっぱ心配な面につきましては、アメリカと中国の貿易摩擦について、よくお話をされます。それともう一つ、最近新聞に載っておりますけれど、もうそろそろ景気後退に入ったのではなからうかなというのがよく新聞や、本当に今出てきておるところでございます。戦後最長の景気がずっと伸びている中で、もうそういう時期にひょっとして入っているんじゃないかなという話を今聞いているところでございます。そういうところを勘案しまして、今の段階では、その工業団地の進出については、大変厳しいかなというところでは話は今しているところでございます。

それと、あと併せまして、スポーツコミッションにつきましては、今、これから事業計画で補助金申請をしておりますけれども、県との連携につきましては、ぜひもう新しい、新年度からにつきましてもう入れていこうというところで検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） モールについてご説明させていただきます。

どんな業態の方がお出でいただくかは別としまして、不明でもございますが、現状としては、先ほど申しましたように、法規制をクリアするのが一番であると、大きな課題があるというのが現状でございます。また、我々職員も、皆様同様、町長を先頭に10年後、20年後を見据え、いかに大津町を発展させていくかを目指し、仕事しております。また、今後も同じように10年後、20年後の大津町の発展を目指しながら仕事をしていきたいと思っておりますので、どうぞ皆様のご協力をお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） まず、電化、それから午前中もありました電池式の車両の導入等に関する部分でございますけども、これにつきましては、協議の場がございまして、高森、それから南阿蘇、大津も含めましてですね、南阿蘇鉄道再生協議会というものがございます。こちらの中で、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、電化をした場合の効果などについての調査、検討がされておまして、今度、この会議が3月の末にございます。多分ですけども、この電化に関するある程度の効果等については、結果が出たのではないかとちょっと推測しているところですけども、そこらあたりですね、どういった形で電化等を進めていったほうが一番採算ベースにあうとか、その辺の説明等もあるかと思っておりますので、その協議の場ですね、話を聞かせていただきながら考えていくべきものかと考えております。

それから、乗合タクシーの関連のオンデマンド交通システムの導入の件ですけども、先ほども申

し上げました、今後、人口減少等が進む中で、北部あたり高齢化率が80というようなところもありますし、まちづくりの懇談会の中で、特に北部、南部の地域においてはですね、やっぱりどうしても集落自体の存続なり、生活が成り立たない、コミュニティも成り立たないと、そういう中で、やっぱり大事な移動手段ですね。まずは、どこに生活をしていても、安全な医療が受けられて、買い物に行けて、そして、その集落にいながら、その中で生きがいがあって、運動ができたり、集う場があったりとかいうことが最低限必要なものかと考えておりますので、そういった意味では、移動手段というのは非常に大事なものになりますので、今後、その乗合タクシー等をですね、拡大していく中で、今、現在3社のタクシー業者のほうで、今乗合を回しておりますが、現在の、今回、内牧環状線を廃止して、南部一部加えましたけれども、そこまではですね、現行のシステムの中で対応が可能と聞いております。ただ、これをもう少し拡大をするということになりますと、今の現行システムでは不可能だということ聞いておりますし、また、オペレーター確保も当然出てくるというようなことでございますので、議員ご提案のオンデマンドの公共交通システムにつきましては、これらの、いわゆる乗合の地域の拡大ですね、これとあわせる中で、当然、検討を、そこも視野に入れた検討も必要になってくるかと考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 今後のまちづくりに関してましては、町のほうでももちろん振興総合計画なり、今回の都市計画マスタープランなりつくって、様々な要素を織り込みながらやっているのは重々承知しております。ただ、例えば、今回で言いますと、本当にタイミングの問題で、急遽出た話なので、例えば、空港への三里木からの分岐延伸などは、都市計画マスタープランには、基本的には盛り込めておりませんし、そのほかにも菊陽の工業団地の話だとか、なかなかそこに載ってこない要因も様々にあると思います。その中でももちろん読めるもの、読めないものもあると思うんですけども、織り込めるものは、ここの外側でももちろんやっていかれると思うんですけども、しっかりと織り込んで、かつ予想できないことがあったときにもしっかりと対応していく。そして、今回の特に空港への三里木の分岐延伸に関しては、同僚議員の方からも、住民の方からももちろん心配の声が非常にあがっております。だからこそ、この流れをプラスに転じて、共栄できるような流れ、あるいは、この443の4車線化や中九州横断のインターチェンジなどのプラスの要因を生かす企業誘致なのか、あるいはモール誘致なのか、そういった複合的な相乗効果を生めるような時期を捉えた取り組みをより一層、私も考えて行きますので、一緒に考えていければと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

それでは、2つ目の質問に移ります。

2点目は、ふるさと納税の規制強化に合わせた町の新戦略の質問です。

2019年、ふるさと納税返礼品の還元率3割超え、または、地場産品以外を返礼品としている自治体は寄附控除の対象から外れるという法改正が予定されております。正式決定はまだですが、当該法案が通過すれば、本年6月1日より適用される見込みです。この規制化によって、社会全体としての納税額は減額に転じるかもしれませんが、還元率を遵守している本町にとっては朗報であると考えております。ふるさと納税の動向をみると、現在は、返礼品に加えてAmazonギフトを送る泉佐野市へ

の寄附が2018年度は360億円を超える見込みであるなど、返礼率の高い自治体に寄附も集中する傾向にあります。しかし、返礼品の価格帯が、還元率が統一される今後は、いかに寄附者の興味・共感を得るための発信力・アイデアを高めていくか。あるいは、どういった層に強くアピールしていくかなどの行政マーケティング戦略が一層重要となり、時流に乗ることで大幅な税収増も期待できると考えております。

以上を踏まえ、次の内容についての町長の考えを伺います。

1点目は、商品の一層の充実化及び魅力的なパンフレット等の作成をする考えはないか伺います。

こちらは、通告書に記載の②から④を進める上での前提とも言えます。現在、大津町では、主に民間のふるさと納税サイトを活用して寄附獲得につなげております。もちろんこの取り組みも有効であり、効果を上げておりますが、商品の一層の充実を図りながら、その魅力を十分に伝えるパンフレット、あるいは冊子を作成する考えはないか伺います。

2点目は、町出身者からの寄附拡大に向けた取り組みを強化する考えはないか伺います。

対象者への多様なアプローチについては、以前も提案しましたが、それ而言えば、大津町出身あるいは居住歴のある方、また、単純な切り分けはできませんが、場而言えば、成人式、同窓会で帰郷中の方や、各地県人会のアプローチ等が考えられます。さらに、少し露骨かもしれませんが、転出手続きのタイミングでご案内するなどの手法も一考の余地があるように思います。また、郷土を応援する具体的な用途指定の充実については、本町に必要な取り組みであることを前提においた上で、多様な用途指定のメニューを設定すれば、より多くの寄附につながるものと思われ、さらに、町民が共感する内容であれば、その町民一人一人が強力な広報主体になることも見込めます。例えば、将来大津町に戻ろうと考えている層にとっては、長期的に持続可能な住環境づくりの視点に立った寄附の選択メニューは魅力的でしょうし、単身赴任で住民票を移している若い層にとっては、子育て支援に関わるメニューが魅力的かもしれません。結果、多くの寄附を集めることができれば、町のサービスもよりよいものになります。

3点目は、新設の「肥後おおづスポーツ文化コミッション」との連携など、町の交流人口（ファン）からの寄附獲得の考えを伺います。

交通の要衝で各種スポーツ大会なども開催される大津町には多くの方が訪れます。特に、先日、新設された、先ほども触れた町長が会長を務める肥後おおづスポーツ文化コミッションの設立記念講演においては、リピーター獲得のためにも来町者へのおもてなしが大切だというお話がありました。取り組みとして、相性もよいと思いますので、積極的な連携を考えてはいかがでしょうか。

④の内容にも関係しますが、例えば、寄附の用途指定にコミッション振興を加えれば、同団体の寄附獲得に向けたインセンティブにもなり、町としてもスポーツ資源やおもてなしの向上を図ることにつながります。

4点目は、委託及びインセンティブの設定によってふるさと納税のさらなる活性化を図る考えはないか伺います。

宮崎県新富町のふるさと納税の取り組みを検索すると、ふるさと納税2年で4倍、高額返礼品に頼

らない宮崎新富町の商法という言葉が躍っておりました。同町では、人口約1万7千人の自治体で、観光協会から鞍替えした地域商社、公有財団が町からふるさと納税の運営事務局を受託しています。同団体は、強い地域経済をつくることをミッションとし、特産品の販売と人材育成が業務の軸です。特筆すべき点は、新富町からふるさと納税の運営事務局を受託するにあたり、ふるさと納税受入額の6%を運営費用として受け取っている点です。この仕掛けによって、地域の主産業である農業を盛り上げつつ、自分たちの財源を増やすためには、農産物の商品力と販売力を高めなければならないという確たるインセンティブが働いています。また、民間であるがゆえに、例えば、特定農家のつくる果物が見た目も味もよければ、その農家から商品を多く買い取って、詰め合わせのセットで返礼品をつくるなど、平等・公平が求められる行政にはやりづらいつり組みも取り入れながら、マーケティング戦略に則った取り組みを実行しています。結果、2016年度に約4億300万円だったふるさと納税の受入額は、公有財団初年度の2017年度に9億3千万円と倍増しています。さらに、2018年度は20億円前後まで増える見込みであり、町の農業、産業を活性化させながら、町の財源を増やし続けています。

本町では、受け皿となる団体をどこにするかなど、様々な課題もあり、すぐにとはいきませんが、地場の民間企業や団体の全部、あるいは一部委託をまずは検討、研究してみる考えはないか伺います。

以上、町長の答弁を求めます。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員の天津町のふるさと納税関連等についての提言でございますけど、昨年度からふるさと納税専門業者との業務の委託契約を結びながら専用サイトからの申し込みやクレジットカードやコンビニでの支払いができるようにいたしまして、また、返礼品の拡充も行い、初期の4品から現在では30品以上が登録されておりますので、今年度は3千700万円以上になるかと見込んでおります。さらに、新年度からは、ふるさと納税の専用サイト利用を一つ増やす予定でありまして、新年度予算に計上して、お願いをしております。専門業者の宣伝力を生かしてさらなる拡大につなげていきたいと考えております。

天津町においては、制度開始当初から返礼割合3割以内を守って実施してきました。今後も返礼品につきましては、総務省の定める条件の範囲で、より充実を図ってまいります。また、パンフレット等の作成については、コスト面を含め、より宣伝効果の高いPR方法を考えながら検討してまいります。

次に、町出身者からの寄附拡大について、町出身者が集まる県人会などのイベントにおいて、より積極的に寄附をPRしてまいります。

続いて、肥後おおづスポーツ文化コミッションとの連携につきましては、今後コミッションが展開する事業の中で、ふるさと納税とどのような連携ができるかを検討したいと思っております。

最後に、町内の各団体への委託等についてですが、現時点で観光協会などの町内団体への業務委託は考えておりませんが、返礼品の発掘などの他の部分での連携を考えていきたいと思っております。

ふるさと納税の制度は、今後も変わることも考えられますので、国の動きも注視しながら実施して

まいりたいと思います。

現状につきまして、担当部長のほうより説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 説明をさせていただきます。

ふるさと納税、ここ数年の寄附の状況でございますけれども、本当に右肩上がりです。上がっております。平成27年度以前はですね、大体100件程度の寄附で、年間で100万円程度でございました。28年が約500件弱、熊本地震もございましたので、その影響もあって1千700万円ぐらいでした。それから、29年度が1千600件に増えまして、寄附額も1千900万円、そして30年の見込みが、先ほど町長のほうが答弁されましたように、3千400件の件数で3千700万円ということで、本当にありがたい状況でございます。これらの財源をやっぴり有効に活用しながらですね、寄附の目的も絞りながらやるという方法も一つの方法ではないかということで、有効活用を図ることが望まれているところかと思っております。

まず、1番目のですね、商品の充実、それから魅力的なパンフレット等の作成についてでございますけれども、大津町の返礼品では、馬刺しや豚肉などの肉類の申請が8割を超えております。全国的にも肉類は需要が高い品でございますので、今後は肉類を中心に強化を図ってまいりたいと考えております。また、総務省が定める条件の範囲を守りながら、地元特産をPRでき、寄附者に選んでいただける返礼品の充実にも取り組んでいきたいと思っております。

続いて、パンフレット等の作成についてでございますけれども、今は商工観光課のほうで作成する町のチラシ、ミニパンフレットの中に主要な返礼品を掲載してPRをしたり、また、職員が手づくりで作成したチラシを活用している状況であります。返礼品には、入れ替わりや期間限定で受け付けるものもございますので、カタログのように返礼品全てを掲載したパンフレットの作成がなかなか難しい部分もございます。また、現在、大津町への寄附申し込みのうち、99%がインターネットからの申し込みとなっています。インターネットの専用サイトでは、返礼品の詳細や申し込み方法などふるさと納税に関する全ての情報も確認可能です。よって、インターネットの専用サイト閲覧につなげることが最も効果的であり、重要と考えております。パンフレットの作成だけでなく、その他の広告媒体への掲載など、費用対効果を考えながら検討していきたいと考えているところです。

次に、町出身者からの寄附の拡大についてでございますが、現在、都市対抗野球応援の際や、町の成人式においてチラシを配布をいたしております。今後は、県人会だとか、地元高校の同窓会など、町出身者が集まる県内外のイベントの開催情報などを収集いたしまして、積極的な配布を行っていき、併せて、大津町に共感や懐かしさを感じ、寄附につながるような情報発信の仕方も工夫をしていきたいと考えております。

次に、肥後おおづスポーツ文化コミッションとの連携でございますけれども、コミッションでは、交流人口増加を目的の一つとして、大会の誘致活動や武道系の種目の体験だとか、文化活動を活用した各種ツーリズムなどを計画されておまして、先ほどの町出身者へのPRと同じく、コミッションが行うイベントの際には積極的にPRをしていきたいと考えております。また、ふるさと納税の返礼品

の中でコミッションと連携したものができないか、そこらあたりも、先ほどの武道の体験等もありますので、そういったものも含めてですね、返礼品の中に何かこう増やせるものはないか等についても模索をしたいと考えております。

例えば、大会の参加ですね、いろんな町でもスポーツ大会とかやっておりますけれども、それとか、先ほど言いました体験教室、これは文化の体験、陶芸とかでも構いませんし、大津町には梅の造花等もございますので、そういったものなどとコラボしながら、これにプラスαで宿泊などもセットしたサービスなどの提供、こういったものを返礼品の中のメニューということでもですね、考えられるかと思えますので、ふるさと納税の使い道の中でもですね、コミッションの活動をPRするなどのこともですね、検討をしたいと思えます。

最後に、町内の外部団体等への委託による活性化についてでございますけれども、宮崎県の新富町の場合では、観光協会を母体として地域商社を立ち上げ、そこが管理をされているというところがございますけれども、議員も言われましたように、必要経費として寄附金の6%を補助する形で協会のほうが受けられておるということでございます。これはもう当然そのまま団体の財源ともなるわけでありますが、ただ、ふるさと納税の業務を行う上では、大津町と同様に専用業者の活用も、これも併せて行われておりまして、こちらへの委託料もかかることから、新富町の自治体の取り分としては、寄附額の3割程度になるとのことでございます。

大津町におきましては、現在、ふるさと納税専門業者への委託を検討する段階から、観光協会への委託なども案もございましたが、事務負担やマイナンバーをはじめとする個人情報の扱いの観点から、今の専門業者の契約に決定したという経緯がございます。専門業者への委託料を差し引きますと、大津町の場合の利益は寄附金額の約5割ということになっております。

ただ、団体を育成するという観点から考えますと、新富町のほうで行われております体制は、団体育成の観点ではいいものがあるかと思えますが、現時点において、町内の団体において、その受け入れができる体制にあるかというのを考えたときに、まだまだその体制は整っていないということで考えておりますので、当面、現状の体制にてふるさと納税業務については進めていきたいというところで考えております。

また、団体とはですね、返礼品開発など他の面での連携は図っていきたいということで考えております。

最後に、大津町が現在ふるさと納税専門業者に委託してから1年が経ち、やっと年度間のデータが取れてまいりましたので、今後はそれを分析しながら、どのような部分に力を入れていくべきかを考えて、ますますこのふるさと納税の寄附額が増加するように目指してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度質疑いたします。

順番前後しますが、おっしゃるとおり、例えば、観光協会なり、新設のスポーツのコミッションなりにその返礼品関連の業務委託というのは、体力的にも今の現段階では難しいと、私も思っております。

す。ただ、先々のお話というところと、あとはもう先方のその民としての強みを生かした返礼品づくりの、さっきおっしゃったとおり、そういう連携ができればいいのかなと思っております。かつ、そこでインセンティブを生むために、その寄附指定でそういった団体を応援するところをつくるだとか、あるいは、数パーセントを向こうの事務費として使ってもらうだとか、そういった形を私自身としては構想していたところでございます。

また、おっしゃるように、大津町のふるさと納税額は順調に増えてはおりますが、そもそもの市場規模の拡大のスピードですね、を考えたときに、すみません、記憶不確かで間違ったら大変恐縮なんですけども、確か1億円以上の寄附を集める自治体が100を軽く超えるほどあったと思います。そうしたときに、大津町の今の寄附額が多いかということ、まだまだ大津町のポテンシャルだとか、そのからいもの話もありますし、お肉の話、馬刺しの話もありますし、もっともっと引き出せるものが山ほどあるのではないかと考えております。

そこで、今一つインターネットサイトを使っていて、次年度から一つ拡大するというお話がありました、ただ、そのインターネットサイトというのは、どこの自治体も基本的に使っているんですよ。結局、横並びの戦略で、そうしてくると、結局、返礼品だけしかみない。みんなユーザー側としては、インターネットで何となく肉がいいとかを検索して、その中から自分の都合にあうものを選ぶと。そうではなくて、私がお話しているのは、まずは大津町に縁やゆかりがある方だとか、あるいはファンをつくることによって、まず、大津町のものを見てもらって、大津町から選ぶという流れをつくりたいんですよ。そうした中で、結果としてはおっしゃるとおり99%の人がそのふるさと納税サイトから入れているかもしれません。ただ、その前段階として、さっきおっしゃった、ホンダの野球応援であれ、あるいは同窓会であれ、きちっとしたパンフレットを見た中で、あぁいい商品たくさんあるじゃないかと、あるいは、こんな応援の仕方だったら私も寄附したい、大津町に。そういうふうな見せ方をして、動かしていくと。その入り口をつくる必要がある。そうすれば、この町のファンももっともっと拡大できるし、寄附額も当然に増えていく。だからこそパンフレットだとか、こういう様々なアプローチを提案しているわけでございます。もちろんパンフレット作成にはお金はかかりますが、それを超えるメリットがあるのじゃないかと思っています。また、先ほどの中では、商品の入れ替え等もあるのでパンフレットは難しいというような趣旨の話もございましたが、それは締め切りを定めて、1年に1回、あるいは半年に1回とすればいいだけの話であるので、そこは大した問題にはならないのではないかと考えております。

その点を踏まえて、再度ご答弁いただければと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 再度の質疑にお答えいたします。

確かに、今の団体につきましては、言われるように体力的なものがですね、どうしても不足するのかなという気がいたします。ただ、団体がですね、やはり今後自立して、自主財源はどうしても必要であります。資金はどこから捻出するかという観点に立てば、やはりこういういろんな事業を受けながら、今回のこのふるさと納税の業務を受けるという形で、やはり資金を持って、その中で自立し

ていくということは非常に重要かと思しますので、順次ですね、その辺、体力的なものも見させてい
ただきながら、時期にはなりますけども、その辺の検討をしていきたいなということで考えておりま
す。

あと、やはりゆかりのある人とかファン等の話でございますけども、当然、寄附を進めるために、
その辺のファン層を掴むためには、やっぱりストーリー性のあるものが大事かと思しますので、そう
いった中で目的、指定目的を持ったやり方というのは非常に大事かと思しますので、序舎について、序舎
目的で寄附を今回募ったんですけども、やっぱり440万円ですけれども、やはり短期間に集まった
というような実績もありますし、やはり、例えば、ここに大津町としてつつじを新たな序舎のここに
植えたいので、そのためにといったストーリーがあるような、目的性のあるようなやり方をすること
で、ああそれだったら私やりたいとか、子育てだとか、老人会がある集落で減っていったとかいう
話もありますけども、そういった老人会が成り立っていくための資金にしてほしいとか、そういった
ストーリーのあるようなやり方ですね、ファンなり、興味を持っていただける方を増やすというや
り方も検討していきたいと思します。

○議 長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4 番（金田英樹君） 再度質疑いたします。

そのためにきちっとしたパンフレットをつくる必要性はかなり高いんじゃないかという提案だった
んですけども、その点についてだけ、再度答弁いただければと思します。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） パンフレットもですね、やっぱ魅力のあるもので、先ほど言ったようなこ
とについても、やはりネットではなかなか伝わらない部分もあるかと思しますので、手に取って、ネ
ット環境がない方についてもですね、やはり目で見て、そのストーリーを見ていただくような形のも
のも将来的に必要かと思しますので、パンフレット等の充実等もですね、今後図っていきたくと思
しております。

○議 長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4 番（金田英樹君） ふるさと納税に関しては、町民一人一人がそのセールスマンみたいな形ででき
るので、私もしっかり頑張っていきたいと思っておりますので、共に頑張っていきましょう。

以上で終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

2時10分より再開します。

午後2時00分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二君。

○6 番（佐藤真二君） こんにちは。6番議員の佐藤でございます。一般質問を行いたいと思します。

最後になりますので、だいぶお疲れかと思えますけれども、最後までお付き合いをよろしく願います。

先日ですね、中学校の卒業式に出席いたしました。非常に感動的な式でございまして、私もついですね、うるっとしてしまったんですけども、こんなおっさんがうるっとしても仕方がないと、今日はねちつですね、質問させていただきたいと思います。

その式の中でですね、子どもたちが卒業証書を受け取るために壇上に昇っていくわけですね。こう昇って行って、手を。もらうわけなんですけれども、名前は呼ばれるんだけど壇上には昇ってこない子も何人かいるんですね。こう見てみると、体育館のギャラリーの2階のギャラリーのところです、あそこに子どもたちが何人か座っているわけです。この子たちがそうなのかなと思いがらですね、壇上で証書を受け取れない気持ちってどうなんだろうかと、こう切ない思いをしながら見てたわけです。

というところでですね、12月の議会でもですね、この不登校に関する質問がありました。その中では、不登校の児童生徒への教育機会の確保が主題ということでしたので、その中で、ウイングスクールというフリースクールが話題が出てまいりました。そのやりとりの中でちょっと違和感を受けた部分がありまして、今日はその違和感を切り口に質問をさせていただきたいと思います。

まず、そのフリースクールにはですね、大津町の子どもも何人か行っております。何人かわかってますけど、ここではもうあえて申しません。そして、その不登校の子どもたちがですね、民間の施設で一定の条件を満たして学習をしている場合、校長先生が許可を出せばですね、出席扱いとすることができるということになっているわけです。ところがですね、この12月の質問の中の答弁ですが、このフリースクールについては、県から欠席扱いとするように通知が出ているという説明がありました。ここに私、違和感を感じたんですね。そもそも出欠の扱いは校長先生が判断することであって、県教委が判断することではないということ。それともう一つ、私、このウイングスクールというのは個人的にも知ってたんですけども、そこと県教委というのはそういう関係ではないなと、もっと親密なところがあるという前提がありましたので、何かこの答弁に違和感を感じたわけでございます。人を通じまして県教委のほうに確認をいたしますと、そういう通知は出していないということでした。そういう話でしたので、町の教育委員会のほうにそのことを伝えますと、結果としては通知ではなくて、電話での確認に過ぎなかったということでした。虚偽答弁だということもできますけれども、今日は実質的な話をしたいと思いますので、そこはスルーしたいと思います。

改めて、これを欠席扱いとする根拠というのをお尋ねしましたところ、国の通知に基づく判断だということでした。その通知がですね、今日配りしております資料、不登校児童生徒への支援のあり方についてというところの上の四角の中にあります、「不登校児童生徒への支援のあり方について（通知）」という文章なんですけれども、これですね、不登校の子どもたちが公的機関や民間施設において何らかの学習をした場合ですね、「その場合の出欠の取り扱いについては、別記によるものとし」という文章がありまして、その別記の中にですね、この四角でいうと、真ん中よりちょっと下のほうですね、学校への復帰を前提としていうふうになっているんですね。さらにもう一つ読んでみますと、

(2) のところに、「当該施設は教育委員会が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られない、あるいは何とかということ、困難な場合で、本人や保護者の希望もあり、適切と判断される場合は、民間の相談指導施設も考慮されてよい」となっているわけですね。これ読むと、私には、その下に小さい四角ありますが、当該施設への通所または入所が学校への復帰を前提としとなっているもの、そして、当該施設は公的機関であるとされているわけですから、それが叶わない場合の民間の施設っていうものは、この当該施設、学校への復帰を前提とする施設とは限らないというふうに私は読みます。さらにもう少し下のほうですね、別添の4のところ、「教育支援センターの整備指針」というのがあります。まあ試案と書いてありますが、そこの中にはですね、明らかに、明確に、その「学校復帰を支援し」ということが書いてある。ところが、その下の別添3の民間施設のガイドラインについては、「地域の実態に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが大切」だと書いてあるわけですね。ということは、教育支援センターは学校復帰を支援するというふうになっている。そして、民間施設は地域の実態に応じた総合的な判断だというふうに書いてあると私は読むわけです。ところが、この通知について、教育委員会のほうはですね、そうではないと。やはり民間施設であっても学校復帰を前提としている施設でなければ出席扱いすることはできないというふうに言われたわけです。ちなみにですね、県外の状況をみますと、大概のフリースクールは出席扱いになってます。むしろよほど不適切な施設でない限りは出席扱いするというのがスタンダードなんですね。

それは置いとしまして、とりあえず、このガイドラインの読み取り方ですね、この違いはちょっと一旦棚上げいたしまして、今度は資料の裏面のほうに行きます。これは平成29年の3月に文部科学省のほうを示しました、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」というやつですね。いわゆる12月にも話題にもなりました、教育機会確保法に基づいて出された基本指針ということになります。これはちょっと細かくは読みませんが、3行の四角があるかと思います。教育機会確保法の施行に伴い、基本指針が通知された。そこには「登校という結果のみを目標にするのではない」ということが明記されており、これまでの学校復帰を前提とした対応からの転換が示されているということです。さらに、そのあと、今度は小中学校の学習指導要領の改正ですね、改正された新しいものにしても、小学校にも、中学校にもともに「登校という結果のみを目標にするのではなく」ということで、必ずしも学校復帰、登校を求めるという指導ではないんだというふうなですね、方向が示されております。これで先ほどですね、フリースクールが学校復帰を前提していないからだめだ、出席扱いできないよというようなですね、根拠がなくなったんですね。そもそもこのフリースクールが学校復帰を前提としてないのかという話です。私は、このフリースクール見に行きまして、校長に直接学校復帰についての考えを伺いました。答えは、復帰しなさいということはあると言わないが、事実として復帰していったる子も多い。子どもが復帰したいというのであれば当然それを応援すると、当たり前の話ですね。つまり、子どもの自主性を尊重するというところで、この基本指針に沿った考え方であるかと思います。ところが、現在の考え方は、この教育機会確保法施行以前の通知を根拠にした考え方で、現在の基本方針には沿ってないということになると思

ます。私が見学に行きました際、小学校の低学年から中学生まで様々な学習活動をしていました。教えているのは学校を退職、もしくは定年の人も早く退職した人もおられました。この学校で教えたいということですね。また、新卒でも学校勤務を選ばなかったという方もおられました。教科書は熊本市が採択している教科書を購入して使っているということです。子どもたちは活き活きと活動しており、いつかは学校に帰りたいと言っている子もいれば、ここのほうが良いと言っている子もいるとのことでした。どちらも子どもの主体的な考えであり、尊重されなければならないと思います。

原籍を置く学校に行くことができず不登校となるわけですがけれども、別の場所に行けばエネルギーを得て力を発揮することができる。そういう学習活動をしている子どもたちを原籍校で出席扱いすることになれば大きな励ましになるのではないかと思います。さらに、大津町からは電車を乗り継いで行っている子もいます。この子たちは出席扱いということになれば定期券を利用することができるようにもなります。これは経済的な支援でもあります。この出欠の扱いというのは、校長先生が判断することになっておりますけれども、実質的には教育委員会と学校が連携して判断すべきことだと思います。既にこのフリースクールには、校長先生や何人かの先生、町の教育の関係者が視察に行っているというふうに聞いております。また、学校には、子どもたちの通所の状況や学習活動について連携シート、名前ちょっと正確には覚えておりませんが、きちんとその報告がシートとして送られているというふうに聞いております。そうした情報を集めれば判断はできるはずで、教育機会確保法の理念を踏まえ、この子どもたちが過ごす日々を出席扱いとすることで、子どもたちや保護者を支援すべきではないかと考えます。いかがでしょうか。そして、もし出席扱いできないということであれば、その明確な理由をお知らせいただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 佐藤議員の不登校児童生徒への支援のあり方についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、前回の議会の折にですね、通知に基づきと言った私の言葉の選び方が不適切であり、誤解を招いたことはお詫びしたいと思います。私としましては、県の方と共通理解をしている、そのような連絡がきているという意味での通知で、通知文としてはきていないということでしたので、誤解を招いたと思いますので、そこはお詫びしたいと思います。

それで、先ほどのご質問ですがけれども、町内小中学校における不登校状況にある児童生徒数につきましては、平成28年度が41名、29年度が39名、今年度は、今年2月までで42名となっております、どうしても増加傾向がございます。

ただ、先ほど議員からもありましたように、近年は、学校に行かないことは、学校生活において児童生徒が自分らしさを失わないための選択肢の一つでもあり、不登校数の減少のみを目標にするのは適切ではないと言われております。しかしながら、学校生活において、児童生徒が多くの子と関わりながら身につけられる社会性の育み等を考えますと、町教育委員会としましては、1人でも多くの生徒が通いたくなるような学校づくりに向け、今後とも大津町の教育における課題の一つとして位置づけ、組織的な対応のあり方を検討する必要があると考えております。

ご質問の学校以外での学習をした場合、一定の要件を満たせば学校長の判断で出席扱いが可能になるということにつきましては、児童生徒の将来を十分に考慮するとともに、他市町も含めた取り扱いの公平性を基に判断をしていく必要があると考えております。大津町におきましては、後ほど教育部長からも説明いたしますけれども、教育支援センターを設置し、学校復帰を目指した取り組みを行っております。当支援センターへの通所は、国の指針も踏まえまして出席扱いといたしております。なお、学校以外の民間施設への児童生徒の通所を出席扱いすることにつきましては、個々の施設の設置目的や通所している児童生徒の状況及び保護者の考え方など個別に検討することが必要であると考えております。

なお、現在の具体的な対応と今後の方向性につきましては、担当部長より説明いたします。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） ご質問の学校以外での学習をした場合、一定の要件を満たせば、学校長の判断で出席扱いするということが可能になるということにつきまして、不登校児童生徒に対する取り組みの概要も含めて説明させていただきます。

大津町におきましては、今年度から5名の児童生徒が民間施設に通所しております。児童生徒が自らの進路や今後の方向性について主体的に考え、キャリア教育の視点を踏まえ、社会的に自立することを目指していく上で、民間施設や保護者との継続した児童生徒の通所の状況などの情報共有を行っていく必要があると考えております。

出欠の取り扱いにつきましては、不登校児童生徒への支援のあり方につきまして、出席扱いの要件の中で、「当該施設への通所または入所が学校への復帰を前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断される場合に、校長は指導上出席扱いすることができる。」とされております。現在は、関係の学校とも協議を行い、その基準を踏まえまして、欠席扱いとしているところでございます。それぞれの児童生徒が通所している背景は様々であり、各施設の設置目的も規模や活動内容等様々でございます。したがって、出欠の取り扱いにつきましても、個別に検討していくことが必要であると考えております。

先ほど教育長からもありましたとおり、大津町の小中学校におきましては、不登校児童生徒は増加傾向にあり、大きな課題の一つでございます。今年度は、不登校防止改善ワーキングでの検討を踏まえ、町内小中学校の教職員を対象に、各学校及び関係機関との連携強化を目的とした関係者会議、不登校児童生徒対応におけるテーマ別研修、個別の対応における実践事例研修の計3回の会議及び研修を実施しております。これらの研修を企画運営する中でも、不登校児童生徒が置かれている状況は多様であり、個別の対応が求められていると感じたところでございます。

また、大津町では、不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援指導のための教育支援センターを設置しております。また、中学校2校への教育相談員の配置も行っているところです。このセンターの活用につきまして、保護者に向けたさらなる情報提供も検討しているところでございます。

今後の出欠のあり方につきましては、学校ごとの校長判断は難しいことが予想されます。周辺自治体、また県とも十分に連携を図り、今後の取り扱いについて協議の場を持つなどしながら対応を考え

ていきたいと思えます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 今のお答えですと、どうもちょっと私が望んでいるものとは違うような感じがいたします。まずですね、教育支援センターがあります。学校にも教室外、別室登校ですね。そういったことができますというふうに確かに言われました。けれども、そもそも民間施設に行ってる子というのは、そこに行けないから民間施設に行ってるんですね。それなのにそこに行けと。そして、教育支援センターは学校への復帰を前提としていると、学校に復帰できないと言ってる子に学校に復帰することを強いる。これは教育機会確保法が示している意見とは違います。そして、これまで何人もの子どもさんがそのプレッシャーで命を落としている。そういうことを考えると、今の言い方というのは、子どもたちの命の軽視です。人権の軽視です。そんなことが許されるはずがない。ここで議論しておりますのは、政策の提言とか、10年先、20年先とかというようなお話ではありません。今、学校に行けなくて困っている子どもたちをどうするのか。出席、欠席の扱いという行政処分の根拠をはっきり聞いているわけです。ところが、おっしゃっているのは、今会議をやってますとか何とか、もう欠席扱いするという行政処分を下したわけですよ。ですから、その根拠は何ですかって聞いているのに、何か随分遡った話ですね、言われている。それを明確にしてくださいというふうに私はお尋ねしたつもりでした。何かゴールポストを動かされたと、そういう感じがします。

ちなみにですね、さっきその通知の話がありまして、国からの通知に基づいて判断しておりますということでも言われましたけれども、超党派のですね、フリースクール等議員連盟というのがございまして、以前、文部科学大臣だった馳浩さんという元プレスラーですかね、の方がこの議連の中心人物のようですね、この議連に対しまして、文科省の担当者は、今回の基本指針、先ほど申しました指針ですね、指針と過去の通知には齟齬があると。ですから、これから通知を改めていきますというふうに言われたと、学校復帰にこだわらない方針への転換について、積極的に周知を図っていく方針であるということを示したという情報があります。

それからもう一つですね、やはり個別の対応だと言われました。民間の施設については個別の対応だということと言われたんですね。それ当然ですね、いろんな民間施設ありますから、では、その民間施設に個別の対応見に行かれたのか、話を聞いてこられたのか、対応してないということになるんですね。先ほどの指針の中では、教育委員会、学校は、その民間と民間施設と連携してというふうに、連携することを求めています。聞いたところ、向こうのフリースクールのほうは学校に対していつでも声掛けてくださいと言って、きちんと毎月毎月報告を送っていると。施設の方はきちんと手を指し出しているんですね、それをまだ握り返していないという状態にあるわけです。そのまま町の中ではこんな会議をやってますと言われたって、それは連携とはとても言えないんですね。その連携をしないということは、これは行政の不作为だと。このようにしなさいと言われているのに、それやらず、それをやらない状態で処分をくだしている。これは不作为ですね。

最初に申しましたように、お尋ねしているのは、行政処分の根拠は何ですかということなんですね。

もしこの判断がですね、どうしても変わらないということであれば、やはり次の段階というのがあるわけなんです。一つは、行政不服審査という考え方もあります。そしてまたこれは人権の問題でもありますので、人権擁護のための、人権何だったか、すみません、ちょっと名前忘れちゃいましたが、法務省でも総務省でもこういった話については聞いてくれるわけですよ。町の中で関係者が話し合っ
て出した結論、これがきちんと第三者のところに行って通用するものと、しっかりと確信を持って考えられておられるのか、そこまで含めて再度もう1回考え直すおつもりがないかお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、学校、それから教育委員会ですね、現在、民間施設に通ってる児童生徒おられますけども、その民間施設に通所しているということについては、全く否定をしておりませんし、それについて悪いとか云々というところではございません。町として、現在、出席扱いしているところの根拠でございますけども、こちらについて、今議員からいただきました資料にもございますけども、この出席扱いの要件、これに基づいて学校と教育委員会で判断しているところでございます。まず、この満たすところという部分が、まず学校への復帰を前提とし、それから、かつということで、保護者と学校との連携とか、教育支援センター云々ございますけども、そういったところがあくまでも個別で対応ということになります。あくまでその施設全体ということじゃなくて、その行っている児童生徒が学校、要するに一時的にその例えば復帰を前提として通っているのか、それと、それかつ保護者と学校の連携とかそういった部分がございまして、この出席扱いの要件を基に、最終的に現段階では欠席扱いをしているというところでございます。

連携という部分ございましたけども、連携については、当然、学校のほうでは連携しておりますけども、当然、教育委員会としてもですね、そういった部分については、連携については当然必要であるということで考えております。

それと、先ほどありましたように、今後の考え方あたりですね、学校復帰のみが前提ではないということにつきましては、当然、現在はこの出席要件については、その国からの通知を基にやっていますので、国からのですね、新たな指針あたりが出れば、それに基づいて判断していくということになると考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 先ほどから何か通知、通知と言われておりますけども、それが何の通知のことを言われているのかというのがなかなかわからないところなんですけれども、学校復帰を前提とするという考え方はもう既になくなっていくことを先ほどから申し上げております。だから、それはまず根拠にならないんですね。そうすると、もう一つおっしゃっている個別の判断が必要ですよということをおっしゃっている。その個別の判断をしましたかと言ったら、それはまだ確かめに行かれてはないということをおっしゃったわけなんです。いつまで待てばいいのかということのあるんですけど、こ

れ実は期限のある話なんですね。3月末なんです。3月末まででなければならぬ。なぜかという、中学校を卒業する子がいるから。中学卒業の認定は3月末です。そのときに指導要録というものがつくられて、それが確定します。指導要録の中には、その子が何日出席したとかですね、どのような学習をしたということが記載されます。それが記載されないまま卒業してしまうのか、それともきちんと出席に扱われて、その施設でどのような活動をしたということが記載されて卒業するのか、これ全く意味が変わってまいります。そのことを考えると、いつまでも延ばしている話じゃなくて、3月末までに判断をしなくてはならない。今、ここで、これ以上ですね、認めてくださいといってもなかなかすぐにうんとは言われぬでしょうけれども、もう一度考え直していただけるかどうかですね、考え直して、こうしてくださいと言っているわけじゃないです。そこはもう考えてください。もう一度考え直すということをしてくださいということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） ご質問にお答えさせていただきます。

まず、フリースクールに通った場合の出欠の取り扱いですけれども、今の段階ではですね、民間施設におきまして、やはり学校復帰を基本とするというところで、それを目的とする民間施設ということで教育委員会としては判断させていただいております。先ほどから議員がおっしゃっているある特定のフリースクールに関しましては、昨年度の4月にそれぞれの市町の教育委員会に回ってご説明があった、まあ昨年度発足したばかりのフリースクールですけれども、その場合は、独自のですね、教育方針を持って設置されておきまして、学校復帰を目的に設置されてはいないというふうに判断してあり、年度当初に、この場合は欠席扱いになりますということで話をしております。また、そこに通う保護者の方にもですね、そのことは校長のほうから話をし、通っているということが一つあります。ただ、1年間のこの中身をいろいろ聞いておきまして、様々な取り組みもさせていただいておりますので、今後の出席についてはですね、取り扱いとして出席扱いになる方向も含めて考慮していくように考えておきまして、現実に管内の教育委員会と、それから教育事務所も含めて、今後の扱いに関する検討の準備委員会みたいなものは、実は設置しております。

それから、本年度欠席扱いになっている子どもさんの指導要録上の取り扱いでございますけれども、指導要録の中には、欠席の日数だけを書くわけではなくて、その欠席の中でもこのような学習をしてきているとか、様々な内容につきましては記載ができるようになっておりますので、そちらのほうできちんと書くことができるようになっております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） もう3回となりましたので、これ以上は申せませんが、少なくとも今のお話ですと、もう少し検討できる余地があるのだというふうに受け止めたところでございます。

子どもたちの最大の利益ですね、これをやっぱり守ることが大切かと思っておりますのでご検討のほうをお願いしたいと思います。

では、2つ目の質問に移りたいと思います。

災害の備蓄計画はどうなっているのかということになりますけれども、長くですね、課題でありま

した災害の備蓄計画がようやく策定されるということ伺いました。3月中だそうです。しかし、これまでの進め方には一貫性に欠ける点や説明が不足している点もあります。これまでの経緯を踏まえて、改めて備蓄の考え方をきちんと説明すべきではないかと考えるという趣旨の質問でございます。

少しくどくど言うことになりますけれども、ご勘弁をお願いしたいと思います。

まず、ここでいう災害備蓄とは、水防資機材とかではなくて、災害時の水や食糧や生活必需品とかですね、避難所の設置や運営に必要な簡易ベッドとか、簡易トイレとかそういったものを言っているところでございます。

災害の備蓄については、これまで、もう地震の前からですね、何回も質問があつておりました、それに対してなのかわかりませんが、大津中央公園には備蓄用のコンテナが設置されたり、大津中央公園を防災公園として整備したりですね、また、楽善には防災倉庫を建設するというような計画が地震前にあったところでございます。資料のほうをちょっと見ていただきますと、丸がいっぱいあるような図のほうなんですけれども、これがですね、備蓄の考え方というものを示したものでございまして、町を北部、中部、南部に分けて、それぞれに防災拠点置き、この防災拠点に集積的に備蓄をして、さらに指定避難所においても若干の備蓄をしていくというような、こう何ていうか、階層的なつくり方になっているところですね。計画ではですね、それらの拠点というのが南部は総合運動公園や体育館、北部では矢護川のコミュニティセンター、中部では新庁舎に併設するというように、復興まちづくり計画ではなっております。では、そこに何をどの程度備蓄するのかということについて、これまでは水と食糧1万人掛け3日分という説明以外はまだ聞いてないところなんです。今度、地震の後、また備蓄についての質問が何回かあつておりました、その中のいずれの答弁の趣旨は、備蓄計画をつくり、整備をしますという趣旨のものでございました。しかし、いつまでもその計画を見ることができず、入れ物である倉庫の話ばかりが進んでいるようで、その倉庫の中身というものが見えてきていないんですね。今回も総合運動公園への備蓄倉庫建設の予算が計上されておりますけれども、中に何をを入れるのかというのは聞いてないんですね。また、この倉庫は復興まちづくり計画では60平米と言われていたものが、今回、なぜか100平米の計画になっております。その計画の変更が正しいのかどうか、私たちはそもそも何をどのくらい備蓄するのかを知らされていないため、判断することができないわけです。

で、その備蓄計画というのがどうなっているかということなんですけれども、今年度は夏にですね、策定されました地域防災計画に大津町備蓄計画（案）という言葉が出てきます。つまり、夏には（案）というものが存在していたということです。しかし、計画はまだ示されておりませんで、3月ということで、だいぶ時間がかかったなという感想を持つところです。ただですね、その計画を今から示していただいて、それを受け入れる前にやっぱり確認しなければいけないことがあります。

先ほど総合運動公園の備蓄倉庫の計画がいつの間にか変わっているという話もしました。これまでですね、この防災関係の事業では、いつの間にかとか、前はこう言ってたけどあの話はどうなったんだろうというようなことが幾つもあったんです。もちろん役場の内部では話が通っているんでしょうけれども、私たちや住民に対しては説明というものがなかなかないという状態ですね。幾つか例を挙

げますと、まず、申し上げていかないといけないのがですね、社会資本整備交付金事業の過去の情報、過去にやった分の情報というのがホームページから消えています。町のホームページというのは、過去の政策ややったこともデータベースであるべきですので、きちんと残しておくべきだろうと思いますが、それをちょっと間に入れさせていただきますが、その社公金で整備された大津中央公園は、防災公園として位置づけられていました。ですから、大きな防災倉庫も置かれたわけです。しかし、復興まちづくり計画では、子育て支援センターの位置づけというのはあるんですけども、中央公園のことも既設の備蓄倉庫のことも触れられていないんですね。

楽善の備蓄倉庫のことを申し上げます。これ計画はですね、地震の前、平成27年3月だったんですけども、その時、予算、設計の予算というのが出てきたんですね。その時の話では、建物の面積は750平米で、建物本体だけで1億円程度、会議室を備えて、訓練や研修の機能も持つ。備蓄するのは、災害備蓄のほかに道路の凍結防止剤とか、畜産で使うその防疫用の物資だとか、新型インフルエンザ対策の物資などが備蓄されるというふうに聞いておりました。しかし、地震の後になりますけれども、できあがったのは、面積でいうと420ですから、半分強ぐらいですかね、建物の本体の工事費というのは4千800万円で約半分ですね。その他の工事と合わせて1億円と、大体全体でいうと約半分ぐらいに規模が縮小されているんです。ただそれでもですね、かなりの規模のものではありません。ところが、その倉庫が復興まちづくり計画の中では新設の避難所における備蓄の量質を補完、どちらかというところとちょっと格下げされているというような印象を受けるところであります。

それから、復興まちづくり計画でいうところの中部エリアの防災拠点ですね。新庁舎に合わせて新庁舎に隣接してということで説明をされているんですけども、まだその姿というのがちょっと見えてこない。これはやむを得ないところがあるというのはもちろん十分承知しております。それでもやっぱり姿が見えてこない。このように、備蓄計画について、計画の一貫性が見えずに、施設の位置づけもちぐはぐになってしまっているということです。ですから、この状況の中で今回策定される備蓄計画というものがきちんと整合が取れているのかどうかというのをやっぱり事前に確認しとかないといけないだろうと思います。そうでなく、そうでない計画というものが出てきた場合ですね、やっぱり困るんですね。何が困るかという、この備蓄計画は、住民がしっかりと理解する必要があるからです。なぜかという、自助・共助・公助と言われます。町が備蓄するものは公助です。それに対して、自分の分は自分でという自助というのは当然あります。しかし、その中間にある共助、ここにおいては、町が何をどれだけどのように備蓄しているかという情報があって、じゃあ我々は何をどれだけ備蓄すればいいんだなという考え方が出てくる。ここを整えるためには、きちんとこの防災備蓄計画を理解しなければならない。そのためには、きちんとした説明がなければならない。そのためには、これまでのハード整備というものがきちんとこの新たに策定される計画とリンクしているものである必要があるということが前提になります。

この新たに出てくる備蓄計画について、どのような内容になっているのか、それをまたどのように説明されるのか、ということについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 佐藤議員の備蓄計画、ソフト面と倉庫等のハード面についての説明関連等の質問かと思いますが、平成28年熊本震災の発生によりまして、大津町では、震度5強、あるいは震度6強の本震に襲われまして、人的被害は少なかったものの、暮らしや経済の基盤となる住家や公共施設、土木のインフラ等に甚大な被害が発生しまして、本町では、平成29年3月に、熊本震災からの復旧・復興に関する方針や、震災で得た教訓を今後のまちづくりに活かしていくための方向性を盛り込んだ大津町復旧・復興計画を策定いたしました。

そして、個別具体計画として、平成30年3月、大津町復興まちづくり計画を策定し、復旧・復興計画を補完するものとして、主にハード面での短期的・重点的な取り組みの方向性を定めまして、復興まちづくり計画では、特に安心・安全は何よりも重要であることや、今後、熊本震災と同程度の地震を想定し、命を守る・災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

特に、防災拠点や指定避難所・福祉避難所としての位置づけをはじめ、支援物資の輸送計画や、また、食糧物資等を保管備蓄するための防災倉庫などを復興まちづくり計画の中で、方向性を位置づけ、短期的に進めているところであります。

内容等と説明不足については、大変ご無礼をしておりますけれども、改めて担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 現状等を踏まえまして説明をさせていただきます。

熊本地震を経験し、もうこれまでの災害といいますと、やはり水害がメインでありまして、その前のいろんな倉庫等の建設にあたりましては、やはり水害をメインに置いた考え方でありまして、今回の熊本地震を受けた後の考え方はまるっきり変わってきたというような部分は正直ございます。これまでの大津町の防災体制を大きく見直して、復旧・復興計画並びに復興まちづくり計画を策定し、その計画を具体的に今進めているところであります。

まず、復興まちづくり計画の中で、広範囲にわたる町内を、南部・中部・北部エリアに分けて、それぞれの中心となる拠点を位置づけ、今お手元に資料のほうに配ってあるかと思いますが、それぞれの中心となる拠点を位置づけて、災害時には、避難所、物資の備蓄、支援物資の配送基地などの役割を担うこととしております。

そこで、北部地区におきましては、矢護川コミュニティセンター、それから、中部地区は役場近くにとということで、この復興まちづくり計画の中では配置づけをしております。それから、南部地区につきましては、大津町運動公園を防災拠点として位置づけ、公的な備蓄については、防災拠点における総合的な備蓄及び指定避難所においては、基本的な備蓄を計画的に進めるということにしております。

また、国・県からの支援物資は、南部の防災拠点に一時集積をし、仕分け後に町内各地に配送するというようにしております。これは、今回の熊本地震の場合は、大津中学校の体育館が担っていた機能であります。また、各防災拠点における備蓄倉庫についてですけれども、北部地区は矢護川コミュニティセンターの教室等の利用を考えております。あと、あちらに体育館もございしますが、避難所と

しての活用もありますので大規模な災害、そうでない場合と使い分けは必要かと思えますけども、体育館を使用する場合もあり得るかと思えます。だから、中部地区につきましては、新庁舎の周辺に備蓄倉庫と避難所機能を併せた新たな防災拠点整備ということで計画の中では今うたっております。現在、まだ白紙といえますか、できていない状況でございます。南部地区につきましては、大津町運動公園のメイン駐車場に約100平米の備蓄倉庫の建設を本年度、平成31年度に予定をしているところであります。

ただし、中部地区の新たな防災拠点につきましては、現在、新庁舎の建設計画が進む中で、周辺の包括支援センターや電算室などの今後の施設活用計画の関係もあり、また、現段階では白紙の状態であります。今後、周辺施設の活用も含めて考察の必要性もありますし、また、平成30年3月に復興計画つくっておりますけど、その後、2カ月後の30年5月に締結をいたしました、これ知事のほうからですね、やっぱり県立の施設も大規模災害の際にはやっぱり有効に活用せんばらんとというようなことを受けまして、県立3校との災害発生時における避難所利用に関する協定、これも踏まえた上で、具体的な計画を、先ほどの中部地区の避難所等についてはですね、再検討が必要なんではないかなということ考えているところでございます。

また、熊本地震前の平成27年3月に全員協議会で楽善防災倉庫基本設計について説明をしましたときには、当初、町中心部から北部地区の防災拠点となる防災備蓄倉庫の設置ということで、上井手の氾濫等もありましたんで、上井手よりも高台にあります楽善を選定いたしまして、計画をしたところでございます。その際は、消防団や防災指導員の研修の場ということで、全長で横幅で50mございまして、中の倉庫の部分が30mです。外側に10m、10mで、会議室の部分と、もう一つが車庫ということで計画をしてたところでございます。ただ、役場的にも距離的な問題や役場を今後建設するにあたって、防災の拠点、防災の対策本部等についても役場の中にもつくるというようなことも考えることも念頭に置きながらですね、基本設計から実施設計に至る中で、今言いました会議室と車庫の部分をなくて、いわゆる50mが30mに縮まったというようなことで、防災の備蓄倉庫に特化した、倉庫に特化した建設というふうになったものでございます。

当初、基本設計で1億5千万円でございますが、それによりまして1億を切る事業費ということで、事業費の圧縮ということも行ったところでございます。

ただ、言われましたように、当初の計画の説明を全員協議会でさせていただきましたが、その後の実施設計の変更等についてですね、全員協議会の中での説明等については不足していたことは否めずですね、委員会の中での審議等になっただけに止まっておりますことについては、お詫びを申し上げるところでございます。それは予算関係の中での審議でございますけども。

そして、その後、平成28年4月に熊本地震が発生いたしまして、避難者が約1万3千人、住民の方々が指定避難所やそうでない地区の一時避難所、あとは民間の土地などにも車中泊等によって避難されることになりました。

このことから、地域防災計画では、避難想定の人員を人口の30%であります1万人ということで、今後の備蓄食糧については、今後、5カ年間で1日、これは2食で検討しておりますけども、3日分

の6万食、この6万食を計画的に5カ年で備蓄していくという計画で、今調整をしているところでございます。内容につきましては、アルファ米やパン、ビスケットなどを計画的に備蓄していくというところでございます。

また、水につきましては、楽善の防災倉庫のすぐ横に水道企業団が保有する大きな給水タンクがございますが、それから、美咲野のほうにもございます。合わせて5千トンございますが、この5千トンの6割の3千トンからの給水、と、企業団が備蓄しております500ミリリットルのペットボトルが1万本、これも楽善の企業団の倉庫の中に今置いてあります。これの支援を一応考えております。町としましては、また、新庁舎今回建設する中でもですね、循環型の貯水タンク等も計画を考えているところでございます。

食糧以外のその他の生活必需品の備蓄、これに関しては、毛布やマット・シーツの備蓄については、今、5千枚ということで考えております。1万人の半数ですけれども、基本的にそういう毛布等については避難所に持ってきていただくというのが主ということで考えているところでございます。その半数の5千枚を当初の目標として計画的に備蓄したいと考えております。あと、簡易ベッドの備蓄としましては、現在、75歳以上の避難が予想されるのが約1千人を少し超えるぐらいでございます。そこで、約1千台を備蓄目標としております。このほか、簡易トイレ、トイレトペーパー、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶等を備蓄するといった計画で考えております。

また、指定避難所につきましては、避難所の基本的な物品ということで、発電機、投光機、拡声器、懐中電灯ラジオ、担架などをですね、計画的に備蓄していこうというところで考えております。

また、その他、夏場だとか冬場に必要になります、扇風機、ストーブとか炊飯器等については、災害発生時に、今、JAやコメリや今ナフコさん等々ですね、協定を結んでおりますので、その協定に基づいて購入をしていくということで考えております。

それと、備蓄倉庫への食糧とか生活必需品の備蓄につきましては、住民数に応じて按分をいたしております。先ほど6万食と申し上げましたが、それで北部については、その内の15%、中部が60%、南部が25%の割合で、それぞれの品物なり、食糧を備蓄するといった形で計画をしているところであります。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） もう少しあっさりでもよかったんですけども、詳しくお答えいただいております。ありがとうございました。

ちなみにですね、この後、その計画というのは出てくるんだと思うんですけども、一つその福祉避難所というものの扱いがどうなっているのかなというところが気になるところです。前回の地震のときもですね、福祉、そのとき福祉避難所という位置づけだったんですけども、福祉避難所ということで知られていなかった施設がありましてですね、そこにちょっと物資が届かなくて困ったというような話もありまして、その辺もぜひですね、きちんと入っているんだろうとは思いますが、それがきちんと伝わるようにですね、お願いしたいなと思います。

なお、その中身のことはもうそれは後で出来上がってそれが開示されるのを待つしかないんですけども、それをどのようにして伝えていきますかという話ですね。そこについてがちょっと今先ほどのお話では、ちょっとお答えとしてなかったかなと思いますので、その分を続けてお願いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 今後、今計画がですね、所管課の任務にまだ回る前の段階でございますので、これにつきまして、まず庁内の課長会議の中でまず叩きたいということで考えております。その後、本当に3月の末に近い日にちになりますけども、三役含めました中ですね、最終的に中のものでですね、素案をつくりあげまして、そして、できあがりしました内容につきましてはですね、その後になりますけれども、議会等とかですね、の全員協議会の中でもご説明等をさせていただきながら、最終的なものにしていきたいということで考えております。

福祉避難所の話少し出ましたですけれども、これにつきましても、今社会福祉協議会、こちらのほうが前回の地震の際は、本当に一般の避難所ということと、あそこについては、介護の専門職の方もいらっしゃいますので、そういったやっぱり福祉的な介護等も必要な方についても、実際は避難されたということで混在されていたという問題点も地震の検証の後に出ましたんで、今の社会福祉協議会を専門の福祉避難所ということで位置づけるという考え方の中で、じゃあ一般の避難所ということで、先ほど役場付近にという話もありましたが、役場付近に一般の避難所と備蓄倉庫も兼ね備えたようなものというような、復興まちづくりの中では計画を当初したところでございますけども、先ほどの答弁で述べましたようなこともあって、3校の協定等もある中で、先ほどの南部はスポーツの森を拠点にするという話も申し上げましたけれども、今、防災計画の中ではですね、大規模な災害の際には、大津高校も利用が可能でございますので、大津高校のほうで避難所にして、前回同様、大規模な場合はどうしても足りませんので、大津中学校の体育館をですね、再度利用するというような考え方も防災計画の中では持っているところでございます。

それと前回もでしたけれども、大津支援学校のほうはですね、やはりそちらのほうも障がいを抱える子どもさん等も含めてですね、避難場所にしておりますし、町内の老人福祉施設関係もですね、もともと施設入所者の方もいらっしゃいますので、できる範囲ということで、前回の場合も福祉避難所という位置づけをしてご協力をいただいたところであります。

最終的に出来上がりました備蓄計画につきましては、当然のことながら、広報やホームページ等でですね、いつでも見れて、周知ができるような形を取ってまいりたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 福祉避難所に関しては、お願いしたいというかですね、ぜひ言っていたかったのは、そこに対する物資というものもきちんと準備するんだということ、そこにきちんと配送できるシステムを作るんだということが、お答えとしてほしかったところですので、ぜひお願いしたいと思います。

PRに関してはですね、ホームページとか、それは当然のことなんですけれども、これは本当に地

域地域がしっかりと把握しとかなければいけないことですので、今、時々開かれております、校区ごとに時々やっていますよね。懇談会、懇談会。その懇談会などでですね、きちんとお知らせがあったほうがいいのかなと思うところです。

もうここです、今日の質問は終わりたいと思います。以上です。

○議 長（桐原則雄君） これで一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 3 時 0 4 分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 大津町議会議場執行部席の変更について

会 議 に 付 し た 事 件

| | |
|--------|--------------------------------------|
| 議案第26号 | 大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（美咲野地区）請負変更契約の締結について |
|--------|--------------------------------------|

議 事 日 程 (第 5 号) 平成 3 1 年 3 月 1 8 日 (月) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続審査申出書について 議決

日程第 4 平成 3 0 年度議員派遣について 議決

日程第 5 議案第 2 6 号 大規模盛土造成地滑動崩落防止工事 (美咲野地区) 請負変更
契約の締結について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから本日の会議を開きます。

なお、坂本典光君より欠席の届出がっておりますので報告します。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1、諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長 (永田和彦君) ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 1 2 号、議案第 1 3 号関連、議案第 1 6 号、1 7 号、1 8 号関連、2 0 号、2 1 号、2 3 号、2 5 号の 9 件であります。

当委員会は、審議に先立ちまして、3 月 6 日に 7 件の現地調査を行い、翌 7 日から 1 1 日までの 3 日間、電算室 3 階ミーティングルームにおきまして、執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議の経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

議案第 1 2 号、大津町農村地域工業導入促進審議会条例の一部を改正する条例についてであります。さしたる質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第12号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。
議案第13号関連、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを審議しました。

さしたる質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第13号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号、町道の路線廃止についてであります。

この件につきましてもさしたる質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第16号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。
続きまして、議案第17号、町道の路線認定についてであります。

委員より、路線番号345と346については、町道本田技研325線で交差点となるようだが、どのように計画されているのかとの問いに、執行部より、今回、町道認定を提案している路線は、それぞれ工場や住宅、運送会社など様々に利用されており、交通の便を確保するために新設道路の整備を計画しております。町道本田技研325線には、中央分離帯もあり、交差点となる325号から近くて難しいですが、将来的には、交差点協議などを行いながら整備していく必要があると思われ、と答弁がありました。

採決の結果、議案第17号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。
続きまして、議案第18号関連、平成31年度大津町一般会計予算についてであります。

農業委員会関連につきましては、委員より、農地利用最適化交付金について活動及び実績に応じて交付されるものであるが、本年度の取り組んできた活動と実績はどのようなものかとの問いに、執行部より、本年度の農地利用最適化推進活動について報告いたします。新規参入に向けての促進活動について年9日、農地パトロールなど遊休農地の発生防止・解消活動について年82日、農業公社での土地売買など農地中間管理機構との連携活動について年13日、担い手への農地利用の集積・集約化の活動について年5日、合計で年109日の活動を行いました。

実績としましては、株式会社もやいネット真城が7.9ヘクタール、農事組合法人灰塚が約10.7ヘクタール、認定農業者が約4.7ヘクタール、合計で23.3ヘクタールの農地を集積することができました。また、遊休農地の解消面積につきましては、目標面積の3ヘクタールを大きく上回り、4.8ヘクタールの農地を解消することができました、と答弁がありました。

続きまして、経済部農政課におきましては、委員より、新規就農者に対する農業次世代人材投資事業補助金について、平成30年度を受給者は何名か。また、平成31年度の新規就農者は何名を見込んでいるのかとの問いに、執行部より、平成30年度を受給者につきましては、単身での受給が5経営体、夫婦共同受給が3経営体となっております。なお、平成31年度の新規受給につきましては、単身での受給を1経営体、夫婦共同受給を1経営体の見込みで予算計上しております、と答弁がありました。

また、委員より、農業次世代人材投資事業補助金を受給している新規就農者の経営状況はどうか。

成果は出ているのかとの問いに、執行部より、補助金を受給している経営者の種類としては、野菜農家、畜産農家、甘藷農家など、一部門に偏ることなくまんべんなく経営類型が分散しております。なお、この補助金については、経営開始後の受給要件として、所得要件が設けられており、年間所得が一定額を超えた場合、受給額減額や受給停止することとなっております。確認については、確定申告により行っており、平成31年度の継続受給者のうち数名が受給額減額となる見込みであります。このように、所得要件を超える成果を上げて、農業経営を安定させている経営体がいるということは、この事業による補助金を有効に活用し、成果を上げていると感じております。と答弁がありました。

また、委員より、昨年、町内産の繁殖素牛が国内市場最高額で購入されたと新聞記事や、町広報紙に品評会で金賞を受賞したなどの記事が掲載されているが、これらの成果をブランディング戦略やふるさと納税戦略として結びつけるのは難しいのかとの問いに、執行部より、ふるさと納税での活用については、担当課と協議を行い、町内養豚農家が飼育した豚肉を返礼品として採用しておりますが、牛肉については採用されておられません。しかしながら、町内産の牛の評価も高くなっておりますので、採択に向けて担当課と協議を行い、PRに繋げていきたいと考えております、と答弁がありました。

また、委員より、有害鳥獣による農作物被害が増加していると聞いているが、電気牧柵等による防衛対策と、有害鳥獣捕獲隊による駆除のバランスが必要なのではないのかとの問いに、執行部より、有害鳥獣に対する支援策については、圃場への被害を防止する電気牧柵等設置に対する補助と、有害鳥獣捕獲隊による駆除に対する補助の2種類があります。農作物被害箇所と電気牧柵設置箇所を管内図に図示し、見える化した地図を有害鳥獣捕獲隊と共有するなど、連携強化に努めております。なお、被害発生箇所につきましては、捕獲隊による重点捕獲を依頼しておりますが、何頭も捕獲できるわけではありませんので、頭数を激減させるのは困難な状態であり、と答弁がありました。

また、委員より、畜産振興対策事業補助金について、各団体から事業計画に基づく補助金申請書が提出されていると思うが、新規事業の提案状況はどうか。例年、同じような事業計画となっているのではないのかとの問いに、執行部より、畜産振興対策事業補助金については、現在、3団体に交付をさせていただいております。ご指摘のとおり、事業計画を大幅に見直して申請されている状況ではありません。特に肉用牛の導入事業については、ブランド確立対策として、優良牛確保のための国の導入事業と併せた補助を実施しておりますので、大幅な見直しができにくい状況であります。酪農についても同様の状況ですが、牛の盗難や防犯対策、牛体管理のための監視カメラ設置に対する補助を新設しております、と答弁がありました。

また、委員より、有害鳥獣対策について、イノシシとシカ対策を中心に議論されているが、カラスによる被害も多いと聞いている。カラス被害の報告はあっていないのか。また、カラスへの対策はどうしているのかとの問いに、執行部より、イノシシ、シカだけでなく、カラスについても有害鳥獣の捕獲対象としており、昨年度は56羽の捕獲実績でありました。本年度は18羽となっております。なお、カラスについても捕獲を実施しておりますが、本年度はイノシシの被害が多く、イノシシの駆除を重点的に実施したため、捕獲数が少ない状況となっております。と答弁がありました。

また、委員より、総合交流ターミナル施設等解体撤去工事について、解体撤去工事費と撤去工事に

係る監理業務委託費が計上されているのはなぜかとの問いに、執行部より、解体撤去工事費につきましては、解体設計業務により建物を解体撤去するために必要となる経費等を積算した費用を計上しております。なお、監理業務委託につきましては、実際に解体を行う際に、適正な解体方法で実施され、発生した廃棄物について、数量の報告や処分方法が適正に行われ、不正処分や不法投棄等がなされていないか、設計による仕様書どおりなされているかなど、指示や監視を行うための業務委託になります、と答弁がありました。

また、委員より、総合交流ターミナル施設の解体撤去後の跡地利用について、地域の方はもとより、町内の方からも利用方法を聞かれるが、新たな方針や方向性が決まっているのかとの問いに、執行部より、熊本地震で被災した総合交流ターミナル施設は、危険家屋と認定し、国へ災害報告書の受理により、解体撤去を条件として国庫補助金の返還が免除されることとなっております。なお、跡地利用については、関係各課による検討会を開催しましたが、広大な敷地であること、隣接するふれあい公園の芝生広場がグラウンドゴルフに活発に利用されている状況等から活用方法の提言までは至らず、まずは補助金返還免除確定のため解体撤去を優先するとの結論に至っております。白川エリアのサイクリングロード、江藤家住宅等を結ぶ構想等もあることから、今後どう位置づけていくか検討してまいります、と答弁がありました。

また、委員より、多面的機能支払事業が新年度から一本化することだが、町としてはどのような事業展開を見込んでいるのかとの問いに、執行部より、今年度までは30組織それぞれ活動しておりますが、次年度は組織の統合を行い、事務手続きの一本化・システムの導入による簡素化、高齢化による労働力不足解消のため、建設業を巻き込んだ維持管理部隊の創設等を検討しております。土地改良区も構成員の一員とする事業展開を図りたいと考えております、と答弁がありました。

また、委員より、土地改良区助成金については、事業補助を行っても運営補助は原則しないことになっている。人件費等の運営費に充当されているのではないのかとの問いに、執行部より、補助団体監査での指摘もありましたので、町補助金交付基準に基づく指導を行った結果、今年度の監査では施設の修繕費等の維持管理事業での補助金運用の報告を受け確認をしております、と答弁がありました。

また、委員より、事業への補助金であれば、助成金でなく補助金へ名称変更する必要があるのではないか。また、事業費補助なのに毎年同じ額なのも如何なものかとの問いに、執行部より、補助額と名称共に改善を検討していきます。農地集積による大規模化に伴い、施設の維持管理を行う人員不足が見込まれる中で、維持管理を行う土地改良区の重要性が増しているため、町としては支援していきたいと考えております。ただし、おおきく土地改良区は、隣接の菊陽町も関連する組織のため、菊陽町とも協議をしながら改善策を検討していきます、と答弁がありました。

意見としまして、補助金申請額の根拠となる積算資料の提出等を徹底させてほしいという意見が出ました。

また、委員より、林道瀬田裏線の災害復旧は完了したのかとの問いに、執行部より、現在の進捗率は約50%であります。昨年5月末に発注し、今年2月末が完了予定でしたが、熊本県土木部の砂防ダム建設工事が長期化し、年末完了となったため、林道復旧工事の着手は1月からとなりました。年

度繰越し、梅雨前には復旧完了したいと考えております。と答弁がありました。

また、委員より、九電鉄塔建設について、町は拒否できないのかとの問いに、執行部より、町財政課とも協議し、電気通信事業法の規定に基づく公共性が高い施設でありますので、町としては協議に応じております。と答弁がありました。

続いて、経済部商業観光課関連であります。

委員より、地域おこし協力隊の雇用3人の任務内容が高度と思われるが、月額報酬は幾らか。任務が高度だから応募がないのではないかと。平成30年度も採用がないのに、同じ金額、任務では、平成31年度も応募はないのではないかと問いに、執行部より、月額報酬は20万4千100円です。任務のすべてを協力隊員に任せるのではなく、町職員も一緒になって業務を行っていくこととしておりますので、決して無理な任務ではないと考えております。次年度の募集時には、内容についてわかりやすい説明ができるよう検討していきます、と答弁がありました。

また、委員より、地域おこし協力隊でコミッションの任務で募集があるが、地域おこし協力隊がいなくてもコミッションの事業は展開することは可能なのかとの問いに、執行部より、スポーツコミッションは、クラブおおづや観光協会など、いろいろな団体と連携して行っていますが、当面の間は町が主体となって行いますので、地域おこし協力隊がいなければならないという体制ではありません。

意見としまして、この事業はスタートが大事なので、初年度は先進事例の調査研究や、町の特色を生かして取り組める事業計画を行い、次年度以降には、様々な新規事業が行えるようにしていただきたいと出ました。

また、委員より、外国人は多言語パンフレットを訪問先で見るとは少なく、事前にSNSで検索して来日することが多い。検索しやすい方法で観光協会などのホームページに掲載してはどうかとの問いに、執行部より、外国人はSNSで検索して来日するところを考えると、町として不十分な点があるので、積極的に取り組んでいきたいと思っております、と答弁がありました。

また、委員より、旅行会社で作成する観光パンフレットはわかりやすいと聞かすが、パンフレットの作成主体はどこか。観光パンフレットは、観光知識を有する機関が作成するほうがよいのではないかと問いに、執行部より、これまでは商業観光課のみで作成していましたが、今後は、関係各課や観光協会に観光に詳しい機関と協力して作成していきます、と答弁がありました。

意見としまして、商工会などで作成する場合は、いろいろな思惑があり、効果の出るようなパンフレットの作り方をしている。外国人がビジターセンターに来られたときに対応できるパンフレットづくりであるとか、いろいろと考えて作成をしてほしいと出ました。

また、委員より、観光振興事業委託は、肥後おおづ観光協会への事業委託との説明だが、予算として計上しているのであれば積算を行っているのか、業務としてはどのような内容があるのか。現在の観光協会の体制で、事業の実施ができるのか。これまでの活動実施はどのようなものがあるのかとの問いに、執行部より、積算内容として、おもてなし誘客事業、観光の要であるホームページの管理、体験型観光の作成、地域特産品・グルメ事業、町内イベントとの連携、おおづ日曜市の開催、スポーツコンベンションとの連携などを事業の中身としております。また、町の三大祭りにも関与しており

ます。人員的に事務局体制は厳しい状況ではありますが、平成31年度はスポーツコミッションの事業にも関わっていくことにより、実働性のある観光協会になっていくよう指導していきたいと思いと答弁がありました。

また、委員より、設立当初から利益は出ない状況だったので、委託事業を行うべきだと指摘してきました。町の重要な事業を観光協会が受け持って民間のノウハウを参考にしながら町のためになる事業を行うことで、近隣の観光関係部署と連携も可能ではないかと思われていた。しかし、その点はまだ見えていない。観光協会が自発的に行うようであればならないのではないかと問いに、執行部より、今の状況であれば、観光協会は瀬戸際にきているのではないかと考えております。新年度は専務理事をなくし、理事が観光協会の事業に深く関与してもらおうと考えております。また、今までの事業をスポーツコミッションにシフトしていき、大きな柱として事業を行わないと観光協会自体が厳しい状況にあると考えております、と答弁がありました。

また、委員より、スポーツコミッションは、町が主となって行っていくのであれば観光協会は必要ではないのではないかと問いに、執行部より、今回、新たに設立したスポーツコミッションは、当面は町が主導し、官民一体で取り組んでいきます。最終的には、観光協会に活動の柱として引っ張ってもらいたいと考えております、と答弁がありました。

また、委員より、観光協会は、指定管理で自主財源確保及びビジターセンターで物販等を行うため法人化を進めていたが状況はどうなっているのかとの問いに、執行部より、法人化については昨年度から進めており、法人登記の一步前まで進んでいましたが、事務局体制が悪化し、事務が停滞したため商業観光課が建て直しを行っている状況であります。また、観光協会理事会には、法人化を進めるよう促しています。観光協会は、昨年度に比べると本年は厳しい状況になっている中で、新年度1年間で体制を変えていこうと考えており、商業観光課の事務所を交流センター内に移し、観光協会の中に入り抜本的に変えていこうと考えております、と答弁がありました。

また、意見としまして、この観光振興事業委託費は、これまでの観光協会補助金を精査し、事業経費として委託費へと変更したものであるが、委託先として予定されている肥後おおづ観光協会においては、設立から5年となるが、未だその運営の現状は人員面や運営面において、説明を受けた委託事業の遂行には疑念があるものである。しかし、町のこれからの観光振興において、観光協会の存在は重要であり、プログラム力や知識・経験により商工会やJAなど各種団体を如何に取りまとめ、町の賑わいと活力を創出し、地域活性化に繋げていってもらわなければならない。よって、年度当初から当面必要なものについて、最小限度にとどめた形で事務委託を行うものの、全体計画においては再度各事業を検討すべきである。その間、町行政は観光協会への支援をしっかりと考え、強力に行い、運営の建て直しを図ってもらいたいと出ました。

また、委員より、社会資本整備総合交付金事業の中で、サイクリングロード誘導サイン等設計業務委託が計上してあるが、内容は何かとの問いに、執行部より、南部地区の活性化を考えており、南部地区には、昨年、世界かんがい施設遺産に登録された上井手、下井手や江藤家住宅、岩戸溪谷があり、東は立野ダム、西は鼻ぐり井手まで繋がるように考えております。今回は、町内のサイクリングロー

ドの誘導看板設置の6カ所の設計を計上しております。今後、ルートなどの検討を行うと同時に、南部地区の観光も含めて考えていきたいと思っております、と答弁がありました。

また、委員より、交流センターの使用料を次年度から始めるが、料金体系はどのようなものか、また、アンケートを実施しているが異論などはなかったか。減免規定はオークスと同じ取り扱いかとの問いに、執行部より、大津町まちづくり交流センター条例の別表で各部屋の1時間毎の使用料、冷暖房使用量を規定しております。また、使用料については、大津町まちづくり交流センター条例施行規則で減免の規定を設けています。アンケートでは使用料の例を表記し、説明を行った結果、無料がよいとの意見や受益者負担の原則は仕方ないなどの意見がありました。減免の規定は、交流センター独自となります、と答弁がありました。

意見としまして、新たに料金徴収を実施するのであれば、関係する団体には十分な周知を行うようにと出ました。

続きまして、経済部企業誘致課についてであります。

委員より、企業連絡協議会の活動状況はどうなっているのかとの問いに、執行部より、企業連の行事に各会員企業が積極的に参加され、企業間の交流の場になっております、と答弁がありました。

意見として、企業訪問や企業連の活動などにおいて情報収集を行い、企業誘致活動を積極的に進めてほしいと意見が出ました。

また、委員より、合志市は、企業誘致を積極的に進めておられるようだが、大津町の企業誘致の現状はどのようになっているのかとの問いに、執行部より、当町への立地についての相談があった場合は、事業規模に応じた民有地を見つけて問い合わせに対応しております、と答弁がありました。

続いて、土木部建設課についてであります。

委員より、補修関係で予算が計上されているが、橋の架け替えなどはどのように行っているのかとの問いに、執行部より、橋梁の定期点検が終了し、判定結果4の橋梁があり、すぐに通行止めになりました。判定結果は1から4まであり、4が一番最悪の状況であります。鶴口橋も繰り越しして事業を進めておりますが、長寿命計画等と照らして、計画的に補修を行ってまいります、と答弁がありました。

また、委員より、以前尋ねた町道認定の基準はどうなったのかとの問いに、執行部より、今年度中にある程度基準を確立させたいと思っております。開発道路関係でも町への引き継ぎの要望がありますが、不特定多数の通行ができ、一定の道幅があり、通り抜けができるなどの条件をクリアするものであれば町所有の道路への帰属を考えております、と答弁がありました。

また、委員より、立野ダム地目差補償の歳入で調整池の追加によるものとの説明であるが、これまで計画はなかったのかとの問いに、執行部より、昨年道路整備を行い、今年度から埋め立てを行っております。法的義務はありませんが、当初から東山川に貯水する施設を要望したのですが、今回、計画が進み、立野ダムからも承認が得られましたので、新年度で用地をお願いするところであります、と答弁がありました。

続きまして、土木部都市計画課についてであります。

委員より、杉水公園の東屋が傷んでいる状況があるが、どのように対応するのかとの問いに、執行

部より、公園長寿命化計画を平成29年度に作成し、遊具や施設などを確認しておりますので、その中で状況が悪いD判定のものから補助事業を活用し、撤去や更新を行い、事業を進めている状況であります、と答弁がありました。

また、委員より、町営住宅の室住宅は、あと何軒残っているのか。今後の見通しはどのようになっているのかとの問いに、執行部より、あと9軒残っております。解体後の敷地は公園化を予定しておりますが、退去の見込みについては住民課のほうで把握しております、と答弁がありました。

また、委員より、災害公営住宅建設工事においては、山村広場の吹田団地と引水の工期が間に合わないとのことだが、全員協議会での計画説明のときにも、この工期でできるのか、遅れるのではないかと指摘しており、結果そうなってしまった。現状を考えても人手が足りないとか、材料が入らないとか予測できたことである。そのような現状の中、遅れないようにするには、当初から何か策を持つておかなければならなかったのではないかと問いに、執行部より、当初、災害公営住宅に関する県の指導は、3年以内に入居させなければならないということで、この2件の住宅については、工期を設定しました。適正工期は確保しているものの、県内の様々な状況から当初から工期はぎりぎりではないかとの認識は持っておりました。しかしその後、県から3年以内に行わなければならないのは入居申し込みであるとの通達がありました。当初からそのようなことであれば、町としても当初の工期を適正工期に余裕工期3カ月を加えたゆとりある工期を検討することはできたと考えております。ただ、このような県下の発注状況の中にあっては、まずは発注先を決めて、あとは請け負いの業者に工事が遅れないようにと努力を促してきたところであり、と答弁がありました。

続きまして、土木部下水道課であります。

委員より、合併浄化槽の災害分における補助金申請数は、熊本地震前と比べてどのような状況か。件数的に落ち着きはあるのかとの問いに、執行部より、災害分については、順次減ってきていますが、ゼロになるにはもう暫くかかると考えております、と答弁がありました。

委員より、一般会計からの繰出金の積算の仕方はどうなっているのかとの問いに、執行部より、特別会計における歳入歳出による不足分を一般会計にお願いしています。公共下水道においては、昨年より基準外の繰入金は減ってきていますが、ゼロになるには程遠い内容と考えております。また、農業集落排水は、起債の償還分については一般会計にお願いせざるを得ません。基準外繰り出しについては、今後も続いていくと考えております、と答弁がありました。

今後、ストックマネジメント計画や経営戦略を策定していく中で、それぞれの特別会計が公営企業会計に移行することに合わせて、料金体系の見直しなど検討をしていくこととしております、と答弁がありました。

また、委員より、基準内外の数値の内訳はどのようになっているのかとの問いに、執行部より、下水道事業を行っていく中で、交付税措置があるものについては、基準内の繰出金であると考えております。人件費については、事業費の中でまかなうことはできませんので、ほとんどが一般会計にお願いするべきものとして基準内の繰出金であるかと考えております。本年度1億7千万円ほど繰り出しをお願いしますが、基準内の分は1億円はなかったほどと思われます。それ以外は基準外の繰出金と

なります、と答弁がありました。

採決の結果、議案第18号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第20号、平成31年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算についてであります。

委員より、林道菊池人吉線の工事は完了しているのかとの問いに、執行部より、既に完了しており、工事負担金の償還は平成34年度で終了します、と答弁がありました。

また、委員より、特別会計の今後の歳入歳出の計画はたっているのかとの問いに、執行部より、平成32年度の伐採に伴う大きな収入後は、平成46年まで下刈り、間伐等の施業が続きますが、これまでの予備費で対応しております。また、新たな取り組みとして、下刈りを行わず、雑草により被覆することでシカに見えにくくしながら苗木に施肥を施し、苗木の成長を一気に促す施肥試験に取り組んでおります。良好な結果が得られれば、初期段階における下刈りが不要となり、施業管理の経費削減が可能となります。この他、森林整備センターの植栽事業の活用を図り、経費削減を念頭に適正な維持管理を行います、と答弁がありました。

採決の結果、議案第20号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第21号、平成31年度大津町公共下水道特別会計予算についてであります。

委員より、経営戦略策定委託については、公共下水道・農業集落排水事業・工業用水道すべてに特別交付税措置があるのかとの問いに、執行部より、工業用水道事業では、一般会計からの繰り入れは行ってないため、特別交付税措置の対象とはならないと考えております。公共下水道・農業集落排水業が交付税措置の対象となります。

また、委員より、経営戦略を策定することは、料金改定につながるのかとの問いに、執行部より、公営企業会計となることで、それに伴い作成される財務諸表により収支が明らかとなり、公共下水道及び農業集落排水事業の経営状況が明確になります。それによって、一般会計からの法定外繰出金をゼロにするには、下水道使用料金を幾らに設定しなければならないということが見えてくるものと考えております、と答弁がありました。

また、委員より、適正な料金設定にすることかとの問いに、執行部より、経営戦略を策定する中で、料金体系の考察を行うことが適正な料金設定に直結するものではありませんが、執行部では、下水道事業を行うことが今後の町の発展にどのような影響を及ぼすのか、近隣市町村の状況を踏まえながら、また最終的には町長の政治的判断を仰がなければならないと考えております、と答弁がありました。

また、委員より、PPP及びPFI事業を検討していくことは理解できるが、これを受注できる企業は国内にあるのかとの問いに、執行部より、現在、大津町の浄化槽とマンホールポンプについては、包括的民間委託を行っており、民間活力を活用しているところであります。これをさらにPPPのようなものに進展させた場合、受注業者が現れるかどうかは不透明であると考えております。

委員より、現在、吹田地区の下水道事業をされているが、新年度で事業は終わるのかとの問いに、

執行部より、新年度は、吹田集落内の工事を行い、年度内に概ねの整備を完了させる予定であります、と答弁がありました。

また、委員より、経営戦略の事業委託は、ある程度総務省のほうで戦略の中に入れてほしい項目などが設定してあるのか。また、料金改定については、最終的には首長の判断になると思われるが、策定に伴う国の思惑のようなものはどのように認識されているのかとの問いに、執行部より、経営戦略については、ある程度の項目設定が定められています。また、国は全国平均的な料金設定より安い設定としている場合には、料金体系の見直しを求めてくるものと考えております、と答弁がありました。

採決の結果、議案第21号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第23号、平成31年度大津町農業集落排水特別会計予算についてであります。

委員より、基金残高は幾らで、どのような用途を見込んでいるのかとの問いに、執行部より、農業集落排水特別会計の基金は5千500万円ほどです。用途としましては、各処理場における電気・機械施設の更新で、平成17年に供用開始した矢護川浄化センターが一番古い施設となっております。今後はブローヤや掻き寄せ機といった比較的大きな設備の更新が想定されているため、更新費用に対する国の補助があればよいが、そうでない場合には、起債や一般会計繰入金、または基金を用いるなど、財源の選択肢の一つと考えております、と答弁がありました。

また、委員より、施設の保守点検を行い、維持管理費用を計画的に平準化することが企業のやり方である。また、保守点検による償却期間の延長が図れれば利益へとつながる。この考え方が民間企業との違いであり、この様な視点を持たなければならない。基金はいざというときにはないといけない。今後やっていく経営戦略が重要であり、人口減社会に対して危機感が大きいと考えるが、その様な現状で積算できているのかとの問いに、執行部より、様々な会議に出席した際に、多くの小規模市町村が農集を利用しており、そのほとんどが人口減となっておりますが、インフラであるため、施設の維持管理をやめることができません。新年度の歳出予算に経営戦略・最適整備構想を計上しておりますが、これにより将来の推移を見定めながら、維持管理の計画を立てていかなければならないと考えております、と答弁がありました。

委員より、今後人口減に伴い、利用者の減少が予測され、維持管理費の負担増が見込まれるが、10年・20年の展望は見えているのかとの問いに、執行部より、農業集落排水事業を行う上で、公共下水道や合併浄化槽との経済比較を行い、農業集落排水でインフラ整備を行ってきました。今後の維持管理においては、公営企業会計へ切り替えることにより償却の概念を取り入れ、将来を見据えた最適整備構想や経営戦略の策定を行っていきます、と答弁がありました。

また、委員より、利用者減少による使用料減少に伴い、農業集落排水による処理方法継続の分岐点がどこかを把握しておく必要があるのではないか。運営できなくなれば合併浄化槽に切り替えるなど、複数のパターンを考えているのかとの問いに、執行部より、農業集落排水から合併浄化槽に切り替えるという検討はしておりません。農業集落排水の4地区は人口が微減になると考えておりますが、これから計画を策定していく中、どこが分岐点かを把握し、時代を見越した最善策を選択しなければならないと考えております、と答弁がありました。

採決の結果、議案第23号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。続きまして、議案第25号、平成31年度大津町工業用水道事業会計予算についてであります。

委員より、単年度でみると赤字に見えるが、なぜかとの問いに、執行部より、減価償却費用計上の影響によりまして、収益と費用の面で赤字のように見えるものです。実際は、平成31年度キャッシュ・フロー計算書に記載してありますとおり、業務活動によって約1千100万円の現金が増加する見込みであります、と答弁がありました。

また、本会議において質疑がありました件につきましては、執行部より次のように説明がありました。総経費が前年度と比べて500万円増額となっているのはなぜかとの質疑に対してであります。説明といたしまして、昨年まで原水費で計上していました工業用水道事業会計制度支援業務委託については、業務委託をしております公認会計士より、「原水費で計上するのは誤りであり、総係費で正しく計上すべきです。」との指摘がありましたので、委託料の予算額約160万円を原水費から総係費に移動しております。さらに、工業用水道経営戦略策定業務委託の委託料を約350万円新規計上しているため、昨年度と比べ総係費の500万円増につながっております。また、第4水源地の工事等を予定しているため、事務補助員として非常勤職員1名の報酬を計上しております、と説明がありました。

質疑といたしまして、減価償却費が昨年度と比べ500万円増額となっているのはなぜかとの問いに、説明といたしまして、平成30年度に第4水源地関連の工事や業務委託で5千700万円支出しており、予算書の注記に記載の方法によって減価償却を行うため、また、さく井工事については、10年間償却となっておりますので、約500万円の減価償却費の増額につながったものであります。

減価償却費は、費用として計上しますが、現金の移動は購入年度だけのため、実際に各年度で現金が費用として支出していくものではなく、数字のみの計上となります。収益が費用を上回っていれば、次の機器購入などのための費用まで収益できていることとなりますが、一般的に多額の投資をした後は、費用が収益を上回るものとなります。平成31年度は、工事等で約2億円の支出を予定しておりますので、さらに減価償却費が増額となる予定であります。

本町工業用水道事業では、企業債の借り入れをしなくても、平成31年度資金期首残高は2億4千万円ほどの資金があり、平成31年度中に第4水源地への約2億円の投資を予定しておりますが、平成31年度期末残高では6千万円の資金残高となりますので、十分な剰余金があったこととなります、と答弁がありました。

また、消費税が昨年の予算と比較して350万円から200万円になっているのはなぜかとの質疑に、説明といたしまして、平成31年度に納税する消費税額は、平成30年度の事業により発生した消費税であり、予定されております10%の増税に影響されるものではありません。平成30年度に中間納付を160万円程度行っておりますので、その費用として200万円を予算計上したものです。予算策定時点では、本年度の事業見込みで平成31年度は還付となる見込みでしたので、200万円のみを計上したものであります。還付金については、還付額の確定後に補正対応する予定としております、と答弁がありました。

採決の結果、議案第25号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。当委員会に付託されました案件は以上であります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げます。

また、休会中の継続調査につきましてであります。我が委員会は、菊池市議会と経済関連の意見交換会を本年度の2月6日に行っております。この件については、これからの大津町と菊池市、いろんな面で意見をいただきました。そしてまた、懇親を深め、これからも単体で考えるのではなく、一緒になってやれることによって力が倍増しますねというような形で、広域的に大津町の発展を考えて行動を起こしているところであります。

以上で経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時05分より再開します。

午前10時56分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

文教厚生常任委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） おはようございます。ただいまから、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第11号、議案第13号関連、議案第14号、議案第15号、議案第18号関連、議案第19号、議案第22号、そして議案第24号の8件です。

当委員会は、審議に先立ちまして、3月6日に、雨の中、関係する22カ所の現地調査を行い、その後、大会議室で、執行部より説明を求めながら審議を行いました。

以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告します。

まず、議案第11号、大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

質疑・討論ありませんでした。

採決の結果、議案第11号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号関連、特別職員の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

住民福祉部介護保険課関係では、委員より、地域ケア推進会議の開催状況はどうなっているのか。執行部より、毎月1回の定例会議を実施しています。

委員より、そうであれば、この会議を地域ケア推進会議で代行することはできないのか。執行部より、いろいろな会議をつくろうとしているが、それぞれの会議について、要綱や条例をつくったうえで、既存の地域ケア会議を総括する要綱で各会議を整理するように改正したいと思います。

委員より、一旦、今回の要綱は作った上で、地域ケア会議の要綱で整理し直すということか。執行部より、そうです、ということでした。

教育部生涯学習課関係では、委員より、地域学校協働本部の本部員には報酬があるが、推進員には報酬が支払われるのか。執行部より、推進員は別途予算を組んでいます。

委員より、地域学校協働本部は、現状の活動の考え方から発展してきたものと位置づけられている。現状の活動をどのように総括しているのか。地域学校協働本部にすることで、現状から発展してどのような効果が期待できるのかとの問いに、執行部より、現状は、地域コーディネーターが各学校で支援していることをそれぞれ報告する活動で終わっていますと、今までは、学校支援活動として各学校のコーディネーターがメインで地区のボランティアを集めて活動をしていました。地域学校協働本部は、総括コーディネーターを通じて、他地域のボランティアとつなぐという支援活動に発展させたいと考えている。

委員より、地域学校協働本部の総括コーディネーターはどのような人材がやるのか。それ次第で成果が変わってくると思う。人材のイメージはあるか。これまでも受け入れる側の学校とコーディネーターを派遣する行政との意識の温度差があって、学校間に大きな成果の違いがある。これはコーディネーターの手腕ではなく、温度差であり、そこを整理しないとやり方を変えたからといって成果があるとは思えない。それに関しては、新しい事業では対策は講じられているのかとの問いに、執行部より、年度当初に各学校で説明会を開催し、総括コーディネーターを通じて事業説明をしていく。コーディネーターにより活動も変わってくるのではないかと思う。

意見として、慎重に検討して、成果が上がるようにしてほしいとの意見でした。

採決の結果、議案第13号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第14号、大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

質疑・討論はありませんでした。

採決の結果、議案第14号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号、大津町学童保育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

これも質疑・討論なく、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号関連、平成31年度大津町一般会計予算についてであります。

住民福祉部環境保全課関係では、委員より、雨水浸透ますの補助金、菊陽町が町独自で支出され、利用者が多少増えているが、大津町もそのような考えはないか。また、コンポストの需要が増えないのは、家庭で堆肥化しても使用する用途がないからと聞いている。先進の市町では、一旦、行政が回収して企業等に持って行くので増えていると聞くが、そのような考えはないかとの問いに、執行部より、補助金関係について、今のところ増額の予定はありません。生ごみ処理関係ですが、先進事例等を参考に検討したいと思います。

委員より、協議会や審議会の数が多すぎる。大津町農山漁村活性化基本計画作成等協議会も事例があれば開催するというが、事例がないのであれば一旦消してもよいのではないか。要綱の改正で事例が出た場合に活用するということはできないのかとの問いに、執行部より、審議会については、農山漁村活性化基本計画作成等協議会については、当面該当事業はないということにして、意見が、組織

や条例要綱も整理を検討してくださいとの意見がありました。

また、委員より、家庭用雨水貯留タンク設置補助はよい制度と思っているが、利用が少ないようなのでもう少し周知をしたほうがよいと思うとの質疑に、執行部より、当初予算の予定見込み数に達していないので周知方法を検討したいと思います、との回答でした。

住民福祉部住民課関係では、委員より、中長期在留者居住地届出等事務委託金について、外国人が研修目的として来ているが、研修生が行方不明になることがあると聞く。大津町では問題になっていないかとの問いに、執行部より、昨年、1件の実態調査を行っております。警察入国管理局に対応を行い、調査期間中に在留期限を経過したことにより、職権により住民票の削除を行った。今回のケースでは、上京から失踪する目的があったものと考えている、とのことでした。

委員より、コンビニ交付を導入することによる実際の費用対効果について、メニューを絞る工夫をしていることはわかったが、人件費の観点や費用全体の費用対効果をどう見込んでいるかとの問いに、執行部より、まず、今後5年間の事業費について、歳入歳出の説明があった上で、人件費については、近隣市町村の例で人件費の削減といった費用対効果として厳しい状況がある。必要経費に対する議論は必要だが、住民の方への利便性が高まるということを目的に進めていきたいと考えている、とのことでした。

意見として、考え方として、窓口サービスを拡大した場合と、コンビニ交付を導入した場合の比較を行うことにより、コストが抑えられたという説明が可能になると。サービス向上が目的である説明が理解できると思うと意見がありました。

次に、住民福祉部福祉課関係では、多機関の協働による包括的支援体制構築事業委託について、相談員の資格要件はあるのかとの問いに、社会福祉士等、もしくは福祉分野における相談支援機関で実務経験を有するものとしている、とのことでした。

委員より、民生委員について2人増員する理由と、地域においてなり手がいないと言われる中での増員のための取り組みは考えているのかとの問いに、執行部より、全民生委員さんと区長さんに希望調査を行い、増員要望があった室北区と下町区について、増員後の委員確保ができるかも踏まえ、詳しく聞き取りし、状況確認を行っている、とのことでした。

次に、委員より、歳入側で、子ども貧困対策推進事業費補助金の使途について、基準や手続き等はどうかとの問いに、執行部より、来年度の地域福祉計画策定業務委託の中で、県が持っているデータのうち、大津町分を集計分析し、傾向などを確認する予定で、この集計分析作業に関し、貧困対策の調査のための費用として県から補助金が交付されることになっている、との説明でした。

委員より、地域力強化推進事業について、箇所数が増えないのが心配であると。地域共生社会として福祉に関し、国や町が地域住民に求めていることと、それを受け止める地域とのギャップを非常に心配しているとの質疑に、執行部より、先日実施したまちづくり懇談会の中でも関心の高い地区もありましたので、今後働き掛けを行っていきたい。地域福祉について、全町的に拡大していかないのは非常に大きな課題でもあるため、いろんな手法を取り入れながら取り組んでいるところだという説明がありました。

それから、委員より、災害援護資金返還金の過年度分が長期化している。法的にも処分ができず、これからもずっと残るのかとの問いに、執行部より、当初は返済計画に基づいて返済されていたが、途中から滞りはじめ、現在も少しずつ返済はされていますが、追いつかず残っているような状況です。本人とも再度返済計画を見直し、返済可能な状況にあるかも含め、相談等に乗っていききたいとのことでした。

住民福祉部介護保険課関係では、委員より、老人クラブは減少傾向にあるのかとの問いに、執行部より、補助金の交付は減少傾向にあり、会員数も減少している。ただし、補助金の交付を辞めたクラブでも通いの場でいきいき百歳体操をしているところもあるので、復活していただきたいと働きかけている。

委員より、まちづくり懇談会の中で、高齢の方が老人クラブに入るようにというが、どうして老人クラブに入らないといけないかという意見があった。老人クラブに入らなければいけないという意識ではない人も多い状況だと思う。増やさなければならぬと思わなくてもいいのではないかと思うがどうかとの問いに、執行部より、介護予防に取り組む団体を増やしていきたいという思いはある。老人クラブの活動をする以上に忙しい方もおり、それ以外の方々については、地域コミュニティづくりの観点からしっかり取り組んでいきたいと思います、とのことでした。

委員より、介護保険特別会計への繰出金について、これまで繰り出してきた人件費を一般会計に戻したという説明だったが、それは町の判断でできることなのか。それとも決まり事があるのかという問いに、執行部より、決まりごとはなく、町の任意の判断でできることであり、法廷内の負担として繰り入れていたわけではなかったもので、今回からは特別会計の中で介護保険事業分に特化した上で管理をしていきたいと判断したものだという説明がありました。

続きまして、住民福祉部健康保険課関係では、委員より、病院群輪番制病院運営事業で対応される医療機関はどこか。熊本セントラル病院は小児科の診療はしないが、他の医療機関では小児科の対応は可能なのかとの問いに、執行部より、菊池圏域で7カ所、大津町では熊本セントラル病院です。医療圏域ごとに救急医療体制を整えており、圏域内の医療機関で対応できる場所もありますが、小児科の高度な救急医療など、対応が困難な場合には、熊本市等の医療機関で対応する場合もある、とのことでした。

委員より、ピロリ菌検査については、これまで一般質問の中で、根拠がないため成果が疑われるといった答弁をしてきた中で、検査の助成を始めるということについてどのように考えたのかとの問いに、執行部より、これまで明確な根拠に基づく健診ではないという理由で実施を見送ってきたが、その後、厚生労働省が公表したピロリ菌に関する事業検証の結果を踏まえ、町の考え方を見直した。平成25年に慢性胃炎の方が受けるピロリ菌除菌が保険適用になったことで、ピロリ菌除菌の件数が増え、それに伴い、胃がんの死亡率が下がったという結果が示された。ピロリ菌除菌をする際、胃の内視鏡検査をするので、その結果、早期がんの発見率が格段に上がったことが死亡率低下につながったのではないかと報告されている。町では、この助成により、検査を受ける人が増え、その結果、胃の内視鏡検査を受ける方が増え、早期がんの発見率が高まり、胃がんの死亡率が低下すると考え、事業

開始を計画した、とのことでした。

委員より、最終的に治療につながらないと検診の意味がないし、そこがポイントになると思う。一つの指標として、検査を受けた結果、陽性だった人を追跡し、治療を受けた割合を求めたい。治療率で町としての事業効果が図れるのではないか。ピロリ菌検査の助成事業については、条件付きというか、そういう考え方で取り組んでほしい。執行部より、まずは検査を受けていただき、ピロリ菌の有無について確認した上で、治療が必要な方にはきちんと治療を受けていただき、その検証を行っていききたい、とのことでした。

委員より、フッ化物洗口を開始し、数年経過したが、効果は表れてきたかとの問いに、執行部より、12歳の一人当たりの虫歯の数が平成23年度は平均2.3本だったが、平成28年度は1.14本と虫歯の数が減っているというデータが出ている。フッ化物洗口との効果と断言はできないが、虫歯の数は全体的に減少傾向という状況、とのことでした。

続きまして、教育部学校教育課、学校給食センターも含めます。関係です。

委員より、学校施設屋上点検及び清掃業務委託は雨漏り対策だと思うが、今後、どのように実施するのかとの問いに、執行部より、年1回防水の専門業者に点検と簡易な清掃をお願いする予定、今年は雨漏りの修繕工事を行うので、その後を予定している。次年度以降については、現在、検討を行っている、とのことでした。

委員より、部活動の社会体育移行について、文科系の部活動に対する動きが見えてこない。ある学校では、文科系の部活動をなくすと決まったところもあるが、教育委員会はどのように考えているかとの問いに、文科系部活動についても、運動部活動に準じたところで話し合いが行われているところです。詳細については、所属する学校と連携をとってこれから考えていくということになっています。社会体育移行の時期と揃えるというのは厳しいだろうと検討委員会の中でも意見が出ています。週の練習日等を運動部活動のように揃えてもらうことで、しばらくは各学校で文科系部活動は続けてもらうように学校にお願いしていますが、時間をかけて少しずつ違う形にしていこうと検討しています。

委員より、音楽部活動を継続するかどうかについて、教えられる先生がいないからできないということならば理由があると思うが、続けてほしいという希望があるにも関わらず、校長ができませんというのであればそれは困ると言えるのではないかとの質疑に、執行部より、あくまでも来年度の部活動をどうするかは来年度の判断になると考えていますので、指導すべきであれば指導したいと思いません。最終的には校長が判断しますが、子どもの希望や保護者の思いもあり、少なくとも運動部活動に関しては数年をかけて検討委員会に保護者の代表も入っていただいて移行しますので、それに則って今後検討してもらうように、必要であれば校長に指導したいと思いません、とのことでした。

続きまして、委員より、路線バス通学費補助金の申請の流れはどうか。また、今はICカードの活用が多いので、そういうこともきちんと考えてもらいたいとの質疑に、執行部より、申請書等を学校を通して教育委員会に提出し、領収書を確認して保護者の口座に振り込むという流れで考えている。申請は3カ月ごとにするか、6カ月ごとにするかと保護者の方になるべく負担にならないような方法を今検討している。ICカードについても十分検討し、その都度に補助金を交付できるようにし

たいたい、とのことでした。

意見として、就学援助者に対しては、全額補助だが、一旦自分で負担してから後で戻ってくるというやり方より、できれば最初の負担がないような考え方も検討してほしいとの意見がありました。

委員より、大津小、大津北中の増築工事については、今までずっとプレハブで対応してきたが、今回は増築とすることになった理由は何かとの問いに、執行部より、美咲野小学校の場合は、教室不足は4年で解消する予想でしたのでプレハブ対応でした。短期間であればプレハブリースのほうが財政的にも負担が少ないが、大津小学校については、宅地開発も進んでおり、長期的に人が増える予想なので、今回はプレハブではなく増築を行いたいと考えている。

委員より、美咲野小学校についても再度検討したほうがいいのではないかと。また、学校の施設基準として、特別支援学級の教室には小さい部屋をつくることができないか。今は教室を仕切って使用しているところもあるので、可能なら特別支援学級用の小さな教室をきちんとつくって対応してほしい。執行部より、可能かどうか確認して検討する、とのことでした。

委員より、給食センターについて、来年度は消費税増税に伴い経常経費が上がるとのことだが、給食費などにも影響があるのかとの問いに、執行部より、食品には定率減税が適用されるので、間接的な要因での微増は考えられるものの直接的な影響は少なく、給食費は増額しない予定。とのことでした。

委員より、特別支援学級や支援を要する子どもに対して、中学校での補助員の確保はできたかとの問いに、執行部より、4月から大津中に生活支援補助員を2名配置したいと考えている、とのことでした。

委員より、学力・知能テストの方式を変更するとのことだが、これまでの方式から変更した場合、連続性は担保できるのか。これまでとの比較の方法は考えているかとの問いに、これまでの方式は標準学力検査で、全国的な位置というのはわかるので次年度においてもそれを生かしていくのは必要だと考える。また、客観的な検査としては、ほかに県学力調査、全国学力調査があり、それに加えて新たに考えている学力調査の結果も全国的に客観的に測れるので、それらを比較することで継続性は保たれると考えている、とのことでした。

委員より、路線バス通学費補助の対象となる距離は何キロメートルかに対し、執行部より、小学校でおおむね2キロ、中学校で3キロの基準を設けたいと思います、とのことでした。

ほかにこの補助をしている市町村はあるかとの問いには、県内では甲佐町、美里町で補助をするという要綱がありました、ということです。

それから、護川小学校の木に虫がつくということで補正予算をつけた分は、伐採は終わったのかとの問いに、今後発注予定です。卒業式までには終えたいと考えています、とのことでした。

委員より、導入するICT機器の利用方法の計画はどのように考えているかとの問いに、執行部より、各学校の来年度の情報教育の全体計画作成の研修も行い、プログラミング教育、その他のスキルアップを年間計画の中にどう位置づけていくか研修を行っています。また、電子黒板の活用についても研修を計画しています。若い先生は電子黒板の利用が進んでいますが、それに比べてベテランの先

生の利用がなかなか進んでいない状況です、とのことでした。

続きまして、教育部生涯学習課（公民館・図書館を併せて）の関係になります。

委員より、高尾野公園グラウンドは、野球をする際に駐車場が不足するということを聞いているが、問題はあがっていないかとの問いに、スペースは不足している。使用団体が近くの会社の駐車場を借りている場合もあるが、残念ながら路上駐車をしている場合もある、と。

委員より、事故やヒヤリハットはなかったかとの問いに、会社の駐車場に無断駐車があるという報告があったので、その団体には注意を促したことがあった。対応として看板を設置したり、使用申請時に注意を促したりしている、とのことでした。

委員より、陣内地区公民館分館の遊具解体撤去工事について、開始前の周知はどのようにするのか。消防団詰所ができるときにご存じない方がおられたので、遊具撤去の際は周知を徹底してほしい。執行部より、区長さんから区民の方に連絡してもらおう。町民へは生涯学習情報誌、ホームページ等で周知するとともに、公民館利用申請時に説明する。

委員より、陣内地区公民館分館は、指定避難所になっていると思うが、熊本地震の後、消防団の諸用具類が倉庫や調理室にたくさん入っている。消防団詰所ができたあとは、いつから使用できるようになるのか。避難所としての役割を果たせないのではないかとの質疑に、執行部より、熊本地震以降、消防団の荷物や地震の支援物資等が混在しており、消防団が消防団詰所に荷物を移動したあとは、室内の整理をする。残る支援物資に関しては、所定の場所に移動させるよう総務課と相談している、とのことでした。

それから、委員より、学芸員の募集について、1人職員が退職したことに対する募集だったのか。再任用職員の後任としての募集なのかとの問いに、執行部より、今後、圃場整備関連事業等が増えますので、学芸員は2人体制でお願いしている、とのことでした。

委員より、年度末に学芸員の募集をしても長く務める人は来ないのではないか。大学卒業などの人材は、早い時期までに決まって就職をしていくので、募集の仕方を考えてはどうなのかという問いに、任期3年で経験を積んだ人材を任用すると聞いています、との答えでした。

委員より、学童スポーツクラブの進み具合について、本会議において、参加児童数がわからないと指導者の人数もわからないという回答であった。それでは4月からの開始に間に合わないのではないかという懸念があるが、指導者は足りているのかとの問いに、執行部より、指導者は2月の時点で学童スポーツリーダーバンクに41人登録しています。内訳は、スポーツリーダーが32人、スポーツサポーターが9人、4月からは児童20人に対してスポーツリーダー1人、スポーツサポーター2人で対応することになっている。モデル事業を検証した結果、現在不足しているのはスポーツサポーターだが、モデル事業に参加した保護者などのアンケートから、20人ほどは協力できるという回答があったので、引き続き公募をしながら研修と広報活動をしていく、とのことでした。

委員より、地域生涯学習施設等改修補助金について、長い間上限が500万円となっているが、今後の補助金額の考え方について、見直しは考えられないのかとの問いに、執行部より、現在、熊本地震関係で修繕等があがっているかと思いますが、この補助金上限に関しましては、財政課とも協議し

ますので、熊本地震対応が落ち着くまでしばらく待っていただければと思います、とのことでした。

委員より、図書館のフリーWi-Fiの導入については、以前は図書館に導入すると子どもたちがゲーム機を持って来て集まり、インターネットをする懸念があるので導入しないということであった。しかし、今回、要望が多いので図書館に導入しますというのは、説明に一貫性がないのではないかとの問いに、執行部より、以前は子どもへの悪影響を懸念して導入をお断りしましたが、フリーWi-Fiは社会的インフラとしての普及が高まってきている状況から、子どもへの悪影響の懸念よりも活用の利便性や効果のほうが大きく期待できることを踏まえて導入することにしました、とのことでした。

意見として、であれば、他の施設にもフリーWi-Fiを増やしてほしいとの意見がありました。

教育部子育て支援課関係では、委員より、待機児童対策支援事業補助金の対象となる認可外保育園は、県の指導監督基準を満たしているという条件だが、登録を確認したらかなり小規模なところも入っていた。基準を満たしているのかとの問いに、執行部より、今年も監査を受けています、ということでしたので、意見として、監査を受けることと基準を満たしていることは違う。基準を満たしているという証明が出ているはずなので、確認した上で要綱を定めなければいけないと思うとの意見でした。

委員より、保育補助者雇上強化事業と保育体制強化事業については、今年度は要望はあったが、条件が整わずに実施できないというところがあったということだった。来年度分も要望を基に計上したと説明があったが、今年度と同じやり方で今年度にはできなかったことが来年度はできるのかとの問いに、今年度は、園に対して制度の内容を説明していたが、細かい要件の部分で対象とならなかったケースがある。今回は、そこをしっかりと周知した上でも雇用したいということで調査に回答をされている、とのことでした。

委員より、保育士の処遇改善は大事なことだと思うが、待機児童のことを考えると保育の枠を考えなければならないと思う。保育の枠についてはどう考えているのかとの問いに、今度、子ども子育て支援計画を策定するときに、5年間のニーズ調査をして、もう少し詳細な数字を設定した上で、今後については検討していきたいと思っている。現状でできることとしては、陣内幼稚園と大津幼稚園で保育が必要な保護者に少しでも対応できるようにしていきます、とのことでした。

委員より、具体的には待機児童が33人という見込みだが、それについてどのくらい解消できるのかという問いに、執行部より、このままでは保育を希望している方全員は難しい、現在の33人をどうにかしたいと考えているが、年代にもよるのではっきりとした答えはできない。

委員より、新しい保育園の整備は考えているのかとの問いに、執行部より、本来必要性はあるかと思うが、来年度策定する子ども子育て支援計画において、今後どうしていくかということは決めていきたい。

意見として、待機児童は何年も続いている大事な問題である。きちんと見通しをもって施策というものやるべきだと思う。今回の待機児童解消のための事業についてはこれでよいと言えるが、その

背景が弱いとの意見でした。

委員より、平成28年度に室小学校で2クラブ分の、学童保育クラブですね、建築をしたのが約6千800万円、今回、同じような2クラブの平屋の建物で約1億2千万円、違いは何か。また、国・県の支出金の割合が3分の2出るはずだが、これを見ると、資料ですね、資料を見ると半分ぐらいいか出ていないとの質疑に、執行部より、前回の室小との比較では、面積が1.2倍になっている。一番影響が大きいのは外構工事です。建築部分だけだと約9千500万円です。平米単価では室小が約23万円、今回の分は約27万円になります。最初は室小と同じ木造で検討したが、同規模の施設で木造が40万円ということになるので、プレハブ構造の鉄骨という工法を選択した。補助率は、今3分の1ずつで積算していますが、見込みとしては嵩上げがあり、町負担が6分の1になる見込みです。ただし、県との協議では、県が嵩上げ前で予算計上をしているので、予算については3分の1で計上してほしいとのことで、実施は6分の1を見込んでいます、とのことでした。

意見として、立派な学童クラブ施設ができるのはいいが、過剰な費用を費やすものではないと思う。なるべく工夫して節減できるように検討してほしいとの意見でした。

続きまして、教育部子育て支援課幼稚園関係では、幼稚園費に雨漏り改修工事費が計上されている。小中学校では、今後は屋上の清掃と点検を毎年実施することによりメンテナンスを行う方針である。幼稚園も同じようにすべきではないかとの問いに、執行部より、今後、幼稚園の屋根もメンテナンスを検討します、とのことでした。

委員より、熱中症対策として、学校では測定器を購入し、測定を行っているが、幼稚園ではどうなっているのかとの問いに、執行部より、幼稚園には導入していません。全館エアコンを完備し、水分補給で対応しています、とのことでした。

意見として、対処としてはよいが、温度や湿度、熱中症指数を確認しながら対応すべきであり、学校は導入しているのでグラウンド等の屋外対策も考えて幼稚園も導入を検討してほしいとの意見でした。

教育部子育て支援課大津保育園関係では、質疑はありませんでした。

討論はありませんでした。採決の結果、議案第18号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、特別会計予算に関する報告ですが、内容のつながりをわかりやすくするために、先に議案第22号、その後に議案第19号についての報告とさせていただきます。

両議案の報告の中に、インセンティブという言葉が出てきますが、これはもとはご褒美とか、報酬とか、動機付けという意味で、国では、保険者努力支援という意味で使用しているとの説明がありました。

議案第22号、平成31年度大津町介護保険特別会計予算についてであります。

委員より、保険者機能強化推進交付金、いわゆるインセンティブ交付金だが、これが良くなること保険者として望ましいことである。もう少し詳しくこの説明をお願いしたいとの問いに、執行部より、インセンティブ交付金について説明します。介護保険の事務、介護予防事業など各種の事業につ

いて55項目の評価項目があります。この内、50項目は自己採点をし、資料を添付し、提出します。残り5項目については、全国の保険者を並べ、順位をつけ、上位に入った場合、配点がつきます。大津町は5項目中4項目で上位を取ることができました。これらの評価について、大津町は熊本県で上位3番目でした、ということです。

意見として、点数化という形で評価がはっきりすると頑張っているかどうかが見えてきて良いのではないかと思うとの意見でした。

討論はなく、採決の結果、議案第22号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第19号、平成31年度大津町国民健康保険特別会計予算についてであります。

委員より、介護保険でインセンティブ交付金は、取り組み項目ごとの評価でポイントがつくとの説明を受けたが、国民健康保険も同様の内容なのかとの問いに、執行部より、国民健康保険では、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率、がん検診受診率、収納率の向上、後発医薬品の取り組み、第三者行為の求償等が交付金のポイントの対象になります。大津町の県内での順位は30年度の交付金では8位となっており、上位に位置している、とのことでした。

委員より、被保険者数が年間4%ほど減少していることを踏まえ、予算額は全体としては減額となっているが、健康増進の取り組みを充実させるために、昨年と比較して歳出の保険事業費の予算が増額しているという理解でよいのかとの問いに、執行部より、歳出での保健事業の取り組みが充実すれば、歳入の特別交付金が増額となる仕組みとなっています、ということで、意見として、国民健康保険は、法律で縛られているものがほとんどで、町として何ができるのかということ考えたときに、保険者の機能をどう発揮するのかということが重要である、との意見がありました。

これにつきましても討論はなく、採決の結果、議案第19号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、平成31年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

委員より、制度の問題ではあるが、後期高齢者医療の財源として約4割を占める若年層の保険料とは、国保税で0歳から74歳までが負担する、いわゆる人頭税なのか、子どもが多い人ほど負担が大きくなるということなのかとの質疑に、執行部より、そうなります、とのことでした。

委員より、後期高齢者医療制度で、この保険に漏れている人はいるのかとの問いに、執行部より、漏れている人はいないと認識しています。

委員より、人間ドックの利用者は増えているのかとの問いに、執行部より、増加傾向です。人間ドックの利用者は平成28年度までは50人前後で推移していましたが、毎月開催しています保険証交付式において、人間ドックの受診勧奨を始めた平成29年度から増加し、平成30年度も現時点で86人の実績となっています、とのことでした。

委員より、人間ドックの助成があることを知らなかったという人もいるのではないのかとの問いに、執行部より、漏れがないように周知しているところです、とのことでした。

これにつきましても討論はなく、採決の結果、議案第24号については、全員賛成で原案のとおり

可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます。文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時41分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第13号関連、議案第18号関連の2件であります。

委員会は、審議に先立ち、3月6日午前中、関係する5カ所の現地調査を行い、翌7日から仮庁舎2階会議室Bにおいて、執行部より説明を求めながら、審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第13号関連、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例のうち、大津町空き家等対策協議会の設置についてであります。

総務部総合政策課より説明を受けて、委員より、熊本地震以降、空き家の調査は進んでいなかったのかとの質疑に、執行部より、地震前、平成27年度に一度空き家調査を実施しましたが、地震後に空き家の状況が大きく変わり、今年度に再度調査を行い、その結果を基にこれから具体的な空き家対策を進めていくところです、との当然でした。

委員より、実態調査の結果による町内の空き家の現状と、今後の動きについてどうなっているかとの質疑に、執行部より、調査の結果、空き家と思われる物件が274棟、うち73棟が実際住んでいない空き家として把握しています。また、アンケート調査の結果として、今後の活用について売却または貸し出したいという回答が31件あり、今の動きとしては、この調査結果を基に、まずは利活用のため、「空き家バンク」を創設するため、不動産関係協会2者と協定締結に向けて協議をしている段階です、との答弁でした。

意見として、町の北部あるいは南部地域において、農地付き物件などで新規就農を促すためにも、空き家等対策協議会の委員会構成に農業委員会などの農業関係者も入れていただきたいとの意見がございました。

討論はありませんでした。採決の結果、議案第13号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第18号関連、平成31年度大津町一般会計予算についてであります。

議会事務局関係で、委員より、デジタルカメラ3台分の予算が計上してある。議会だより作成などに使用できるのかとの質疑に、執行部より、現在、所有しているカメラ1台は、21年度購入のもの

で古く、買い替えを予定している。各常任委員会の現地調査時に同時に利用できる3台予定し、議会だよりの取材用としても利用可能であります、との答弁でした。

総務部総務課関係で、委員より、いじめ問題再調査委員会の委員報酬が計上してあるが、新たに委員会を立ち上げるものか、それとも重大ないじめ案件の発生事例があったのかとの質疑に、執行部より、教育委員会のほうで重大案件が発生した場合のためのもので、これまでに開催した事例はありません。委員会としては、既に立ち上がっているもので、事態が発生した場合に開催するものです、との答弁でした。

委員より、行政区嘱託員報酬について、行政区嘱託員で女性は現在2名しかない。男女協働参画を推進する観点からどう考えるかとの質疑に、執行部より、行政区嘱託員の女性が2名という現状については、男女協働参画推進を町としても行っているところなので、様々な研修などを行いながら女性の参画を多いに推進していきたい。しかし、最終的にはその地区地区の実情もあるところですので、との答弁でした。

委員より、個人情報保護審査会に関連して、個人情報保護の観点から自衛官の募集についてどのように対応しているか。個人情報保護法ができて町でも条例を制定している。自衛隊法と個人情報保護条例との関係をどう整理しているのかとの質疑に対して、執行部より、自衛隊員の募集について、法の定めによって、町民のうち18歳の氏名・住所・生年月日・性別の4情報を紙媒体で出力し提供しています。平成26年の国会の政府答弁では、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定が、防衛大臣が市町村の長に対し、個人の氏名や生年月日等の情報に関する資料の提出を求めることができる法令上の根拠と述べています。また、大津町個人情報保護条例第9条第1項第2号では、個人情報の提供禁止の例外として、法令等の規定に基づく場合での対応が定められていることから提供しているところですので、との答弁でした。

委員より、自衛官募集について、近隣市町村の対応はどうかとの質疑に、執行部より、菊池地域4市町は同様の対応をとっています、との答弁でした。

委員より、公文書管理整備業務委託は高額だが、具体的な中身はどうなっているかとの質疑に、執行部より、旧庁舎で各課に保管してあった書類を応急的に仮設書庫に保管しています。浄化センターのほうにも保管して、熊本地震後に書庫から箱に書類を詰め替えたわけですが、保管箱に入っている書類が、中身は何なのかを洗い出して、新庁舎に運び込めるよう整理をしている。今年度3カ所、老人福祉センター南側、役場仮庁舎南側、生涯学習センター北側の仮設書庫内の文書整理を行ったが、平成31年度は同規模の文書量を保管している浄化センター内の保存文書の確認と整理を行うものです、との答弁でした。

委員より、コミュニティ傷害保険について、先日、矢護川の方で町民の方が事故に遭った件について対応はできたのかとの質疑に、執行部より、当日の作業は、農政関連の多面的機能支払交付金事業によるものでしたので、そちらのほうの保険で査定中です。報酬が支払われている関係上、ボランティア作業を基本とするコミュニティ傷害保険については対象外になります、との答弁でした。

委員より、コミュニティ傷害保険の内容が充実したとのことだが、ホームページで検索ができない

との質疑に、執行部より、今年度から補償内容を見直し、入院保険金は1日3千円から5千円に、通院保険金は1日2千円から3千円となりました。町のホームページに掲載していますが、検索ができないとのことですので、検索しやすくなるよう対応をしてみたいと、との答弁でした。

また、議長より、多面的機能支払交付金事業と地区の区役を一緒に行う地区もあるので、傷害保険の補償内容などの線引きをきちんと整理して、区長等に十分説明をしていただきたいとの意見がございました。

委員より、会計年度任用職員制度について説明を求めたいとの質疑に、執行部より、地方公務員法等が改正され、現在、雇用している臨時職員と一般職の非常勤職員を会計年度任用職員として任用をする制度になります。平成32年4月から新制度が開始されますので、31年度の後半から募集を開始することになり、今年度から新たな体制へ向けての取り組みを行っている状況です。国や他自治体の情報が少なく、近隣との状況等を鑑みて、6月議会以降で条例等の整備を考えているところで、との答弁でした。

委員より、会計年度任用職員の任用期間はどうか。現在の一般職の非常勤職員と変わらないかとの質疑に、執行部より、任用期間は、その年度の4月1日から翌年の3月31日までです。現在の非常勤職員の任用期間は最長3年ですので、短くなります。ただし、会計年度任用職員は、正規職員と同様、人事評価を行うことになり、勤務成績が優秀な職員については、能力の実証ができますので、国のQ&Aによると2回を上限として、公募によらない再度の任用を行うことが可能になります。通算3年ということです、との答弁でした。

委員より、地方創生・肥後大津駅周辺地域活性化事業景観整備工事費について、駅南口のほうに重点を置いてあるように感じるが、駅北口の方についてはどう考えているのか。北口のケヤキを切っただけという声もあるとの質疑に、執行部より、肥後大津にっこり会が昨年10月に立ち上げられ、駅北口の活性化についての盛り上がり期待されているところです。具体的な事業については、今後相談しながら取り組んでいきたいと考えています。現在、地方創生として取り組んでいる事業は、平成29年度から31年度までの3カ年となっています。その中で、駅南側の桜の植樹に伴い、クスノキやケヤキを切ることにしています。今のところ北口の活性化についての計画はない状態ですが、32年度以降の取り組みについて、来年度にじっくり検討をしていく予定で、議論を深めていきたいと考えています、との答弁でした。

委員より、ぜひ水車も活用した駅北口の整備を検討してもらいたい。地方創生について、事業延長はできるのかとの質疑に、執行部より、現在取り組んでいる地方創生推進交付金事業は、県と益城町との広域連携による事業で、31年度で事業終了するものです。また、別の交付金を活用した取り組みができるよう検討していきます、との答弁でした。

委員より、活性化事業費が320万円となっているが、伐採と植樹でそのような経費がかかるものなのか。伐採して根まで掘り起こすものかと思っていたが、そうでないならばもっと安く済むのではないかとの質疑に、執行部より、事業費において植樹よりも伐採にかかる費用が大きくなっています。抜根まで行くと道路の舗装にまで影響が及び工事費が高くなり過ぎることから、切り株のまま残すこ

とにしています。ただ、車の往来の激しい場所でもありますので、工事中の安全対策をはじめ、伐採したクスノキの撤去・運搬、処分費用などを含めた工事費の積算となっています、との答弁でした。

委員より、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてインターネットで検索してみたところ、他の自治体のはすぐ探せたが、大津町のものは見あたらなかった。なぜかとの質疑に、執行部より、ホームページがリニューアルされた時点で掲載から漏れてしまった模様です。早急に掲載するように改善をします、との答弁でした。

委員より、宅地開発による地域住民の増加や、子どもたちの成長で自転車通学者が増える地域が発生することなどもきちんと見越して判断をしているのかとの質疑に、執行部より、開発にあたっては、開発者の負担で設置してもらうようお願いしています。地域の状況を勘案した上での要望についても、4月の行政区嘱託員会議で説明した上で、適宜対応していきます、との答弁でした。

委員より、交通安全標識、標示工事は主にどのような作業となるのかとの質疑に、執行部より、主に町道の区画線を引く作業です。町道の外側線やセンターライン、規制ではない指導停止線などで、横断歩道や一時停止の停止線等は警察署が引き、県道については県が工事をします、との答弁でした。

委員より、消費生活相談業務委託について、消費生活相談業務を消費生活センターに丸投げしているのではないかと町の対応を問う声がある。体制はどうしているのかとの質疑に、執行部より、現在、消費生活相談については専門機関に委託をしています。個人情報に関係もあって相談内容について町が不用意に立ち入れないところが多分にあります。ただし、必要に応じて町へ情報を提供してもらい、対応すべき事案については関係部署で情報を共有しています、との答弁でした。

また、議長より、防犯カメラ設置事業負担金について、設置や維持管理、映像の情報管理など、一体的な取り扱いになっているのか。わかりづらいので、運用がうまくいくよう整理をしてもらいたい。執行部より、防犯カメラ設置事業は、申請を基に設置しており、事業所や自治会また学校からの要望などを踏まえて、警察が把握している情報等を参考に町と協議し、設置場所を選定しています。設置費用は町が補助し、その後、電気代や保守費用については、申請者の負担となります。町として防犯に努めていく必要があるので、町の敷地や施設等については町で取り組んでいくのが第一義にあり、教育委員会等とも協議をして進めていきます。民間の事業所もこの事業により設置することができます。また、警察からの情報提供依頼への対応など、プライバシーの保護については、県の「防犯カメラに関する運用指針」により、適正な運用が図られています、との答弁でした。

委員より、地域おこし協力隊の報酬が計上してある。まだ任用者は決定していないのではないかと質疑に、執行部より、ご指摘のとおり、まだ決まっていません。地域おこし協力隊については、以前募集した際に一人応募があったものの、任用するまでには至りませんでした。その後も募集を続けてきたものの、全国的に協力隊志望者には引く手あまたの状態であることからなかなか応募に恵まれませんでした。東京でPRする機会を設けるため、その旅費を補正予算で認めていただき、担当者の努力もあって、いろいろと問い合わせや関心を示してくれる方も出てきました。宣伝や勧誘に努めてきましたが、お互いの希望が一致することは容易ではなく、最終的に応募者は1名だけ残るものとなりました。その1名について、現在、書類審査を通過し、最終面接に臨んでいただく運びとなっています。

ます。任用に足る人物となれば、次年度から早々の着任をお願いしたい、との答弁でした。

委員より、地域人材育成事業補助金は、今年度からの新規事業だが、実績はどうかとの質疑に、執行部より、地区や団体などにおいて、将来を担う人材を育てるための研修費用や活動に対して補助を行うものです。活用事例として、杉下区の地区の伝統事業の取り組みを学ぶ研修や日吉が丘区の高齢者の支援策の先進事例研修などがあります。初年度で実績として十分ではありませんでしたが、31年度はできるだけPRをしながら積極的に取り組んでもらえるようにしたい、との答弁がありました。

委員より、地域人材育成事業補助金に係る要綱などは定めているか。補助上限はあるのかの質疑に、執行部より、まちづくり担い手育成事業補助金交付要綱を定めて、補助額は先進地研修が全額補助の30万円上限、講師招へいが全額補助の20万円上限です。このほか公共性の高いまちづくり団体に対する活動費の補助もありますが、これについては地域づくり活動支援事業に準じて2分の1補助の30万円上限としています、との答弁でした。

委員より、選挙啓発費は、昨年度と同額だが、一方で投票率は下がっている。これからの時代、選挙啓発がさらに大事になってくると思うがとの質疑に、執行部より、選挙投票年齢が18歳になったことから学校での模擬投票を実施するなど、若年層への選挙啓発について積極的に努めています。先日は小学校でも模擬投票を行い、啓発をしてきましたが、反響が大きく、若い年齢からの啓発の重要性について認識を強くしたところですが、との答弁でした。

委員より、期日前投票に係る報酬に、商業施設分が計上されている。都会では駅で投票ができるところもあるが、今後、どのように対応していくかとの質疑に、執行部より、今度の選挙でイオン大津店での投票ができるようにしたいと準備を進めています。これまでセキュリティの問題がいろいろありましたが、通信技術なども改善してきたため、期日前投票所の拡充を検討しました。ただ、手広く対応していきたいところですが、職員数の関係もありますので、今回の状況を見ながらさらに検討したいと思います、との答弁でした。

委員より、菊池広域連合消防本部の負担金について、消防車の整備などにも使われていると思うが、大津町にも高層の建物が増えている。南消防署の消防車は何階まで対応できるかとの質疑に、執行部より、以前は30mのはしご車2台がありましたが、現在は30mが1台、13mが1台の配置、それぞれ10階建てと3階建てに対応するようになっている、との答弁でした。

委員より、消防学校入校負担金は、新しく組織される美咲野の消防団の分になるのか。団員も忙しく消防学校に行く時間の確保が難しいと思うが、参加の見込みはどうかとの質疑に、執行部より、消防学校負担金は、大津町消防団全体の分になります。現場指揮をとる班長以上と、分団指揮をとる分団長以上の負担金です。新入団員については、辞令交付式のときに訓練を行うこととしています、との答弁でした。

委員より、指定避難所の標識はどのようなものか。材質はどうかとの質疑に、執行部より、今年度、指定避難所の標識設置を行い、31年度に避難所への誘導標識を設置します。材質はアルミ、指定避難所の標識には、上部にソーラー発電器具を設置し、停電時でも光らせるようにし、誘導標識は蓄光式と反射をあわせたもので、町内38カ所への設置を予定している。表示内容は、2020年のオリ

ンピックに向けて国が示した全国統一の規格になります、との答弁でした。

委員より、高齢者等の避難はどう考えているかの質疑に、執行部より、要支援者等の避難については、福祉課で個別支援計画作成を民生委員さん等を通じて進めている。本年度中、中島地区でモデル的に中島区みんなの避難計画をつくっている、との答弁でした。

意見として、戸別受信機設置について、障がい者1級や2級及び高齢者単身世帯の設置計画とのことだが、戸別受信機は一方的に聞くだけで発信はできない。単に設置するだけでは意味がない。運用面も含めて福祉サイドともしっかり打ち合わせをしてもらいたいとの意見がございました。

委員より、消防団員の定数は長年変わっていない、出初め式でも多くは集まっていない状況が見受けられる。この状態で非常に対応できるのかとの質疑に、執行部より、最も課題になっている点だと認識しています。機能別消防団も踏まえながら、消防団の定数も含めてさらに検討をしていくべきだと考えています、との答弁でした。

委員より、美咲野地区で新たに消防団組織ができると聞いたが、どうなっているかの質疑に、執行部より、美咲野地区から消防団をつくりたいといった意見があり、消防団と何度か協議をされ、最初から班をつくるのではなく、まずはどこかの班に所属し経験を積んでから班に移行するような方向で話を進めています、との答弁でした。

委員より、水防費に関連して、大林地区防災倉庫は、水防倉庫ではないのかとの質疑に、執行部より、元々外牧と森にあった水防倉庫の機能も兼ね、元菊阿中の南側に防災倉庫と水防倉庫を兼ねて設置をしている、との答弁でした。

委員より、備蓄食糧を5カ年計画で6万食揃えとの説明であったが、賞味期限などとの関係はどうか。期限切れで廃棄するようなことがないよう工夫されているかの質疑に、執行部より、賞味期限が5年程度のものの購入を考えています。現在も備蓄倉庫に保管しているものについては、台帳を整備し管理しています。期限切れの前に、地域の防災訓練や炊き出し訓練等に活用してもらう予定です。他にも全国の自治体で災害が発生した場合などに提供していきたい。

また、委員より、食糧等は楽善の防災倉庫だけに保管するのか。運動公園に建設予定の倉庫にもどうするのかとの質疑に、執行部より、北部、中部、南部それぞれの防災倉庫に備蓄をしていく予定です。避難者数を想定し、中部で60%、南部で25%、北部で15%備蓄できる倉庫を備えたい。平成31年度はまず食糧を備蓄しようと考えています。オムツや生理用品をはじめ、マットや簡易トイレなど物品の備蓄も計画的に進めていこうと考えています、との答弁でした。

総務部総合政策課関係で、委員より、空き家調査業務委託料は10万円の予算で足りるのかとの質疑に、執行部より、空き家バンク登録のための調査となり、件数については不動産関係協会の意見等を参考にしています。制度の開始段階としては十分と考えています、との答弁でした。

委員より、ふるさと寄附による町の利益はどの程度見込んでいるか。また、納税のサイトに掲載している返礼品の見せ方で購買意欲が変わってくる。見る限り改善の余地があると思われるが、対策はどうかとの質疑に、執行部より、町の利益として寄附額のおよそ5割程度を見込んでいます。サイトに掲載している返礼品の写真については、委託業者と町内の返礼品提供事業者との間で協議をお願い

していますが、今後さらに改善を図ってまいりたい、との答弁でした。

委員より、ふるさと寄附金の目的について、「被災した庁舎の再建（新庁舎建設）」がうたわれているかとの質疑に、執行部より、これまで、寄附の目的は、申し込みをされたときに寄付者が5つの選択肢から選べるようになっていましたが、昨年9月から「被災した庁舎（新庁舎建設）」を新たに追加をしたところですが、との答弁でした。

委員より、熊本市、菊陽町、大津町の3市町による連携事業負担金について、世界かんがい施設遺産PRや活用などの関連事業は、大津町だけのシンポジウム開催ではなく、関係自治体合同での実施となるか。また、シンポジウムはいつ実施する予定かとの質疑に、執行部より、31年度のシンポジウムはリレーシンポジウムのような形で熊本市と菊陽町、大津町での実施を考えており、菊陽町と大津町は合同で実施できないか検討を進めている。また、11月の文化の日前後に関連事業のひとつであるTKUのドラマが放映される予定であるため、菊陽と大津町との合同シンポジウムも同時期の開催を検討している、との答弁でした。

委員より、3市町連携事業について、各自治体どの部署が担当するかとの質疑に、執行部より、3市町による実行委員会を立ち上げて進める予定で、実行委員会には、総合政策が出席します。また、各市町において農政担当や生涯学習担当課なども含めた庁内の検討委員会、実行委員会などを立ち上げていく予定です、との答弁でした。

委員より、空港ライナーについて、県の空港アクセス改善におけるJR延伸が整備されるまで、このまま継続することが確約されているかとの質疑に、執行部より、県からは、空港ライナーについて現時点で廃止等は考えていない。当分の間継続するとの回答をいただいています、との答弁でした。

委員より、来年4月から内牧環状線のバス路線廃止について、バス事業者から不満の声はなかったのかとの質疑に、執行部より、バス事業者とタクシー事業者も含めた事業者部会などで協議を重ねてまいりました。内牧環状線の乗車率が低いことや、町が多額の費用負担をしている実態などを考慮し、今回の見直し案の調整ができたところです、との答弁でした。

委員より、今後どのような公共交通体系の整備を実施していくのかとの質疑に、執行部より、町内巡回バスの導入や乗合タクシーのエリア拡大など、幾つかの案が考えられますので、それぞれのメリット・デメリットを精査しながら、大津町にあった公共交通体系の具体案をさらに検討していきたい、との答弁でした。

委員より、吹田団地から大津駅高校方面のバス路線において、以前は朝の便が座れないほど多いと聞いたが、現在はどうかとの質疑に、執行部より、現在、同便において、平均25人程度の乗車数となっており、保護者の方から児童・学生が乗り切れないとの苦情や問い合わせはあっていません、との答弁でした。

委員より、乗合タクシー導入地域以外の方から自分の地域も乗合タクシーを使いたいという相談はないかとの質疑に、執行部より、導入地域以外の方から相談があった場合には、包括支援センターとも連携し、条件はありますが、外出支援タクシー制度などのご案内をしています、との答弁でした。

委員より、乗合タクシーについて、統括した配車システムの導入が必要ではないかとの質疑に、執

行部より、現在はタクシー事業者各社の対応となっている。各事業者は乗合率を高めるルート設定で運行をしています。今回の新規6地区導入までは、現在のシステム内で対応できる場所ですが、今後さらなるエリア拡大を行う場合は一括した配車システムの導入の検討が必要になってくると思われる、との答弁でした。

委員より、コンビニ交付システムはマイナンバーカードが必須なのかとの質疑に、執行部より、コンビニのマルチコピー機でマイナンバーカードを読み取り本人確認をするので必須です。国の施策としてマイナンバーカードの利便性を高め、カードを普及させたいという狙いがあると聞いています。技術的にはマイナンバーカード以外の方法も可能かもしれませんが、国からこのようなサービスについて、マイナンバーカードが前提だと聞いております、との答弁でした。

委員より、町内における現在のマイナンバーカードの交付状況はどうかとの質疑に、執行部より、1月末時点で申請者数は3千785枚、交付数は2千954枚、交付割合は町民全体の8.5%程度です。マイナンバーカードの活用が一部の窓口での手続きに限られていること及び証明機能に留まっていることが交付が進まない原因だと思われ、との答弁でした。

次に、総務部庁舎建設推進課関係で、委員より、カーボンマネジメント事業について、他の自治体の状況はどうかとの質疑に、執行部より、カーボンマネジメント事業は、地球温暖化を抑制するため、2013年度に排出された二酸化炭素の温室効果ガス排出量を基準とし、2030年度までにこれらを40%削減することを目標としています。この事業は、採択制なので申請した団体がすべて採択されるということではありませんが、他の自治体では、新庁舎に利用するところはまだ少ないようで、どの団体でも既存施設の空調設備の交換やLED機器への切り替えを行うところが多いようです。県内では、昨年、玉名市が採択され、市内の既存施設の空調設備やLEDへの切り替えを行っています、との答弁でした。

委員より、この事業を実施したところで40%の削減を達成しているのかとの質疑に、執行部より、各自治体の40%の削減目標年度は2030年度ですので、これから温室効果ガス排出量の削減目標に向けて取り組んでいくものです。今年度事業では、第1号事業（事務事業編）に全国で134団体、第2号事業（設備導入事業編）に全国で22団体が採択されました、との答弁でした。

委員より、継続費の合計42億4千700万円の総額には備品も含まれているのかとの質疑に、執行部より、庁舎関係の工事に他に、備品、工事監理費、電算システム等までが含まれています、との答弁でした。

委員より、庁舎建設工事が始まると駐車場不足が考えられる。何か対策は考えているのかの質疑に、執行部より、役場東側の民有地、元福田医院跡地を借用して旧庁舎跡地にある約40台の公用車の駐車場として、旧庁舎跡地を来庁舎用の駐車場として確保します。また、オークス広場西側の親水公園を調整池として整備し、仮駐車場として利用する予定です、との答弁でした。

総務部財政課関係で、委員より、入札情報システム（コリンズ、テクリス）とはどのようなものかとの質疑に、執行部より、入札情報システムは、発注者支援のデータベースであり、地方公共団体が発注した工事や設計委託の内容をデータベースに登録することで、実績がデータ化され、後の業者選

定などで活用されます、との答弁でした。

委員より、新地方公会計システムを導入して1年経過する。現状はどうかとの質疑に、執行部より、まずは町の資産をデータ化し、それを基に財務諸表を作成しています。従来の会計方式は変わりませんが、これらを補完するため、公会計の観点を取り入れるものです。今後、職員研修を重ねながら、職員でも仕分けや分析をできるよう取り組んでいきたい、との答弁でした。

委員より、公債費について全体的な説明を聞きたいとの質疑に、執行部より、これまで借入れをした地方債の償還分ですが、対前年比約2億5千万円の増額です。今後は、庁舎関係の起債発行がありますので、平成33年から34年にかけて償還額が20億円程度に増加する見込みです。併せて、地方債残高も増加しますので、現在の実質公債費比率は11.3%ですが、平成33年度あたりでは13%程度になると見込んでいます。地方債残高が少しでも減少していくよう財政運営に心がけてまいります、との答弁でした。

意見として、単に事業を絞るのではなく、必要な部分には投資をし、税収増につながる運営をお願いしたいとの意見がございました。

委員より、熊本地震復興基金の残高はどうかとの質疑に、執行部より、今年度末残高見込みとして、2億1千500万円ほどとなり、31年度で2千100万円繰り入れを計上している。その他、繰越事業などで充当可能な事業があれば、県と協議しながら充当していく予定です、との答弁でした。

委員より、森林環境譲与税の算定の中で使用されている林業就業者数はどうやって調べるかとの質疑に、執行部より、農林業センサスなどの統計情報を使用し、今回の当初予算では関係者を34人で算定をしています、との答弁でした。

総務部税務課関係です。

委員より、コンビニ収納時にマイナンバーカードが必要かとの質疑に、執行部より、カードは必要ありません。システム改修後の新しい納付書であれば、いつでもコンビニで支払いが可能です、との答弁でした。

委員より、地籍情報システムの更新に伴いシステム機器をL G W A N回線にしてクラウド方式にするとはどういう意味かとの質疑に、執行部より、クラウド方式とは、庁舎内にサーバーを設置せず、防災・セキュリティに万全の対策を講じたデータセンターにサーバーを設置し、高度なセキュリティを維持して行政専用の回線であるL G W A N回線を利用して遠隔地にある地籍情報システムを運用するものです、との答弁でした。

委員より、固定資産関係でがけ地補正の対象となる土地はどの程度あるかとの質疑に、執行部より、税務課では把握していませんが、申し出があり要件を満たしたところには対応をしていきます。また、対象となる土地があった場合、その周辺の見直しを行っていきます、との答弁でした。

委員より、法人税はこれから下がると聞いたが本当かとの質疑に、執行部より、法人税全体はわかりませんが、法人町民税は、平成31年10月1日以降開始事業年度分から法人税割が9.7%から6%に下がります。ただし、地方税の税率が下がった分を国税である地方法人税を引き上げて、それを財源として交付税として再分配されますので、財政力の弱い自治体にとっては有利になります、と

の答弁でした。

委員より、環境性能割についての質疑があり、執行部より、平成31年10月の消費税増税のタイミングで廃止される自動車取得税の代わりに、自動車取得税と同様に自動車の取得時に課せられる税金です。燃費性能がよい車の税率を優遇し、より環境に優しい自動車の購入を促進させようという取り組みです。自動車取得税と同様に税金は県が徴収しますが、軽自動車に対する環境性能割は課税客体の主たる定置場の市町村に交付されます、との答弁でした。

総務部人権推進課関係で、委員より、男女協働参画審議会委員15人の構成内容、また、男女比はどうかとの質疑に、執行部より、大津町区長会、社会福祉協議会、つばさの会、ボランティア連絡協議会、クラブおおづ、女性の会、民生・児童委員、町議会、企業連絡協議会、町商工会からの選出です。また、公募委員も4名います。男女比は男性5名、女性10名、女性登用率は66.6%となっています、との答弁でした。

委員より、女性の職業生活における活躍推進事業業務委託の内容と、また、これによって就職をされた参加者はいるかとの質疑に、執行部より、女性の再就職に向けたスキルアップ講座であり、今年度は1名の方の就職につながっています、との答弁でした。

委員より、児童館トイレ外壁改修工事について質疑があり、執行部より、現在、児童館のトイレ外壁はガラスブロックでできており、平成10年に中の鉄筋が錆びてブロックが割れ危険なため、アクリル板を巻いて応急処置をしていますが、今回、ガラスブロックを撤去し、木製の外壁に変える工事を予定しています、との答弁でした。

以上で質疑が終わり、討論はありませんでした。採決の結果、議案第18号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他所管事項について、総務部総務課より、平成29年度から3カ年の事業計画で取り組んでいる地方創生推進交付金事業の全体概要と29年度の実績についての報告がありました。また、外部組織として、2月に開催した「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会」による効果検証結果についても併せて報告がありました。

以上、当委員会に付託されました案件は以上のとおりであります。これで総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 以上で、各常任委員会の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員会報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 文教厚生常任委員長の報告に対しまして質疑をいたします。

18号関連でありますけれども、今定例議会に大津町監査委員から定期監査報告、30年度ですね、が提出されております。その中で、大津中学校については、指摘事項が記載されておりました。事務的なものとか、購入の方法とかそういったものの指摘ではありましたが、その次に、検討事項というものがありまして、中でも、不登校問題は学校だけでは解決できないため、家庭、学校、教育委員会と福祉や医療関係機関などと情報の共有と連携を図りながら不登校ゼロを目指していただきたい

ということは、不登校の生徒がいると伺っています。実際、先日、大津中学校の卒業式に出まして、欠席の子が数名おりました。このことを言ってるのかなと思ったところでしたが、ということは、30年度の定期監査でこの指摘があったということは、31年度の予算を審議するときにおいて、こういった指摘事項やそのものに対してですね、やはり対応策っていうものを執行部に求めていかなければならないが、考えられますので、例えば、その関連についての予算措置がなされているのか。それともそういった対応策に対しての現予算の範囲内で対応することができて、取り組むことができるというような説明や議論、そういったものがあったのか質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 文教厚生常任委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） 永田議員の不登校関係のですね、質疑にお答えしたいと思います。

不登校に関しては、私も非常にですね、心痛めているところなんですけれども、今ありましたような、その大津中学校のことですが、基本的に、不登校の対応というのは学校だけでは確かにできません、と考えております。その中で、じゃあどこがそれにあたるのかというときに、どうしても中心になってくるのは教育支援センターということになります。教育支援センターがですね、大体予算措置としては約1千万円程度が毎年かかっているんですけれども、そこに相談員が6人おられて、4人が大体センターにおられる。2人が各中学校におられるという形で6人体制で回しているというところなんです。金額的には去年から今年増えたかというところではないんですが、その前に、車を1台配置しまして、実際に訪問してお迎えに行くというような取り組みができるようになってきているということで、そこについて、そのお迎えとかの車の活用状況はどうなっていますかというような質疑はあったところなんです。ですから、これが十分かと言えば、言い切れるものではないんですけれども、取り組みはなされていると判断したというところなんです。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 建設経済常任委員の審議についてお尋ねをしたいと思います。

本会議のときにですね、申し上げました、工業用水道の会計の予算、先ほどの説明でですね、赤字になっていますと、赤字の構造はわかりました。中身はですね、ただ一つだけちょっとまずどうしても疑問として解消しないのが、人件費のところですね。その赤字になっているという幾つかの要素の中で、人が1人増えているということがあったんですけれども、そこに関してはですね、この説の4というページですね、予算の説明の4のページの給与費明細書を比較して、前年度と本年度と金額的に変わらないんですね。だから、これが要素として適当だったのかなというのがまず一つ、それについてお尋ねしたいということと。

あと、そのそもそもこの企業会計というものをきちんとその理解されてるかということについて審議をいただいたかというところですね。今度、農業集落排水の関係だとか、様々な企業会計というものが今後増えてまいります。そうした時に、やっぱりその職員、特でもその幹部職員というものが

きちんと公会計、企業会計を理解していないと立ち行かなくなるのではないかという懸念があるところです。ですから、そこについてどういうふうな質疑があったのか。なかったとしたら、お考えというもあるのではないかというところでお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 経済建設委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長（永田和彦君） 質疑に対してお答えします。

まず、職員数についてであります。説明資料の4ですね。これに示されている職員数のその他でいうところで1名増えております。これは先ほどの説明の中で言いました、今回、第4水源地ということで、職務が増えるということで臨時職員というの1名であります。

あとは、年間を通しての仕事の量の計算での臨時職の採用ということでありましたけれども、今回、工業用水道会計というのは、もともと企業会計は早くから取り入れられておまして、ここは実は利益が出る部分でありまして、早くから財務三票の損益計算書、貸借対照表、キャッシュフローという形で公表されております。この財務三票の見方というものは、この委員会の中で説明を受けた中でも、町の職員としては非常に難しいところがありますと、しかしながら、多くの、多くというよりも、ほとんど企業というものは、この財務三票を見立てて内容を精査するわけですから、見方にはコツがあります。ですから、その財務三票について、やはり委員会でわかるとのかというような話も言いました。実際、私も零細企業ですけど、企業やっております。結局、こういった財務三票を見抜くことによって今後の方向性とか、その投資の仕方なり、返済の仕方なり、そういったものをずっと立てていくわけですから、もちろん今後の職員からするならば勉強の課題であるということにははっきり職員からも答弁をいただいております。実際、公共下水道会計と農業集落排水会計というものが公会計に移った場合、もちろん利益というものは出ませんし、やはり公金の取り扱いというものが明らかになってきて、説明の中で言いましたけれども、結局、きちんとした採算性というものがはっきりとしてしまうということが求められると思います。国としてもですね、ここの流れとしましてからは、実際、人口減というものが問題でありまして、採算性が全くあわないというこういった社会資本が出てきているというのが一因しているのかなと、そういったふうな議論は出たところであります。

ご理解のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。2時から再開をします。

午後1時53分 休憩

△

午後2時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、議案第18号、平成31年度大津町一般会計予算について、並びに第19号の国民健康保険特別会計予算、この2つの案件について討論を行いたいと思います。

まず最初に、31年度の大津町一般会計予算であります。反対をする点は、一般会計の中におきまして、いわゆる自衛官募集について、地方自治体が、大津町では18歳になった方々の氏名・性別・生年月日、こうした個人情報を紙媒体において自衛隊側に毎年手渡しをしていたと。若い方はご存じないかもしれませんが、20数年前までは住民基本台帳は我々でもコピーを、お金さえ出せばコピーをもらえたんですね。全町民のですね。しかし、いわゆるコンピュータの発展、あるいはパソコン、あるいはSNSということで、この大量のこうした個人情報を集めることによって、これが本人の意図しないところで悪用されたりするということで、その後、個人情報保護法が整備をされたわけです。ご承知のとおり、個人情報は個人としての人権を守るという本当に大切なことだと思うわけですが、残念ながら大津町においては、その個人情報が本人の承諾もなしに毎年大量に提供されていると。予算としてはほんのわずかな額でありましょうが、事は人権に関わる、個人の尊厳に関わる大事なものだと思うからです。ちなみに、今月の15日の神奈川新聞の記事で、神奈川県葉山町は、大津町と同じように、紙ベースで自衛隊のほうに名簿を渡していたわけですが、今年度から名簿の提供は止めると、個人の人権に関わることだから提供はできないと、そこで町長さんはずいぶん、いわゆる自衛隊法、それから住民基本台帳法、また個人情報保護条例、これらを全部勘案しても本人の承諾なしに大量の名簿を提供することは、現在の法律体系からして適当ではないということで、直ちに提供を止めると。じゃあ自衛隊側はどうするかというと、我々も今可能なように、住民基本台帳の閲覧はできますから、閲覧して、こう筆記をすることは可能なわけがあります。この名簿の閲覧についてはですね、神奈川県内の33市町村のうち、5市町が名簿を紙媒体で提出をしている。残りのうち28市町村は個人情報保護の観点から公開を制限するというので、閲覧で対応しているということです。圧倒的多数は、閲覧で対応している。このことを取り上げて、一刻の総理大臣の安倍晋三首相が自民党の大会で、6割以上の自治体が自衛隊の募集に協力を拒否していると述べたわけですね。別にどこも拒否はしてないわけですね。ご承知のように、熊本地震の際、あるいは全国の大災害の際、自衛隊の皆さんがそれはもう身を粉にして一生懸命働くことは、尊敬に値することは当然であります。しかしながら、人の命を預かるという、救うという意味では、自衛隊員だけがその仕事ではないわけでありまして。例えば、警察官も消防署員も医師も看護師も人様の命を救うわけですね。あるいは、介護の職員も保育士も命を預かる尊い職業であります。国家権力が、その権力を行使してですね、個人情報を特定の職業募集のために利用することは、今の時代到底許されることではないと私は思います。権力は大きいほど謙虚にならないと、権力がそれは横暴になればまさに独裁政治につながっていくと、民主主義が否定されかねないという意味で、重大な問題であるということで、この一般会計について、これがきちんと否定されていないということについて、意見を申したいと思うわけです。

もう1点は、一般会計から国民健康保険に対する法定外の繰り入れが現在は行われていないと、以前はございました。国民健康保険制度は、以前は町内のほとんど農業者、あるいは自営業者、それなりの所得のある人たちがこぞって入っていましたから、それなりに潤いができたわけですが、

現在は、国民健康保険に入っていらっしゃる方は、高齢者の方、まあ定年になって退職をされた高齢者、それから、仕事のない方、収入のない方、あるいは若い方でも非正規労働で社会保険のない方は国民健康保険に加入をするわけです。非常に低所得で不安定な仕事の方が多いわけでありまして。その中でも、この国保税の反対の一番の理由はですね、均等割課税が未だに課税されているということです。国保税が払えなくて、私の知り合いの方も病院にかかりたいけど、そういう相談がございました。払えなくてもとりあえず病院に行きなさいって、病院に行ったら、満額10割払う金がない、我慢をすると、本当にもう辛いお話も聞いているところではありますが、その上にですね、オギャーと赤ちゃんが生まれたら、はい、あなたは均等割、税金3万数千円払いなさいって、均等割課税がなされているわけです。全く収入がない赤ちゃんから、いわゆる子どもに未だにこうした人頭割課税がなされていることは、あまりにもひど過ぎるのではないかと。今、全国の都道府県知事ですね、全国の知事会、それから市長の会、町村の会、まあ大津の町長さんも入っている町村会も国に対して1兆円、この国保会計に国保を負担してすれば均等割課税、それから世帯割課税をなくすることができる。だから、あと1兆円、国から国保を出してくださいという意見書が出されているわけですが、国は頑としてこの均等割課税をやめようとしていません。国がやらないなら、一番この身近な地方自治体、我が町では一般会計から補填してでも子どもたちに対するこの均等割課税をなくすか、あるいは、半分に減らすか。そういう措置を実行するべきだと思うわけでありまして。かつて、子どもの医療費が現在中学3年生まで無料化になりましたが、最初は3歳未満でしか無料になりませんでした。小学校まで無料にせよと言っても、国がそれを実施したところにはペナルティを課して、国の予算を削ってくる時代がございましたが、ついに、現在では、子どもの医療費の無料化は当たり前となって、国もペナルティを渡しながら止めざるを得ないという状況になっているわけでありまして。これにならしまして、少なくとも子どもたちに人頭割と、時代錯誤のですね、こうした課税は止めるべきではないか。

そういう観点から、議案第19号の国民健康保険特別会計予算について、反対を表明したいと思っております。

○議長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第18号、19号について、賛成の立場から討論をいたします。

まず議案第18号についてであります。ただいまご指摘されました自衛官募集についての住民基本台帳のデータを個人情報保護法がなされていないというような意見だったかと思いますが、賛成の立場からの討論といたしますれば、自衛隊というのは、国家機関でありまして、営利企業としての情報収集ではありません。この国を守るため、保護するため、また、災害のときに出動可能なために、必要な人を確保するというのは、これは国として当たり前の行動であります。しかしながら、様々な法律が絡み合っていて、どこに筋を通していいのか、みんながわからないような状況に今至っているかもしれませんが、国として、生命と財産を守るためには、自衛隊員はやはり必要であります。ですから、そういった人材を確保するための国としての行動は認めるべきだと思います。しかしながら、その方法論やこれからのあり方というものは、大いに議論すべきところだと感じております。しかしながら、

今回は、やはり報告書、委員長の報告を見てもすべてが原案のとおり全員賛成で可決されておりますので、委員会におかれましても、そのことについて賛成であったのだろうというふうと考えられます。

以上のような観点から議案第18号におきましては、賛成の立場を表明するところであります。

また、議案第19号についてであります。

国民健康保険でありますけれども、国民健康保険は、保険料から保険税という形になりました。税金、言うならば、その税率、いろんなものをリップオフが考えるわけでありますけれども、国民の三大義務として、教育の義務、そして勤労の義務、そして納税の義務というものがああります。きちんと納税をしてもらって、そして、きちんとした適正な分配をする。これは国の役割であります。特別会計の国民健康保険税に対しまして、やはりそういったきちんとした体制整備をするためには、また、国民皆保険を維持するためには、ベースとなる国民健康保険というものをきちんと経営していかなければならない。ですから、均等割課税、世帯割課税、そういったものにつきましては、今後いろんな形で議論はもちろん行われるべきだと思います。しかしながら、財源の不足というものを考えますれば、これは国としても引けないものだろうか、やはり考えてしまいます。私は、社会保険に加入しておりますけれども、社会保険を払っている人も、国民健康保険税に対して、多大なる理解を示して、以前、私は二重課税じゃないかなと言ったことがありますけれども、一般会計の持ち出しをしてでもその制度を守らなくてはならない。ですから、総合的に判断しまして、議案第19号につきましては、賛成の立場を取らせていただきます。

議員各位のご賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第11号、大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、大津町農村地域工業導入促進審議会条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第13号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、大津町学童保育施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、町道の路線廃止についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、町道の路線認定についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成31年度大津町一般会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、議案第18号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成31年度大津町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成31年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成31年度大津町公共下水道特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成31年度大津町介護保険特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、平成31年度大津町農業集落排水特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、平成31年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔全員多数〕

○議長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決され

ました。

次に、議案第25号、平成31年度大津町工業用水道事業会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（桐原則雄君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第4 平成30年度議員派遣について

○議長（桐原則雄君） 次に、日程第4、平成30年度議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、議席に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、平成30年度議員派遣については、議席に配付しましたとおり、派遣することに、決定しました。

日程第5 議案第26号 大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（美咲野地区）請負変更契約の締結について 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄君） 日程第5、議案第26号、大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（美咲野地区）請負変更契約の締結についてを議題とします。

お諮りします。

議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。

本定例会に追加提案を申し上げます案件の説明の前に、一言お礼を申し上げたいと思います。

本定例会にご提案申しあげましたすべての案件につきまして、ご議決をいただき誠にありがとうございました。今後とも議員の皆さんのご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

それでは、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案集第1ページ、資料集1ページをご覧ください。

契約案件でございますが、工事請負契約案件1件であります。早期の完成が望まれるものでございますので、ご議決いただきますよう深くお願い申し上げます。

議案第26号、大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（美咲野地区）請負契約変更の締結についてでございます。原契約金額1億250万976円から907万3千955円を減額し、9千342万7千21円とすること。そして、原契約工期の期限である平成31年3月20日から平成31年5月31日とする工事請負変更契約を締結したいと思うものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約ですので、議会の議決を求めるものでございます。

以上の提案理由の説明を申しあげましたが、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 議案第26号についてご説明いたします。

説明資料集の1ページをご覧ください。

工事の変更の概要をご説明いたします。

工事名は、大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（美咲野地区）でございます。請負金額について、原契約金額は1億250万976円で、907万3千955円を減額し、変更契約金額を9千342万7千21円とするものでございます。請負者は、宇都宮・小西建設工事共同企業体、代表者、熊本県菊池郡大津町室2137番地2、株式会社宇都宮建設、代表取締役宇都宮誠二様でございます。工事内容は、鉄筋挿入工、固結工、押え盛土工、道路復旧工でございますが、今回の工事変更については、備考に記載しておりますが、鉄筋挿入工の施工において、当初L型擁壁にコンクリートを張り鉄筋を挿入する工事でしたが、工事に着手し、L型擁壁や鉄筋の状況を確認したところ、コンクリート張りを行わずに施工が可能となったため、コンクリート張り工の数量を35立米からゼロに減量いたします。また、土質改良工につきましては、押え盛土工の施工において、不安定な土を削り、新たに

盛土を行う計画でしたが、工事に着手したところ、現地の土質がよく、削り取る土量が少なくなったため、土質の改良を行う数量を減らすことができ、数量を420立米から307立米減量し、113立米とするものでございます。工期につきましては、関係地権者との協議に時間を要したため、平成30年6月22日から平成31年3月20日までを平成31年5月31日に延長するものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約につき、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

説明資料の1ページを見ておりますと、備考欄に張り工、土の量、いろんなものが減ったというふうな説明でありますけれども、ということは、請負金額の減額分の900万円相当はこの分だけという計算でよろしいのでしょうか。これが減った分がこれだけなんだよという明細って考えてよろしいのでしょうか。

それとまた、工期ですけれども、2カ月間延長されております。逆にそういった工事内容は減っているわけです。地権者との話し合い云々ということ言われましたけれども、こう人手不足なのか、それとも地権者との交渉において、本来ならば早くきれいにしてほしいというほうが筋だろうと思えます。それが2カ月も延びるという理由は、何らかがやっぱ生じたのかなと思われまますので、この部分の詳細の点をお聞きしたいと思えます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） ご説明いたします。

工事の詳細につきましては、多数の工事の交渉がございまして、たくさんの増減をしております。ただ、主なものを申し上げましたが、ほかにもAブロック鉄筋挿入工につきましてが減額の590万円、張コン工種減額、足場の減額、それから、Cブロックにおいて、土質改良工、現地生産による土質改良土量の減、これが440万円、また、同じくCブロックにおいて、法面促成工につきましては、260万円の増額、法面管理を簡易にするため、多機能フィルター芝桜に変更するものでございます。また、準備工としまして、伐採工を90万円予定しておりましたが、減額をしております。また、安全費として、県道入口警備員B、実績人数による減額等々でございまして、900万円の減額ということになっております。

それから、工期の変更につきましては、当初は個人の家、個人の敷地の中に土壌改良用で1mぐらい土壌改良して下に埋めるというような工法を考えておりましたが、個人の方からできることであれば、なるべくならば個人の敷地はやめてくれというお話がございまして、たまたま下のほうに町の敷地がございましたので、今回用いております、盛土工を町の敷地に行ったということで、工

期が延びたということでございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

2カ月ていうのが非常にこれ引っ掛かりまして、この2カ月延びるような工事になって、総合的にですね、全体の増減を総合的に計算して、2カ月も延びる工事になってしまったのか。3月末日に近いんで、最初はですね。ですから、年度中にていうやつがちよっと無理だったのかなど。いろんな考え方がありますが、この延びることによってですね、逆に工事費が高くなってしまうということも生じるのではないのでしょうか。この点について、再度質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） ご説明いたします。

当初、若干3月いっぱいということで、若干の無理がありましたんで、それで実際やり始めたら延びたということが一つございます。

それから、今、現状工事もしておりますけれども、精査しながら今工事をやっておりますので、これから金額が増えるということはないというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 美咲野のこの法面工事ですけど、なかなか図面では最初理解できなかったんですけど、先ほど説明で芝張り、答弁の中で芝張りみたいな答弁があったかと思うんですけど、要するに、今朝も通ってみましたけど、盛土をこう重機で押さえてある。私が心配したのは、もうこれからだ草がぼうぼうぼうぼう、大体今度の地震の前は、あの辺はもうジャングルみたいになっているんですね。だから、これ土できれいに今なっているんですけど、ちょっといっときすればもうものすごい草が繁茂すると。結構斜面が急ですから、簡単に草刈りも除草作業が経費もかかる。下は多分公園も含めて町有地なんだろうと思いますので、この法面については、やっぱり後の管理まで考えとかんといかんのではないかなと、現場を見てですね、思ったんで、先ほど説明で芝張るようなお話だったので、あとの管理まで考えあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 先ほども申しましたように、法面につきましては、管理を簡易にするために、防草シート、草が生えないようなシートを張りたいと考えております。そこに芝桜というやつを、今、点々とありますけれども、あれを植えて景観にも配慮したいというふうに考えております。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 防草シートを張るのは納得しました。なるべく経費がかからないように、さらに配慮をお願いしたいと思います。

終わります。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第26号、大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（美咲野地区）請負変更契約の締結についてを、採決します。この採決は起立によって行います。議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第2回大津町議会定例会を閉会します。

午後2時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成31年3月18日

大津町議会議長 桐原 則雄

大津町議会議員 佐藤 真二

大津町議会議員 本田 省生